

令和5年度

困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業

事業報告書

令和6年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 目次

---

1. 事業概要 .....	1
(1) 事業の実施背景及び目的 .....	1
(2) 事業概要 .....	2
(3) 事業検討委員会 .....	3
2. 質問紙調査結果 .....	6
(1) 質問紙調査概要 .....	6
(2) 質問紙調査結果 .....	8
(3) 質問紙調査結果から想定される課題 .....	156
3. ヒアリング調査結果 .....	167
(1) 民間支援団体へのヒアリング調査 .....	167
(2) 都道府県 主管課へのヒアリング調査 .....	170
(3) 女性相談支援員（全国団体）へのヒアリング調査 .....	173
(4) ヒアリング調査結果から想定される課題 .....	175
4. 課題に対する施策提案 .....	177
(1) 各課題（As-Is）を踏まえたあるべき姿（To-Be）の整理 .....	177
(2) あるべき姿（To-Be）を実現する施策の提案 .....	181
(3) 本事業調査に係る考察 .....	184
5. 研修カリキュラム策定に係る議論 .....	187
(1) 研修カリキュラム策定の目的 .....	187
(2) 研修カリキュラムの受講対象者 .....	188
(3) 他分野カリキュラムの調査 .....	189
(4) 実施内容・実施方法に係る議論 .....	192
(5) 研修カリキュラムの内容 .....	194
付録 .....	195
付録1 女性相談支援員養成研修シラバス案 .....	196
付録2 質問紙調査 調査票 .....	250



# 1. 事業概要

---

本章では、本調査研究の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

## (1) 事業の実施背景及び目的

---

### ① 背景

女性への支援について、これまでは昭和 31 年に制定された売春防止法を根拠法として、売春の恐れ、家庭環境の破綻、生活困窮等の問題に対して支援を行うとともに、その後に制定された関係する法律を根拠として、DV、人身取引、ストーカー行為等に対する支援を併せて実施してきた。

しかし、近年、女性が抱える困難な問題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境の破綻など多様化、複雑化、複合化してきたため、

- 売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応では限界が生じてきた
- 女性を対象とした専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要がある
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象として、早期かつ、切れ目のない支援を目指すことが必要である

等といった意見が、厚生労働省子ども家庭局長参集の検討会において指摘された。

国会においても、売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和 4 年 5 月に議員立法である「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「新法」という。）が成立した。

新法では、支援の対象を年齢、障害の有無、国籍等を問わず、「日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱える恐れのある女性」としており、従来よりも幅広い層を対象としている。

支援は、従来の婦人保護事業の中核を担ってきた婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設や独自の支援を実施している民間団体等が担うことが想定されており、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められている。また、地域における支援体制は、都道府県、市区町村が中心となり、地域格差がないよう構築していくこととなる。

新法の施行は令和 6 年 4 月 1 日となっており、施行に向けて、現在どのような支援が行われており、どのような課題があるかについての実態把握と、地域における支援者の養成及び資質の向上を行っていく必要がある。

### ② 目的

以上の背景を踏まえ、本調査研究では次の目的のもと調査を実施する。

- 地域格差が生じることなく、困難な問題を抱える女性への支援体制を構築するため、現状の支援体制の実態把握調査を実施。その結果を分析し、課題及びその対策を検討する
- 困難な問題を抱える女性に対する幅広い支援を行う支援者の養成及び資質の向上を図るため、研修カリキュラムを策定する

## (2) 事業概要

以上の目的を達成するために、本調査研究では以下の2つの調査・分析を行った。

図表 1 本調査研究の調査目的及び概要

調査の種類	目的	概要
調査 1 実態把握調査	<ul style="list-style-type: none"><li>女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設における困難な問題を抱える女性に対するの支援の実態及び新法施行に向けた準備状況等を把握する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を対象とし、Excel 形式の調査票を配布した</li></ul>
調査 2 ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"><li>研修カリキュラムやその他実施方法を策定・検討する際に参考とするため、研修実施上の課題を把握する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民間支援団体、都道府県主管課、女性相談支援員（全国組織）に対するヒアリングを実施した</li></ul>

### (3) 事業検討委員会

困難な問題を抱える女性の支援について知見のある有識者による検討委員会を組成して議論を進めた。検討会は全4回実施した。

#### ① 検討委員

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には湯澤氏が就任した。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属
◎湯澤 直美	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授
阪東 美智子	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
堀 千鶴子	城西国際大学 福祉総合学研究科 教授

(五十音順、敬称略、◎は座長)

検討委員会オブザーバーとして次の方が参画した。

図表 3 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
梁瀬 晃	厚生労働省社会・援護局 総務課女性支援室 室長補佐
池田 恭子	厚生労働省社会・援護局 総務課女性支援室 女性支援専門官
鈴木 彰	厚生労働省社会・援護局 総務課女性支援室 女性支援係長
鎌田 未沙紀	厚生労働省社会・援護局 総務課女性支援室 主査
時松 夏実	厚生労働省社会・援護局 総務課女性支援室 調整係

(敬称略)

本調査研究を実施した事務局は下記の通りである。

図表 4 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 ディレクター
当新 卓也	PwC コンサルティング合同会社 マネージャー
青木 佑夏	PwC コンサルティング合同会社 アソシエイト
竹内 菜々子	PwC コンサルティング合同会社 アソシエイト

## ② 検討委員会開催状況

第1回検討委員会は、弊社会議室で対面開催とし、第2回以降はオンライン開催とした。

図表 5 委員会議題

開催日	主な議題
第1回 令和5年8月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>事業概要の説明</li><li>女性相談支援員の達成目標の設定</li><li>実態把握調査の項目案の検討</li><li>当事者民間団体ヒアリング調査項目案の検討</li></ul>
第2回 令和5年12月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>女性相談支援員関係団体ヒアリング調査の実施</li><li>他分野の研修調査結果の共有</li><li>当事者民間団体ヒアリング調査結果の共有</li><li>研修カリキュラム案の検討①</li><li>研修実施方針の検討</li></ul>
第3回 令和6年2月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>実態把握調査結果の共有</li><li>調査結果の課題に対する施策検討</li><li>研修カリキュラム案の検討②</li></ul>
第4回 令和6年3月5日	<ul style="list-style-type: none"><li>実態把握調査の追加分析の共有</li><li>女性支援事業における課題の共有と施策の検討</li><li>報告書骨子案の検討</li><li>研修カリキュラム案の決定</li></ul>



### ③ 事業経過

本調査研究は令和5年6月19日に事業の内示を受け、令和6年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 6 事業経過

		事業実施状況	
令和5年 6月			
7月			研修カリキュラム 達成目標検討
8月	★第1回 委員会	実態把握調査・ ヒアリング調査 調査設計	
9月			他制度の研修 カリキュラム調査
10月			
11月		実査	
12月	★第2回 委員会	集計・ 分析	
令和6年 1月			研修カリキュラム 策定
2月	★第3回 委員会	追加分析	
3月	★第4回 委員会		報告書執筆

## 2. 質問紙調査結果

本章では、質問紙調査の結果について詳細に記載する。

### (1) 質問紙調査概要

#### ① 調査目的

以下の2つの目的を達成するために質問紙調査を実施した。

- 施策を検討する上での参考とするため、支援現場の課題を把握する
- 研修の実施方法や内容を検討する上での参考とするため、研修に対する展望や研修受講上の課題等を把握する

#### ② 調査概要

調査対象、調査方法、調査期間については図表7の通りである。

図表 7 質問紙調査の概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の女性相談支援員</li><li>• 全国の女性相談支援センター (想定回答者：女性相談支援センター長)</li><li>• 全国の女性自立支援施設 (想定回答者：女性自立支援施設長)</li></ul>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 各都道府県の主管課に、各対象者への送付を依頼</li><li>• Excel形式の調査票による回答</li></ul>
調査期間	<ul style="list-style-type: none"><li>• 令和5年10月30日(月)～11月24日(金)</li></ul>

#### ③ 調査項目

各対象への調査項目は図表8の通りである。

図表 8 質問紙調査の調査項目概要

調査対象	大項目	調査項目概要
女性相談支援員	I 基本情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業所名、所在地</li><li>• 所属、委嘱元</li><li>• 勤務経験、保有資格</li></ul>
	II 職場環境について	<ul style="list-style-type: none"><li>• 同じ職場に配属されている女性相談支援員数や連携状況</li><li>• 人員配置や体制の課題</li><li>• 有給休暇の取得</li><li>• 残業手当の取得</li><li>• バーンアウトの実態</li><li>• 女性相談支援員の資格化</li></ul>
	III 研修受講について	<ul style="list-style-type: none"><li>• 職場内、職場外研修の受講経験</li><li>• 研修受講のための時間の確保</li><li>• 対話・体験型研修への希望</li><li>• 新たな研修への要望</li></ul>
	IV 支援提供について	<ul style="list-style-type: none"><li>• 相談対応の実件数</li><li>• 支援における課題</li><li>• 支援方法ごとの提供頻度及び難しさ</li><li>• DV 被害者等への支援</li></ul>

調査対象	大項目	調査項目概要
		<p>【以下都道府県委嘱の女性相談支援員のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市区の女性相談支援員及び女性自立支援施設への要望</li> </ul> <p>【以下市区委嘱の女性相談支援員のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターへの要望</li> </ul>
女性相談支援センター	I 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所名、所在地</li> <li>主管部局</li> <li>併設機能、住所の秘匿</li> </ul>
	II 女性相談支援センター内の職場環境や支援実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きやすくなるような環境づくり等の取組</li> <li>業務効率化の取組</li> <li>非常勤職員数及び退職した非常勤職員数</li> <li>非常勤職員の退職理由</li> </ul>
	III 一時保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護所の定員・利用者数</li> <li>同伴児童等への支援に必要なスペース</li> <li>一時保護の依頼に関する実態</li> <li>人数が足りていないと感じる職種</li> <li>入所措置の実態</li> </ul>
	IV 支援における連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター内の連携</li> <li>制度間連携</li> <li>女性自立支援施設との連携</li> <li>他機関との担当者レベルでの連携</li> <li>市区の女性相談支援員との連携</li> <li>民間支援団体との連携</li> <li>都道府県をまたいだ連携</li> </ul>
	V 支援提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援における課題</li> <li>相談支援の受付方法、受付時間、受付場所</li> <li>女性相談支援センター内の役割分担</li> <li>民間支援団体と連携したい支援内容</li> <li>DV 被害者等への支援の実態</li> </ul>
女性自立支援施設	I 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設名、所在地</li> <li>設置主体、運営主体</li> <li>一時保護委託、併設機能</li> <li>新法施行に向けた準備状況</li> </ul>
	II 女性自立支援施設の職場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きやすくなるような環境づくり等の取組</li> <li>業務効率化の取組</li> <li>非常勤職員数及び退職した非常勤職員数</li> <li>非常勤職員の退職理由</li> </ul>
	III 定員充足率	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員・利用者数</li> <li>定員充足に係る課題</li> <li>入所の実態</li> <li>人数が足りていないと感じる職種</li> </ul>
	IV 支援提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援における課題</li> <li>女性相談支援センターへの要望</li> <li>民間支援団体と連携したい支援内容</li> <li>DV 被害者等への支援の実態</li> </ul>

## (2) 質問紙調査結果

各調査対象に対する調査結果を図表9に記載する。

図表 9 質問紙調査の有効回答数及び回収率

調査対象	総数	有効回答数	回収率
女性相談支援員	1,586	755	47.6%
都道府県委嘱 女性相談支援員	437	234	53.5%
市区委嘱 女性相談支援員	1,149	521	45.3%
女性相談支援センター	49	38	77.6%
女性自立支援施設	47	35	74.5%

※総数は厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室調べ（令和5年4月1日時点）

## ① 女性相談支援員への調査

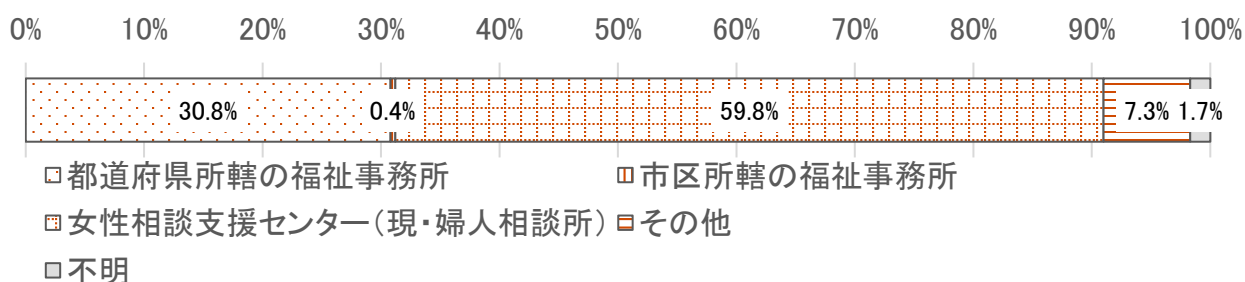
### I 基本情報

#### Q2 所属

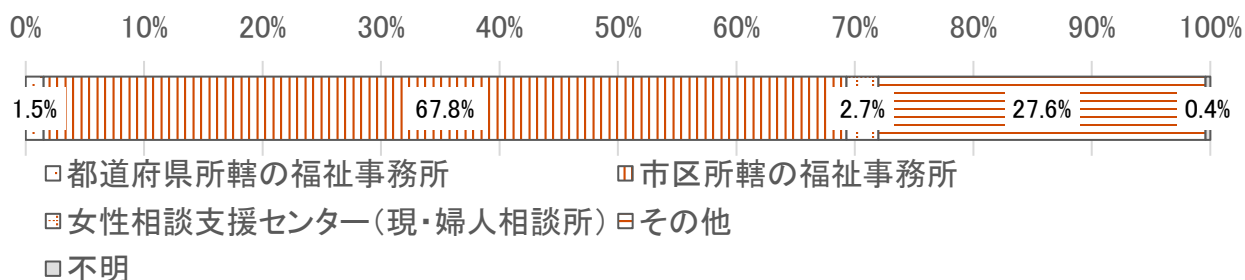
女性相談支援員に所属について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「女性相談支援センター」所属が最多の 59.8%で、次いで「都道府県所轄の福祉事務所」が 30.8%であった。

また、市区委嘱の女性相談支援員では、「市区委嘱の福祉事務所」所属が最多の 67.8%で、次いで「その他」が 27.6%であった。「その他」は、「男女共同参画推進に関わる部署」が全体の 8.6%、「配偶者暴力相談支援センター」が全体の 7.3%、「子ども・子育てに関わる部署」が全体の 5.8%であった。

図表 10 【都道府県委嘱】 I Q2 所属 (n=234)



図表 11 【市区委嘱】 I Q2 所属 (n=521)

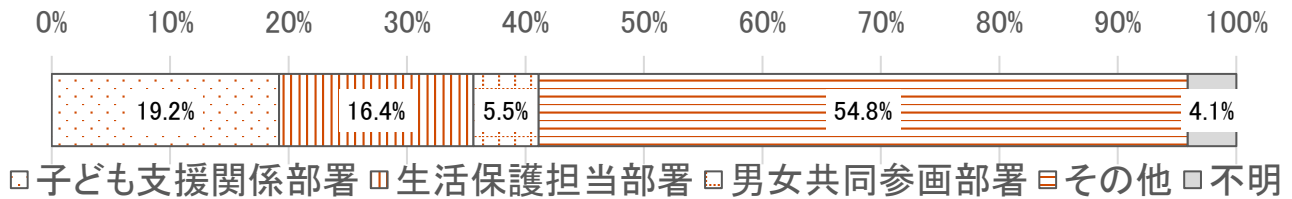


### Q3 部署

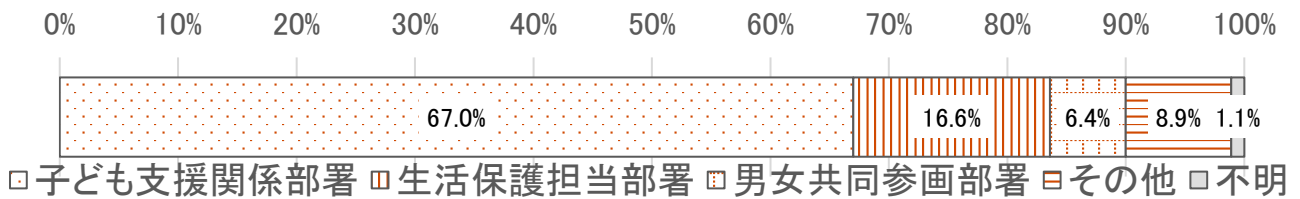
Q2 所属が福祉事務所と回答した方のうち、配属されている部署について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「その他」が最多の54.8%で、次いで「子ども支援関係部署」が19.2%であった。「その他」の自由記述欄では社会福祉に関わる部署、地域福祉に関わる部署といった回答があった。

また、市区委嘱の女性相談支援員では、「子ども支援関係部署」配属が最多の67.0%で、次いで「生活保護担当部署」が16.6%であった。

図表 12 【都道府県委嘱】 | Q3 部署 (n=73)



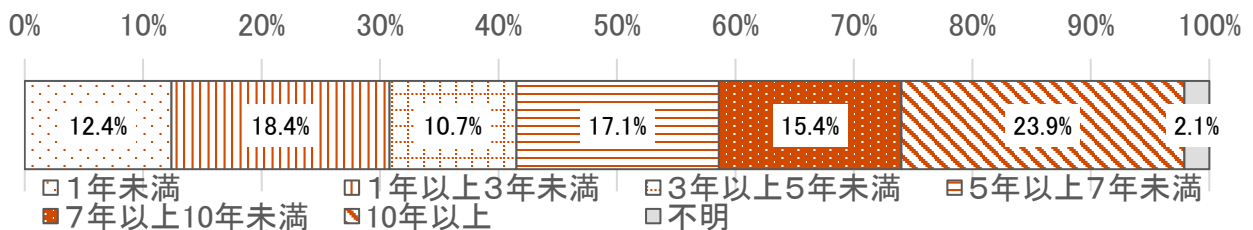
図表 13 【市区委嘱】 | Q3 部署 (n=361)



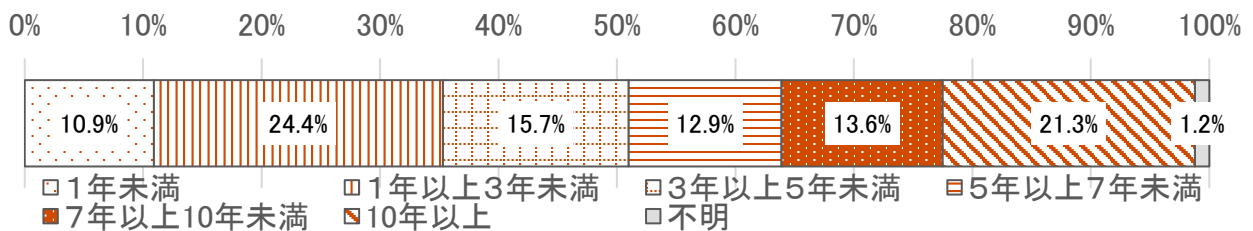
### Q5 女性相談支援員としての勤務年数

女性相談支援員としての勤務年数について尋ねたところ、委嘱元によって大きな傾向の違いはみられず、3年以上がいずれも約7割を占める。また、いずれの選択肢における回答も1~2割であった。

図表 14 【都道府県委嘱】 | Q5 女性相談支援員としての勤務年数 (n=234)



図表 15 【市区委嘱】 | Q5 女性相談支援員としての勤務年数 (n=521)

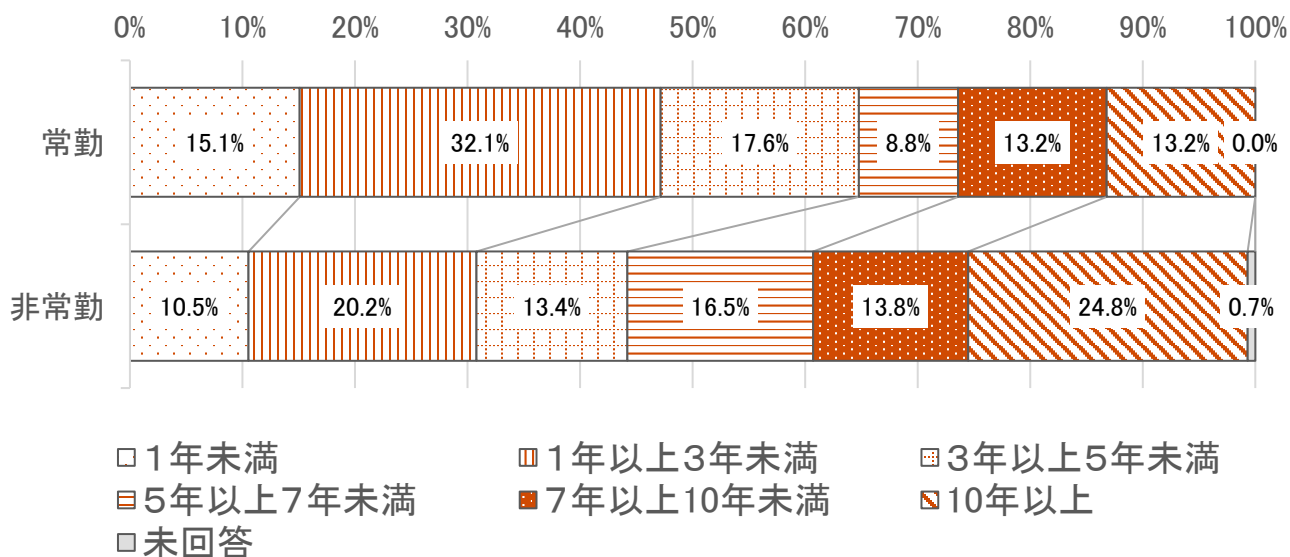


Q5 女性相談支援員としての勤務年数×Q10 勤務形態

女性相談支援員としての勤務年数を勤務形態ごとに分析したところ、常勤の女性相談支援員では、「1年以上3年未満」が最多の32.1%で、次いで「3年以上5年未満」が17.6%であった。

非常勤の女性相談支援員では、「10年以上」が最多の24.8%で、次いで「1年以上3年未満」が20.2%であった。

図表 16 I Q5 女性相談支援員としての勤務年数× I Q10 勤務形態 (n=755)

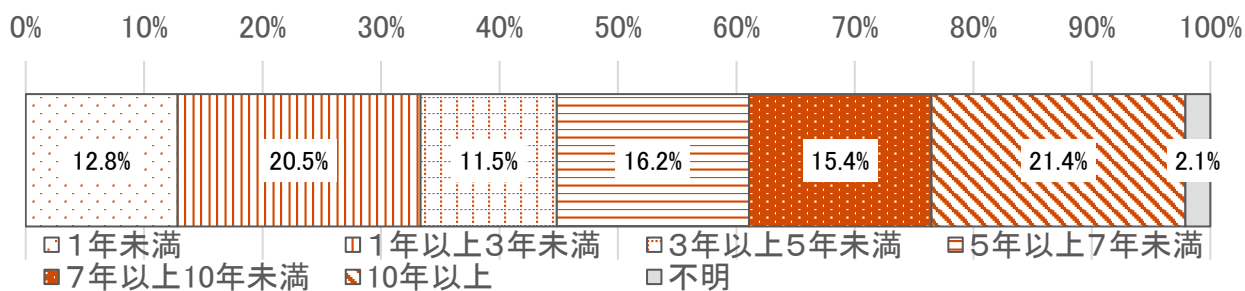


### Q7 現在の勤務先における勤務年数

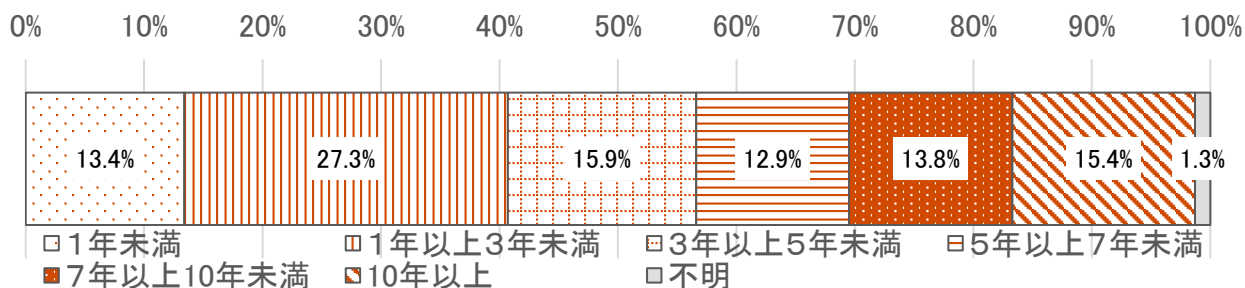
現在の勤務先における勤務年数について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「10年以上」が最多の21.4%で、次いで「1年以上3年未満」が20.5%であった。また、いずれの選択肢における回答も1～2割であった。

現在の勤務先における勤務年数について尋ねたところ、市区委嘱の女性相談支援員では、特に顕著な傾向がみられず、「1年以上3年未満」が最多の27.3%で、次いで「3年以上5年未満」が15.9%であった。

図表 17 【都道府県委嘱】 | Q7 現在の勤務先における勤務年数 (n=234)



図表 18 【市区委嘱】 | Q7 現在の勤務先における勤務年数 (n=521)



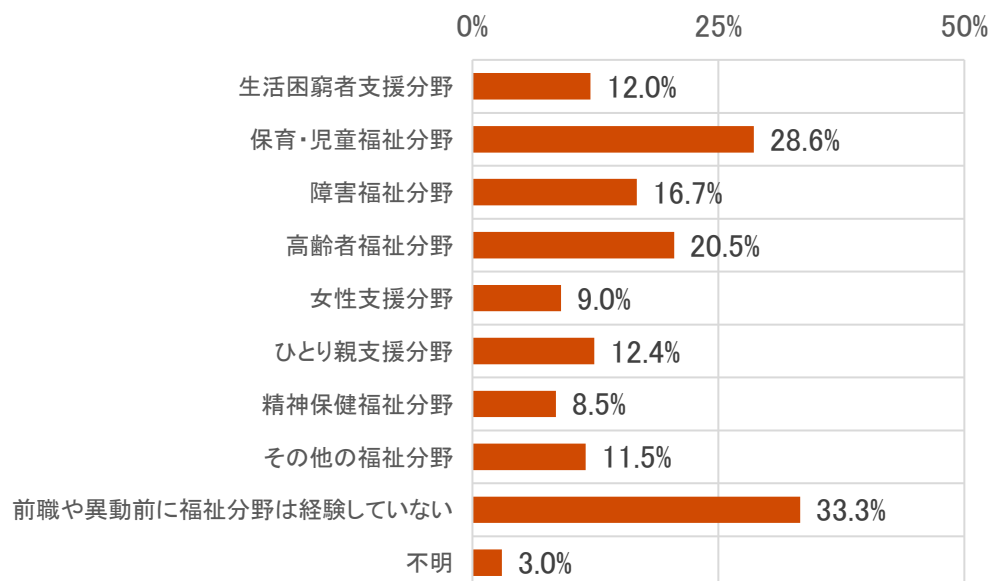


### Q8 福祉分野における経歴

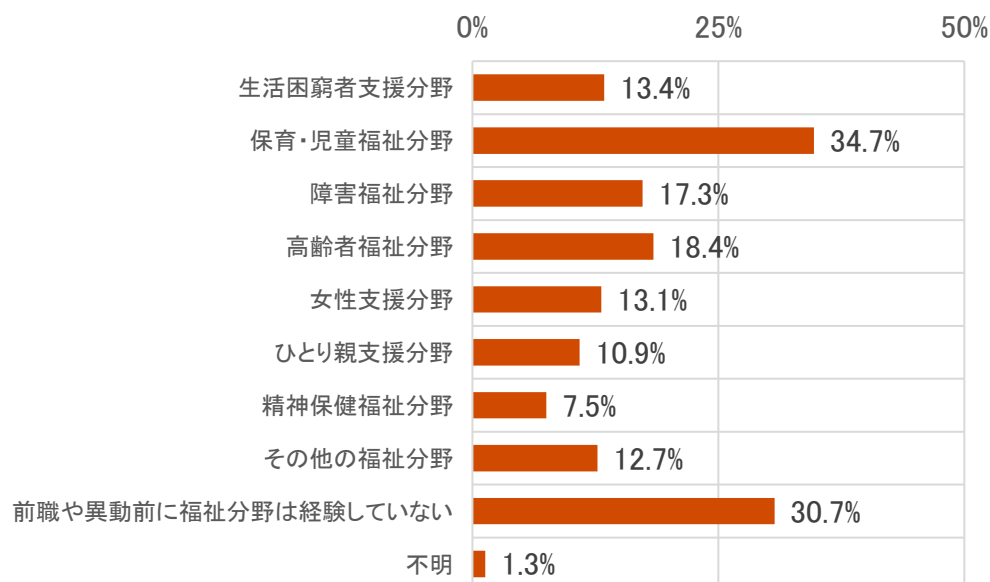
福祉分野における経歴について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「前職や異動前に福祉分野は経験していない」が最多の33.3%で、次いで「保育・児童福祉分野」が28.6%であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、福祉分野における経歴について「保育・児童福祉分野」が最多の34.7%で、次いで「前職や異動前に福祉分野は経験していない」が30.7%であった。

図表 19 【都道府県委嘱】 I Q3 福祉分野における経歴 (n=234、複数選択)



図表 20 【市区委嘱】 I Q3 福祉分野における経歴 (n=521、複数選択)

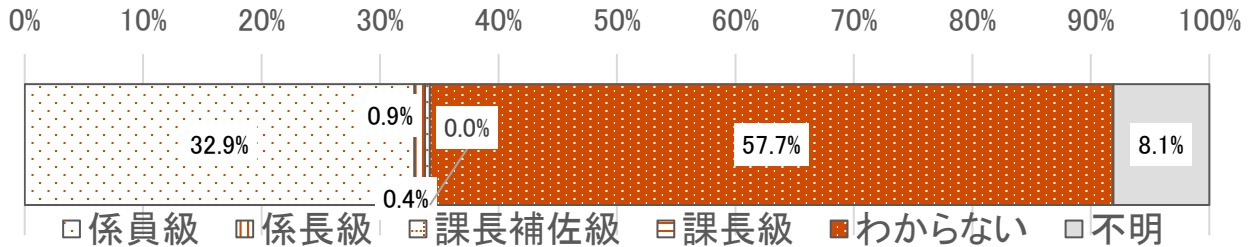


Q9 現在の役職

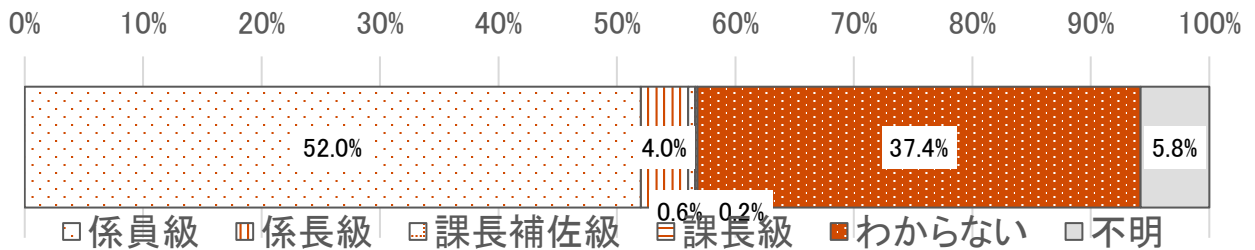
現在の役職について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「わからない」が最多の57.7%で、次いで「係員級」が32.9%であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、現在の役職について「係員級」が最多の52.0%で、次いで「わからない」が37.4%であった。

図表 21 【都道府県委嘱】 I Q9 現在の役職 (n=234)



図表 22 【市区委嘱】 I Q9 現在の役職 (n=521)

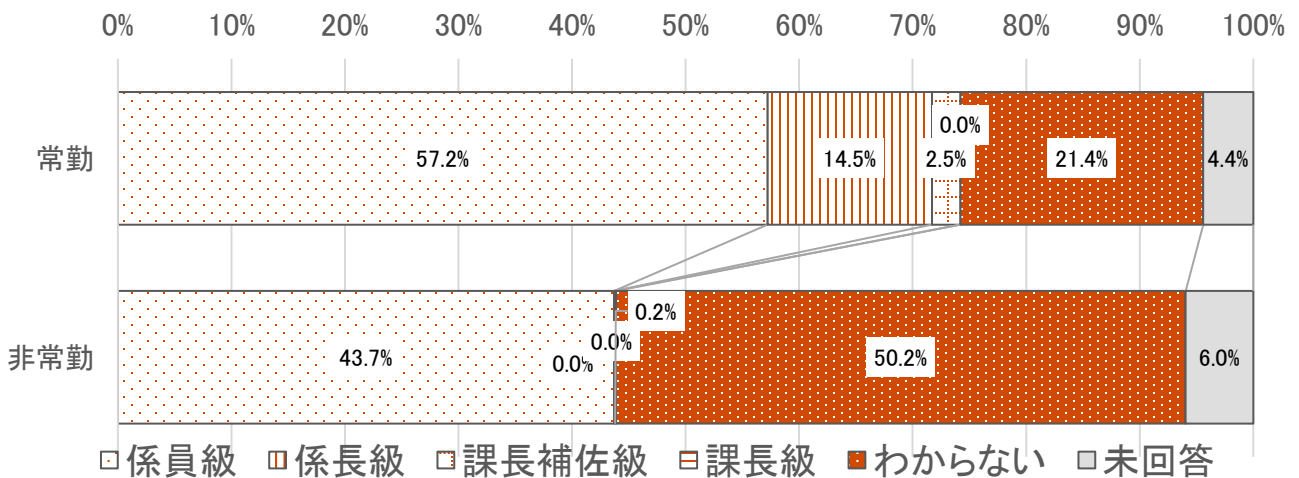


Q9 現在の役職×Q10 勤務形態

現在の役職を勤務形態ごとに分析したところ、常勤の女性相談支援員では、現在の役職について「係員級」が最多の57.2%で、次いで「わからない」が21.4%であった。

非常勤の女性相談支援員では、現在の役職について「わからない」が最多の50.2%で、次いで「係員級」が43.7%であった。

図表 23 【都道府県・市区委嘱】 I Q9 現在の役職 × I Q10 勤務形態 (n=755)

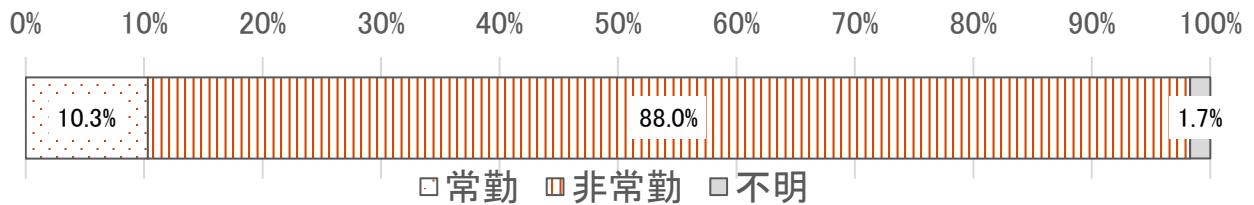


### Q10 勤務形態

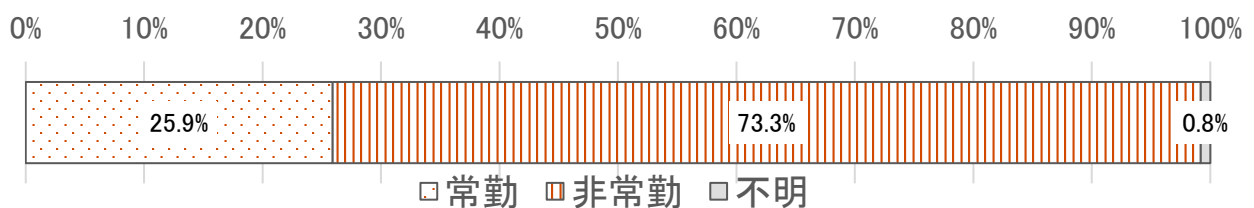
現在の勤務形態について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、勤務形態について「非常勤」が88.0%であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、勤務形態について「非常勤」が73.3%であった。

図表 24 【都道府県委嘱】 | Q10 勤務形態 (n=234)



図表 25 【市区委嘱】 | Q10 勤務形態 (n=521)

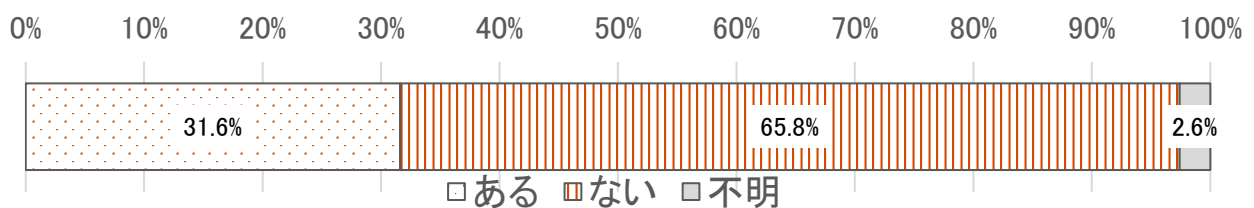


### Q11 兼務先の有無

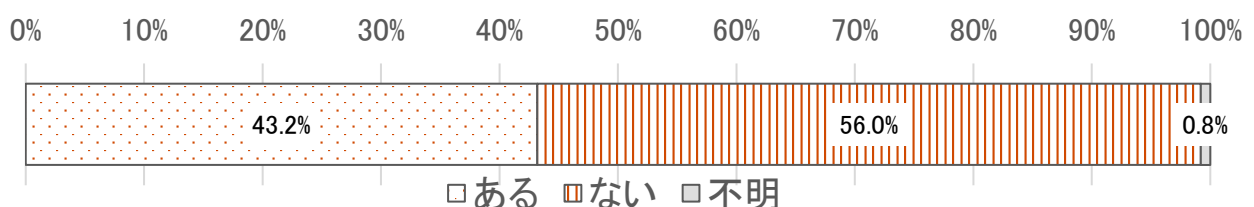
兼務先の有無について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、兼務先が「ない」が65.8%で、「ある」が31.6%であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、兼務先が「ない」が56.0%で、「ある」が43.2%であった。

図表 26 【都道府県委嘱】 | Q11 兼務先の有無 (n=234)



図表 27 【市区委嘱】 | Q11 兼務先の有無 (n=521)



### Q11-1 兼務先の詳細

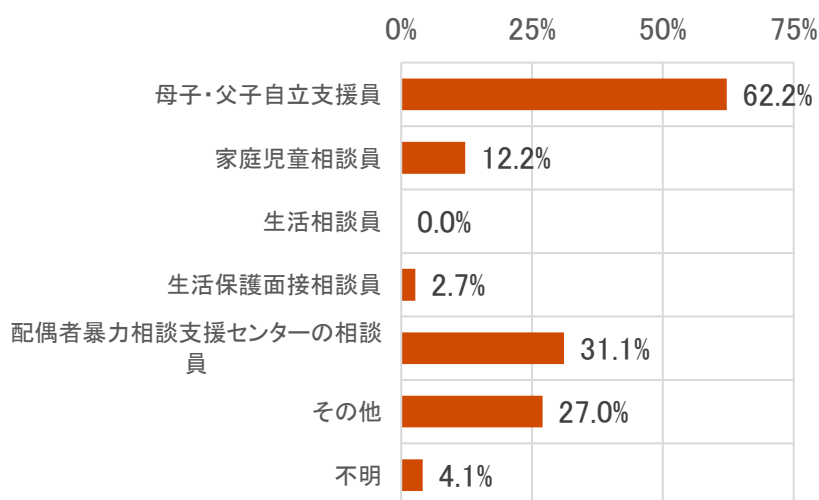
「Q11 兼務先の有無」で兼務先が「ある」と回答した者への設問である。

兼務先の詳細を尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「母子・父子自立支援員」が最多の62.2%で、次いで「配偶者暴力相談支援センターの相談員」が31.1%であった。

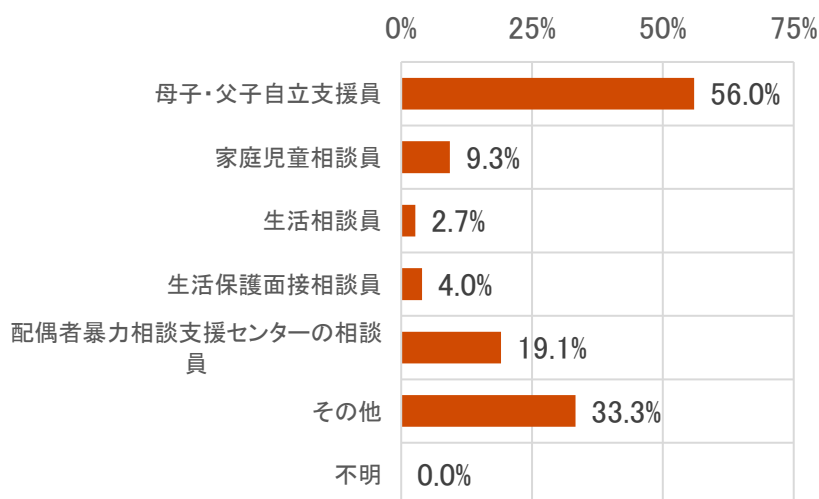
市区委嘱の女性相談支援員では、兼務先について「母子・父子自立支援員」が最多の56.0%で、次いで「その他」が33.3%であった。

また、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「その他」では、「相談員」「電話相談員」が多かった。

図表 28 【都道府県委嘱】 | Q11-1 兼務先の詳細 (n=74、複数選択)



図表 29 【市区委嘱】 | Q11-1 兼務先の詳細 (n=225、複数選択)

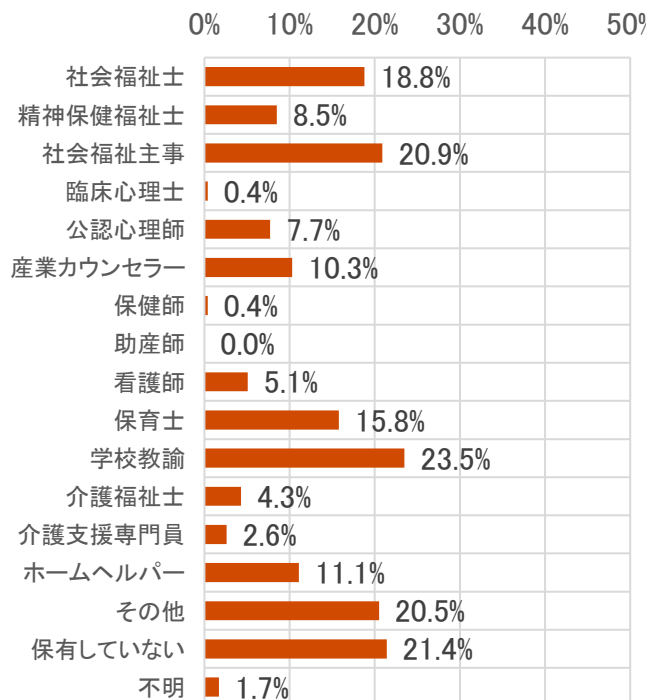


## Q12 保有資格

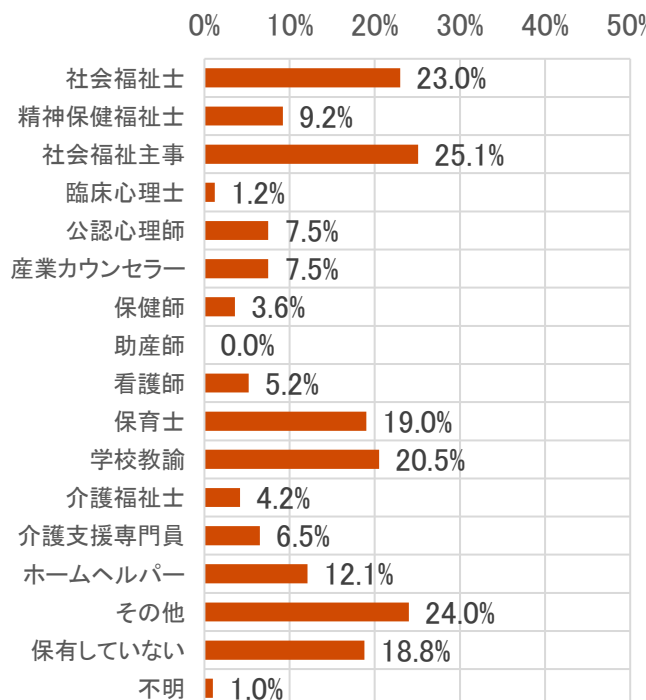
保有資格について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、20%以上を占めるのは「学校教諭」「保有していない」「社会福祉主事」「その他」であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、保有資格について、20%以上を占めるのは「社会福祉主事」「その他」「社会福祉士」「学校教諭」であった。

図表 30 【都道府県委嘱】 I Q12 保有資格 (n=234、複数選択)



図表 31 【市区委嘱】 I Q12 保有資格 (n=521、複数選択)



## II 職場環境について

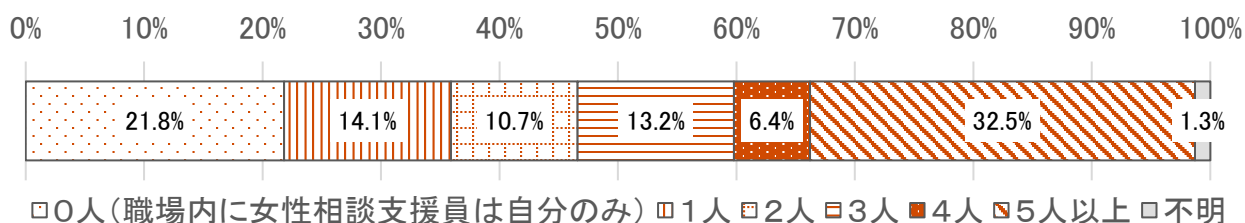
### Q1 同じ職場の女性相談支援員数

同じ職場の女性相談支援員数（自分を含めない数）について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「5人以上」が最多の32.5%で、次いで「0人（自分のみの1人職場）」が21.8%であった。

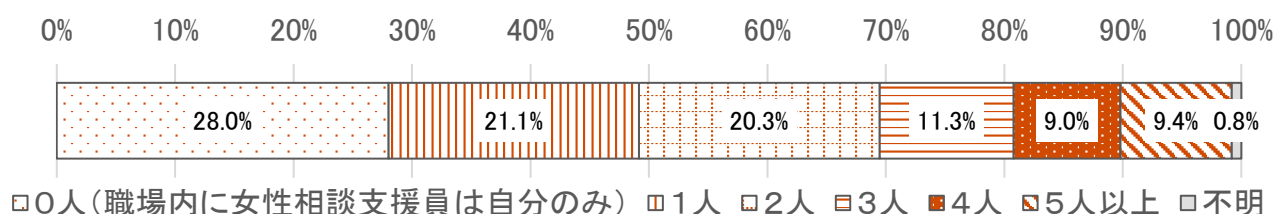
市区委嘱の女性相談支援員では、同じ職場の女性相談支援員数（自分を含めない数）について「0人（自分のみの1人職場）」が28.0%で、次いで「1人」が21.1%であった。

また、都道府県委嘱の女性相談支援員では、同じ職場の女性相談支援員数（自分を含めない数）について「3人以上」が52.1%であり、市区委嘱の女性相談支援員では30.5%であった。

図表 32 【都道府県委嘱】 II Q1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=234)

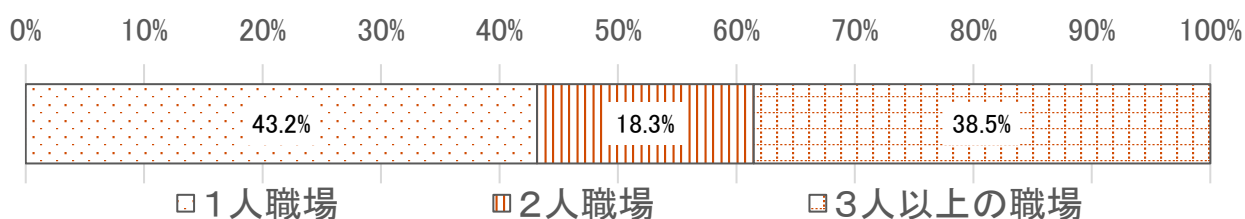


図表 33 【市区委嘱】 II Q1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=521)



本調査の回答者を職場ごとに集計したところ、回答者が所属する全職場のうち、「1人職場」が最多の43.2%であった。

図表 34 【都道府県・市区委嘱】 II Q1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=755)

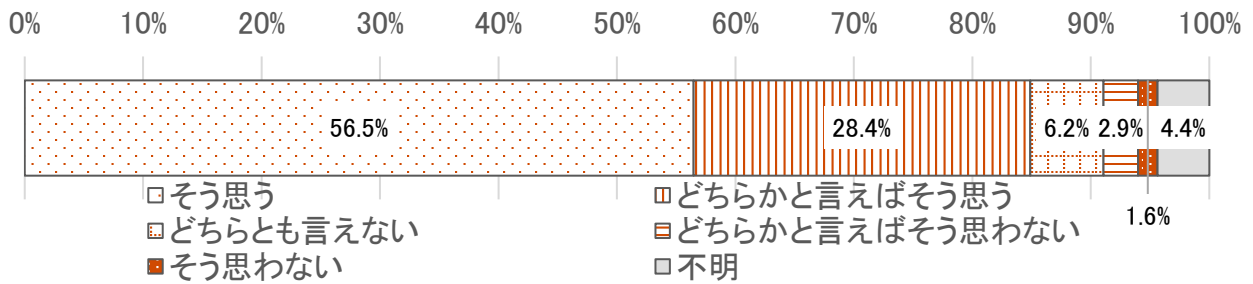


Q2 同じ職場の女性相談支援員と連携は十分か

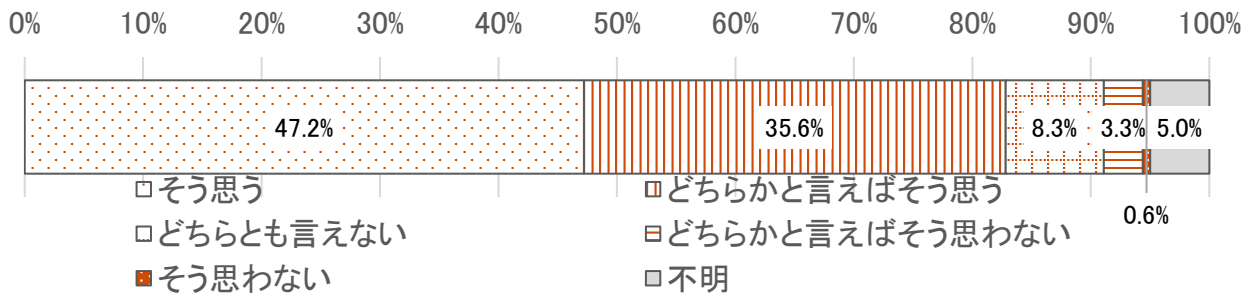
「Q1 同じ職場の女性相談支援員数」で「1人職場以外」という回答があった方への設問である。同じ職場の女性相談支援員との連携は十分かについて尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱いずれにおいても、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせると8割以上であった。

また、同じ職場の女性相談支援員との連携は十分か、について、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「そう思う」が47.2%で、市区委嘱の女性相談支援員では60.9%であった。

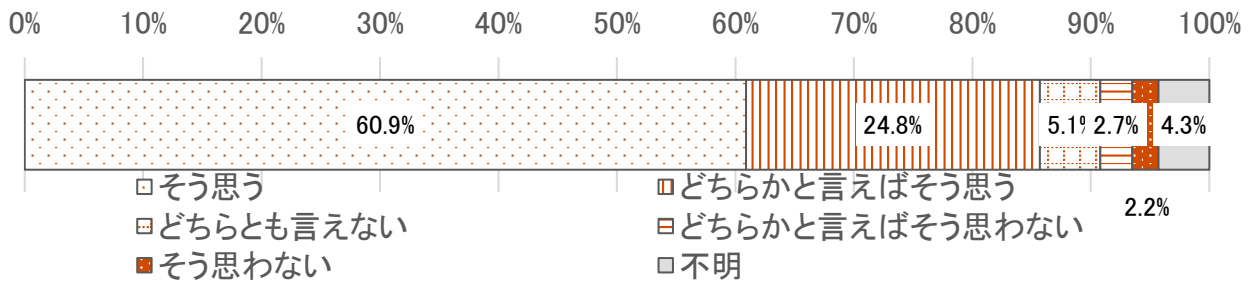
図表 35 【都道府県・市区委嘱】Ⅱ Q2 同じ職場の女性相談支援員との連携は十分か (n=551)



図表 36 【都道府県委嘱】Ⅱ Q2 同じ職場の女性相談支援員との連携は十分か (n=180)



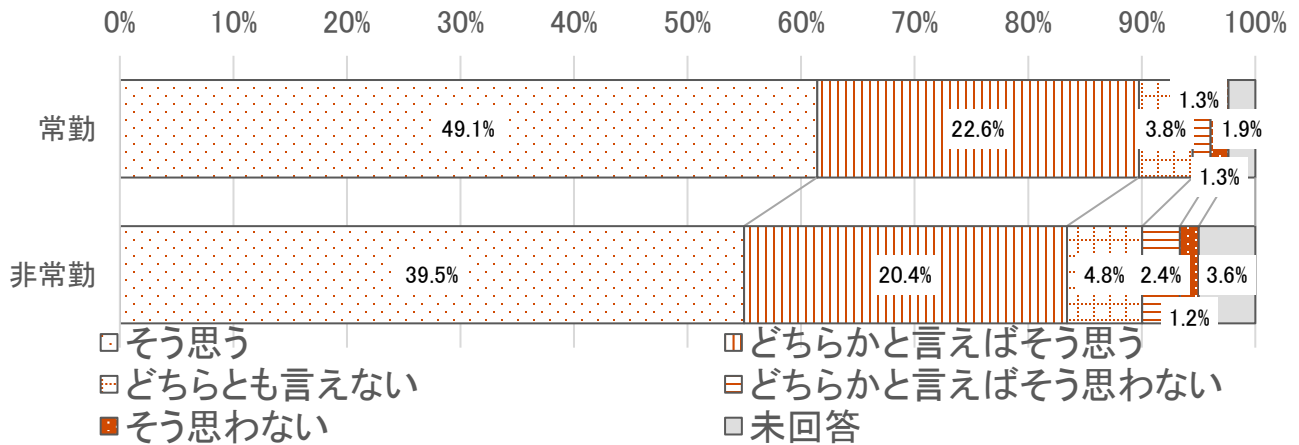
図表 37 【市区委嘱】Ⅱ Q2 同じ職場の女性相談支援員との連携は十分か (n=371)



Q2 同じ職場の女性相談支援員との連携× I Q10 勤務形態

同じ職場の女性相談支援員との連携は十分かについて、勤務形態ごとに分析したところ、常勤・非常勤いずれにおいても、同じ職場の女性相談支援員との連携は十分か、について「そう思う」が最多の4～5割で、次いで「どちらかといえばそう思う」が2割であった。

図表 38 II Q2 同じ職場の女性相談支援員との連携は十分か× I Q10 勤務形態 (n=755)



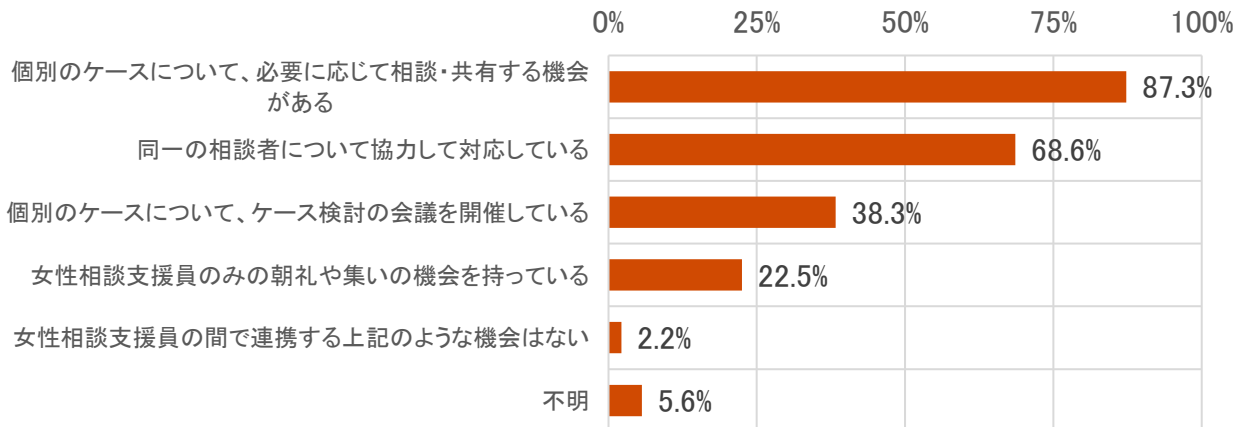


Q3 同じ職場の女性相談支援員との連携方法

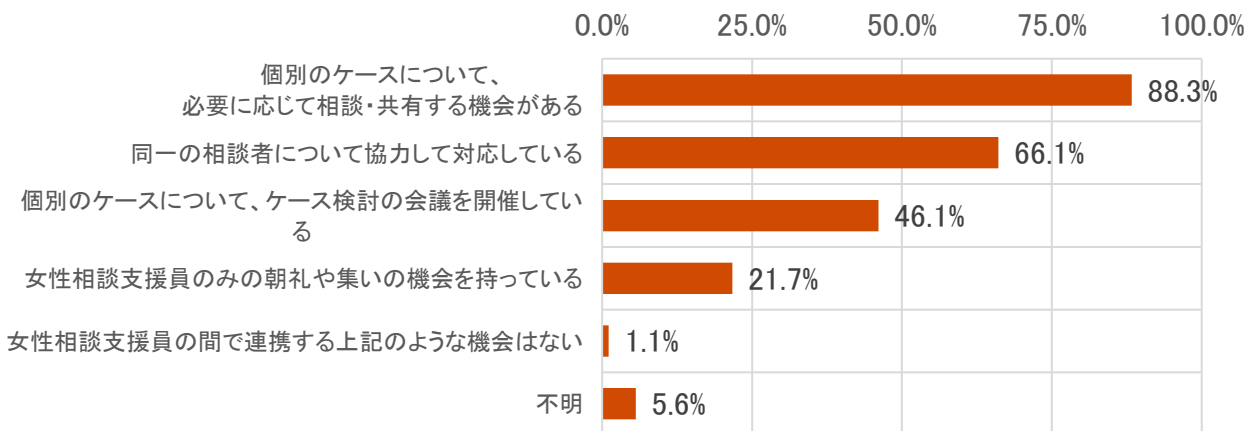
「Q1 同じ職場の女性相談支援員数」で「1人職場以外」という回答があった方への設問である。同じ職場の女性相談員との連携方法について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱いずれにおいても、「個別のケースについて、必要に応じて相談・共有する機会がある」が最多の約9割で、次いで「同一の相談者について協力して対応している」が約7割であった。

また、「個別のケースについて、ケース検討の会議を開催している」は都道府県・市区委嘱合算において、38.3%であった。

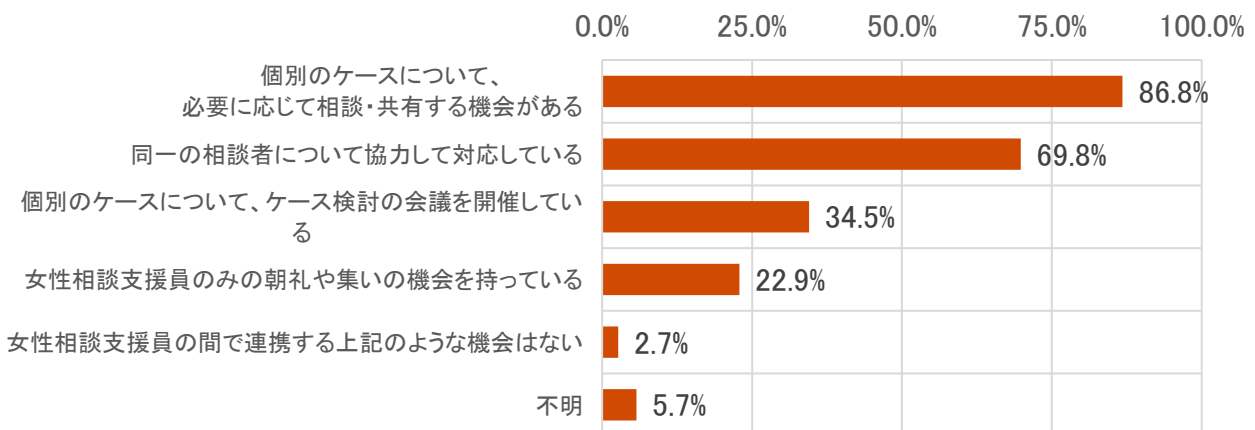
図表 39 【都道府県・市区委嘱】ⅡQ2 同じ職場の女性相談支援員との連携方法 (n=551、複数選択)



図表 40 【都道府県】ⅡQ2 同じ職場の女性相談支援員との連携方法 (n=180、複数選択)



図表 41 【市区委嘱】ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員との連携方法 (n=371、複数選択)

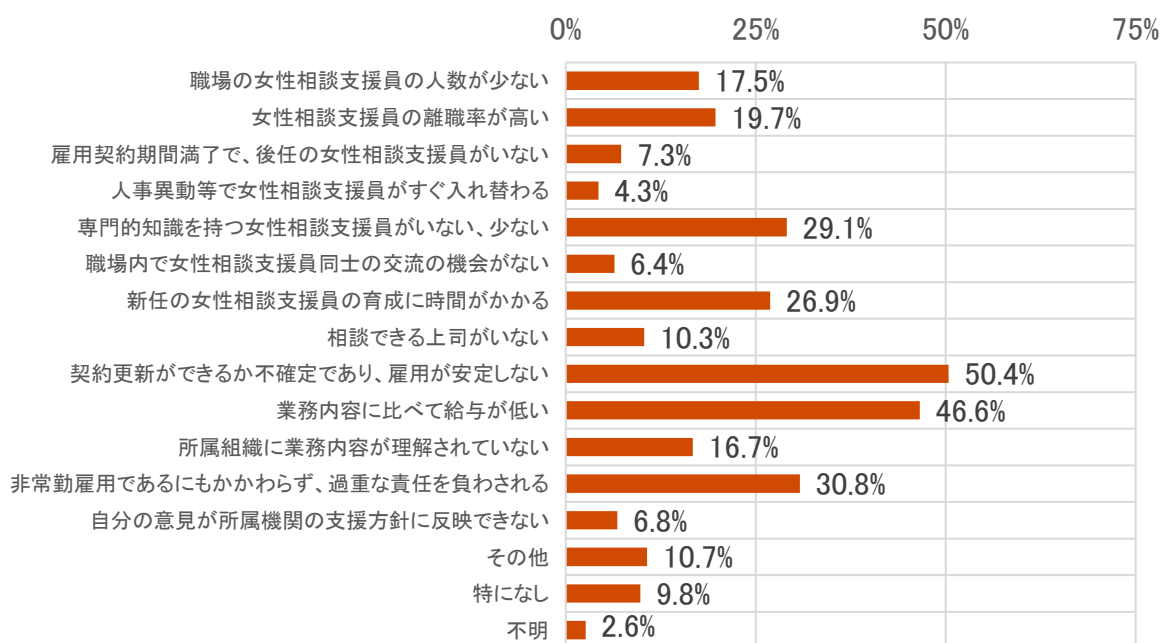


#### Q4 女性相談支援員の人員配置・体制についての課題

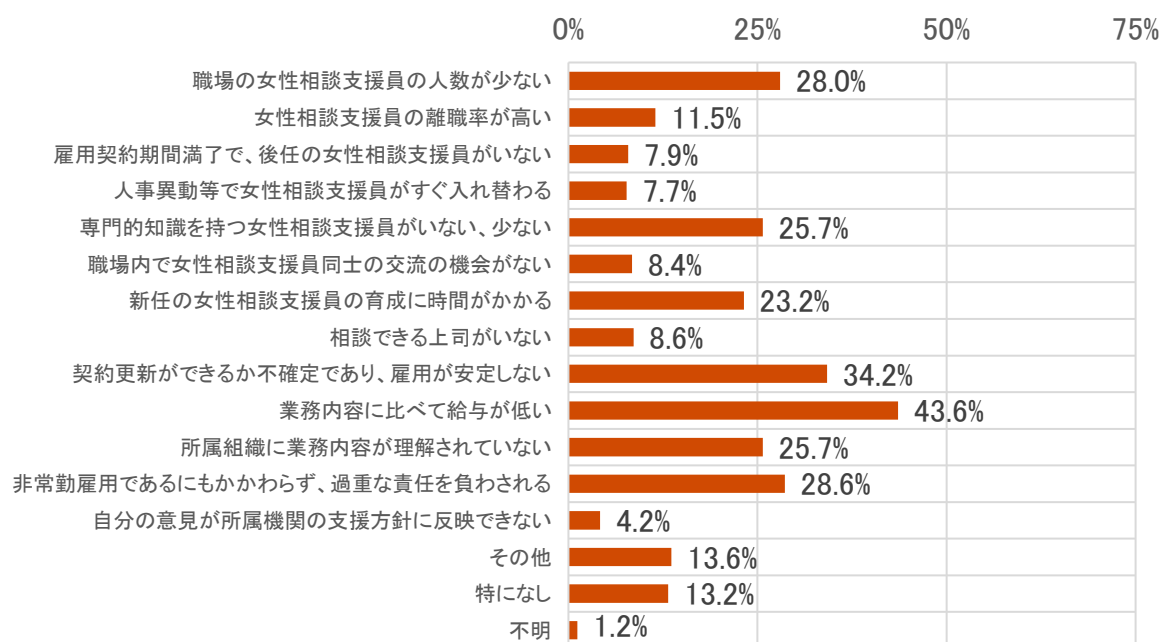
女性相談支援員の人員配置・体制についての課題について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「契約更新できるか不確定であり、雇用が安定しない」が最多の 50.4%で、次いで多い順に「業務内容に比べて給与が低い」が 46.6%、「非常勤雇用であるにもかかわらず、過重な責任を負わされる」が 30.8%であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、人員配置・体制に係る課題について「業務内容に比べて給与が低い」が 43.6%で、次いで多い順に「契約更新できるか不確定であり、雇用が安定しない」が 34.2%、「非常勤雇用であるにもかかわらず、過重な責任を負わされる」が 28.6%であった。

図表 42 【都道府県委嘱】ⅡQ4 女性相談支援員の人員配置・体制についての課題 (n=234、複数選択)



図表 43 【市区委嘱】ⅡQ4 女性相談支援員の人員配置・体制についての課題 (n=521、複数選択)

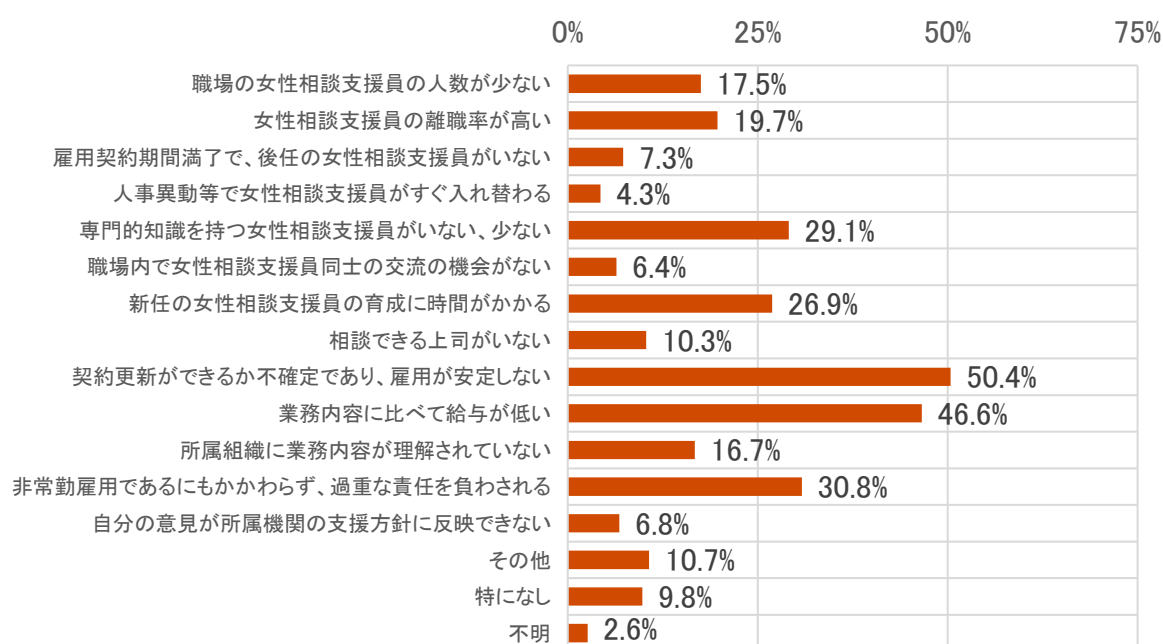


#### Q4 女性相談支援員の人員配置・体制についての課題× I Q10 勤務形態

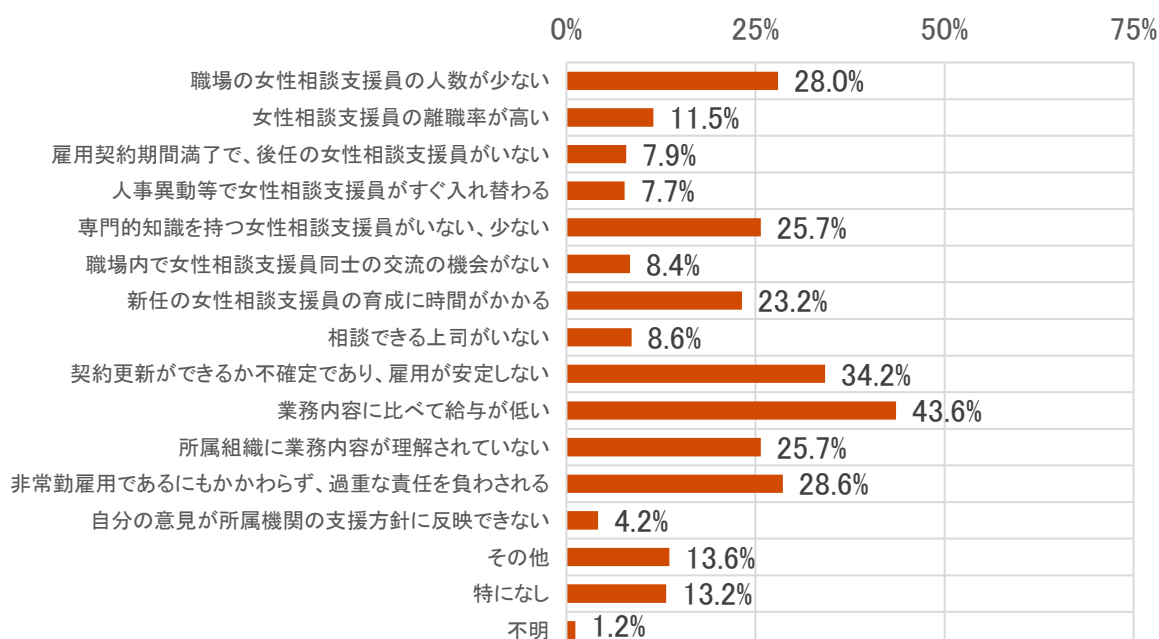
女性相談支援員の人員配置・体制についての課題、について勤務形態ごとに分析したところ、常勤の女性相談支援員では、「専門的知識を持つ女性相談支援員がいない、少ない」が最多の37.1%で、次いで多い順に「業務内容に比べて給与が低い」が36.5%、「所属組織に業務内容が理解されていない」が34.0%であった。

非常勤の女性相談支援員では、人員配置・体制に係る課題について「業務内容に比べて給与が低い」が最多の47.1%で、次いで多い順に「契約更新ができるか不確定であり雇用が安定しない」が43.0%、「非常勤雇用であるにもかかわらず、過重な責任を負わされる」が32.7%であった。

図表 44 【常勤】 II Q4 女性相談支援員の人員配置・体制についての課題 (n=159、複数選択)



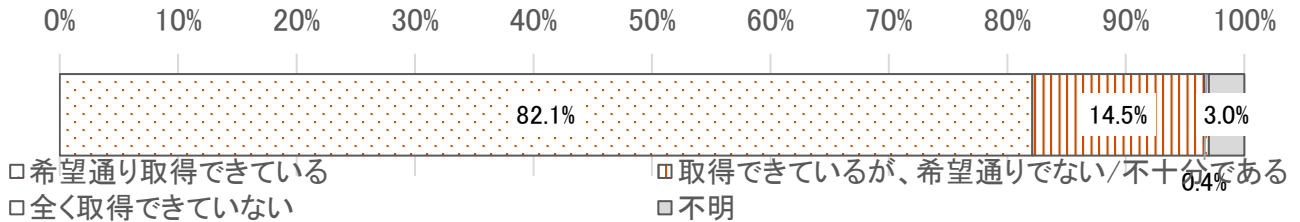
図表 45 【非常勤】 II Q4 女性相談支援員の人員配置・体制についての課題 (n=588、複数選択)



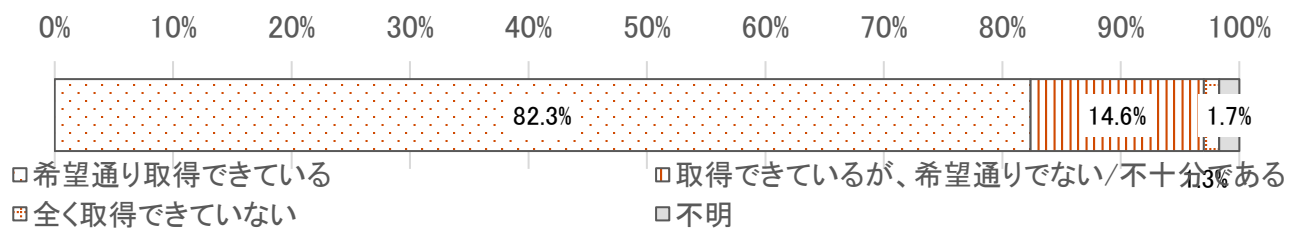
Q5 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得状況について尋ねたところ、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「希望通り取得できている」が最多の8割で、次いで「取得できているが、希望通りでない／不十分である」が1割であった。

図表 46 【都道府県委嘱】Ⅱ Q5 年次有給休暇の取得 (n=234)



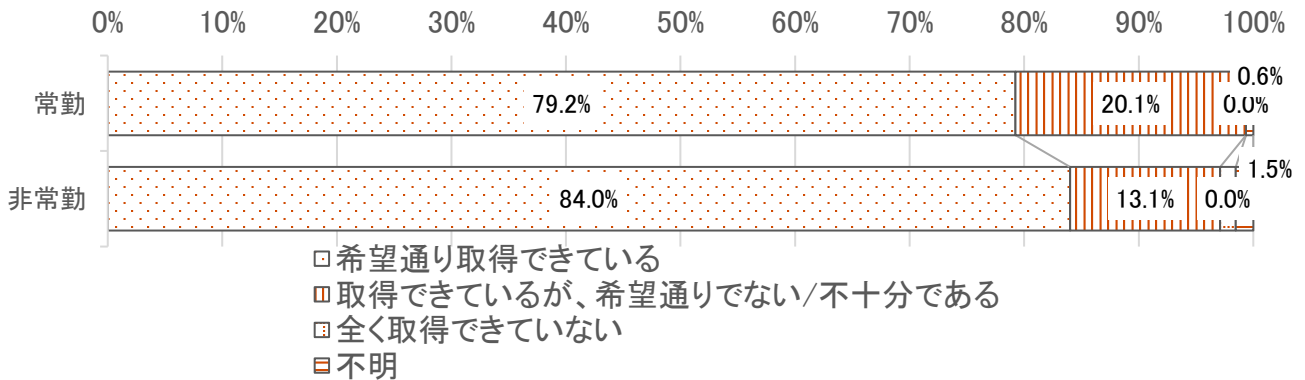
図表 47 【市区委嘱】Ⅱ Q5 年次有給休暇の取得 (n=521)



Q5 年次有給休暇の取得 × I Q10 勤務形態

年次有給休暇の取得状況について、勤務形態ごとに分析したところ、常勤・非常勤の女性相談支援員いずれにおいても、「希望通り取得できている」が最多の約8割であった。

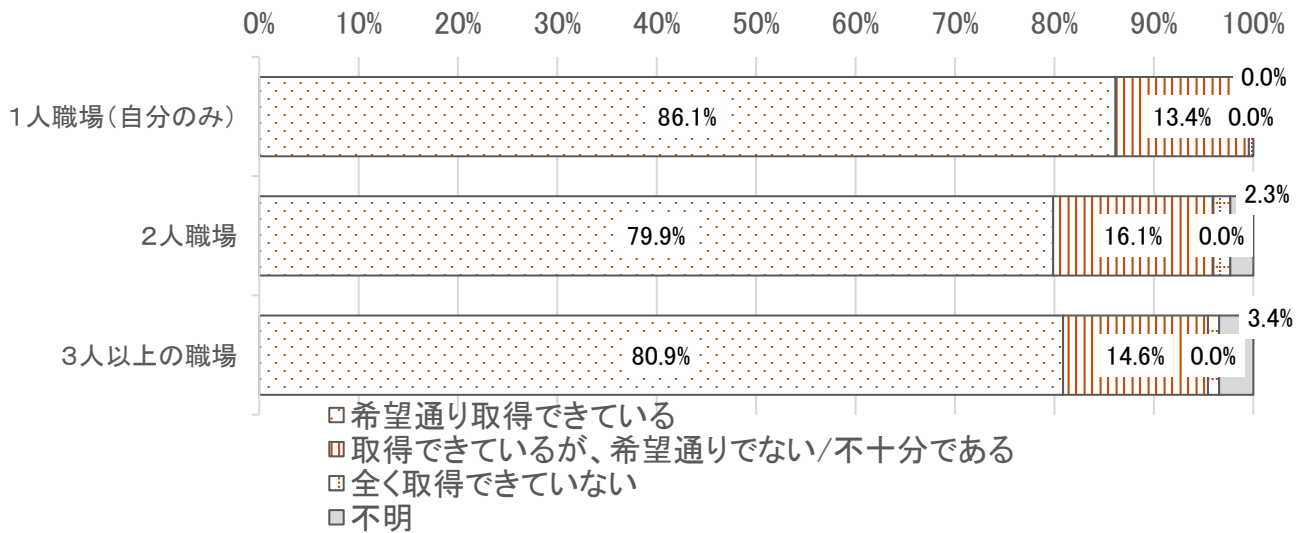
図表 48 Ⅱ Q5 年次有給休暇の取得 × I Q10 勤務形態 (n=747)



Q5 年次有給休暇の取得×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数

年次有給休暇の取得状況について、同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、同じ職場の女性相談員数に関わらず、「希望通り取得できている」が最多の約8割であった。

図表 49 ⅡQ5 年次有給休暇の取得×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=755)

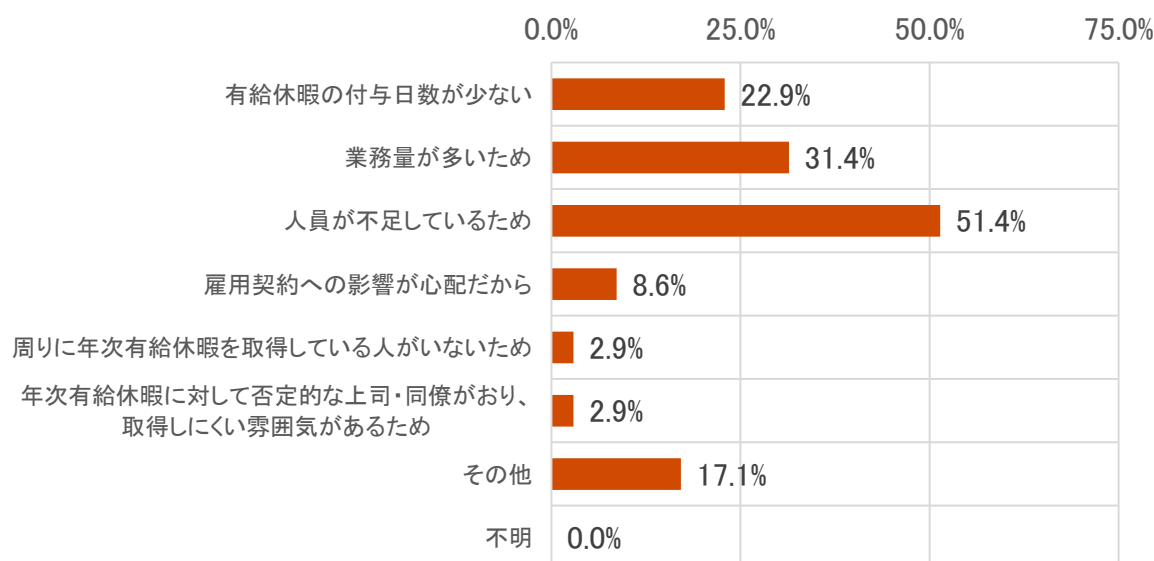


Q5-1 年次有給休暇が不十分／取得できていない理由

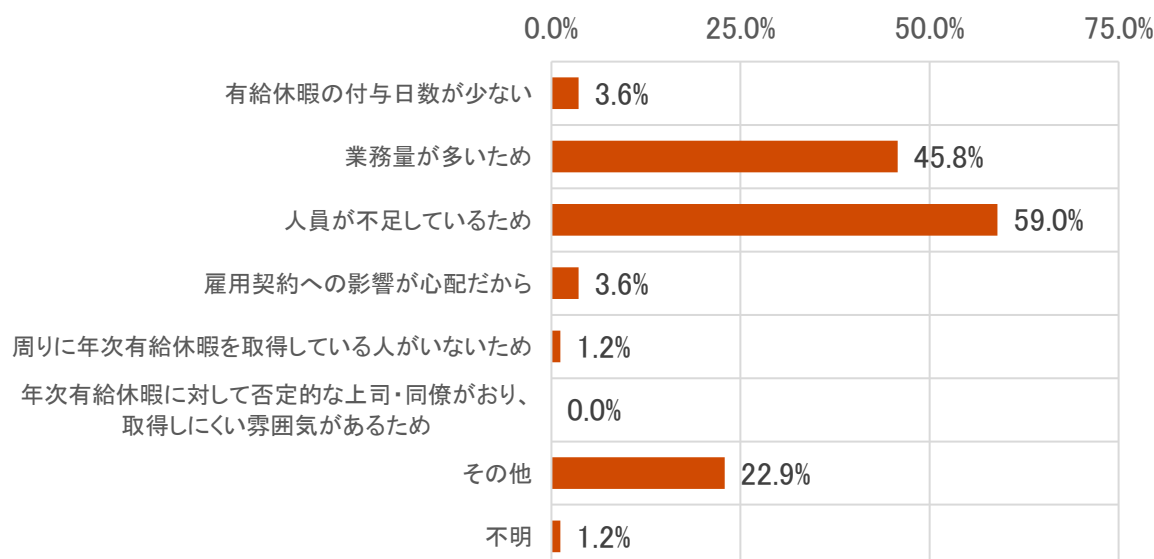
「Q5 年次有給休暇の取得」において「取得できているが、希望通りでない/不十分である」または「全く取得できていない」と回答した方への設問である。年次有給休暇が不十分／取得できていない理由について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「人員が不足しているため」が最多の51.4%で、次いで「業務量が多いため」が31.4%であった。

市区委嘱の女性相談支援員では、「人員が不足しているため」が最多の59.0%で、次いで「業務量が多いため」が45.8%であった。

図表 50 【都道府県委嘱】Ⅱ Q5-1 年次有給休暇が不十分／取得できていない理由 (n=35、複数選択)



図表 51 【市区委嘱】Ⅱ Q5-1 年次有給休暇が不十分／取得できていない理由 (n=83、複数選択)

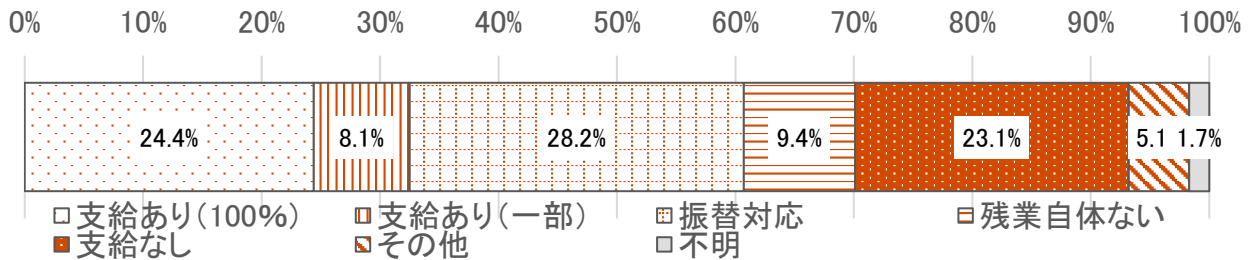


Q6 残業手当の有無

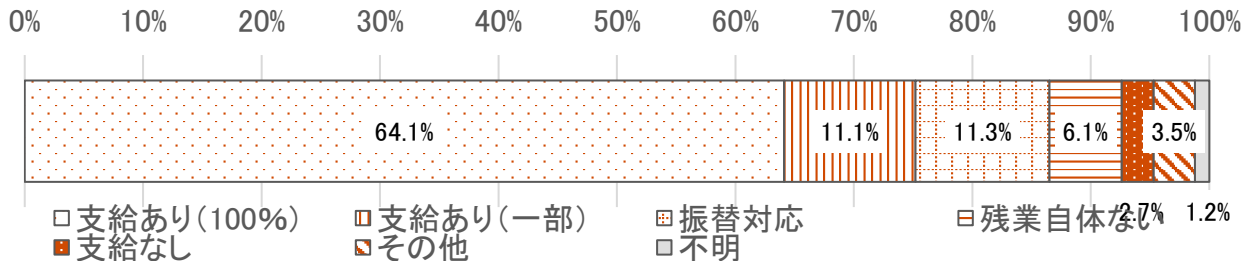
残業手当の有無について尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「振替対応」が最多の28.2%で、次いで「支給あり（100%）」が24.4%であった。また、市区委嘱に比べ「支給なし」の割合が23.1%と高かった。

市区委嘱の女性相談支援員では、残業手当の有無について「支給あり（100%）」が最多の64.1%で、次いで「振替対応」が11.3%であった。

図表 52 【都道府県委嘱】ⅡQ6 残業手当の有無 (n=234)



図表 53 【市区委嘱】ⅡQ6 残業手当の有無 (n=521)

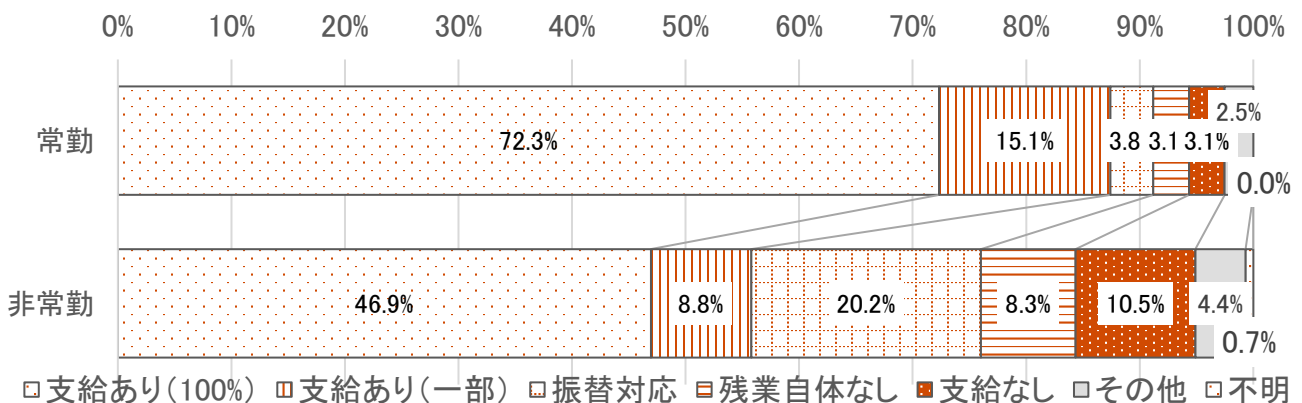


Q6 残業手当の有無×ⅠQ10 勤務形態

残業手当の有無について勤務形態ごとに分析したところ、常勤の女性相談支援員では、「支給あり（100%）」が72.3%であり、非常勤の女性相談支援員では、「支給あり（100%）」が46.9%であった。

また、非常勤の女性相談支援員は、常勤の女性相談支援員に比べ、「支給なし」の割合が高く、10.5%であった。

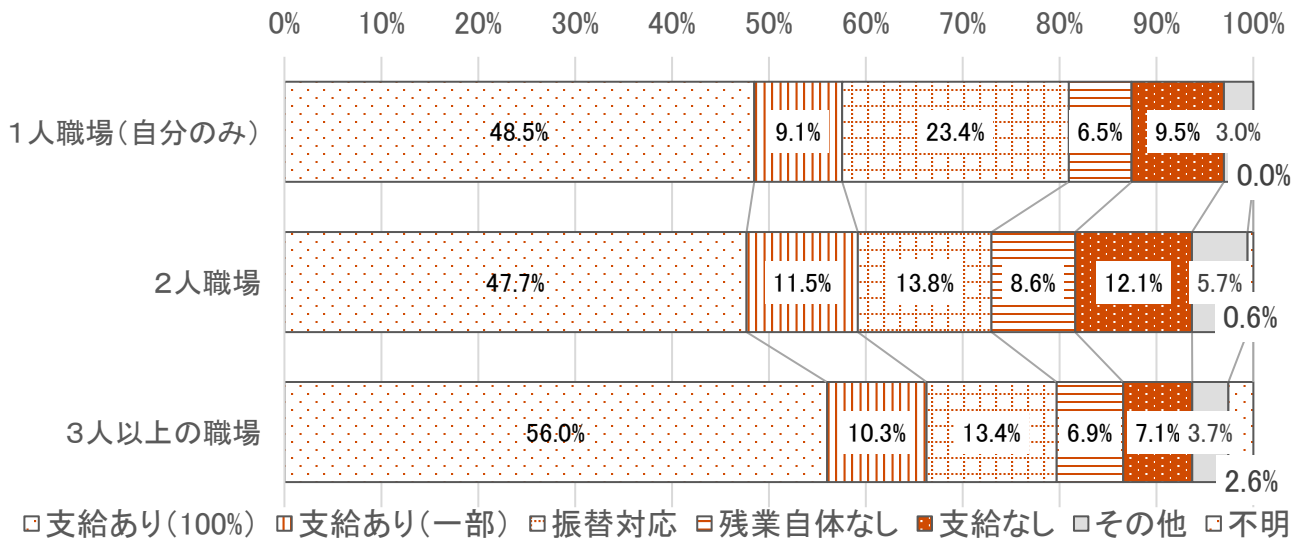
図表 54 ⅡQ6 残業手当の有無×ⅠQ10 勤務形態 (n=747)



Q6 残業手当の有無×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数

残業手当の有無について同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、同じ職場の女性相談支援員数にかかわらず、「支給あり（100%）」が最多の約5～6割であった。また、1人職場では「振替対応」の割合が他の職場と比べ高く、23.4%であった。

図表 55 ⅡQ6 残業手当の有無×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=755)



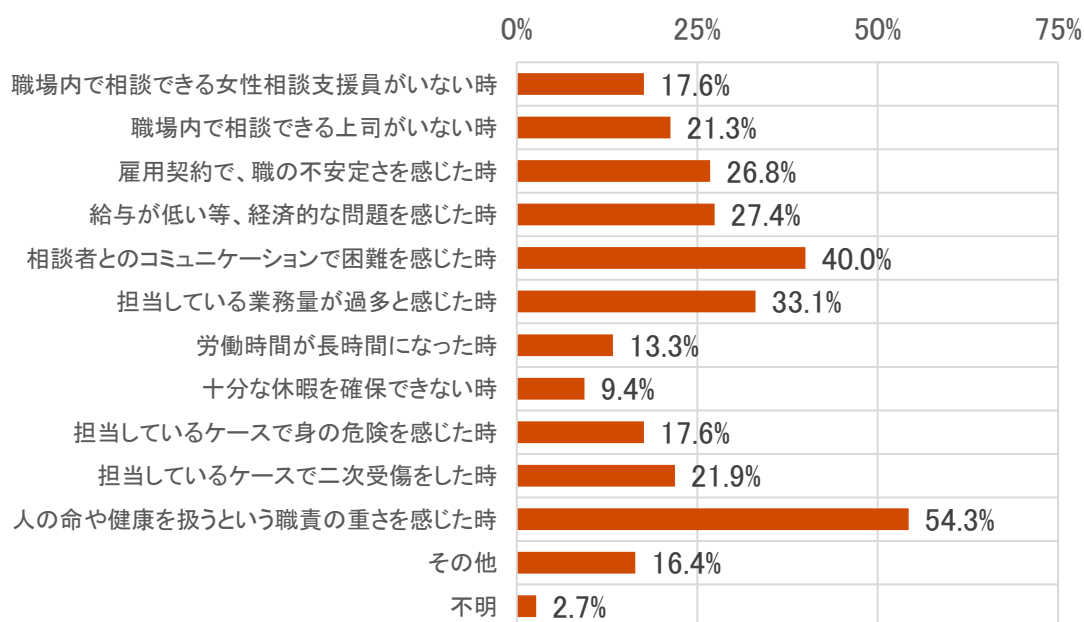


Q7 バーンアウトしそうな気持ちになるとき

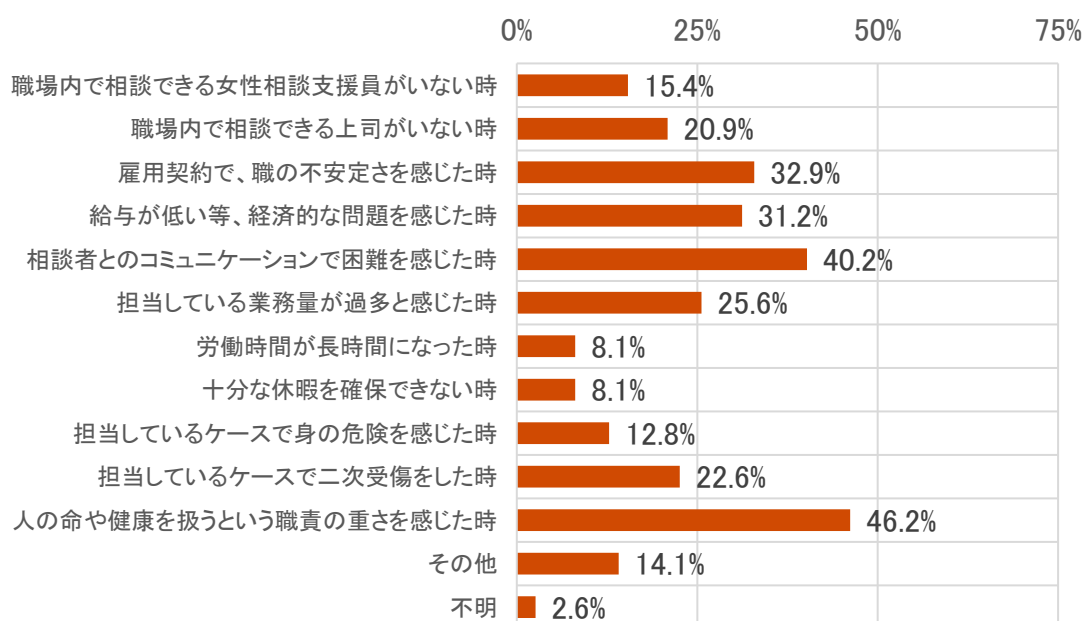
バーンアウトしそうな気持ちになるときについて尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算において、「人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時」が最多の 54.3%で、次いで多い順に「相談者とのコミュニケーションで困難を感じた時」が 40.0%、「担当している業務量が過多と感じた時」が 33.1%であった。

都道府県委嘱の女性相談支援員では、上記のほか、「雇用契約で、職の不安定さを感じた時」、「給与が低い等、経済的な困難を感じた時」が 3 割を超える。

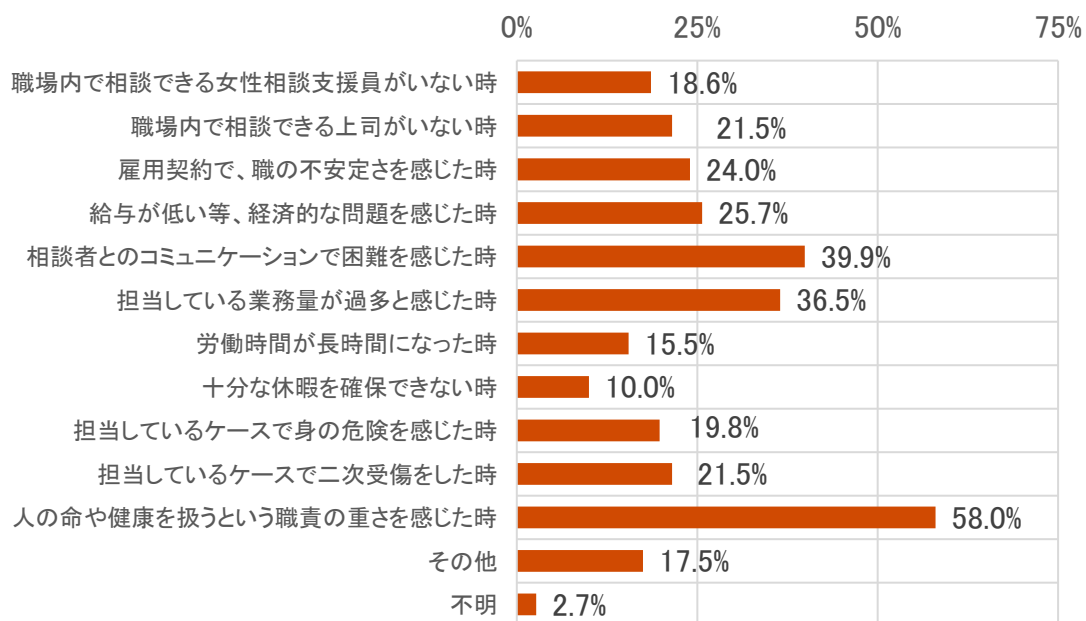
図表 56 【都道府県・市区委嘱】ⅡQ7 バーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=755、複数選択)



図表 57 【都道府県委嘱】ⅡQ7 バーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=234、複数選択)



図表 58 【市区委嘱】ⅡQ7 パーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=521、複数選択)

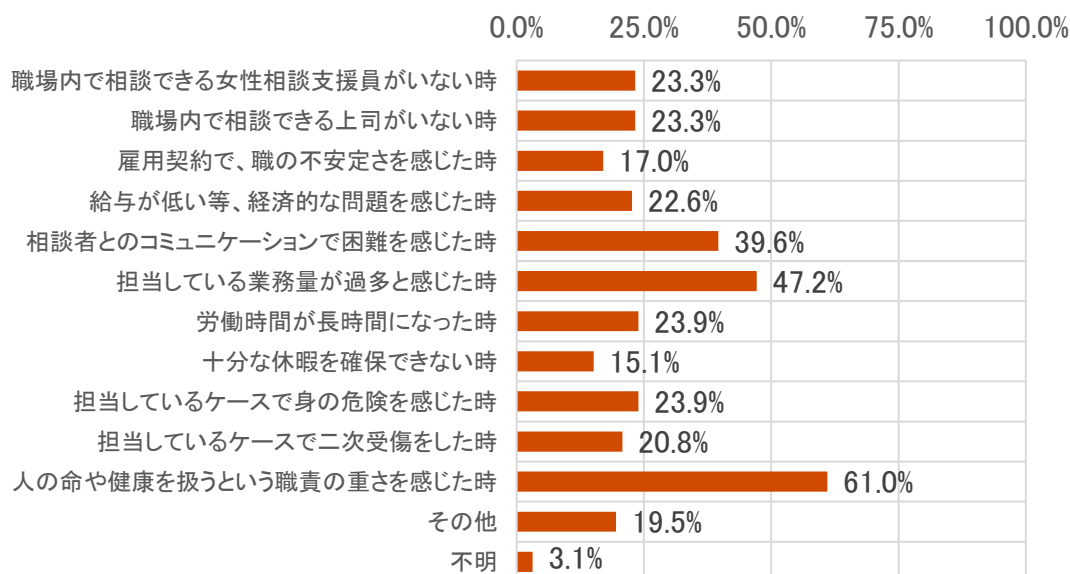


Q7 バーンアウトしそうな気持ちになるとき×IQ10 勤務形態

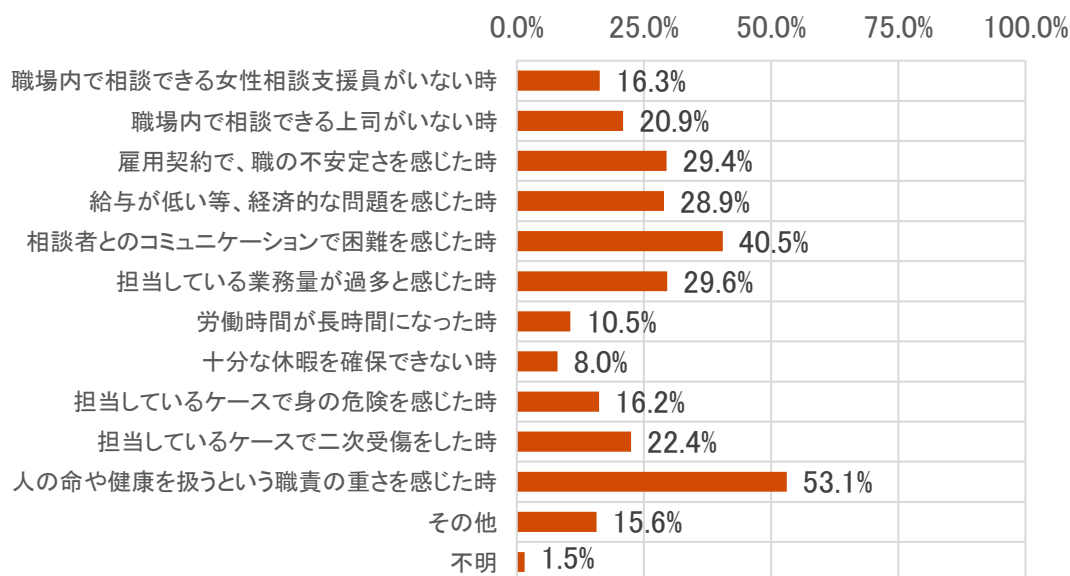
バーンアウトしそうな気持ちになるときについて、勤務形態ごとに分析したところ、常勤の女性相談支援員では、「人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時」が最多の61.0%で、次いで「担当している業務量が過多と感じた時」が47.2%である。

非常勤の女性相談支援員では、「人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時」が最多の53.1%で、次いで「相談者とのコミュニケーションで困難を感じた時」が40.5%であった。

図表 59 【常勤】ⅡQ7 バーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=159、複数選択)



図表 60 【非常勤】ⅡQ7 バーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=588、複数選択)

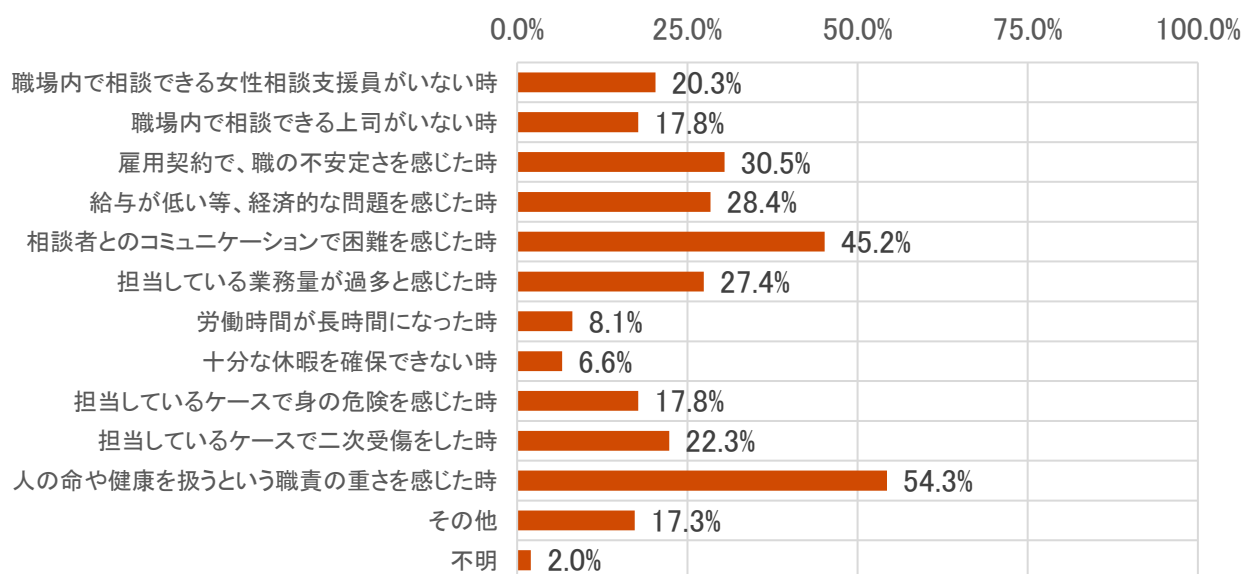


Q7 パーンアウトしそうな気持ちになるとき×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数

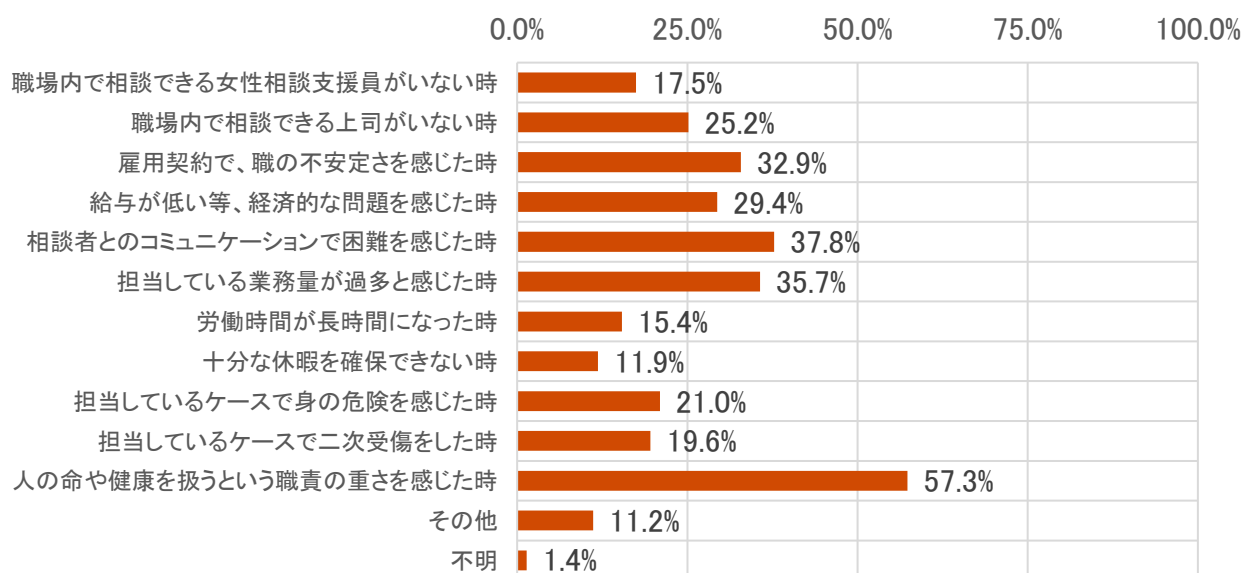
パーンアウトしそうな気持ちになるときについて、同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、1人職場、2人職場、3人以上の職場いずれにおいても、「人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時」が最多の約5～6割で、次いで「相談者とのコミュニケーションで困難を感じた時」が約4～5割であった。

3番目に多いものとして、1人職場では「雇用契約で、職の不安定さを感じた時」が30.5%で、2人職場および3人職場では「担当している業務量が過多と感じた時」が約3～4割であった。

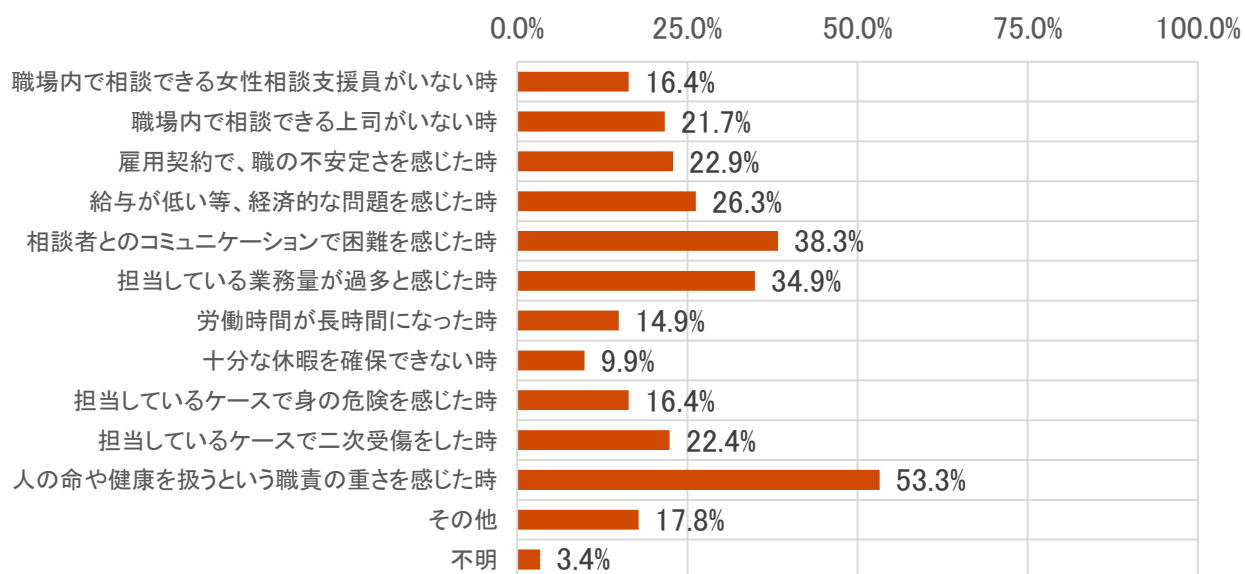
図表 61 【1人職場（自分のみ）】ⅡQ7 パーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=197、複数選択)



図表 62 【2人職場】ⅡQ7 パーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=143、複数選択)



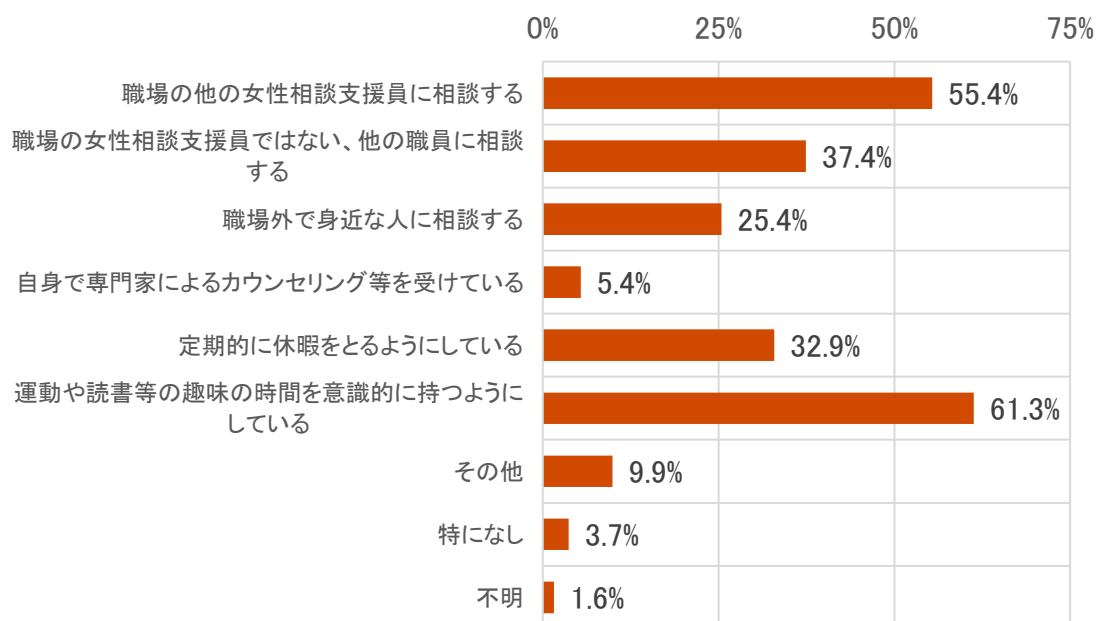
図表 63 【3人以上の職場】ⅡQ7 パーンアウトしそうな気持ちになるとき (n=415、複数選択)



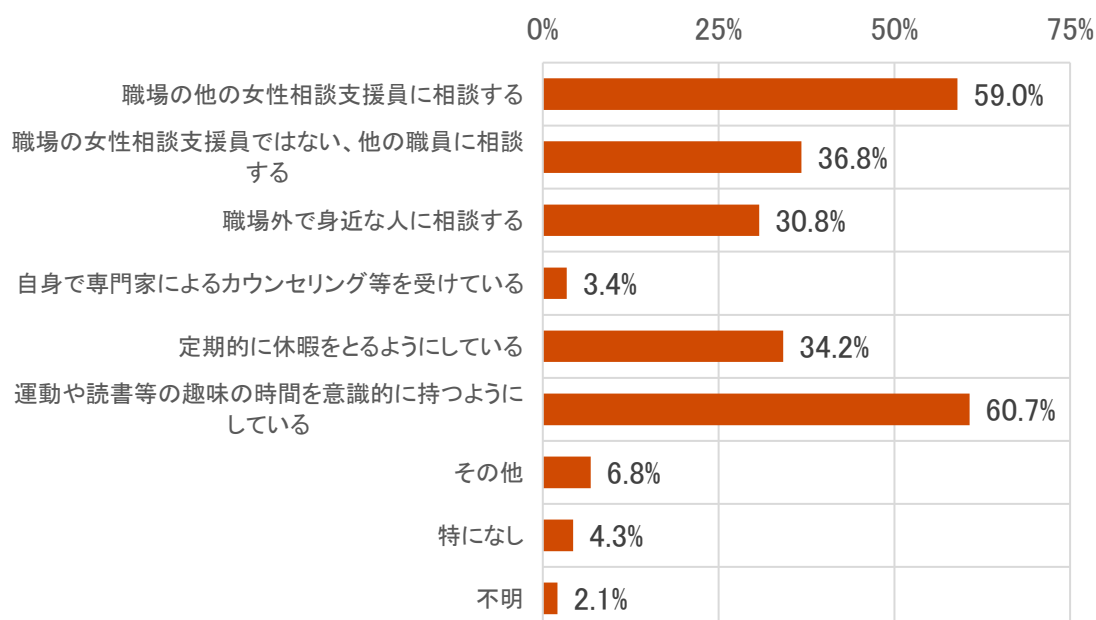
Q8 パーンアウトしないための取組

パーンアウトしないための取組について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱いずれにおいても、「運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようになっている」が最多の約6割で、次いで「職場の他の女性相談支援員に相談する」が約5～6割であった。

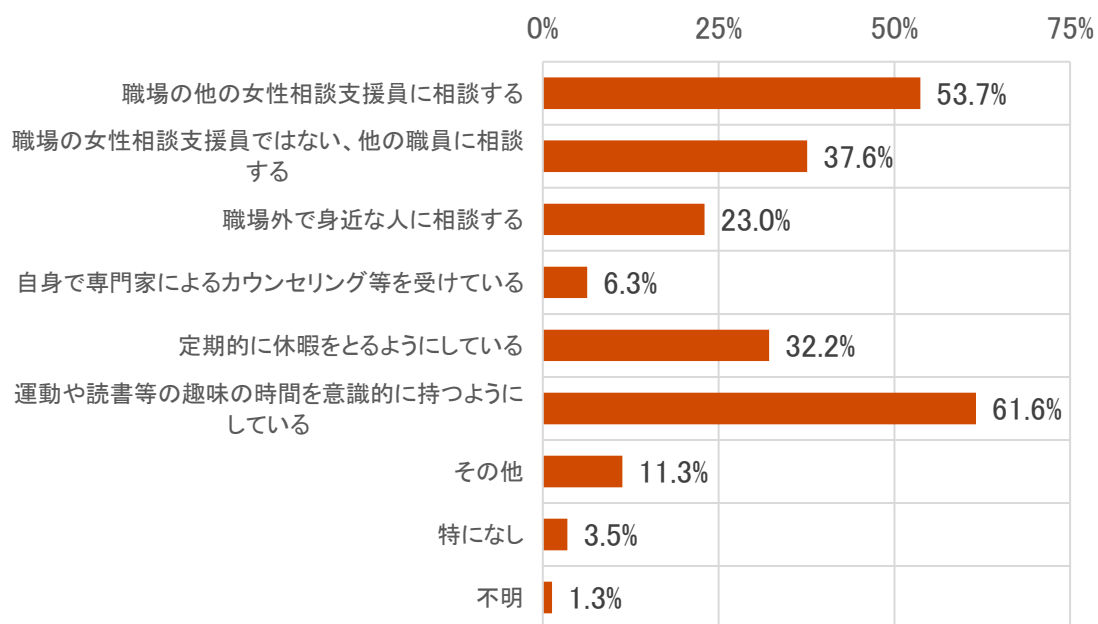
図表 64 【都道府県・市区委嘱】ⅡQ8 パーンアウトしないための取組 (n=755、複数選択)



図表 65 【都道府県委嘱】ⅡQ8 パーンアウトしないための取組 (n=234、複数選択)



図表 66 【市区委嘱】Ⅱ Q8 パーンアウトしないための取組 (n=521、複数選択)

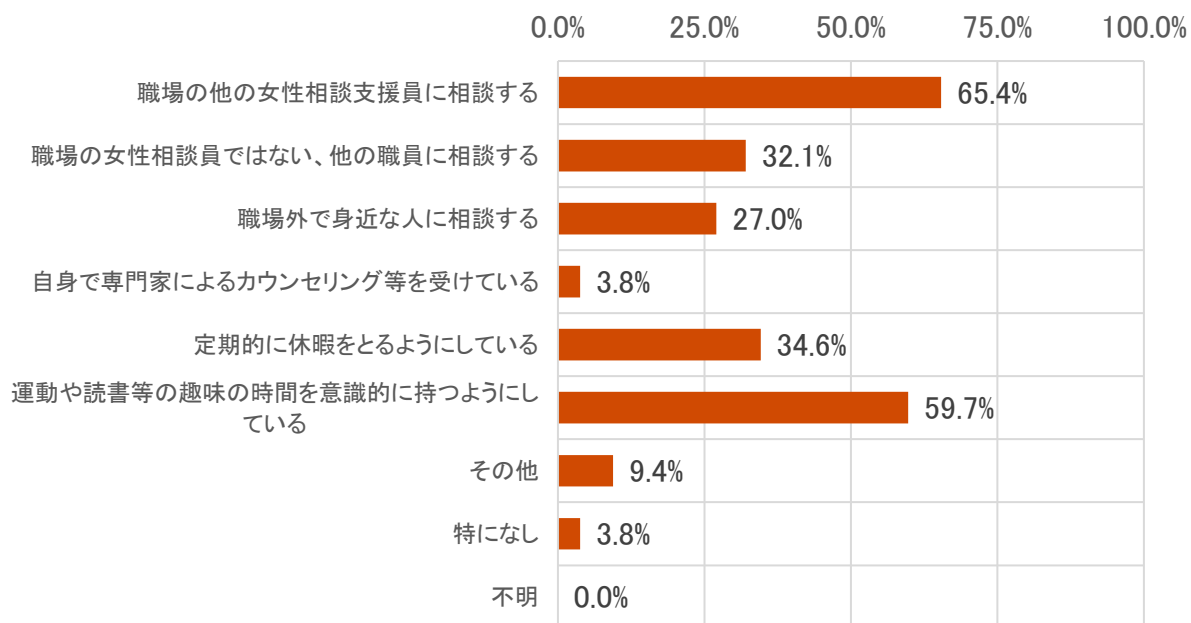


Q8 パーンアウトしないための取組× I Q10 勤務形態

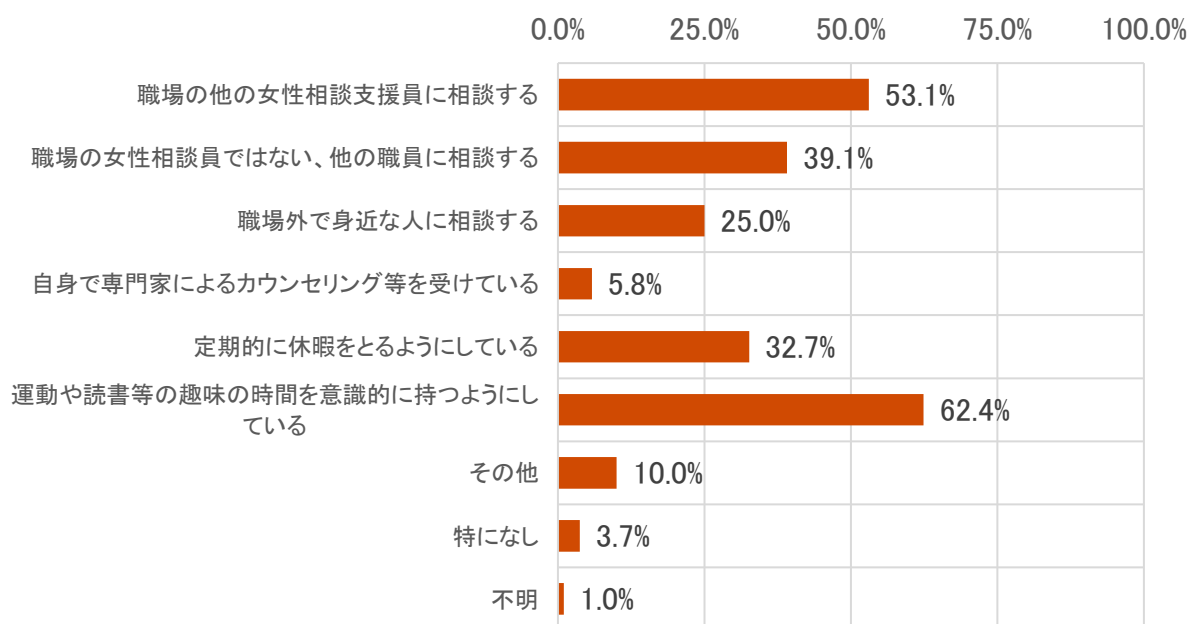
パーンアウトしないための取組について勤務形態ごとに分析したところ、常勤の女性相談支援員では、「職場の他の女性相談支援員に相談する」が最多の65.4%で、次いで「運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようにしている」が59.7%であった。

非常勤の女性相談支援員では、「運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようにしている」が最多の62.4%で、次いで「職場の他の女性相談支援員に相談する」が53.1%であった。

図表 67 【常勤】Ⅱ Q8 パーンアウトしないための取組 (n=159、複数選択)



図表 68 【非常勤】Ⅱ Q8 パーンアウトしないための取組 (n=588、複数選択)





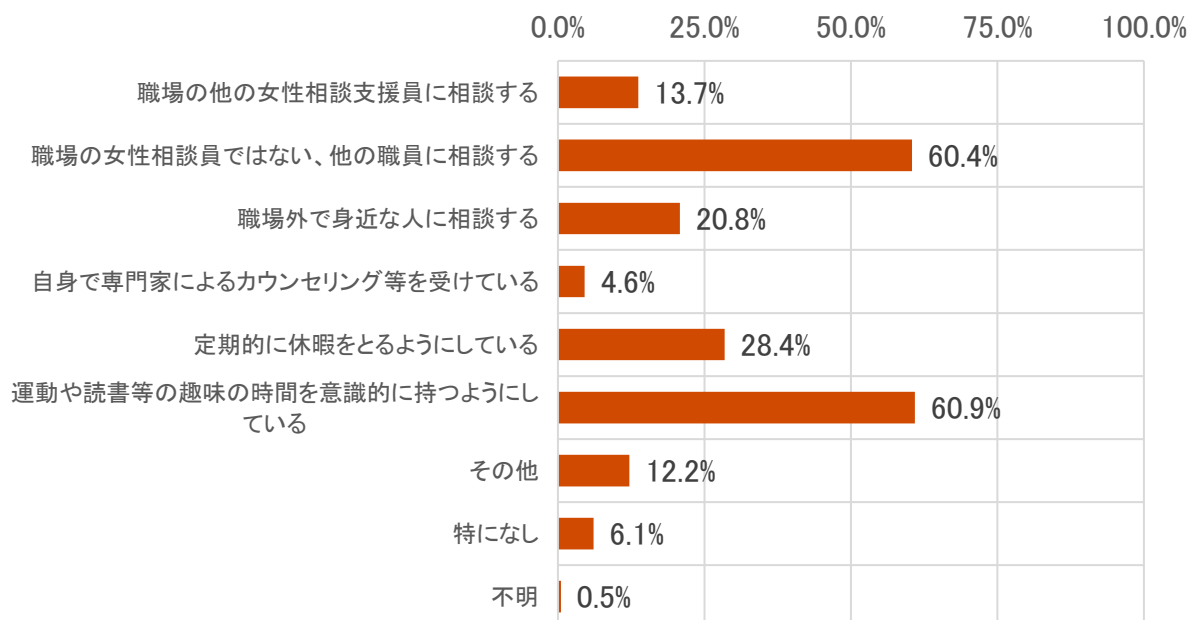
Q8 バーンアウトしないための取組×ⅡQ1 同じ職場の女性相談員数

バーンアウトしないための取組について、同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、1人職場の女性相談支援員は、「運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようにしている」が最多の60.9%で、次いで「職場の女性相談支援員ではない、他の職員に相談する」が60.4%であった。

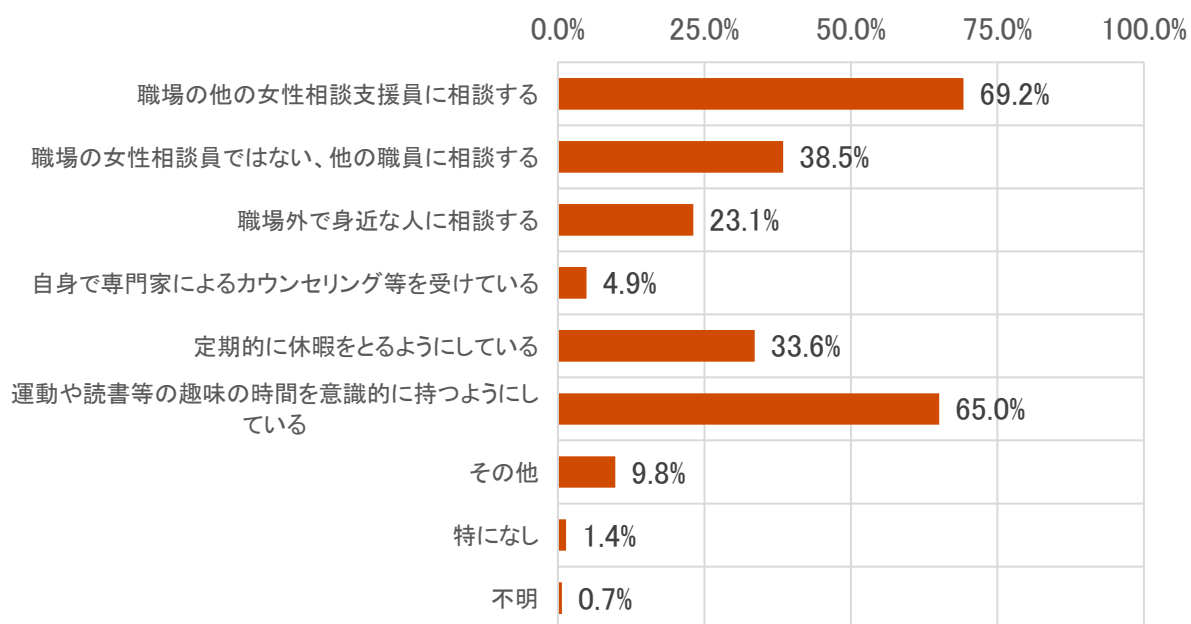
2人職場及び3人以上の職場の女性相談支援員は、バーンアウトしないための取組について「職場の他の女性相談支援員に相談する」が最多の約7割で、次いで「運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようにしている」が約6～7割であった。

「職場のほかの女性相談支援員に相談する」については、1人職場の女性相談支援員では13.7%で、2人職場及び3人以上の職場の女性相談支援員では、約7割であった。

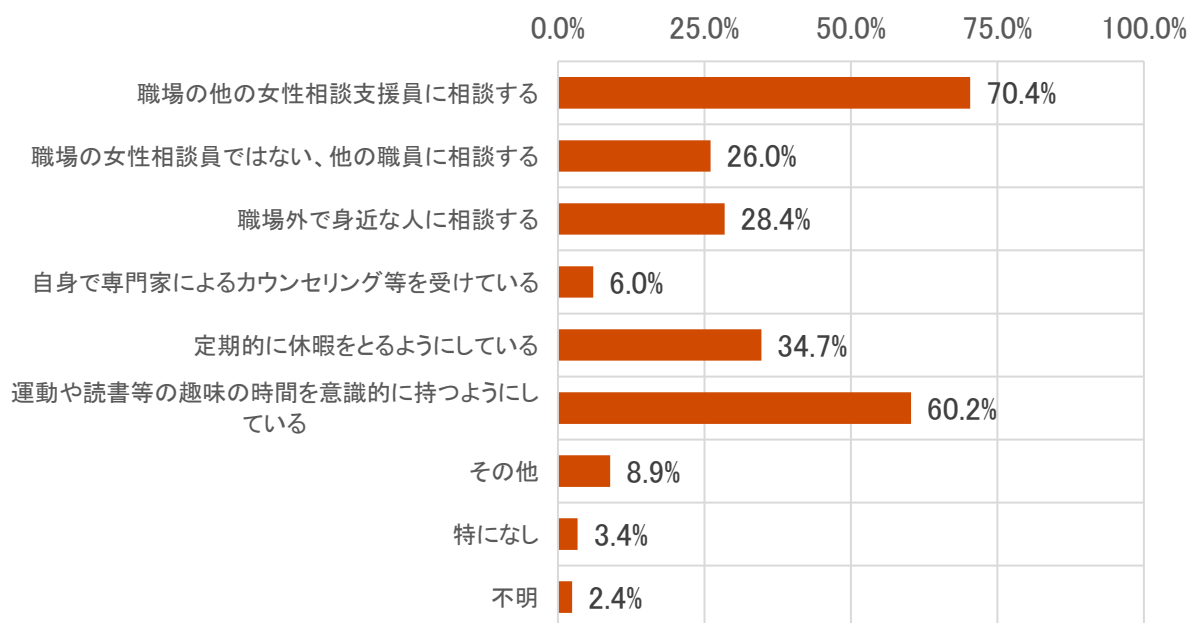
図表 69 【1人職場（自分のみ）】ⅡQ8 バーンアウトしないための取組（n=197、複数選択）



図表 70 【2人職場】ⅡQ8 パーンアウトしないための取組 (n=143、複数選択)



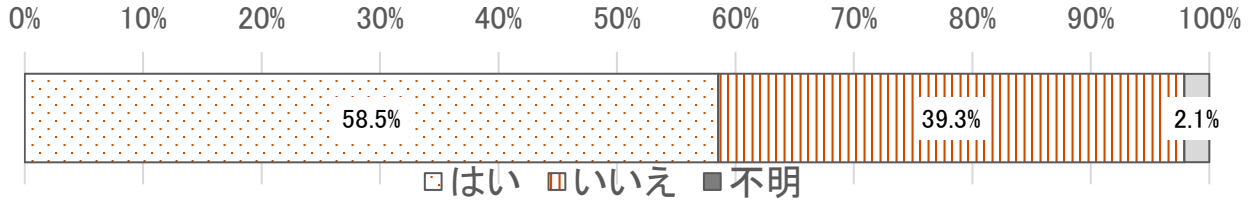
図表 71 【3人以上の職場】ⅡQ8 パーンアウトしないための取組 (n=415、複数選択)



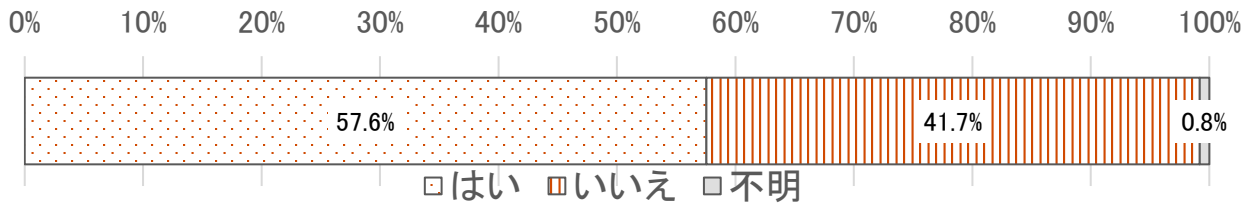
Q9 女性相談支援員の資格化を望むか

女性相談支援員の資格化を望むかについて尋ねたところ、都道府県委嘱・市区委嘱いずれにおいても、「はい」が約6割であった。

図表 72 【都道府県委嘱】Ⅱ Q9 女性相談支援員の資格化を望むか (n=234)



図表 73 【市区委嘱】Ⅱ Q9 女性相談支援員の資格化を望むか (n=521)

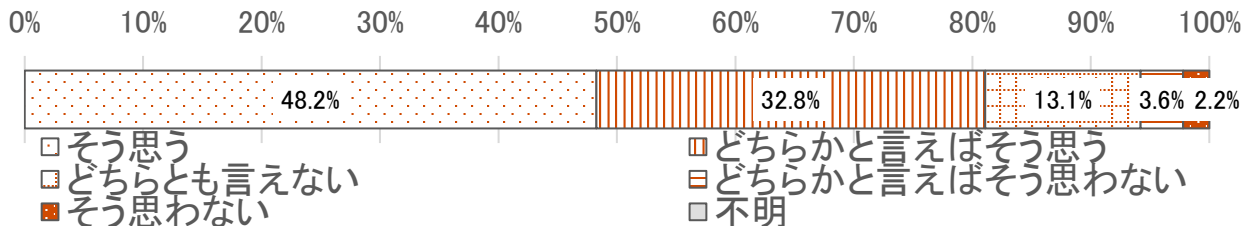


Q10 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の実務経験の必要性

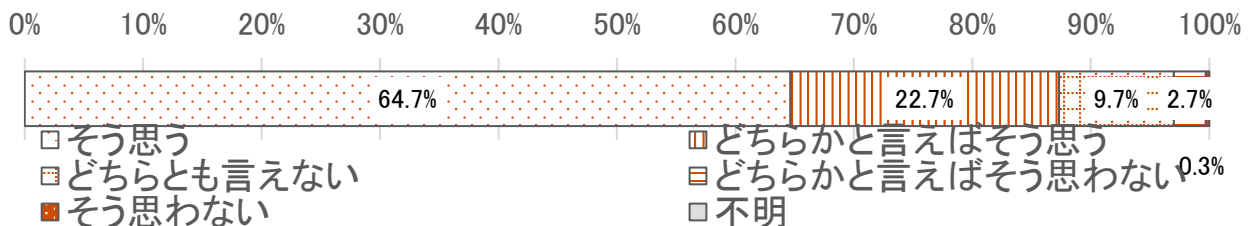
女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時に実務経験は必要かについて尋ねたところ、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「そう思う」が最多の48.2%で、次いで「どちらかと言えばそう思う」が32.8%であった。

市区の女性相談支援員では、資格取得時の実務経験の必要性について「そう思う」が最多の64.7%で、次いで「どちらかと言えばそう思う」が22.7%であった。

図表 74 【都道府県委嘱】Ⅱ Q10 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の実務経験の必要性 (n=234)



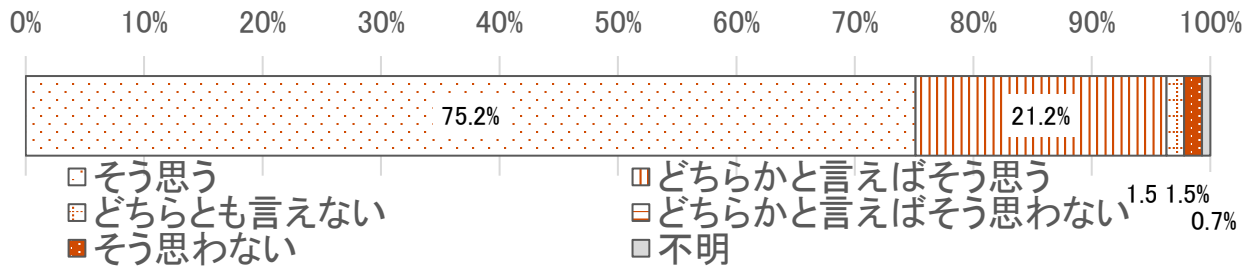
図表 75 【市区委嘱】Ⅱ Q10 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の実務経験の必要性 (n=521)



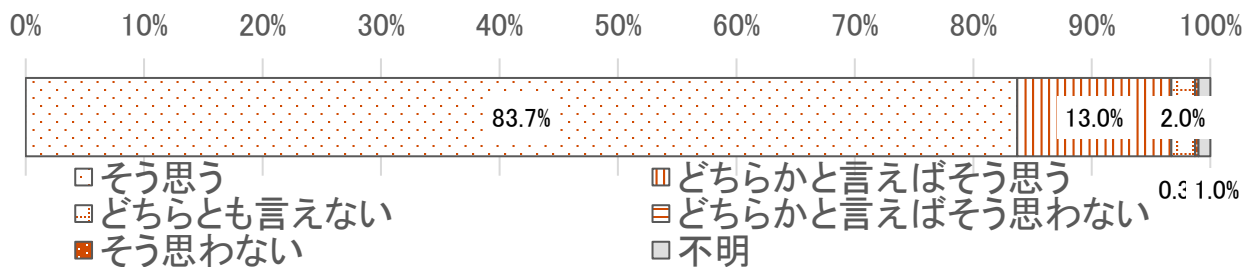
Q11 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の研修の必要性

女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時に研修は必要かについて尋ねたところ、都道府県委嘱・市区委嘱いずれにおいても、「そう思う」が最多の約8割であった。

図表 76 【都道府県委嘱】ⅡQ11 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の研修の必要性 (n=234)



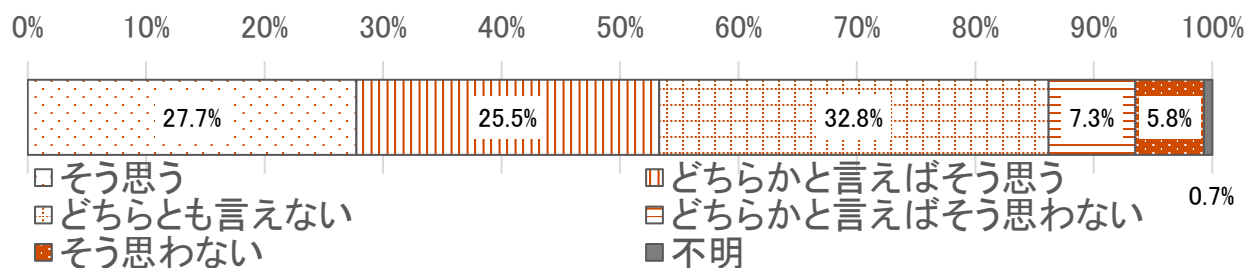
図表 77 【市区委嘱】ⅡQ 11 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の研修の必要性 (n=521)



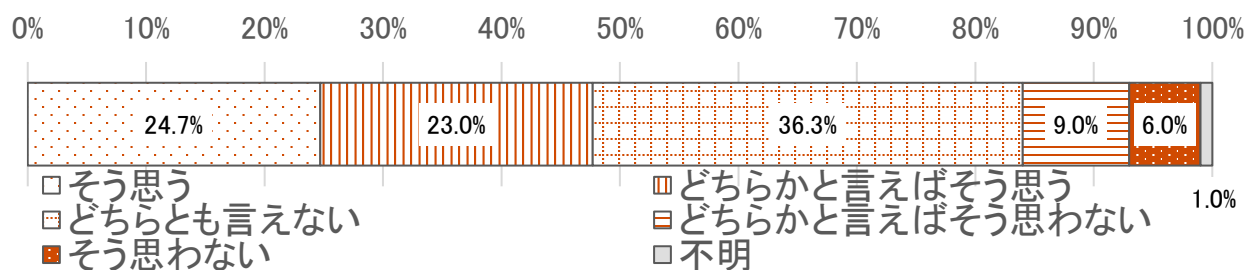
Q12 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の筆記試験の必要性

女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時に筆記試験は必要かについて尋ねたところ、都道府県委嘱・市区委嘱いずれにおいても、「どちらとも言えない」が最多の約3～4割で、次いで「そう思う」が約2～3割であった。

図表 78 【都道府県委嘱】Ⅱ Q12 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の筆記試験の必要性 (n=234)



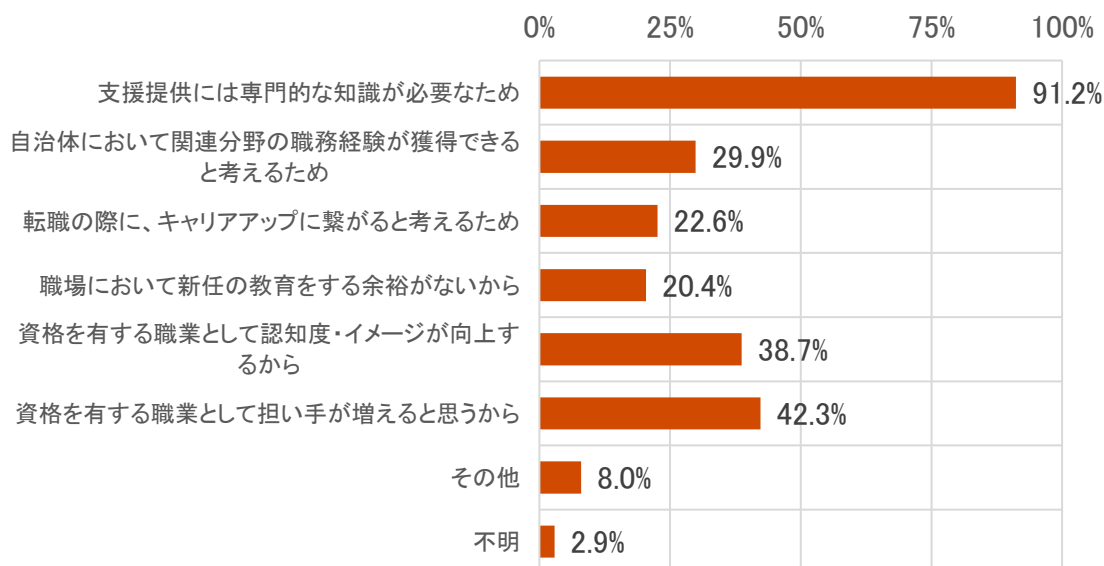
図表 79 【市区委嘱】Ⅱ Q12 女性相談支援員が資格化される場合、資格取得時の筆記試験の必要性 (n=521)



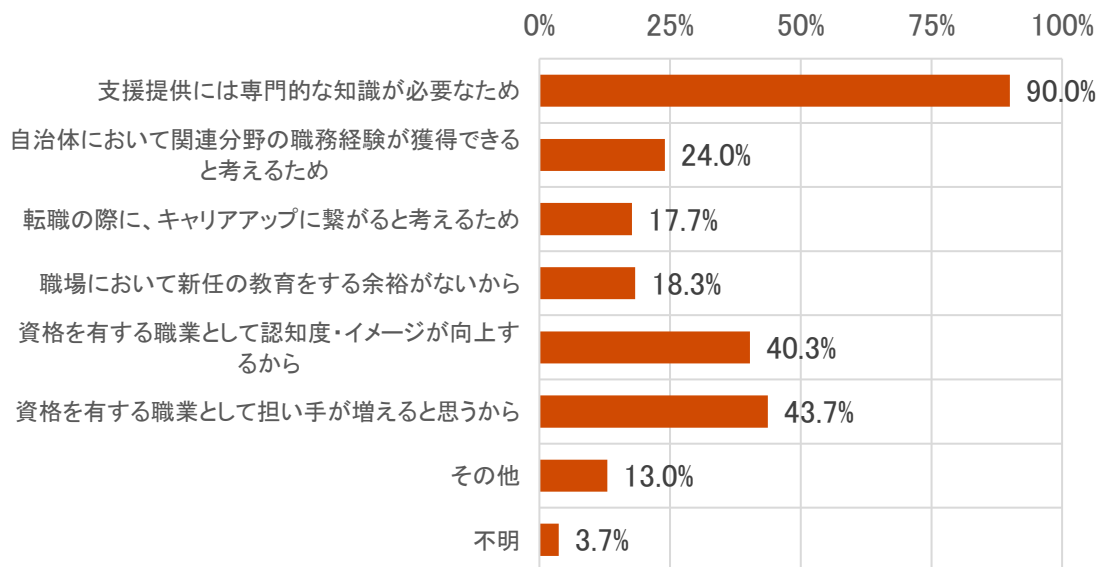
Q13 女性相談支援員の資格化を望む理由

「Q9 女性相談支援員の資格化を望むか」において「はい」と回答した方への設問である。女性相談支援員の資格化を望む理由について尋ねたところ、都道府県委嘱・市区委嘱のいずれにおいても、「支援提供には専門的な知識が必要なため」が最多の約9割で、次いで「資格を有する職業として担い手が増えると思うから」「資格を有する職業として認知度・イメージが向上するから」が約4割だった。

図表 80 【都道府県委嘱】Ⅱ Q13 女性相談支援員の資格化を望む理由 (n=137、複数選択)



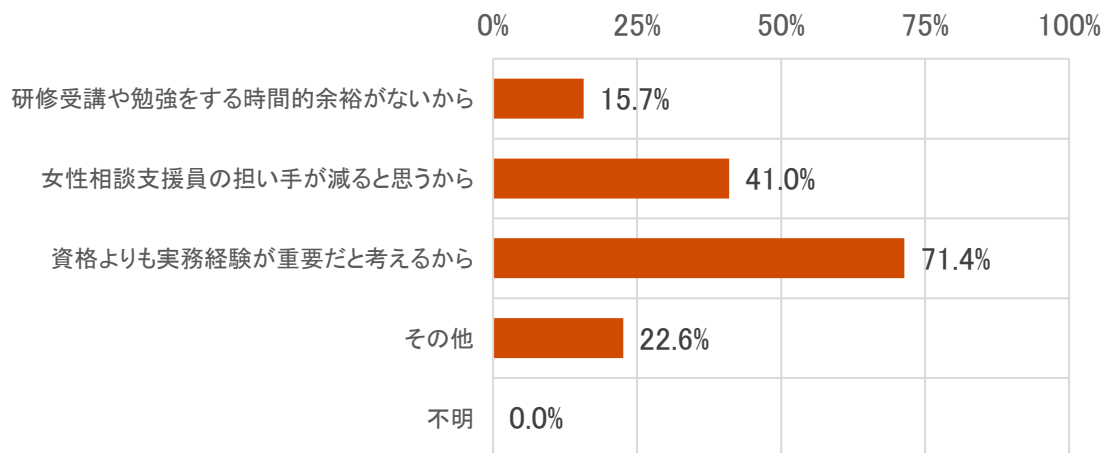
図表 81 【市区委嘱】Ⅱ Q13 女性相談支援員の資格化を望む理由 (n=300、複数選択)



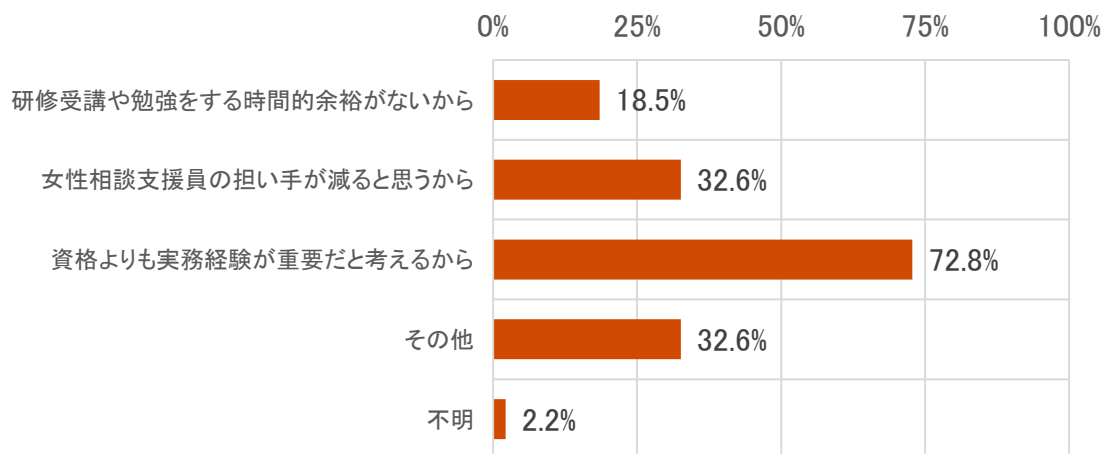
Q14 女性相談支援員の資格化を望まない理由

「Q9 女性相談支援員の資格化を望むか」において「いいえ」と回答した方への設問である。女性相談支援員の資格化を望まない理由について尋ねたところ、都道府県委嘱・市区委嘱のいずれにおいても「資格よりも実務経験が重要だと考えるから」が最多の約7割で、次いで「女性相談支援員の担い手が減ると思うから」が約3～4割であった。

図表 82 【都道府県委嘱】Ⅱ Q14 女性相談支援員の資格化を望まない理由 (n=92、複数選択)



図表 83 【市区委嘱】Ⅱ Q14 女性相談支援員の資格化を望まない理由 (n=217、複数選択)

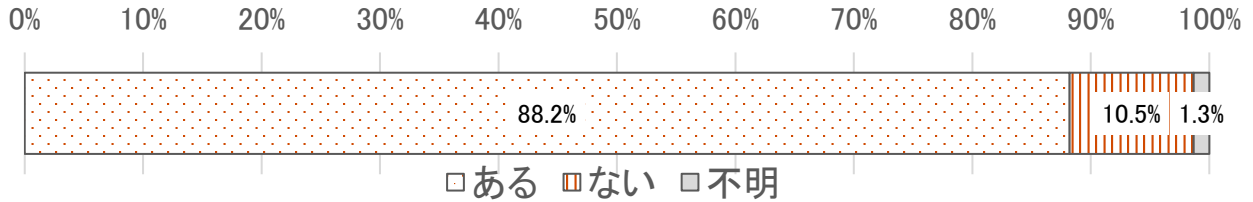


### Ⅲ 研修受講について

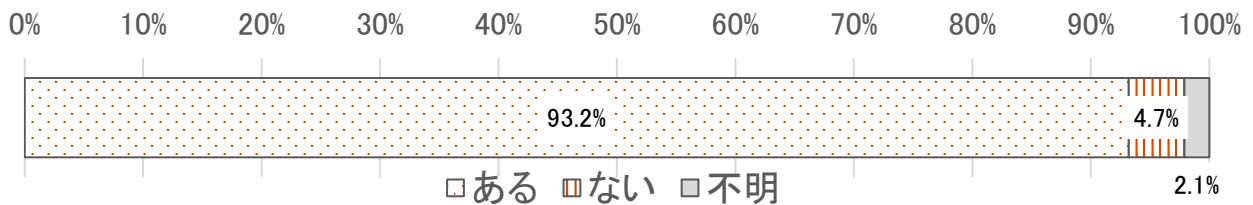
#### Q1 職場内研修の受講経験の有無

職場内研修の受講経験の有無について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「ある」が最多の約9割であった。

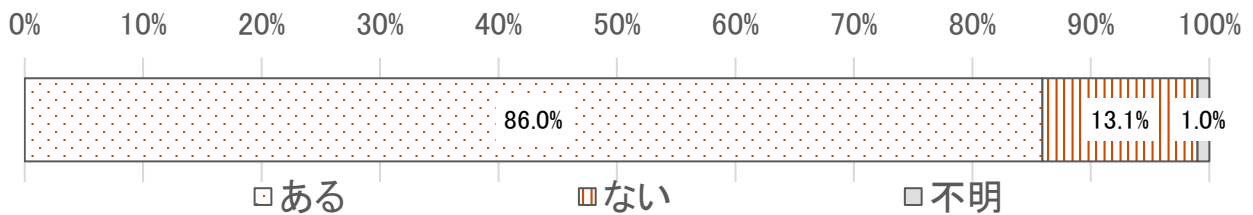
図表 84 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ1 職場内研修の受講経験の有無 (n=755)



図表 85 【都道府県委嘱】ⅢQ1 職場内研修の受講経験の有無 (n=234)



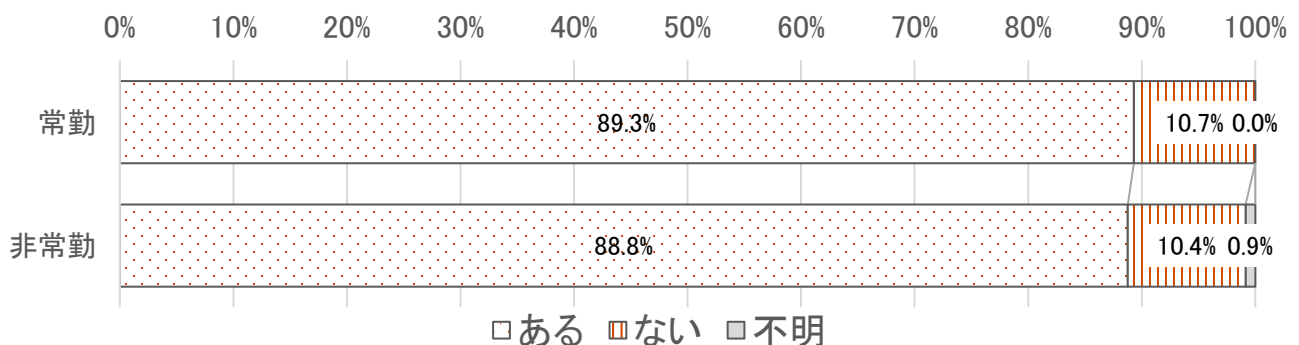
図表 86 【市区委嘱】ⅢQ1 職場内研修の受講経験の有無 (n=521)



#### Q1 職場内研修の受講経験の有無 × I Q10 勤務形態

職場内研修の受講経験の有無について、勤務形態ごとに分析したところ、常勤・非常勤いずれにおいても、「ある」が最多の約9割であった。

図表 87 ⅢQ1 職場内研修の受講経験の有無 × I Q10 勤務形態 (n=747)

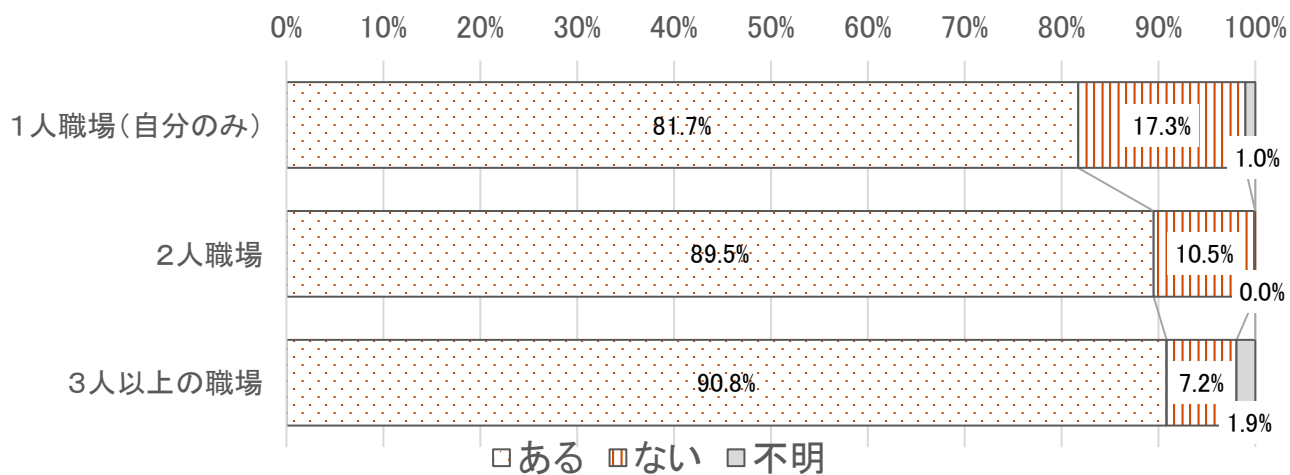




Q1 職場内研修の受講経験の有無×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数

職場内研修の受講経験の有無について、同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、1人職場、2人職場、3人以上の職場いずれにおいても、「ある」が最多の約8～9割であった。また、1人職場では「ない」が17.3%で、それ以外の職場よりも相対的に「ない」の割合が高かった。

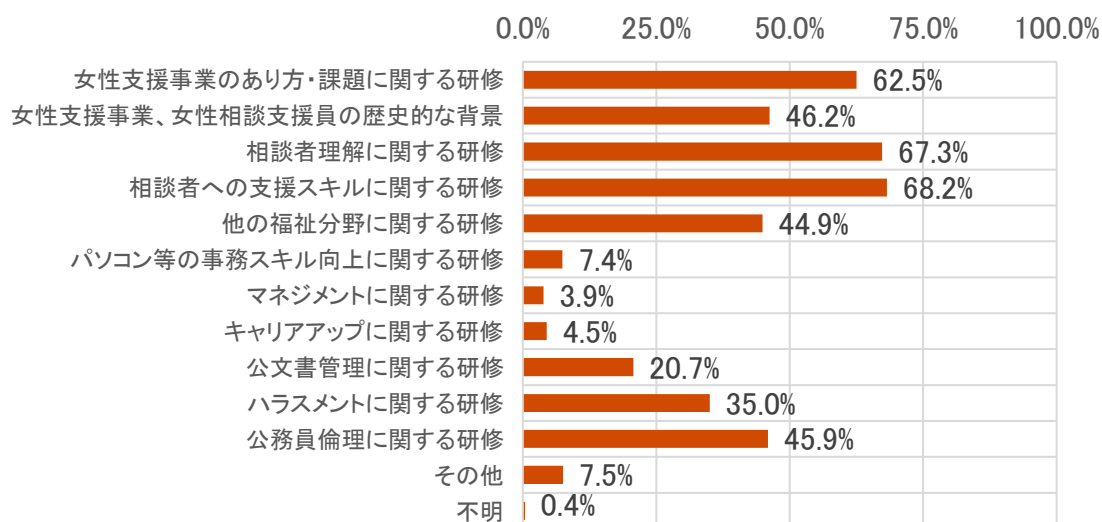
図表 88 ⅢQ1 職場内研修の受講経験の有無×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=755)



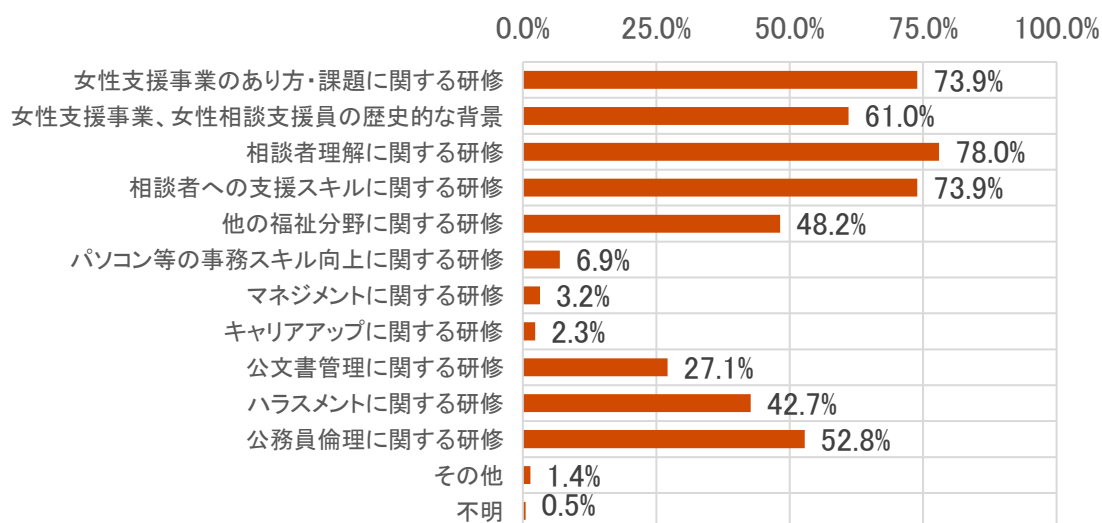
### Q1-1 受講した職場内研修の内容

「Q1 職場内研修の受講経験の有無」において「ある」と回答した方への設問である。受講した職場内研修の内容について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「相談者理解に関する研修」「相談者への支援スキルに関する研修」「女性支援事業の在り方・課題に関する研修」が約6～8割であった。

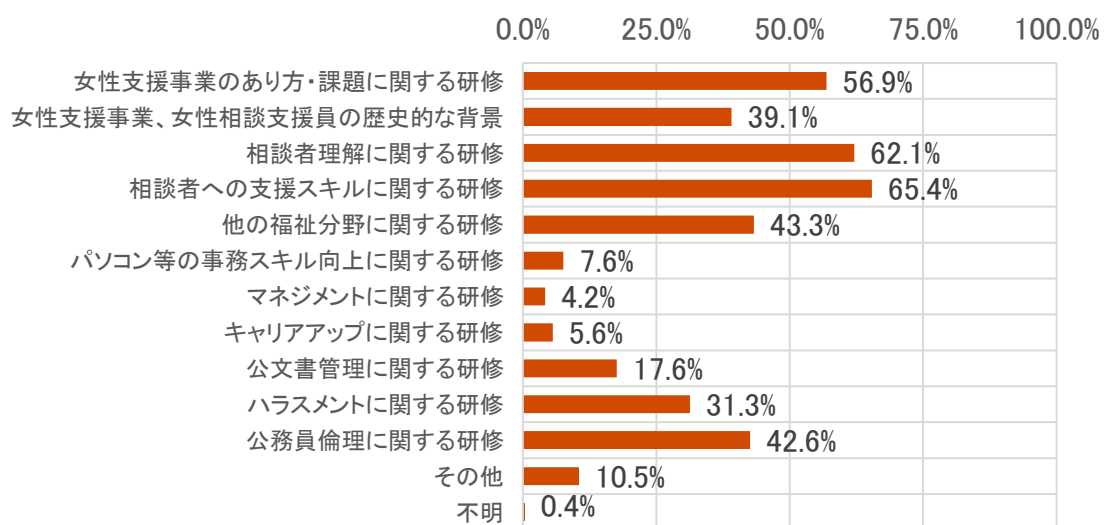
図表 89 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ1-1 受講した職場内研修の内容 (n=666、複数選択)



図表 90 【都道府県委嘱】ⅢQ1-1 受講した職場内研修の内容 (n=218、複数選択)



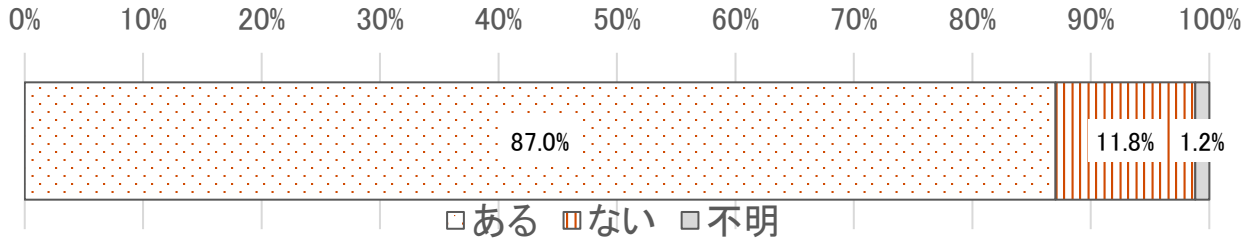
図表 91 【市区委嘱】ⅢQ1-1 受講した職場内研修の内容 (n=448、複数選択)



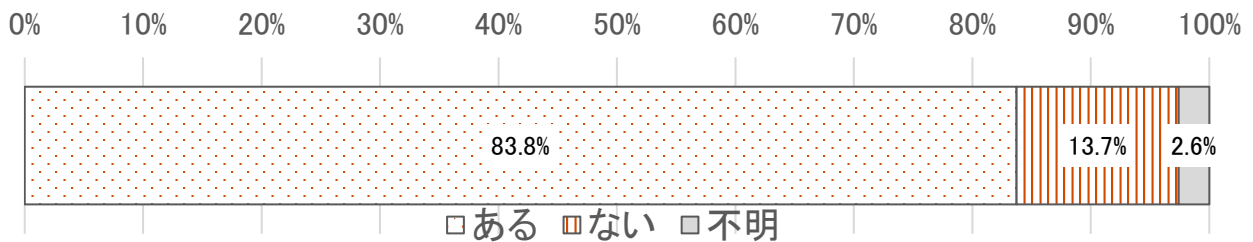
Q2 職場外研修の受講経験の有無

職場外研修の受講経験の有無について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「ある」が約8～9割であった。

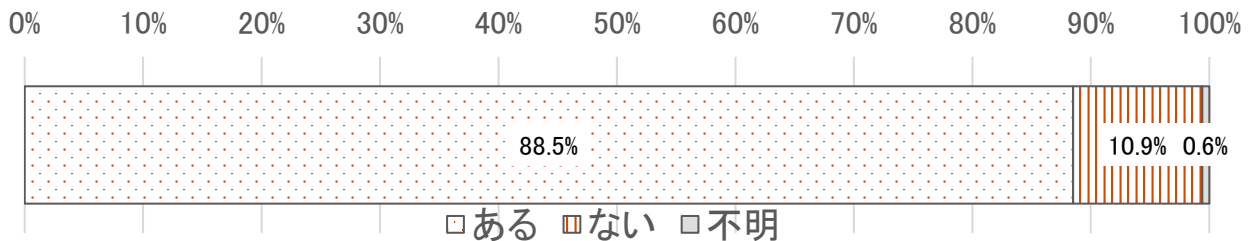
図表 92 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ2 職場外研修の受講経験の有無 (n=755)



図表 93 【都道府県委嘱】ⅢQ2 職場外研修の受講経験の有無 (n=234)



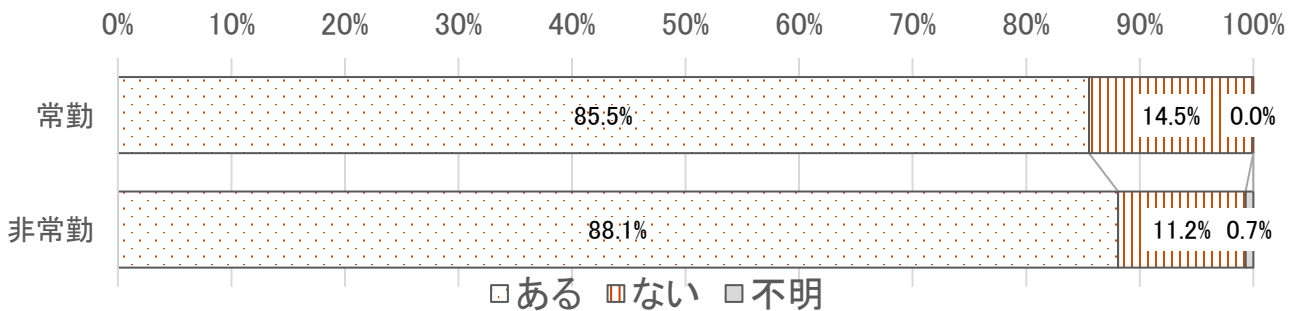
図表 94 【市区委嘱】ⅢQ2 職場外研修の受講経験の有無 (n=521)



Q2 職場外研修の受講経験の有無 × I Q10 勤務形態

職場外研修の受講経験の有無について、勤務形態ごとに分析したところ、常勤・非常勤いずれにおいても、「ある」が約9割であった。

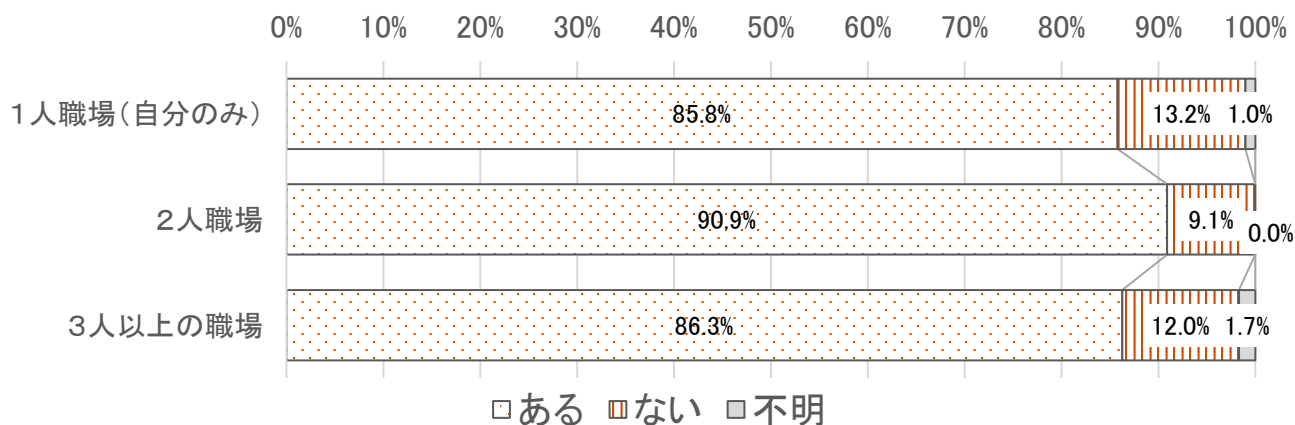
図表 95 ⅢQ2 職場外研修の受講経験の有無 × I Q10 勤務形態 (n=747)



Q1 職場外研修の受講経験の有無×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数

職場外研修の受講経験の有無について、同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、1人職場、2人職場、3人以上の職場いずれにおいても、「ある」が約9割であった。

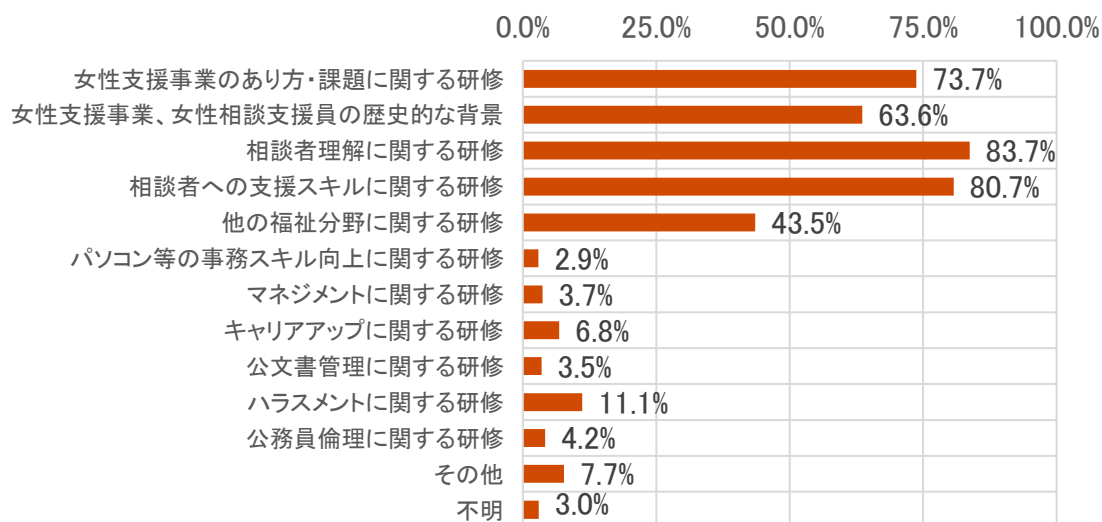
図表 96 ⅢQ1 職場外研修の受講有無×ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=755)



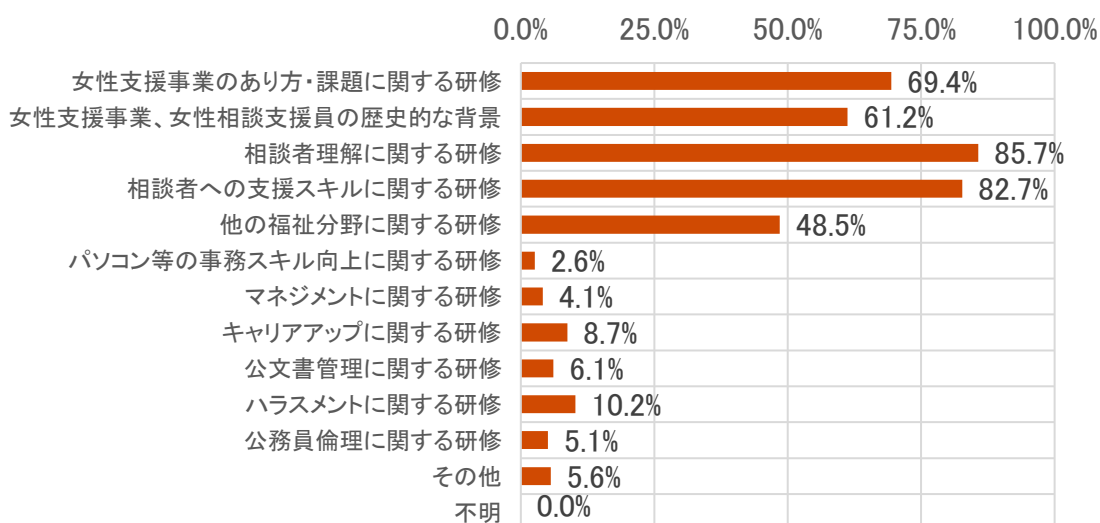
Q2-1 受講した職場外研修の内容

「Q2 職場内研修の受講経験の有無」において「ある」と回答した方への設問である。受講した職場外研修の内容について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「相談者理解に関する研修」が最多の約8～9割で、次いで「相談者への支援スキルに関する研修」が約8割であった。

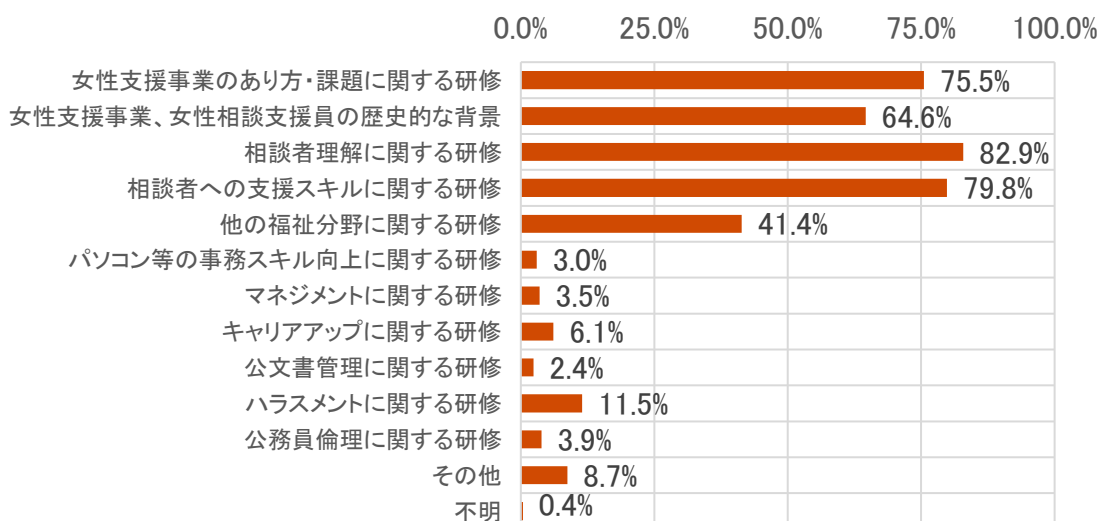
図表 97 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ2-1 受講した職場外研修の内容 (n=657、複数選択)



図表 98 【都道府県委嘱】ⅢQ2-1 受講した職場外研修の内容 (n=196、複数選択)



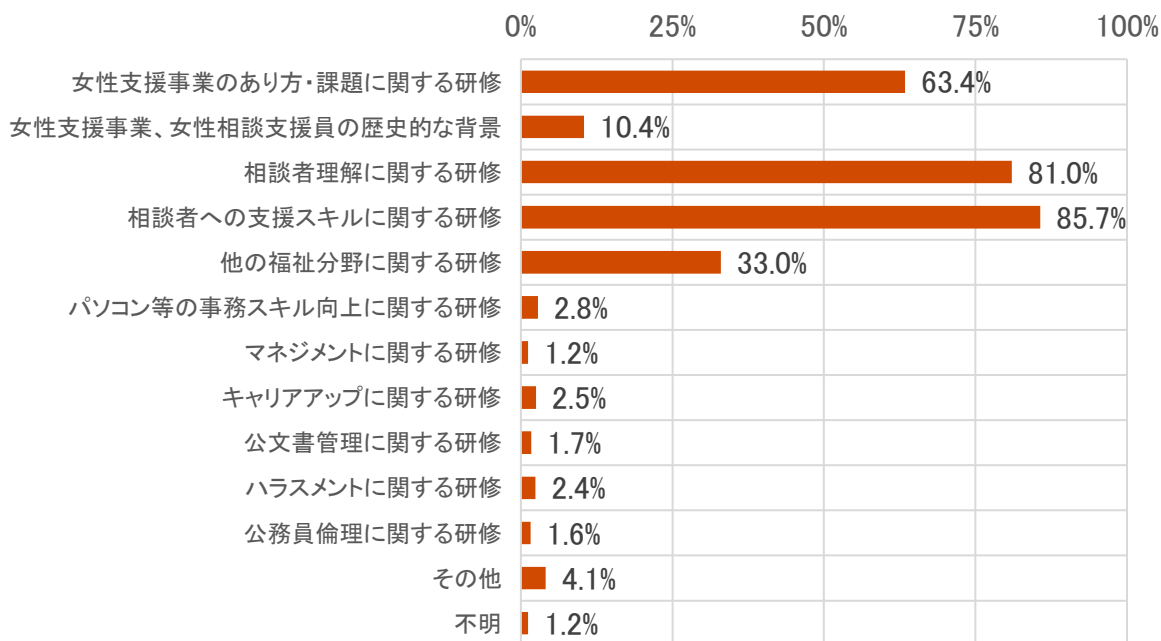
図表 99 【市区委嘱】ⅢQ2-1 受講した職場外研修の内容 (n=461、複数選択)



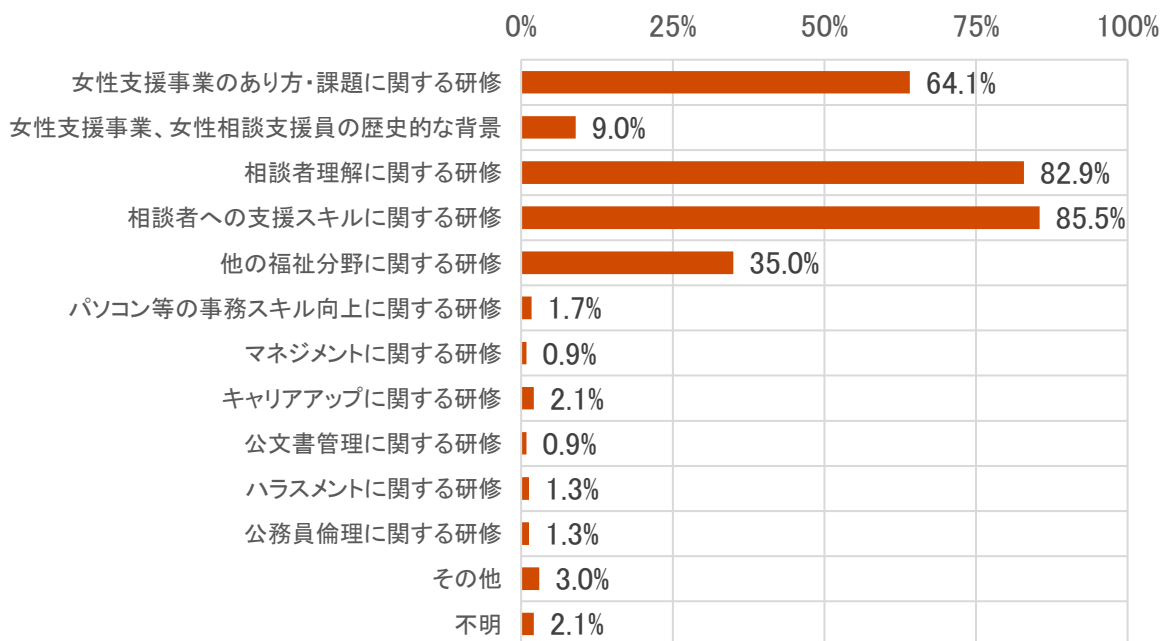
### Q3 女性相談支援員として必要だと感じている研修内容

女性相談支援員として必要だと感じている研修内容（3つまで選択可能）について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「相談者への支援スキルに関する研修」が最多の9割で、次いで多い順に「相談者理解に関する研修」が約8割、「女性支援事業のあり方・課題に関する研修」が約6割であった。

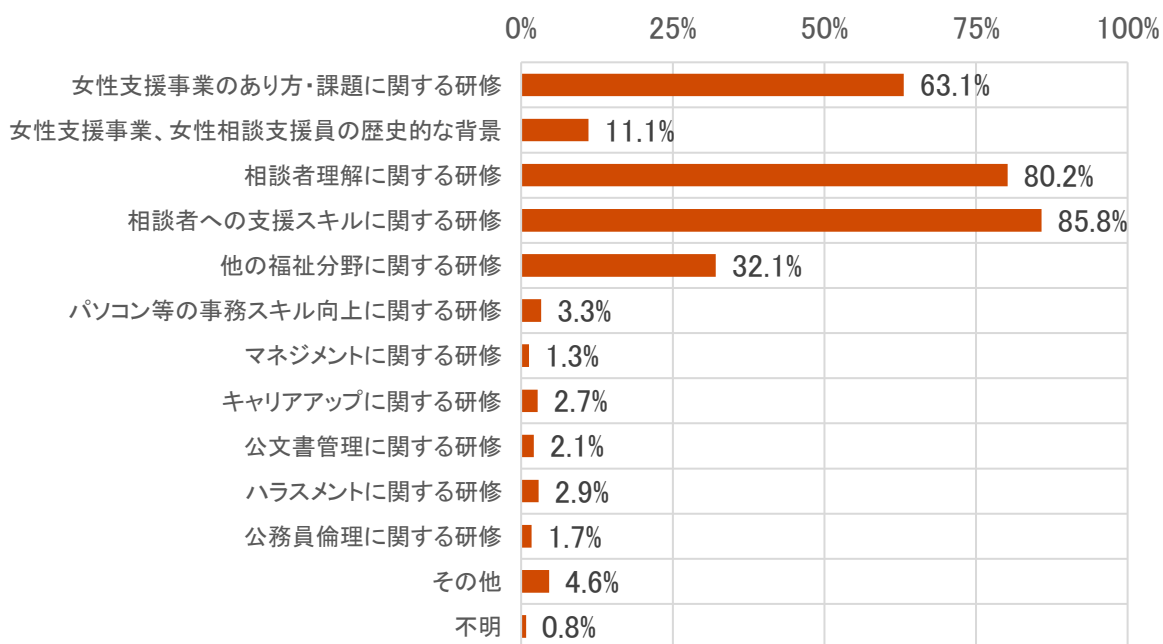
**図表 100 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ3 女性相談支援員として必要だと感じている研修内容 (n=755、複数選択 ※3つまで)**



**図表 101 【都道府県委嘱】ⅢQ3 女性相談支援員として必要だと感じている研修内容 (n=234、複数選択 ※3つまで)**



図表 102 【市区委嘱】ⅢQ3 女性相談支援員として  
必要だと感じている研修内容 (n=521、複数選択 ※3つまで)

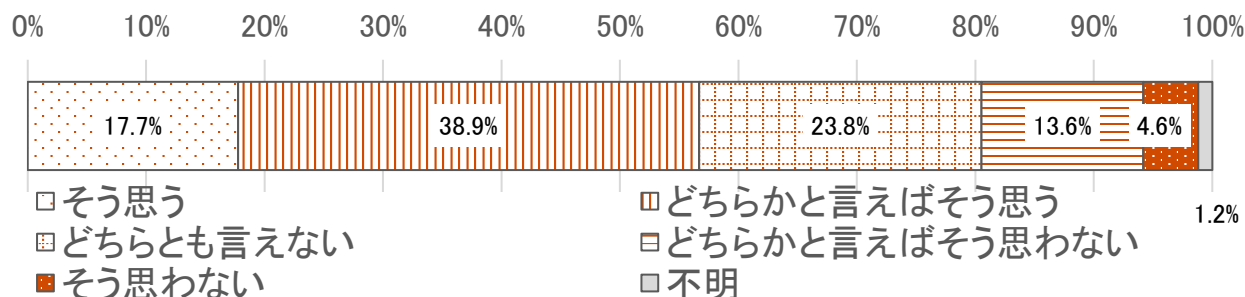




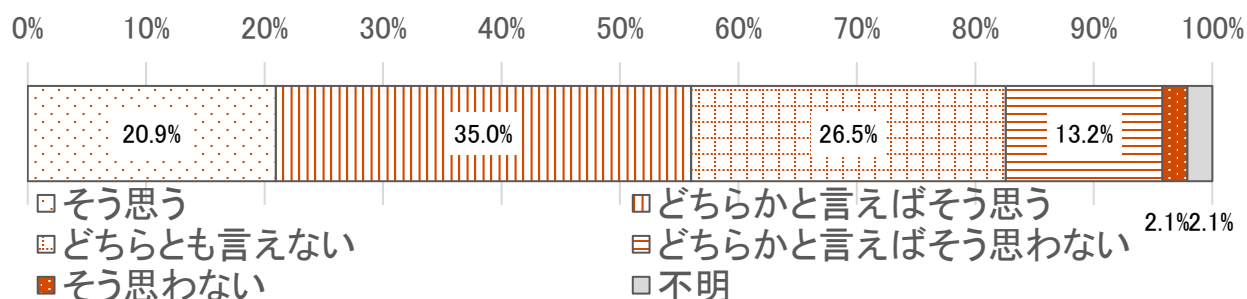
Q4 研修受講のための時間は十分に確保できるか

研修受講のための時間は十分に確保できるかについて尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「どちらかと言えばそう思う」が最多の約4割で、次いで「どちらとも言えない」が約2～3割であった。

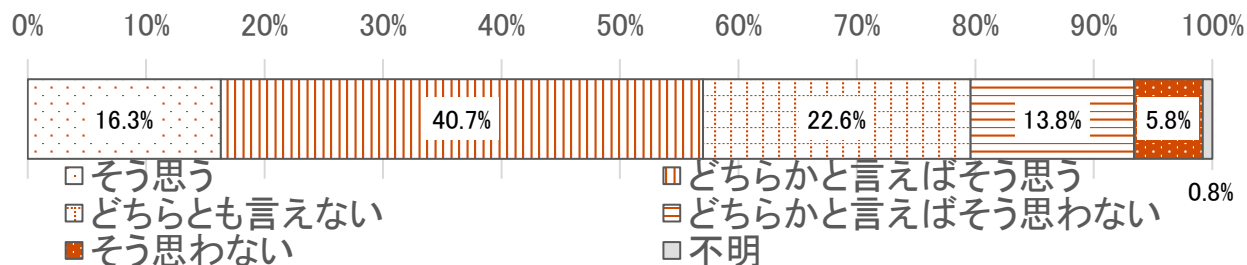
図表 103 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ4 研修受講のための時間は十分に確保できるか (n=755)



図表 104 【都道府県委嘱】ⅢQ4 研修受講のための時間は十分に確保できるか (n=234)



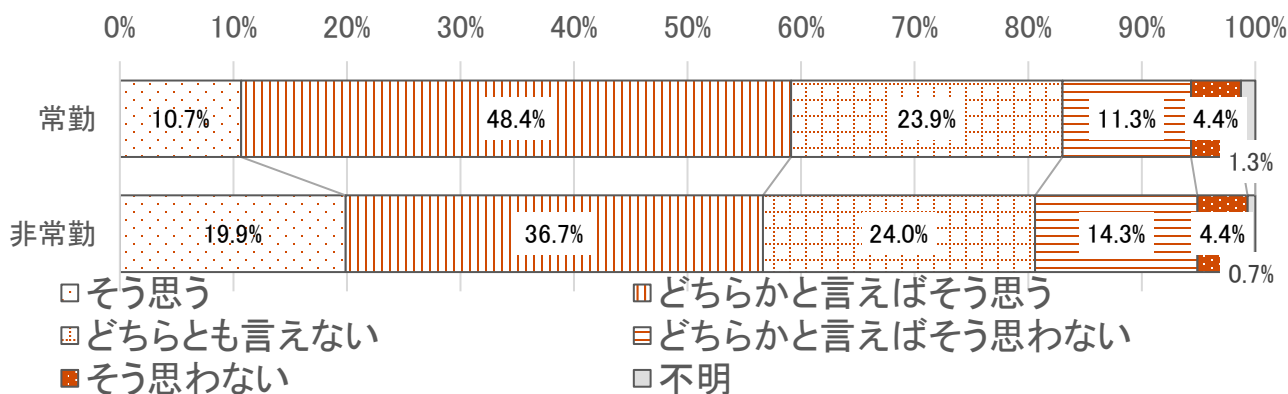
図表 105 【市区委嘱】ⅢQ4 研修受講のための時間は十分に確保できるか (n=521)



Q4 研修受講のための時間は十分に確保できるか× I Q10 勤務形態

研修受講のための時間は十分に確保できるかについて、勤務形態ごとに分析したところ、常勤・非常勤いずれにおいても、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計が約6割であった。

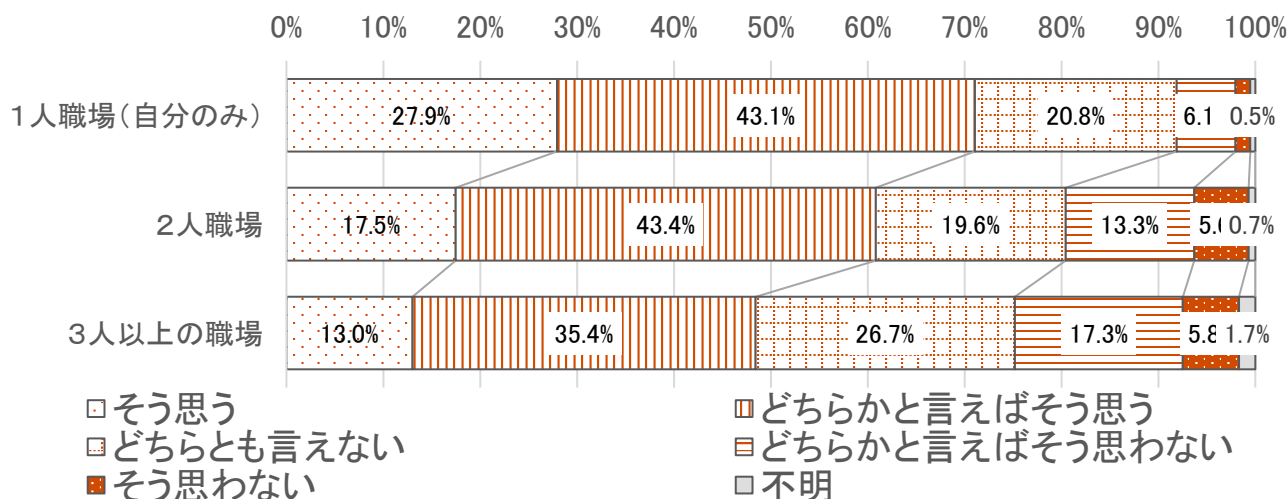
図表 106 ⅢQ4 研修受講のための時間は十分に確保できるか× I Q10 勤務形態 (n=747)



Q4 研修受講のための時間は十分に確保できるか× II Q1 同じ職場の女性相談支援員数

研修受講のための時間は十分に確保できるかについて、同じ職場の女性相談支援員数ごとに分析したところ、1人職場の女性相談支援員では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計が約7割であり、2人職場では約6割、3人以上の職場では約5割であった。

図表 107 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ4 研修受講のための時間は十分に確保できるか× II Q1 同じ職場の女性相談支援員数 (n=755)

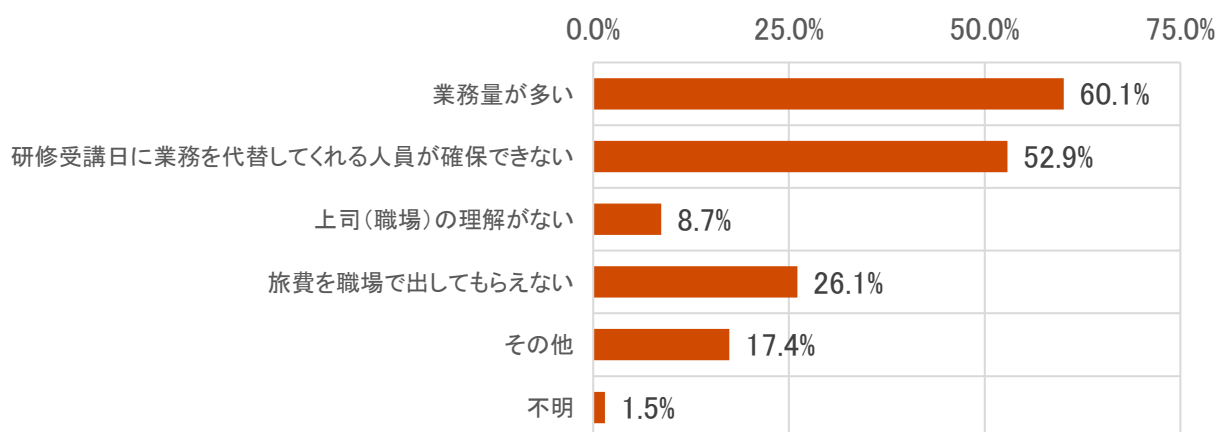


### Q4-1 研修受講のための時間確保が難しい理由

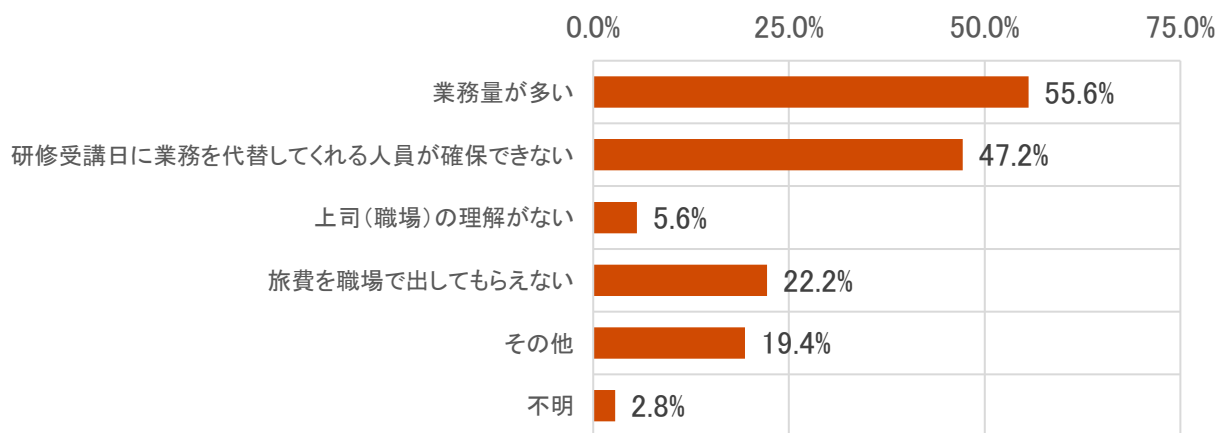
「Q4 研修受講のための時間は十分に確保できるか」において「どちらかと言えばそう思わない」または「そう思わない」と回答した方への設問である。研修受講のための時間確保が難しい理由について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「業務量が多い」が最多の約6割で、次いで「研修受講日に業務を代替してくれる人員が確保できない」が約5割であった。

また、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「旅費を職場で出してもらえない」が約2～3割であった。

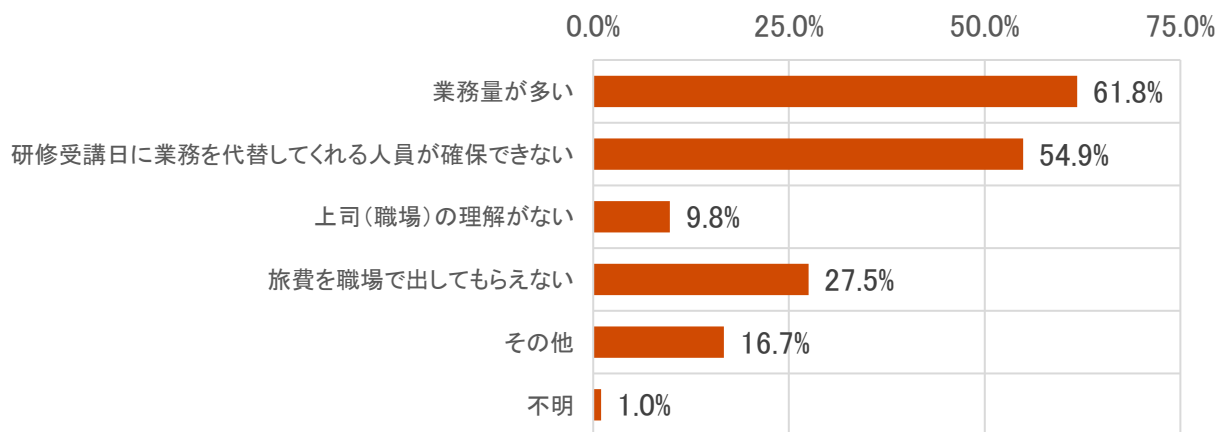
図表 108 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ4-1 研修受講のための時間確保が難しい理由 (n=138、複数選択)



図表 109 【都道府県委嘱】ⅢQ4-1 研修受講のための時間確保が難しい理由 (n=36、複数選択)



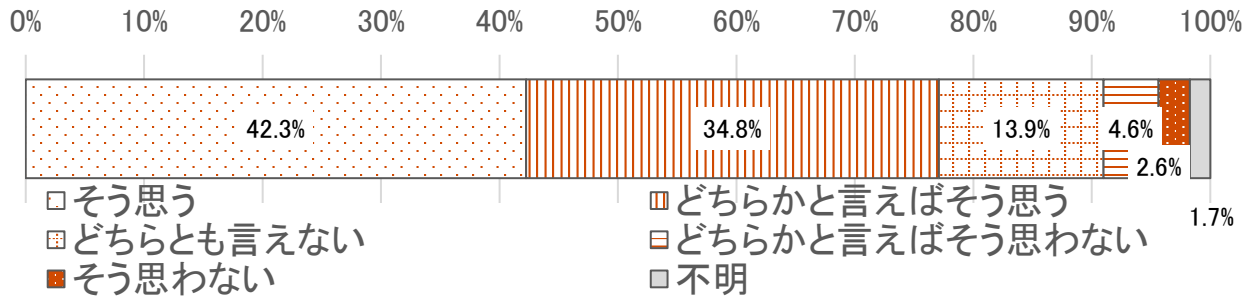
図表 110 【市区委嘱】ⅢQ4-1 研修受講のための時間確保が難しい理由 (n=102、複数選択)



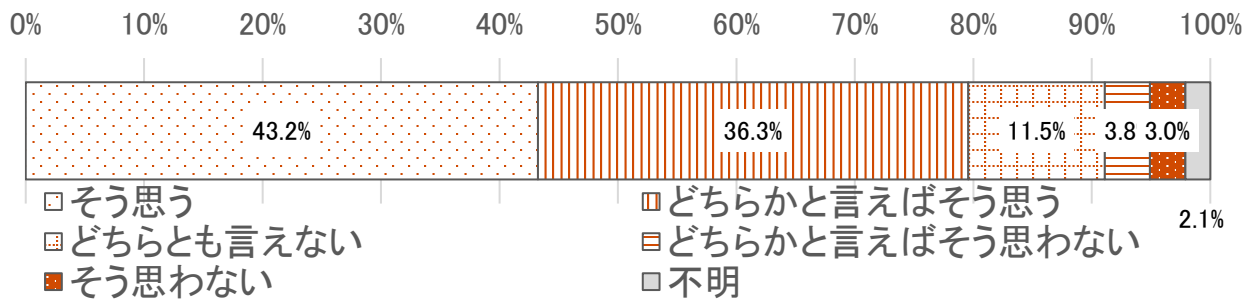
Q5 対話・体験型研修への参加希望

対話・体験型研修に参加したいかを尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計が約8割であった。

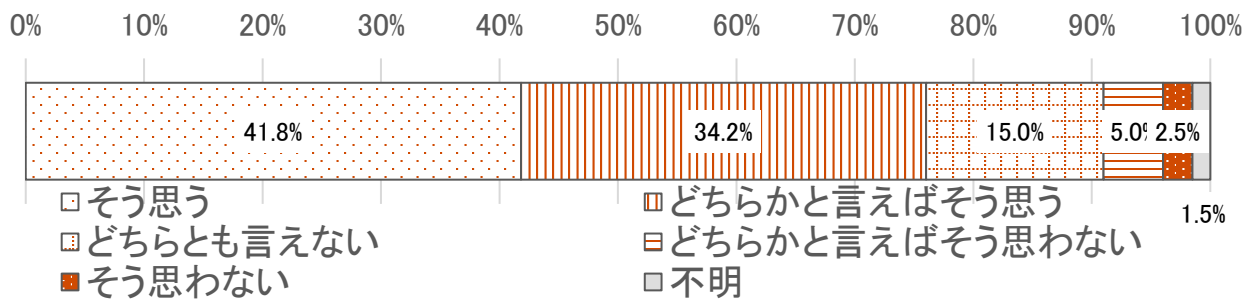
図表 111 【都道府県・市区委嘱】ⅢQ5 対話・体験型研修への参加希望 (n=755)



図表 112 【都道府県委嘱】ⅢQ5 対話・体験型研修への参加希望 (n=521)



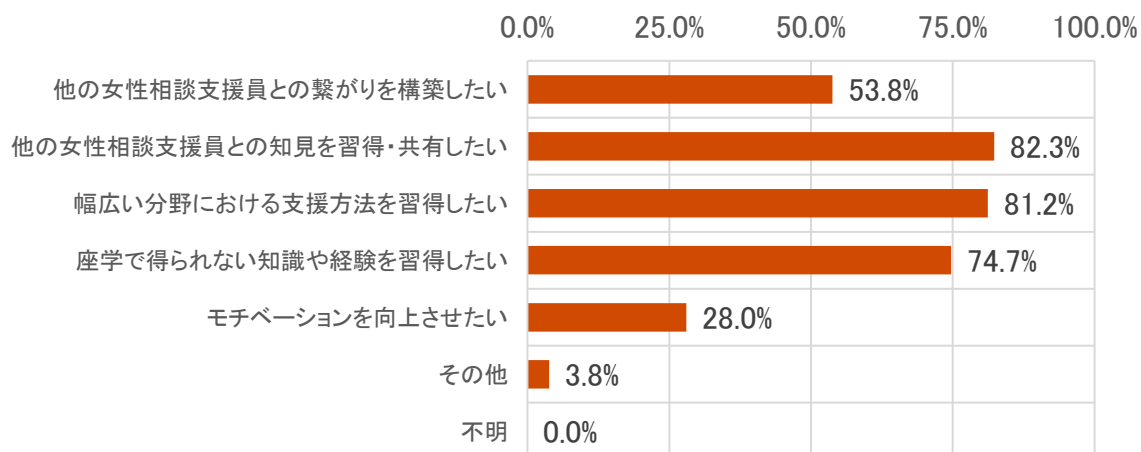
図表 113 【市区委嘱】ⅢQ5 対話・体験型研修への参加希望 (n=234)



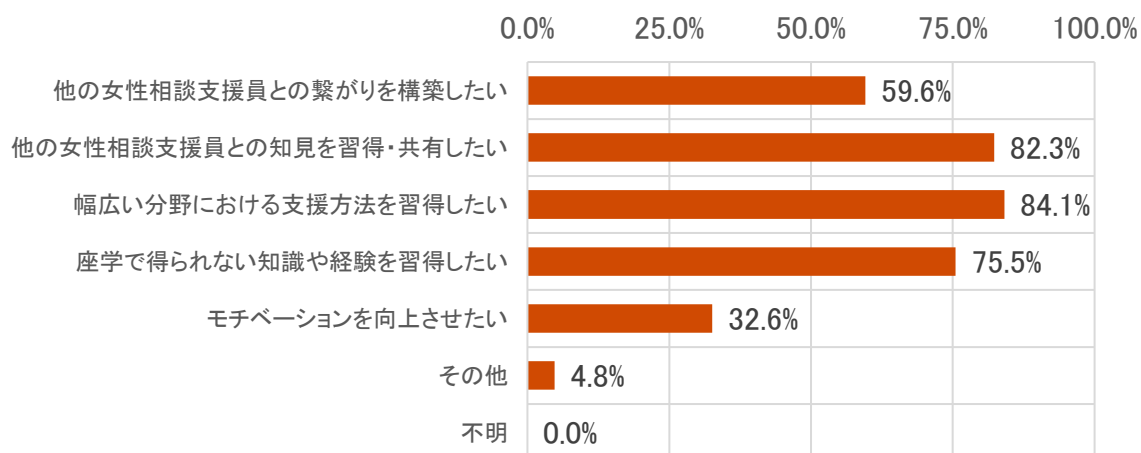
Q5-1 対話・体験型研修への参加希望理由

「Q5 対話・体験型研修への参加希望」において「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した方への設問である。対話・体験型研修への参加希望理由について尋ねたところ、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「他の女性相談支援員との知見を習得・共有したい」及び「幅広い分野における支援方法を習得したい」が約8割であった。

図表 114 【都道府県委嘱】ⅢQ5-1 対話・体験型研修への参加希望理由 (n=186、複数選択)



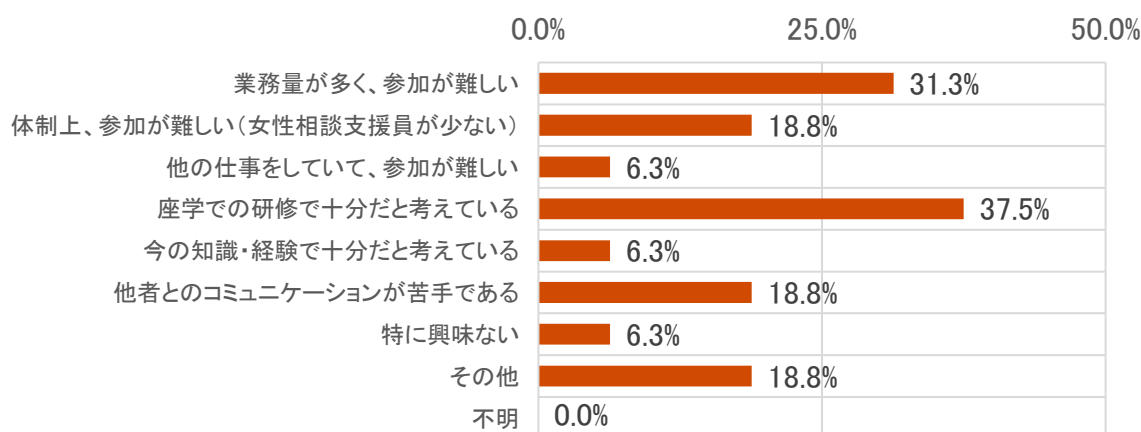
図表 115 【市区委嘱】ⅢQ5-1 対話・体験型研修への参加希望理由 (n=396、複数選択)



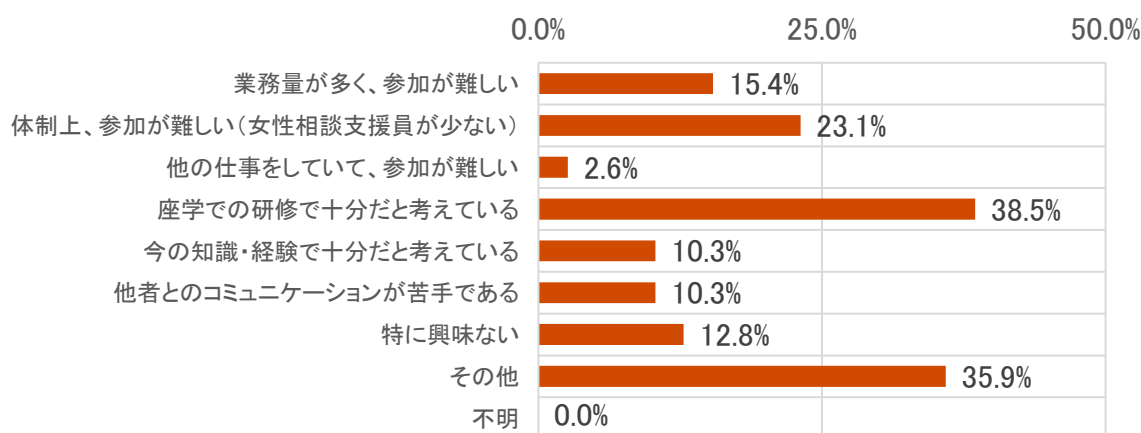
### Q5-2 対話・体験型研修に参加したくない理由

「Q5 対話・体験型研修への参加希望」において「そう思わない」または「どちらかと言えばそう思わない」と回答した方への設問である。対話・体験型研修に参加したくない理由について尋ねたところ、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「座学での研修で十分だと考えている」が最多の約4割であった。次いで、都道府県委嘱の女性相談支援員では、「業務量が多く、参加が難しい」が31.3%で、市区委嘱の女性相談支援員では、「その他」が35.9%であった。「その他」の具体的な回答内容については図表 118 の通りである。

図表 116 【都道府県委嘱】ⅢQ5-2 対話・体験型研修への参加したくない理由 (n=16、複数選択)



図表 117 【市区委嘱】ⅢQ5-2 対話・体験型研修への参加したくない理由 (n=39、複数選択)



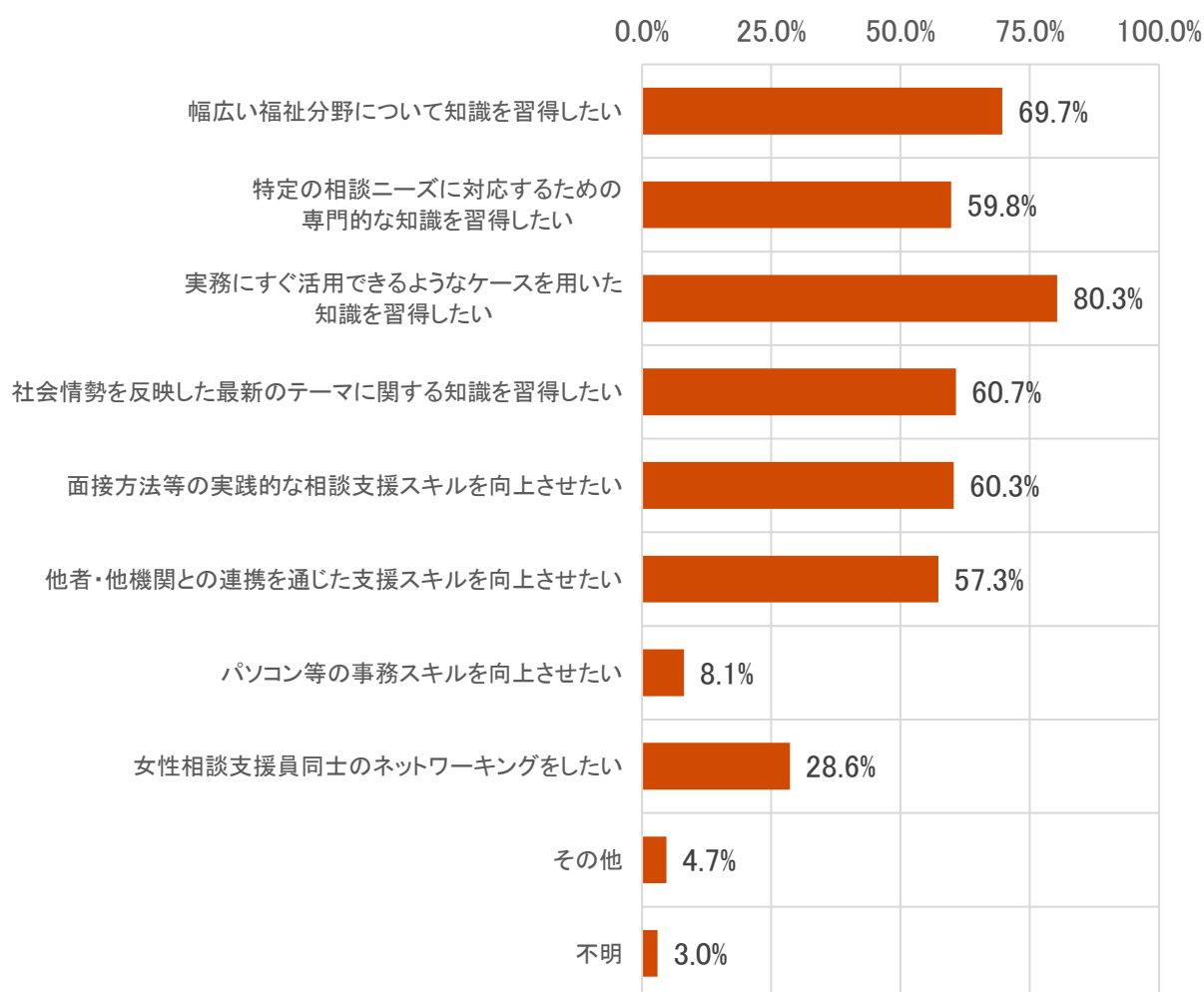
図表 118 ⅢQ5-2 対話・体験型研修に参加したくない理由（自由記述欄）

自由記述欄記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性相談支援員としての経験が少ないため、現時点で研修に参加しても成果が得られるとは思わないため。</li> <li>• 今までの経験上、時間ばかり取って得るものが少ないと感じる。その時間があるなら座学で学びたい。</li> <li>• 対話・体験型研修は、多く時間を確保する必要があると考えるが、その間、業務を代わる人材が居ないため、業務を空けることに心配がある。また、まずは座学で多くの知識を得る機会が欲しいとも考えているため。</li> <li>• 是非、参加したいと思うが、業務量・体制・勤務時間含めて、難しい。</li> <li>• 以前受けたことがあるが、あまり役に立たないと思った。実践あるのみだと思う。</li> <li>• 特殊な事例でのロールプレイングであれば研修も必要と思うが、いつも受けている相談のようなものであればそこまで重要性を感じない。研修の質次第ではないかと思っている。</li> <li>• 何度か参加したことはあるが、業務に活用できるレベルの研修ではなかったため。</li> <li>• 事例への対応例を知ることで、業務に生かせると思うが、対話体験型の方が時間を要すると思う。困難例をたくさん抱えている中で研修に参加するので効率的な受講方法であれば参加したい。</li> <li>• 職場で実施されるスーパービジョンを通して繰り返し基本に触れることで、自分のものになっていると思うから。</li> <li>• オンラインでの参加なら可能。会場までの移動に時間がかかる事が多い。</li> <li>• 現場での悩みや課題を話し合える方が今の自分にとっては有益。</li> <li>• 先輩女性相談員の指導の下、実務経験によって得られるものの方が大きいから。</li> <li>• グループワークで無理に自己開示させられそうになった経験があるため。</li> <li>• 他の相談施設の支援内容が自身の職場に当てはまるものが少ないように感じるため。</li> <li>• 女性相談センター内でロールプレイ等の対話、体験型の研修をする機会があったが、否定的な意見を言われたり、納得できなかつたりする助言があるので参加したくないと思う。経験者でも講師ができる人は少ないのではないかと。現状では、同じ職種にありながら、専門性が違う人たちの集まりなので視点が違うことも多い。うまくいかないと思う。</li> <li>• これまでの仕事で必要な物は十分に習得できている。</li> <li>• 実際の相談では、想定不可能なことが度々あるので、先入観につながるような研修は不要だと考える。</li> </ul>

### Q6 新たに策定される研修に望むこと

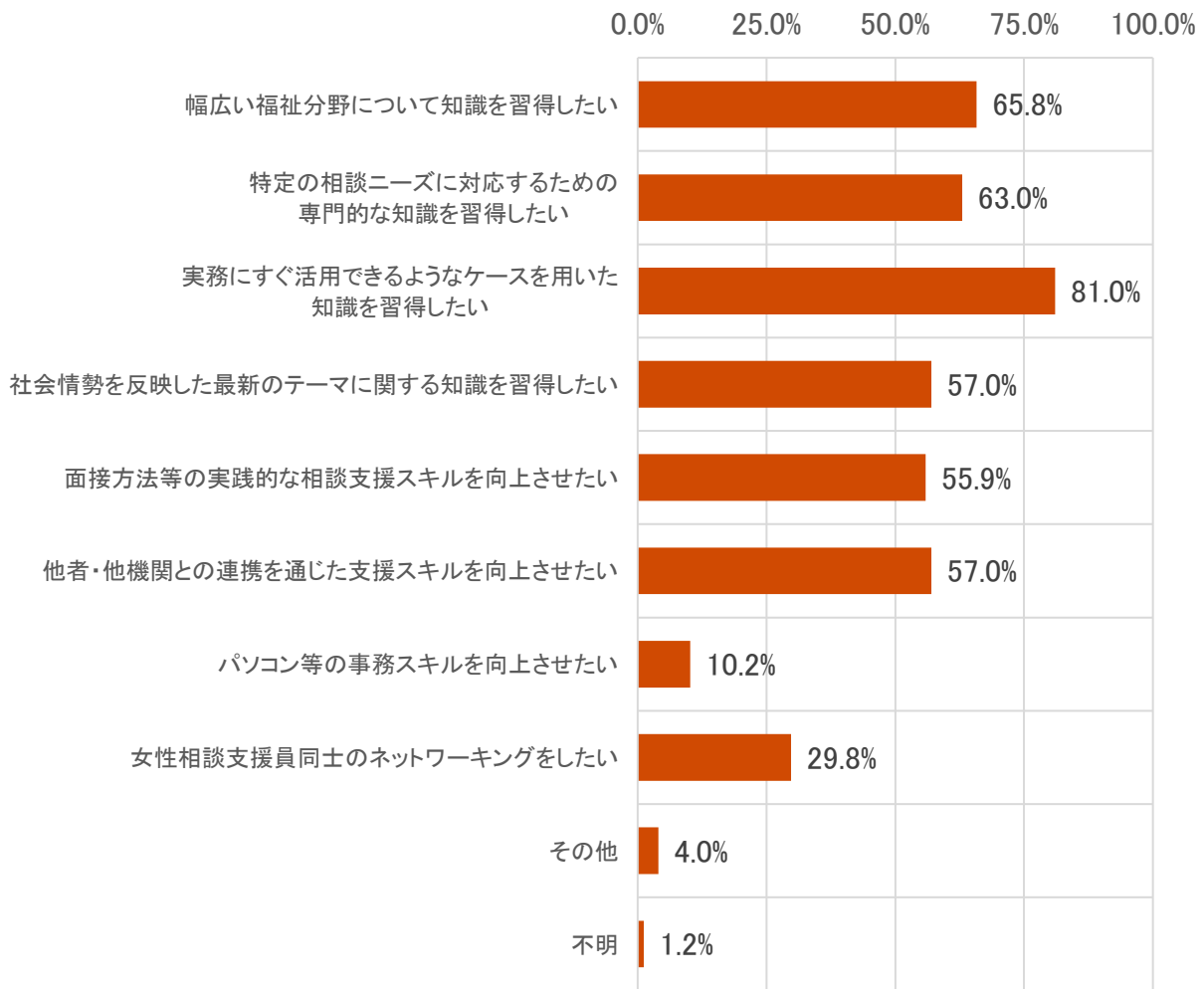
新たに策定される研修に望むことについて尋ねたところ、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「実務にすぐ活用できるようなケースを用いた知識を習得したい」が最多の約8割であった。また、「幅広い福祉分野について知識を習得したい」「社会情勢を反映した最新のテーマに関する知識を習得したい」「面接方法等の実践的な相談支援スキルを向上させたい」「特定の相談ニーズに対応するための専門的な知識を習得したい」「他者・他機関との連携を通じた支援スキルを向上させたい」は約6～7割であった。

図表 119 【都道府県委嘱】ⅢQ6 新たに策定される研修に望むこと (n=521、複数選択)





図表 120 【市区委嘱】ⅢQ6 新たに策定される研修に望むこと (n=234、複数選択)



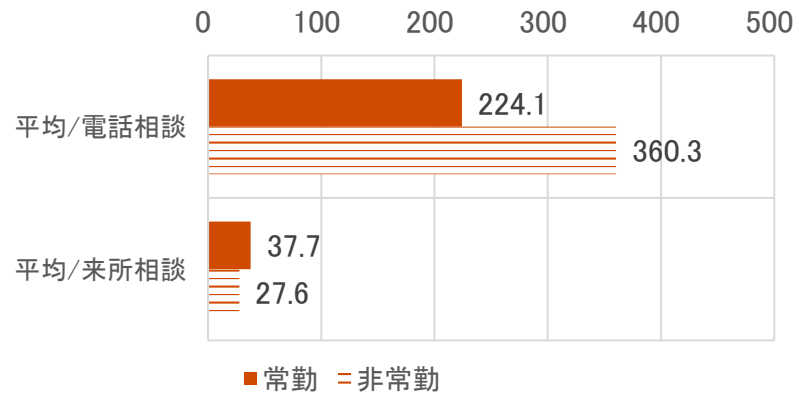
IV支援提供について

Q1 担当した相談実件数（平均）× I Q10 勤務形態

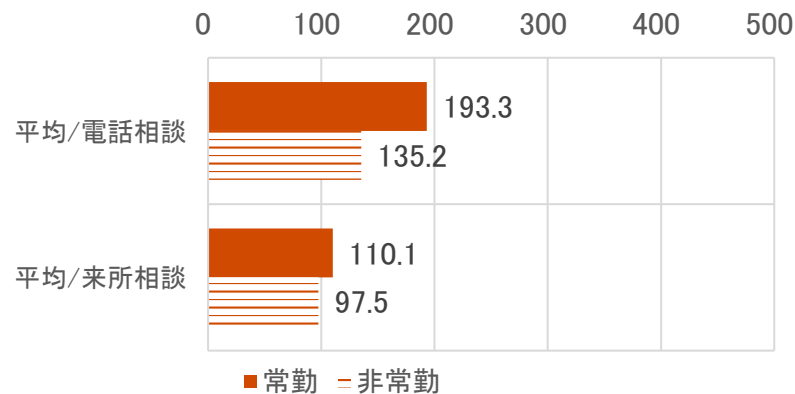
令和4年度に各女性相談支援員が担当した相談の実件数（電話相談、来所相談）について尋ねた。

都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、担当した相談実件数（平均）について「電話相談」の方が「来所相談」より多い。都道府県委嘱の女性相談支援員では、非常勤職員の方が常勤職員より、「電話相談」で対応した相談実件数が多い。

図表 121 【都道府県委嘱】IVQ1 担当した相談実件数（平均、件）× I Q10 勤務形態（n=234）



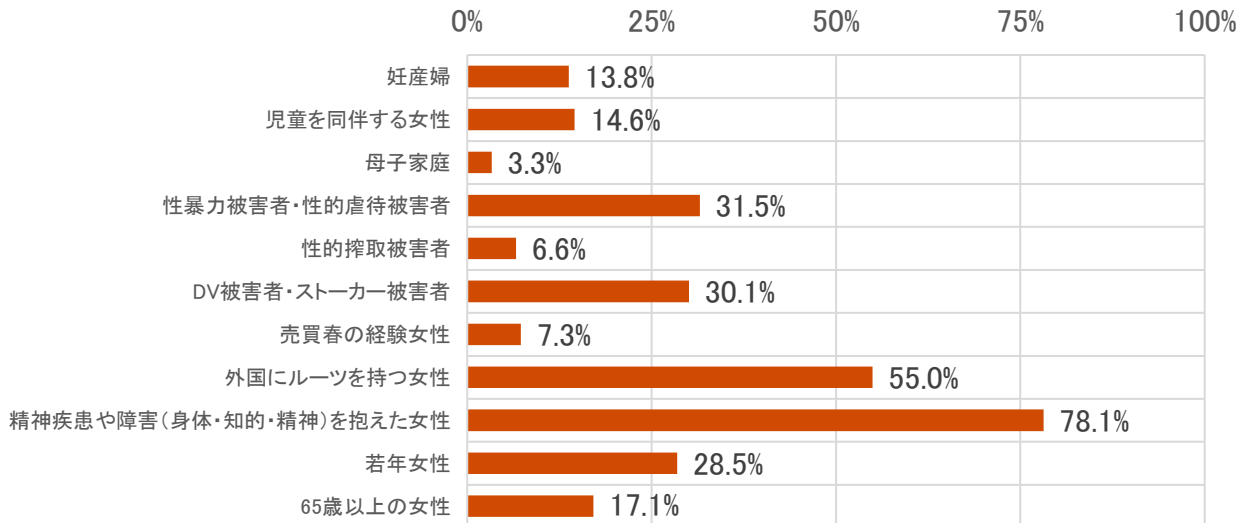
図表 122 【市区委嘱】IVQ1 担当した相談実件数（平均、件）× I Q10 勤務形態（n=521）



Q2 特に支援が難しいと感じる相談者

特に支援が難しいと感じる相談者について尋ねたところ、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の78.1%で、次いで多い順に「外国にルーツを持つ女性」が55.0%、「性暴力被害者・性的虐待被害者」が31.5%、「DV被害者・ストーカー被害者」が30.1%であった。

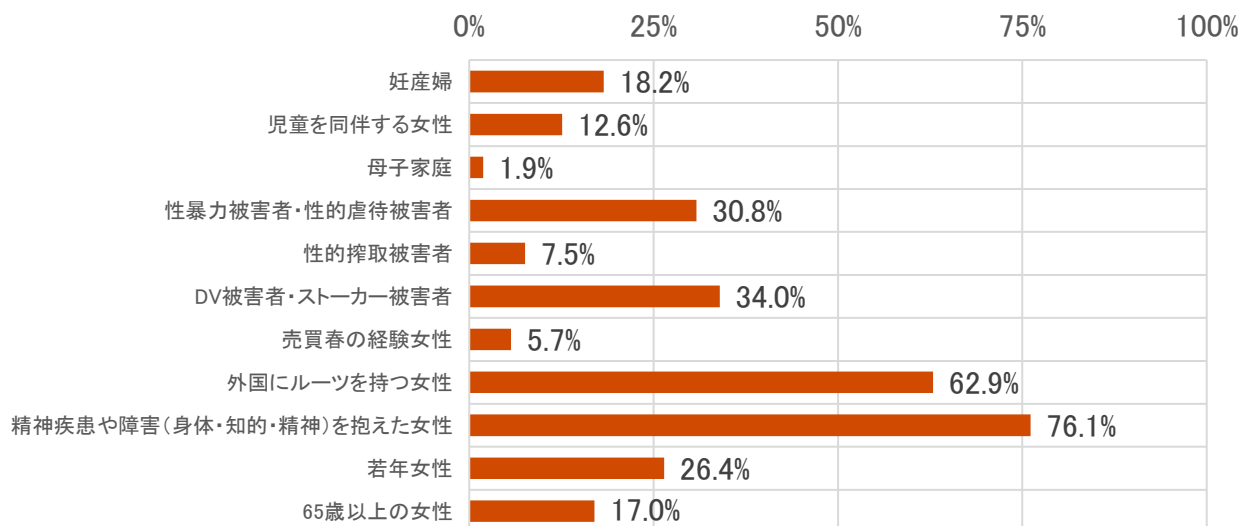
図表 123 【都道府県・市区委嘱】IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者（n=755、複数選択 ※3つまで）



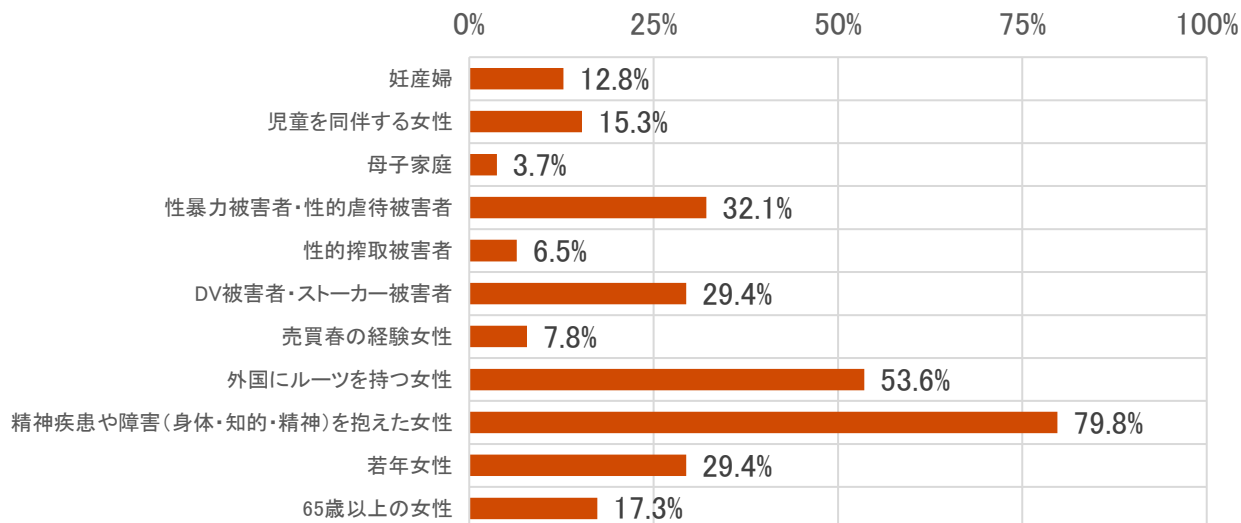
Q2 特に支援が難しいと感じる相談者×IQ10 勤務形態

特に支援が難しいと感じる相談者について、勤務形態ごとに分析したところ、常勤・非常勤いずれにおいても、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の約8割で、次いで多い順に「外国にルーツを持つ女性」が約5～6割、「性暴力被害者・性的虐待被害者」「DV被害者・ストーカー被害者」が約3割であった。

図表 124 【常勤】IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者（n=159、複数選択 ※3つまで）



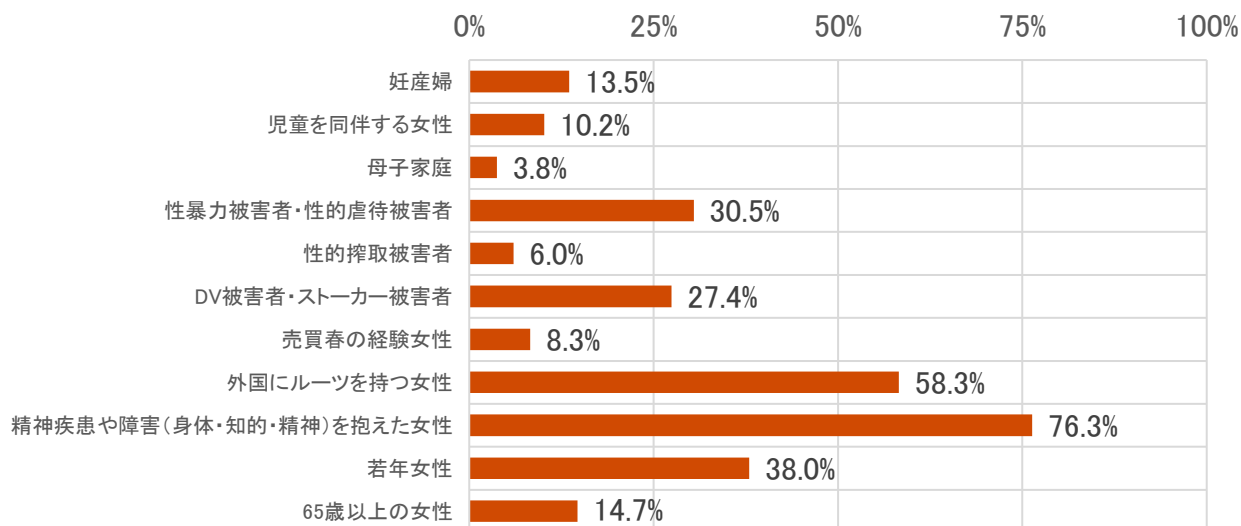
図表 125 【非常勤】IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者（n=588、複数選択 ※3つまで）



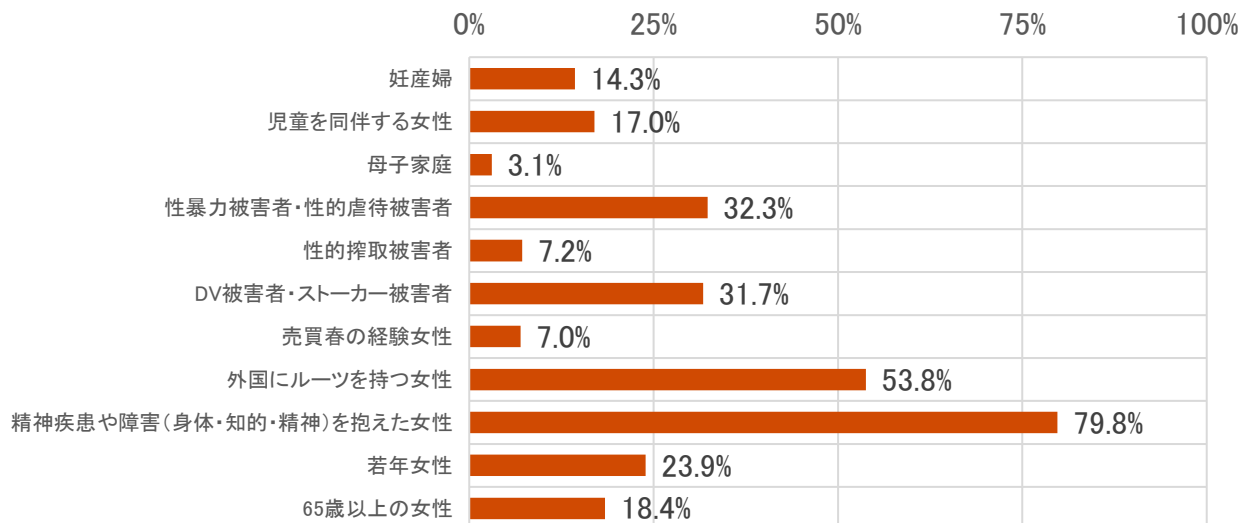
Q2 特に支援が難しいと感じる相談者×IQ12保有資格

特に支援が難しいと感じる相談者について、社会福祉士または社会福祉主事の資格をもつ者を「資格あり」、それ以外を「資格なし」に分類して集計したところ、資格あり・資格なしいずれにおいても、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の約8割で、次いで「外国にルーツを持つ女性」が約5～6割であった。

図表 126 【資格あり】IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者（n=266、複数選択 ※3つまで）



図表 127 【資格なし】IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者（n=489、複数選択 ※3つまで）



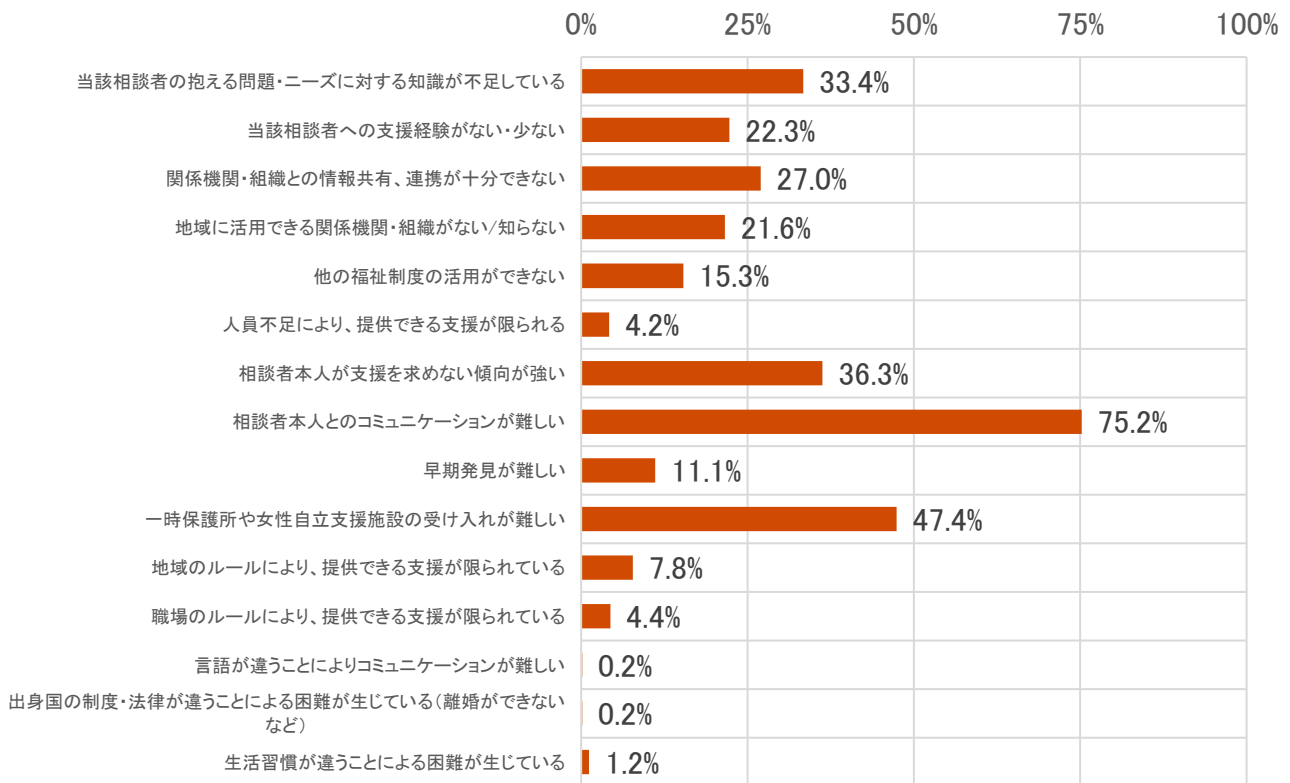
Q2 特に支援が難しいと感じる相談者×IVQ2-1 理由

特に支援が難しいと感じる相談者について、難しいと感じる理由をそれぞれ尋ねたところ、次のような回答であった。

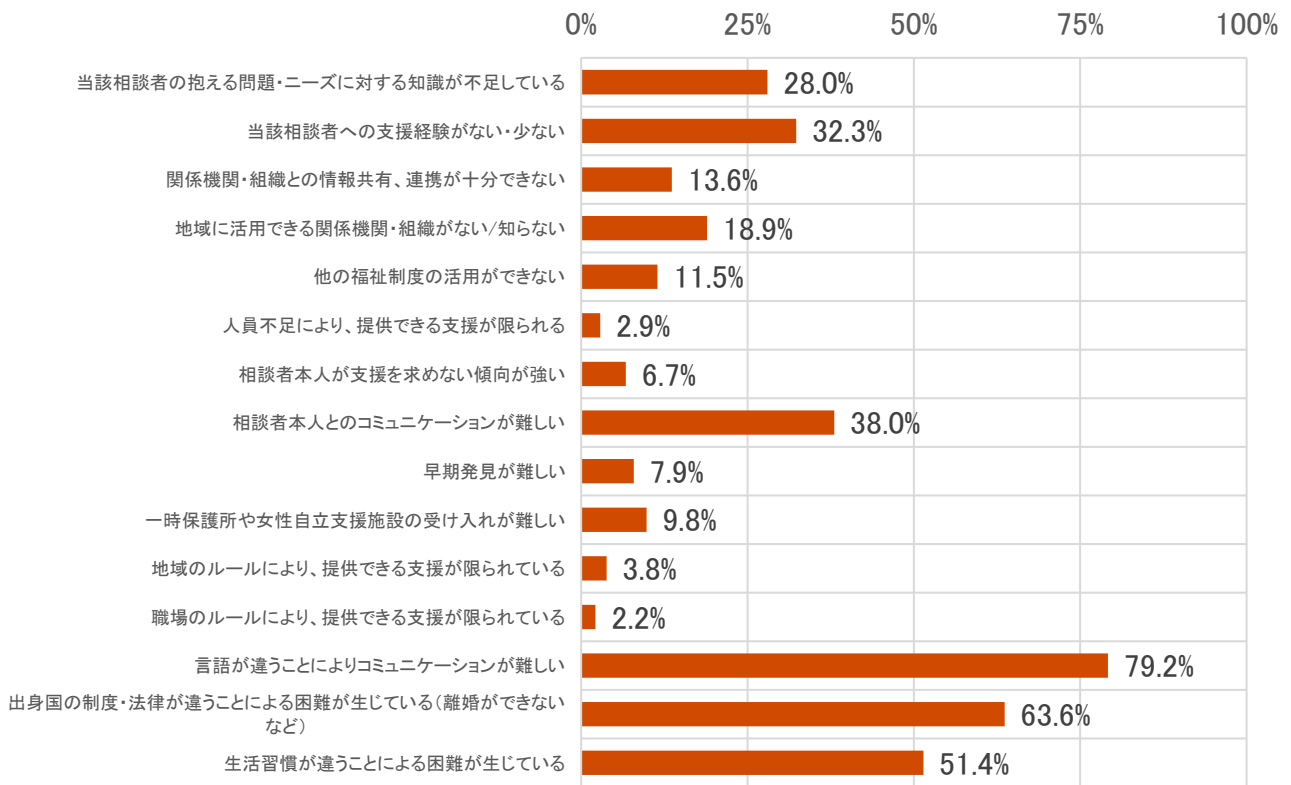
「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」では「相談者本人とのコミュニケーションが難しい」が最多の75.2%で、「外国にルーツを持つ女性」では「言語が違うことによりコミュニケーションが難しい」が最多の79.2%であった。

また、「DV 被害者・ストーカー被害者」「若年女性」「児童を同伴する女性」「母子家庭」では「相談者本人が支援を求めない傾向が強い」が最多で、「65歳以上の女性」「妊産婦」では「一時保護所や女性自立支援施設の受け入れが難しい」が最多で、「売買春の経験女性」「性的搾取被害者」では「当該相談者への支援経験がない・少ない」が最多であった。

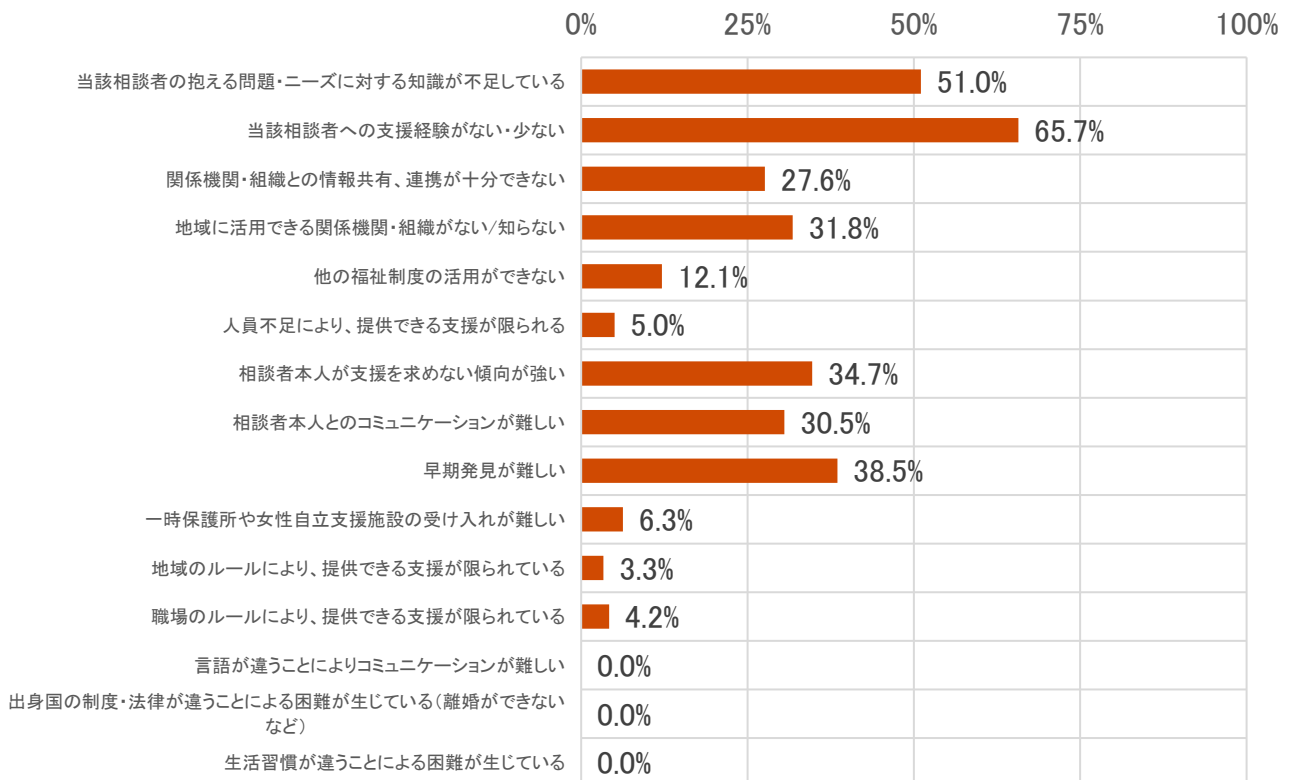
図表 128 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」×IVQ2-1 理由（n=590、複数選択）



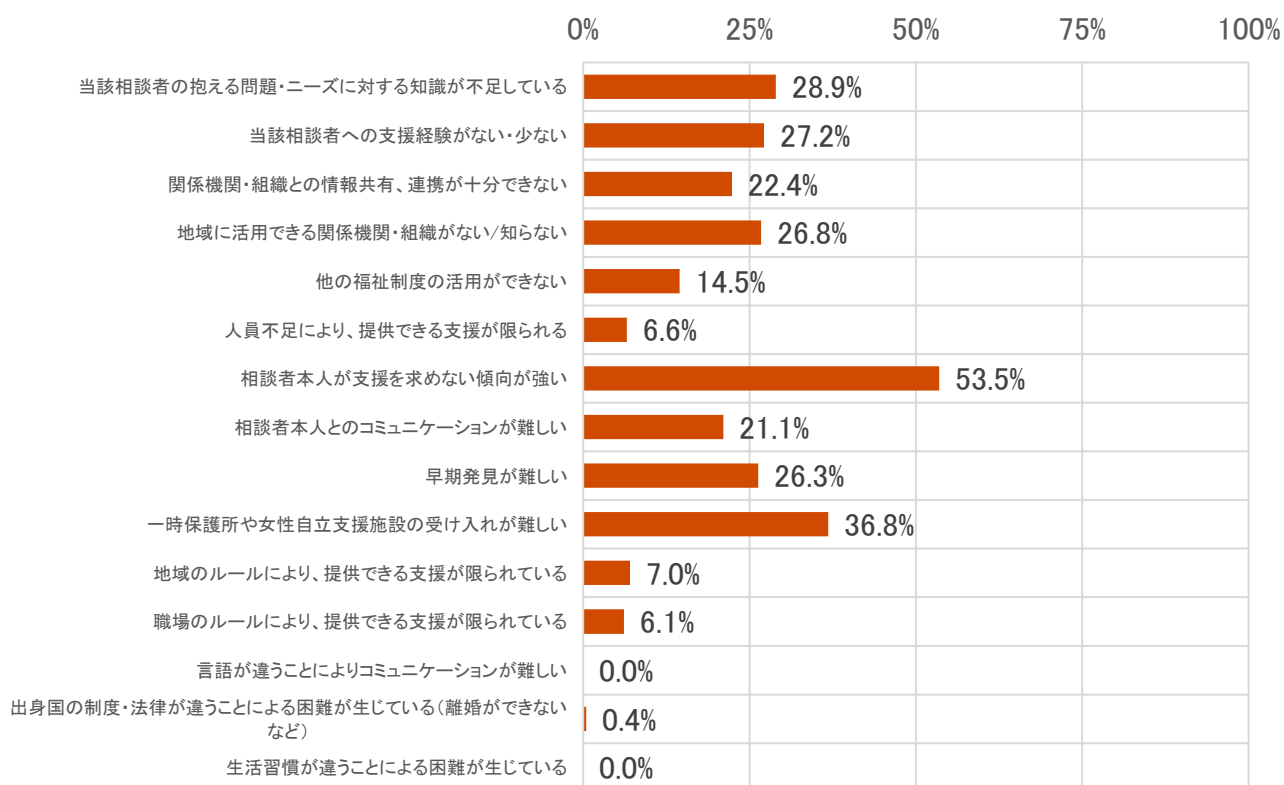
図表 129 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「外国にツールを持つ女性」×IVQ2-1理由 (n=415、複数選択)



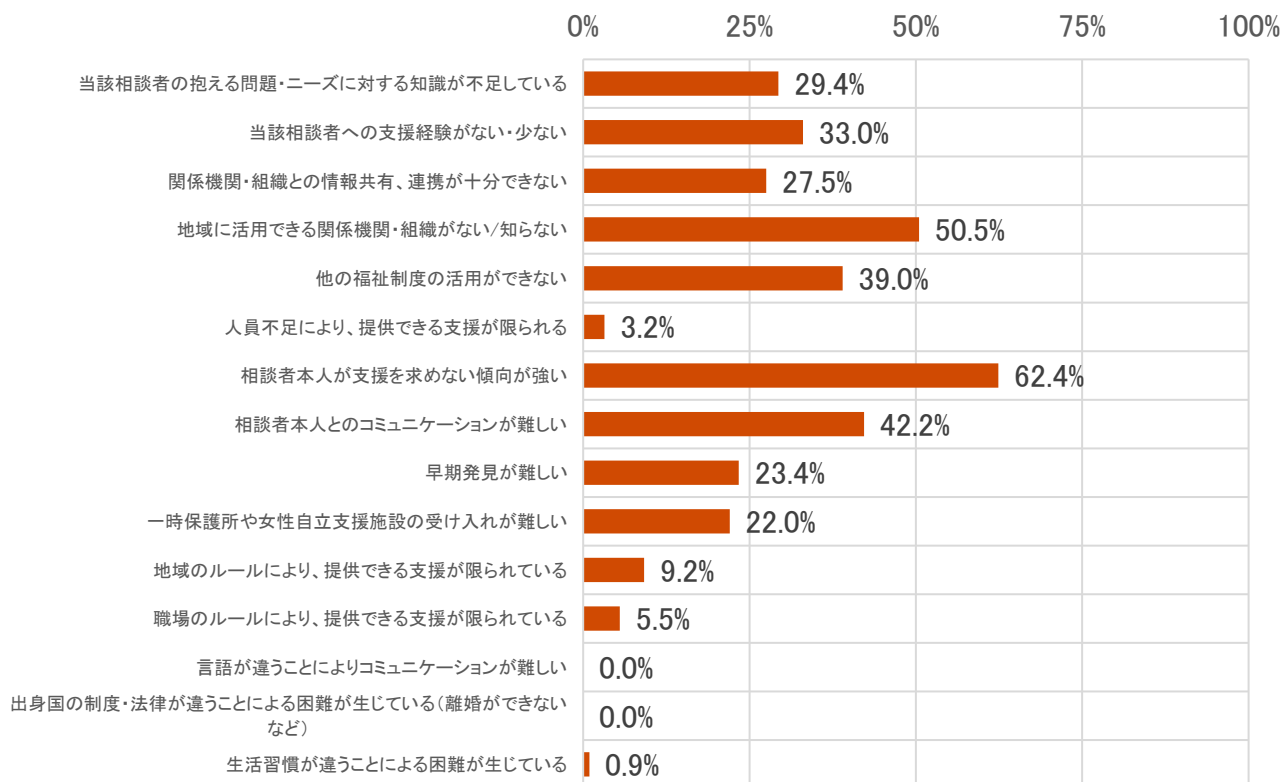
図表 130 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「性暴力被害者・性的虐待被害者」×IVQ2-1理由 (n=238、複数選択)



図表 131 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「DV 被害者・ストーカー被害者」  
×IVQ2-1 理由 (n=228、複数選択)

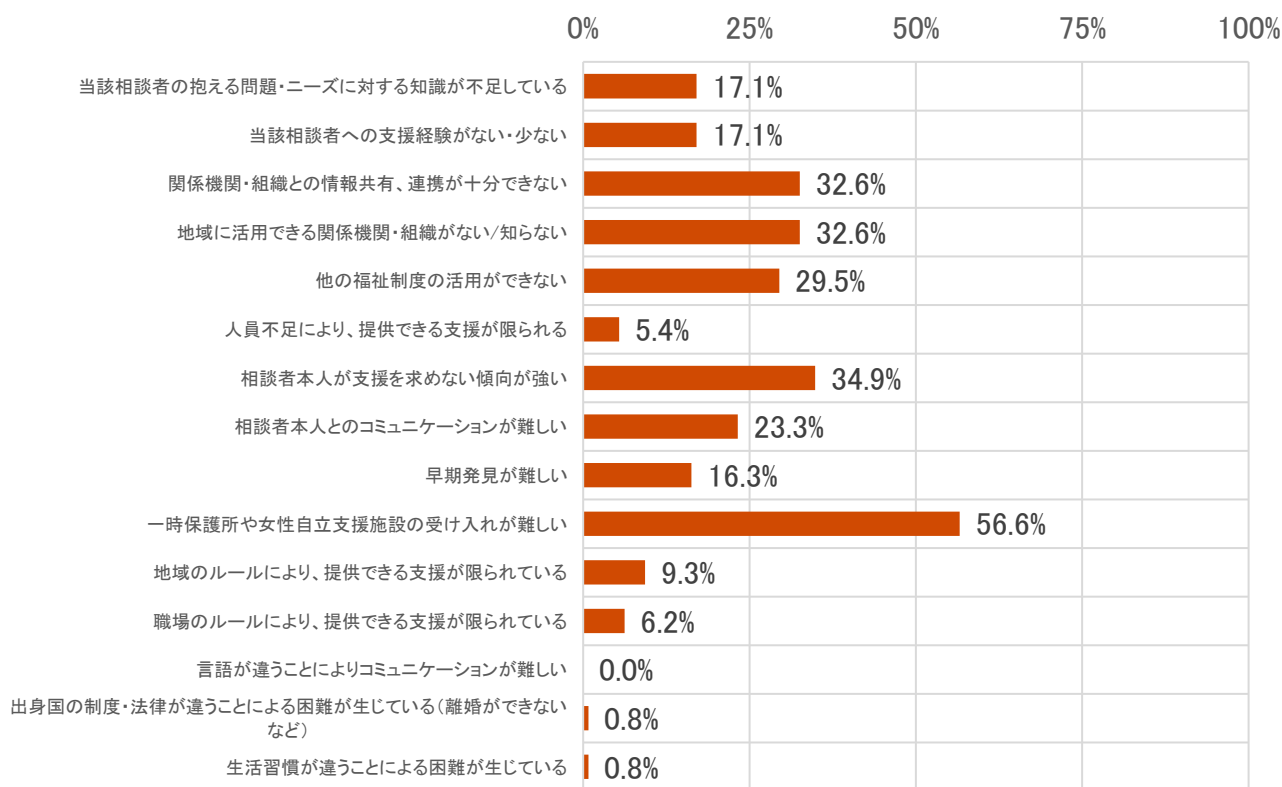


図表 132 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「若年女性」×IVQ2-1 理由 (n=218、複数選択)

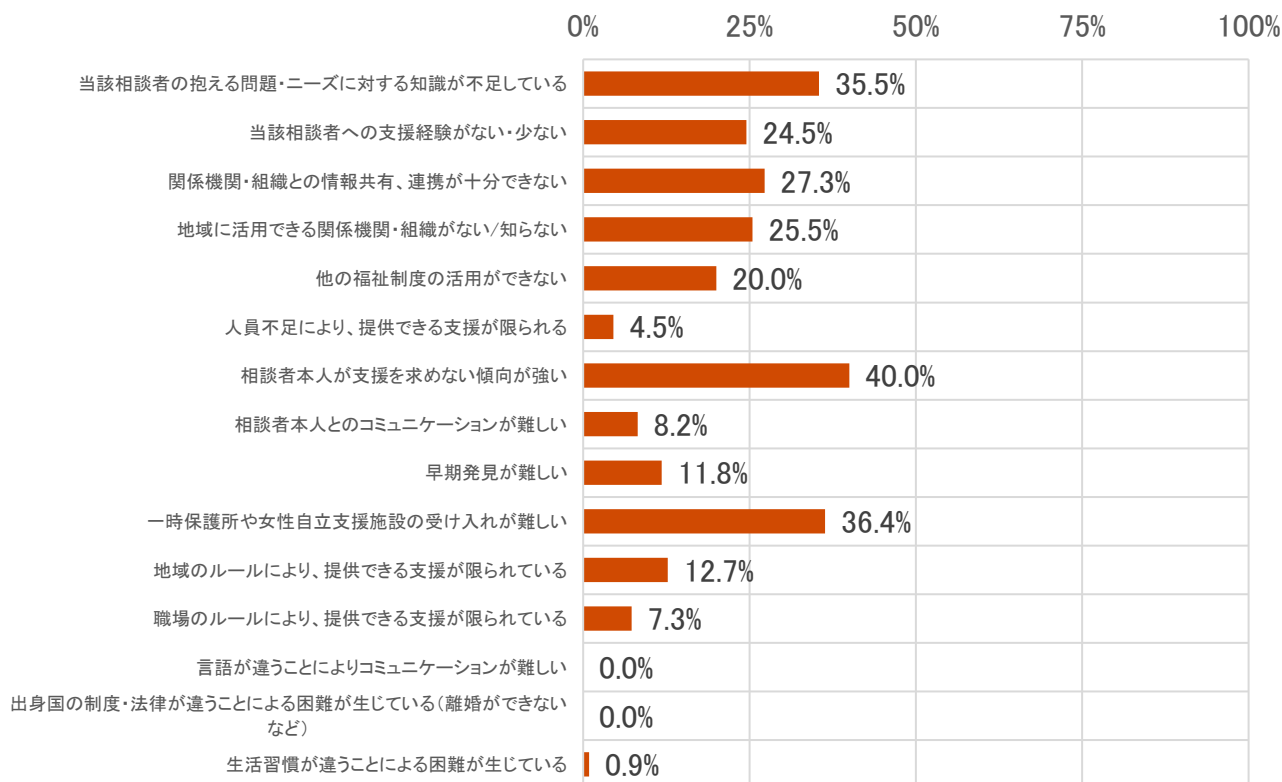




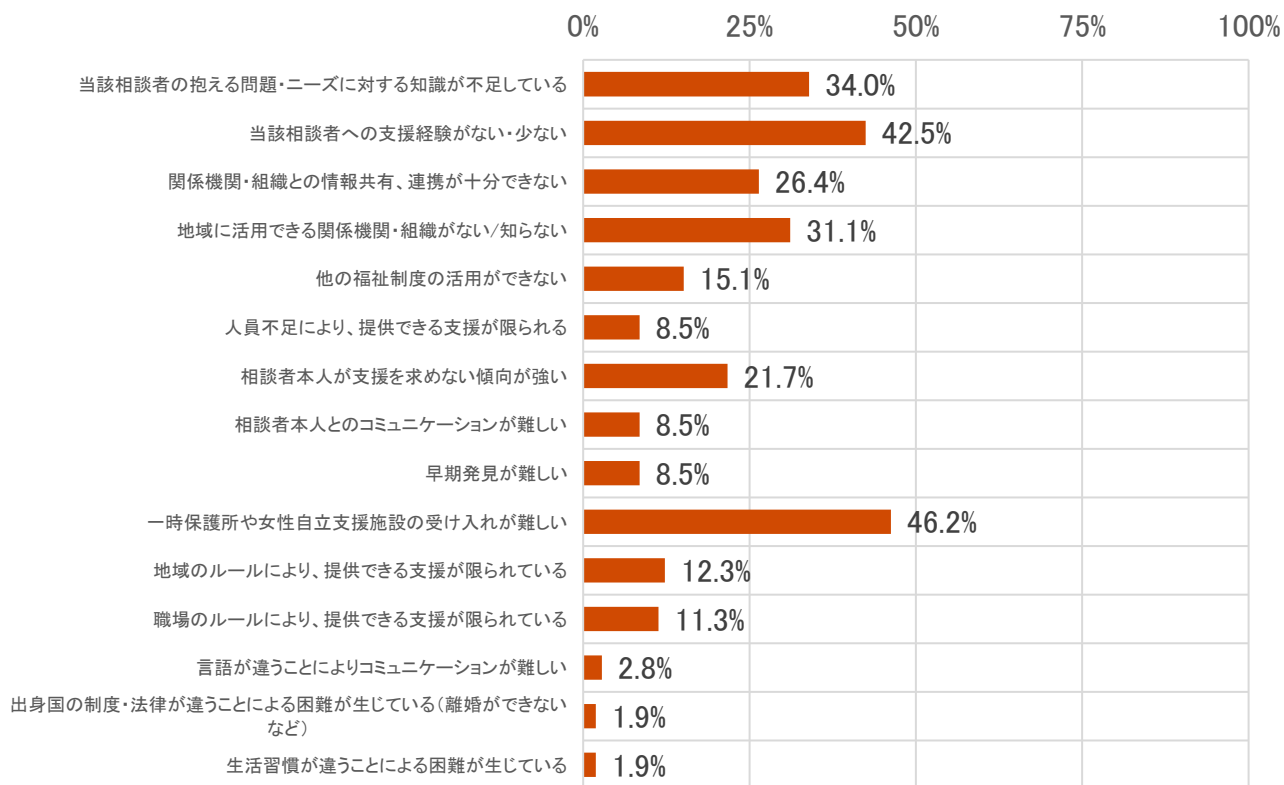
図表 133 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「65歳以上の女性」×IVQ2-1理由 (n=129、複数選択)



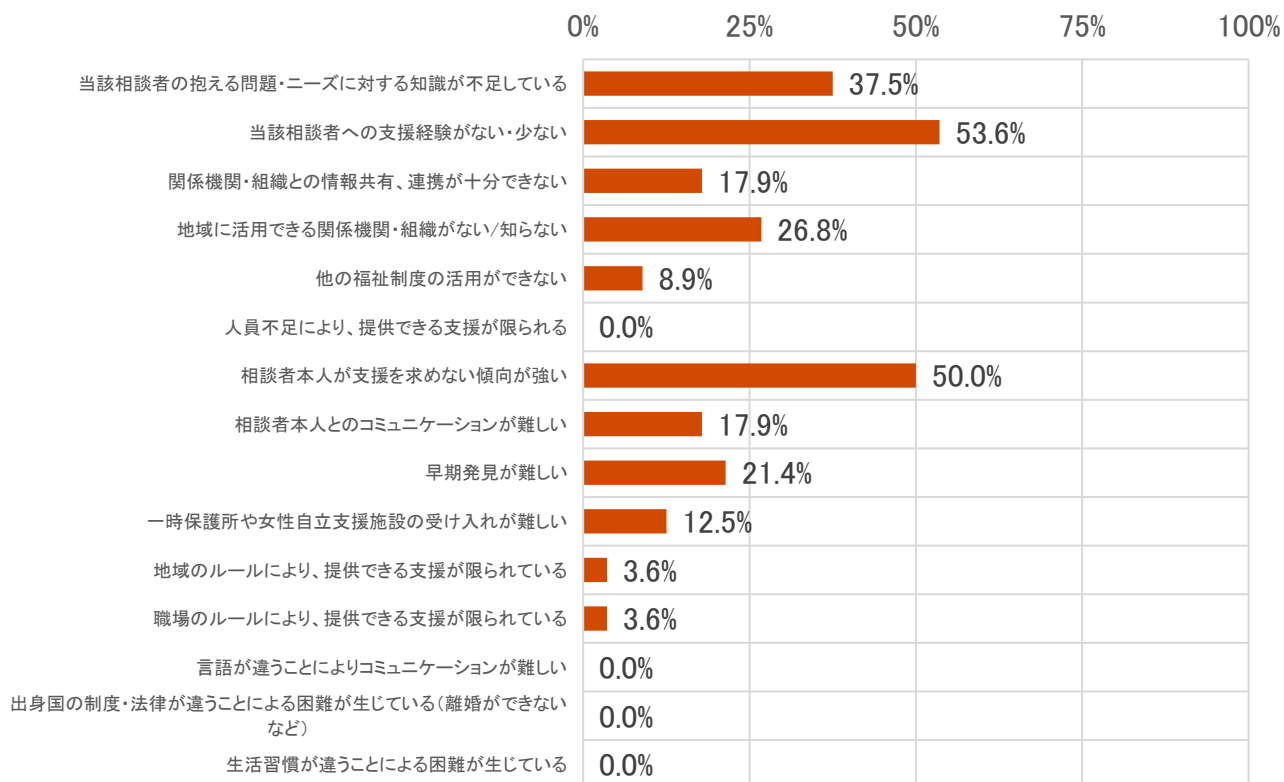
図表 134 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「児童を同伴する女性」×IVQ2-1理由 (n=110、複数選択)



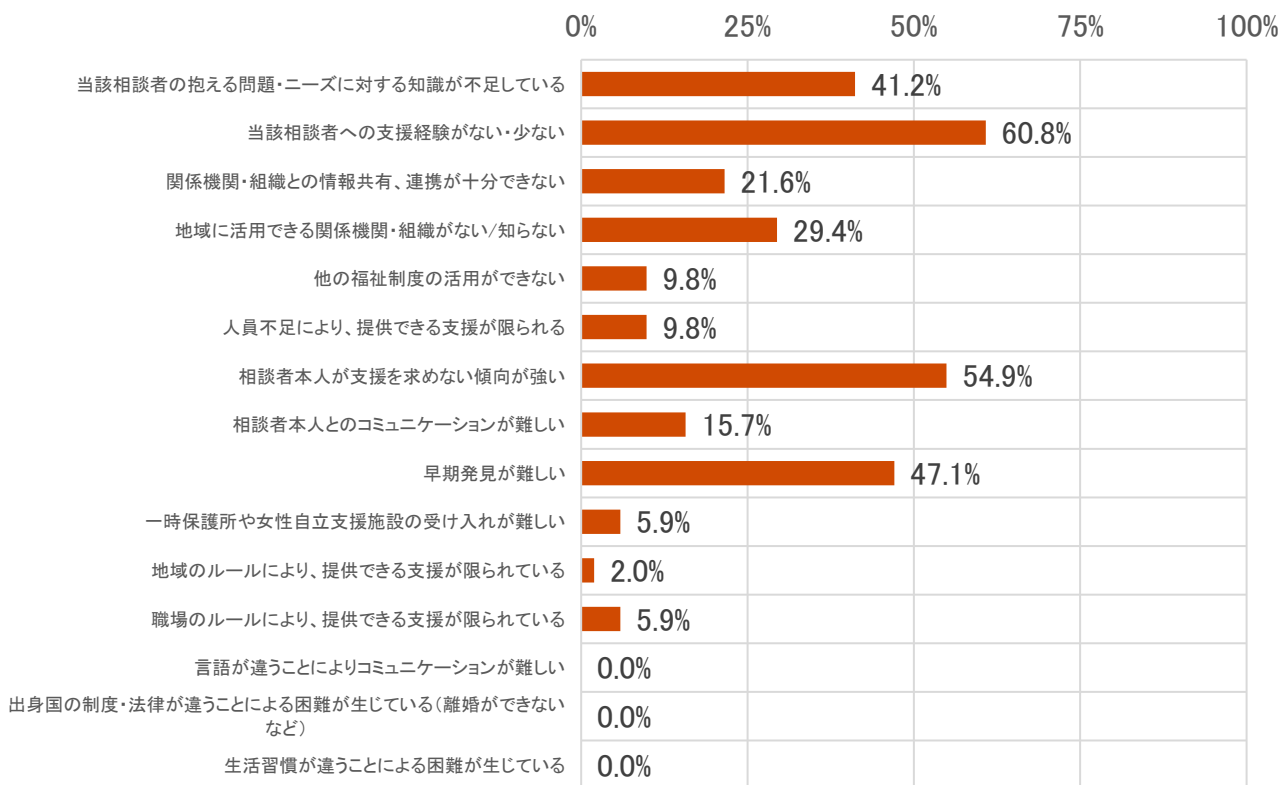
図表 135 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「妊産婦」×IVQ2-1 理由 (n=106、複数選択)



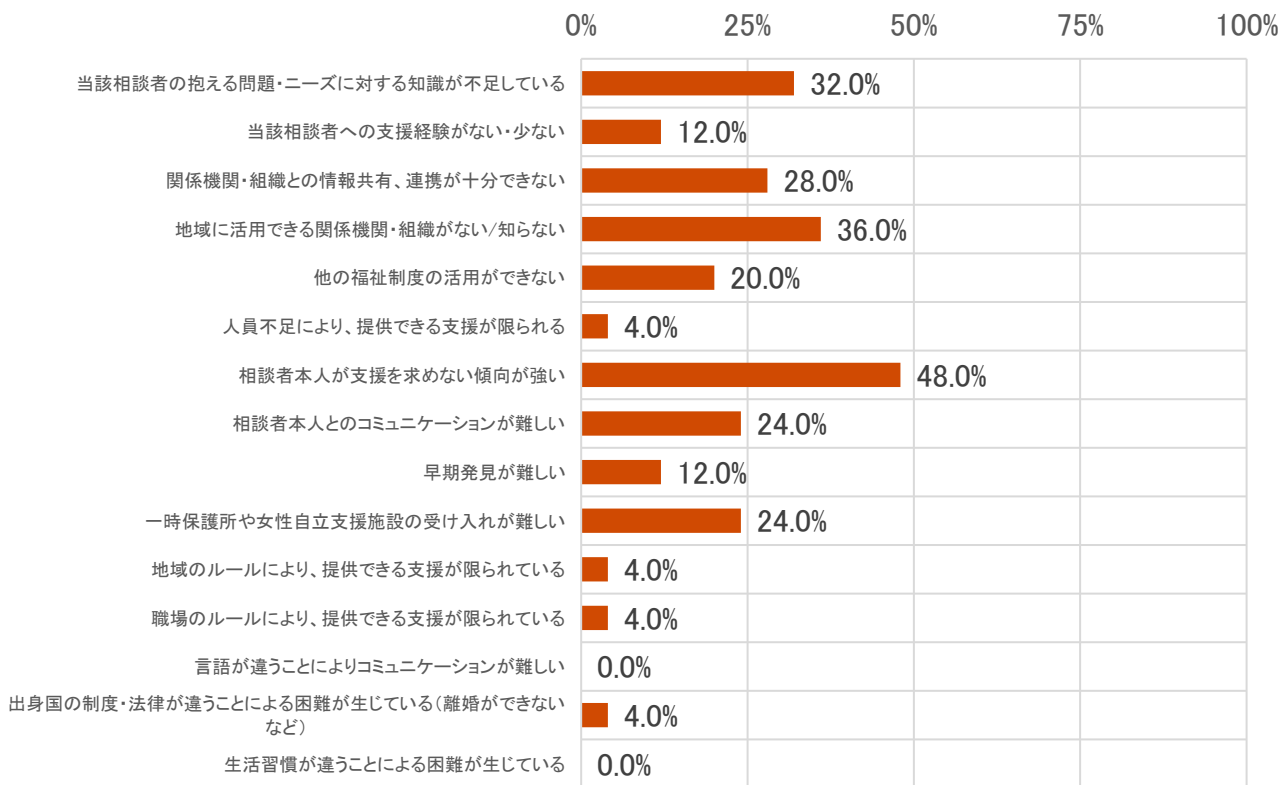
図表 136 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「売買春の経験女性」×IVQ2-1 理由 (n=56、複数選択)



図表 137 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「性的搾取被害者」×IVQ2-1 理由 (n=51、複数選択)



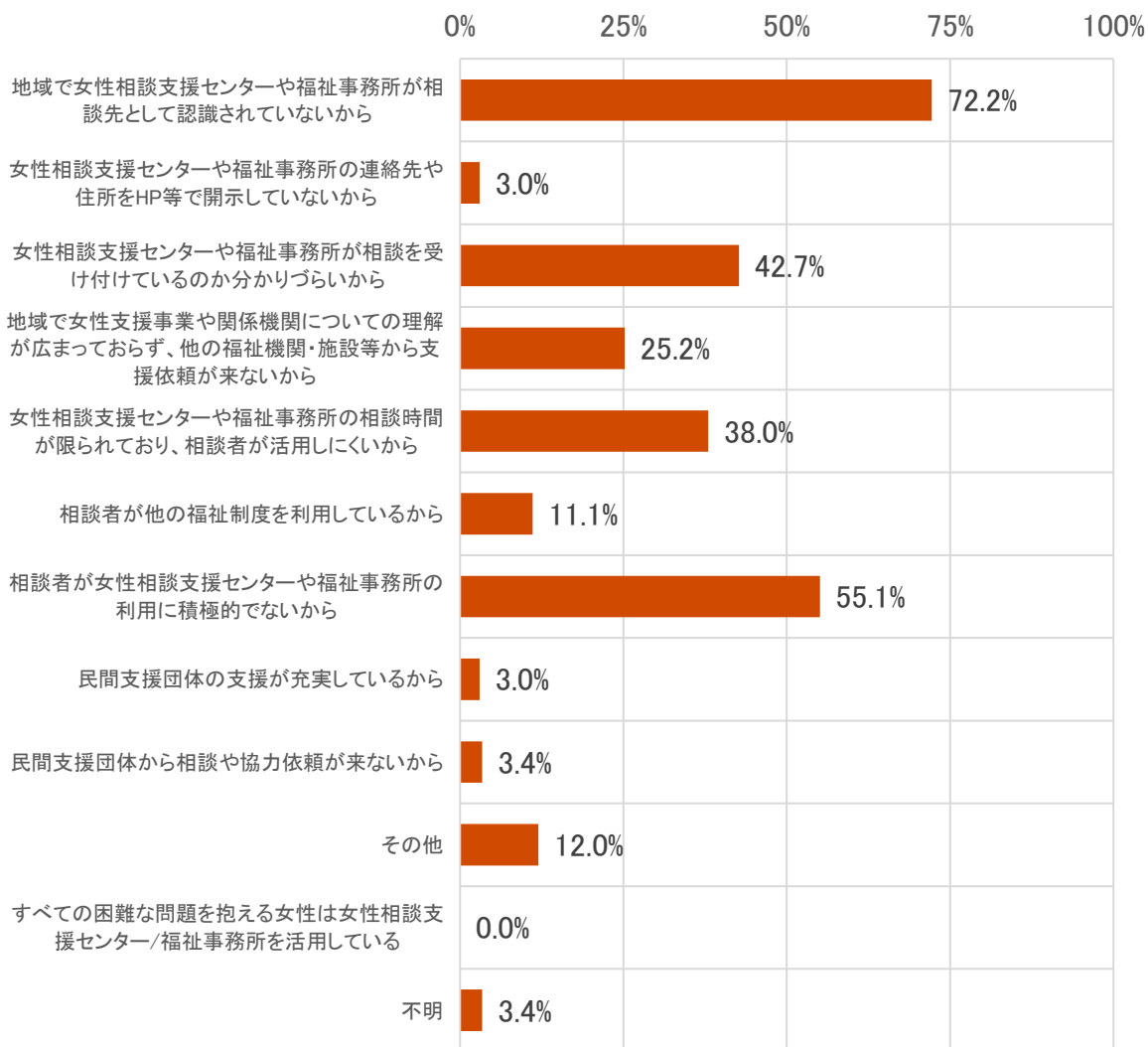
図表 138 IVQ2 特に支援が難しいと感じる相談者「母子家庭」  
×IVQ2-1 理由 (n=25、複数選択)



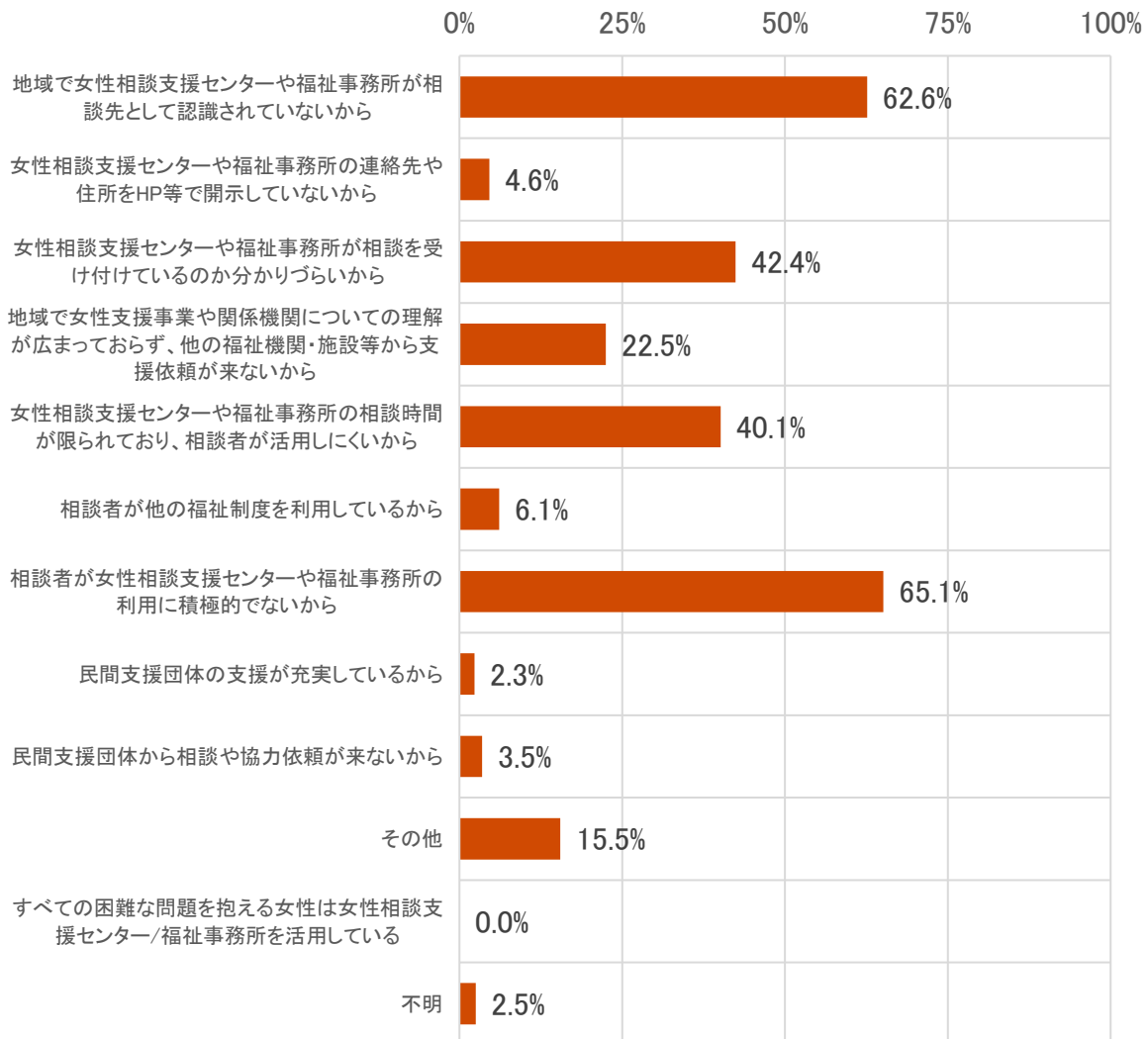
Q3 女性相談支援センターや福祉事務所を活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由

女性相談支援センターや福祉事務所を活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由について各女性相談支援員に尋ねたところ、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、回答が多い順に、「地域で女性相談支援センターや福祉事務所が相談先として認識されていないから」が約6～7割、「相談者が女性相談支援センターや福祉事務所の利用に積極的でないから」が約6～7割、「女性相談支援センターや福祉事務所が相談を受け付けているのかわかりづらいから」が約4割、「女性相談支援センターや福祉事務所の相談時間が限られており、相談者が活用しにくいから」が約4割であった。

図表 139 【都道府県委嘱】IVQ3 女性相談支援センター／福祉事務所を活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由 (n=234、複数選択)



図表 140 【市区委嘱】IVQ3 女性相談支援センター／福祉事務所を活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由 (n=521、複数選択)



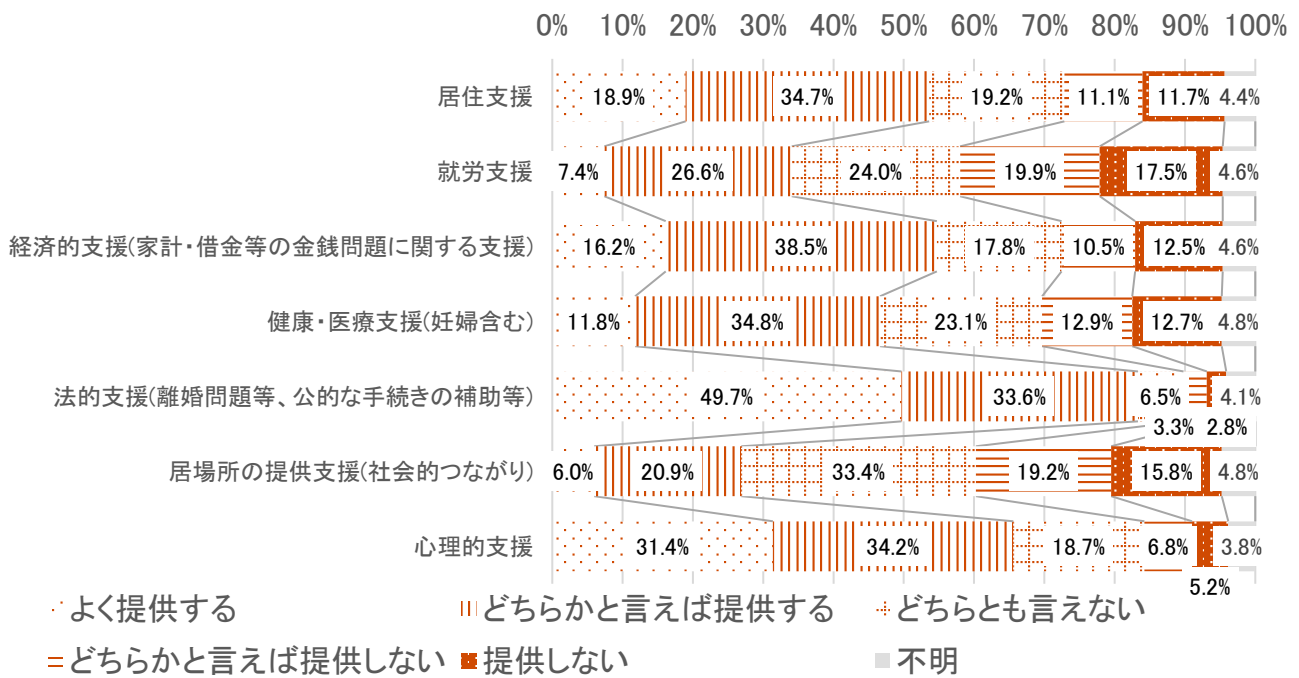
Q4 支援方法の提供する頻度・提供するうえでの難しさ

居住支援、就労支援、経済的支援、健康・医療支援、法的支援、居場所の提供支援、心理的支援といった支援方法について、①女性支援相談員として提供する頻度、②各支援を提供するうえでの難しさ、について尋ねた。

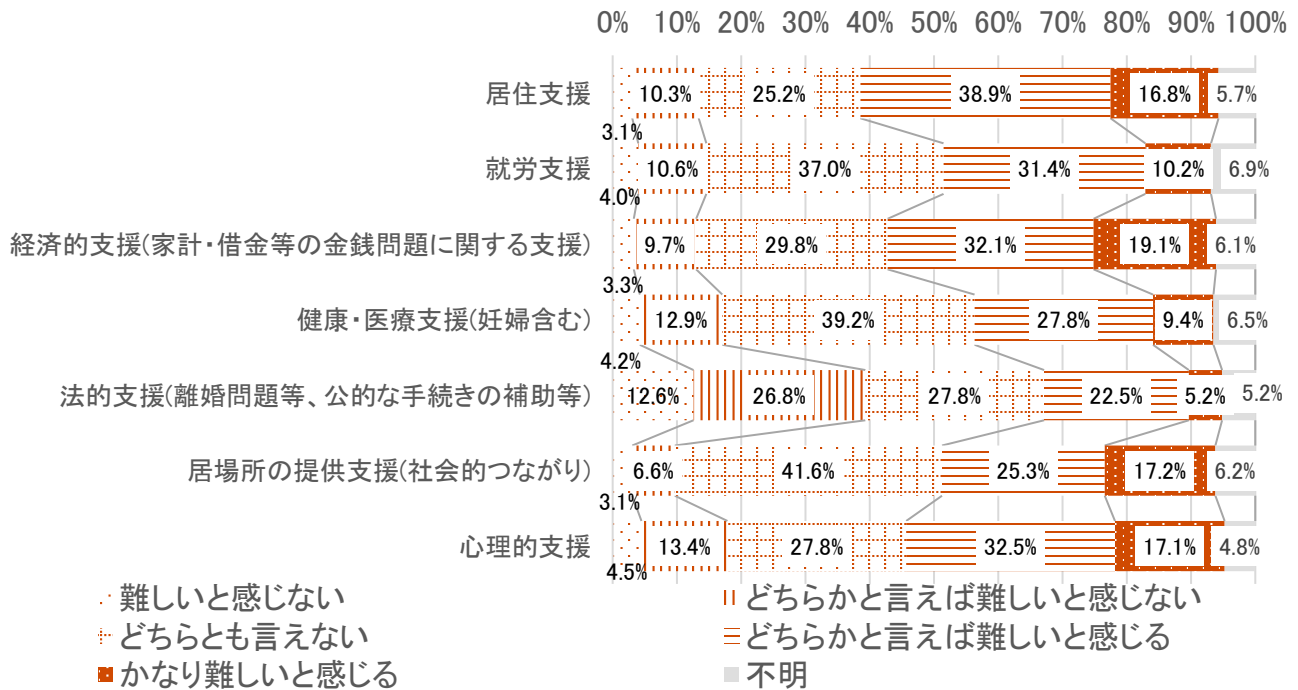
①各支援方法の提供する頻度をみると、「よく提供する」の割合が最多なのは「法的支援」の49.7%で、次いで「心理的支援」が31.4%であった。また、「よく提供する」「どちらかと言えば提供する」を合わせると、「居住支援」「経済的支援」「法的支援」「心理的支援」は5割を超える。

②各支援方法の提供する上での難しさでは、「かなり難しいと感じる」の割合が最多なのは「経済的支援」の19.1%で、次いで多い順だと「居場所の提供支援」が17.2%、「心理的支援」が17.1%、「居住支援」が16.8%であった。また、「居住支援」「就労支援」「経済的支援」「居場所の提供支援」「心理的支援」では、「かなり難しいと感じる」「どちらかと言えば難しいと感じる」を合わせると4割を超える。

図表 141 【都道府県・市区委嘱】IVQ4 支援方法の提供する頻度 (n=755)



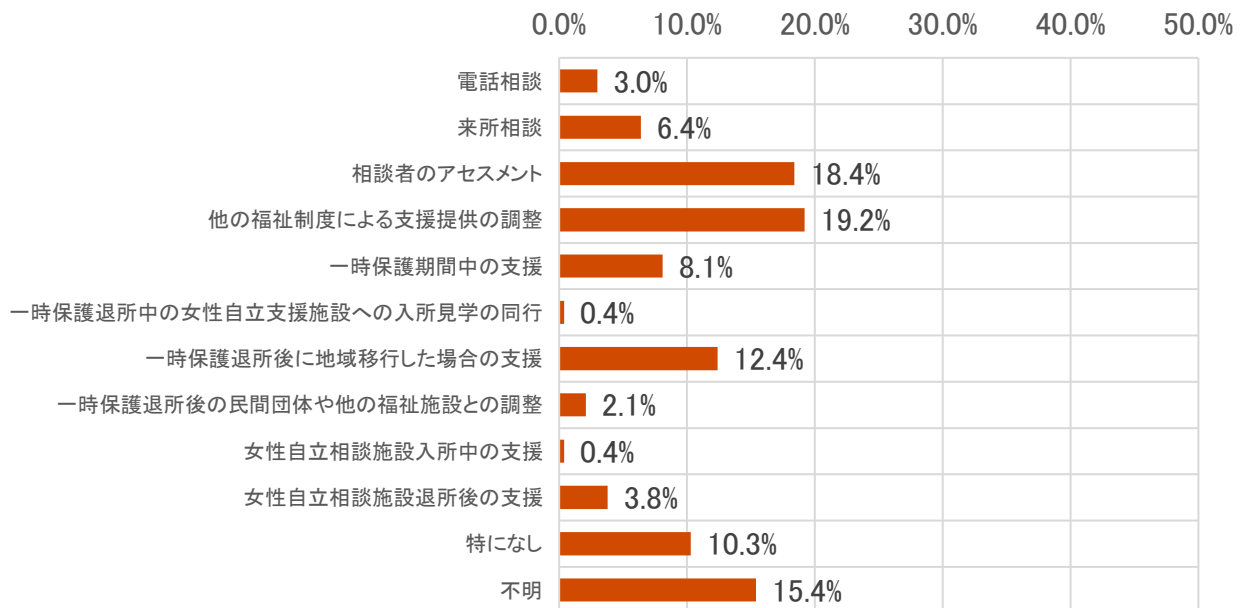
図表 142 【都道府県・市区委嘱】 IVQ4 支援方法を提供する上での難しさ (n=755)



Q5 市区の女性相談支援員に最も強化してほしい支援業務

都道府県委嘱の女性相談支援員に、市区の女性相談支援員に最も強化してほしい支援業務について尋ねたところ、いずれの選択肢においても回答が 20.0%未満であり、回答が多い順に、「他の福祉制度による支援提供の調整」が 19.2%、「相談者のアセスメント」が 18.4%、であった。

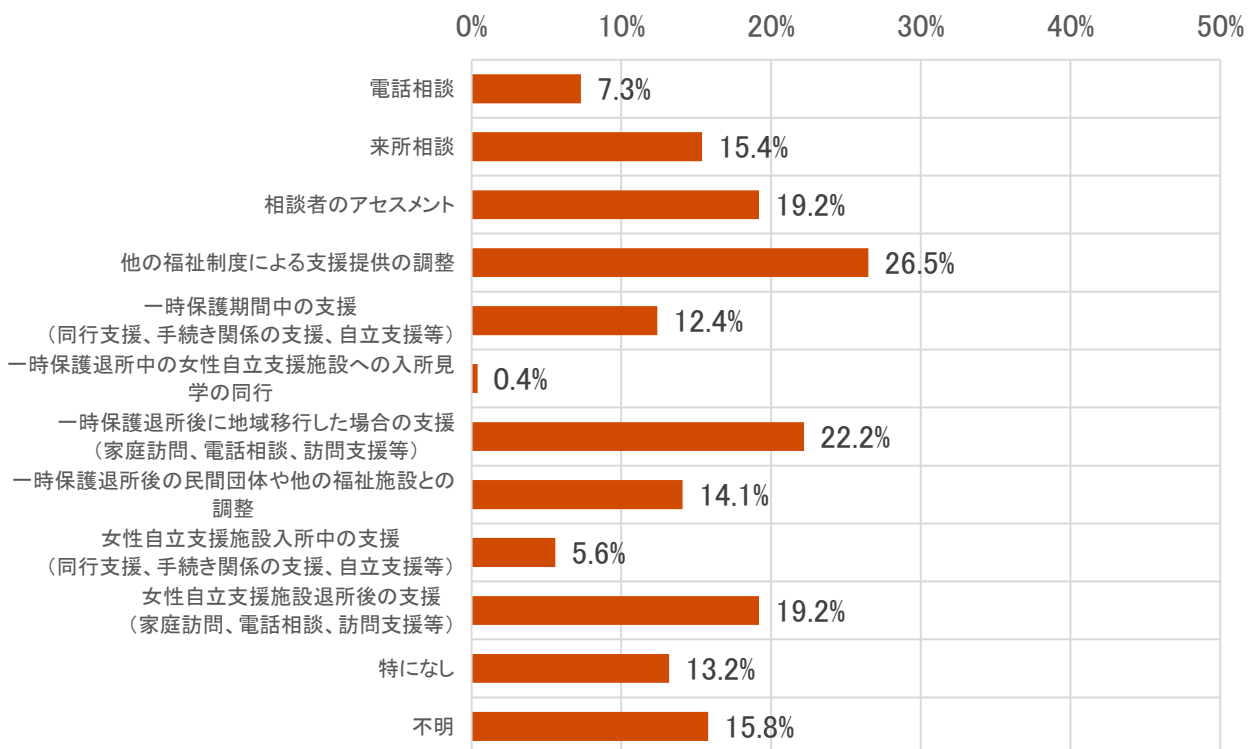
図表 143 【都道府県委嘱】 IVQ5 市区の女性相談支援員に最も強化してほしい支援業務 (n=234)



Q5-1 Q5 以外で市区の女性相談支援員により強化してほしい支援業務

都道府県委嘱の女性相談支援員に、市区の女性相談支援員により強化してほしい支援業務（2つまで選択可能）について尋ねたところ、いずれの選択肢においても回答が30.0%未満であり、回答が多い順に「他の福祉制度による支援提供の調整」が26.5%、「一時保護退所後に地域移行した場合の支援」が22.2%、「相談者のアセスメント」「女性自立支援施設退所後の支援」が19.2%、「不明」が15.8%、「来所相談」が15.4%であった。

図表 144 【都道府県委嘱】IVQ5-1 Q5 以外で市区の女性相談支援員により強化してほしい支援業務（n=234、複数選択 ※2つまで）

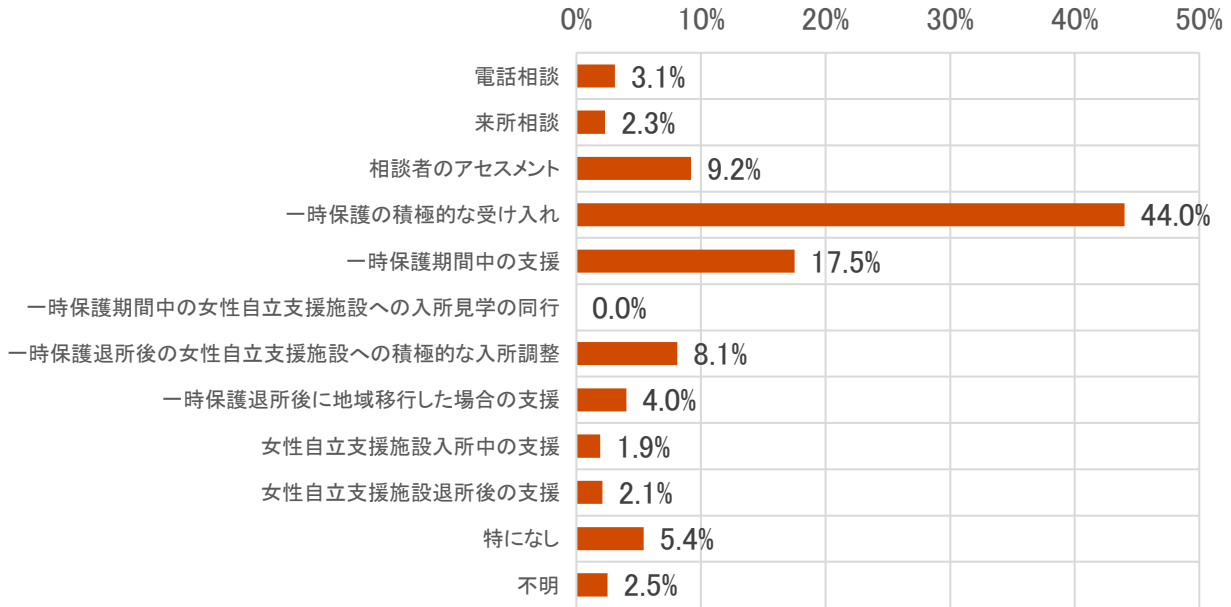




Q5 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務

市区委嘱の女性相談支援員に、女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務について尋ねたところ、「一時保護の積極的な受け入れ」が最多の44.0%で、他の選択肢はいずれも20%未満であった。次いで多い順に「一時保護期間中の支援」が17.5%、「相談者のアセスメント」が9.2%、「一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整」が8.1%であった。

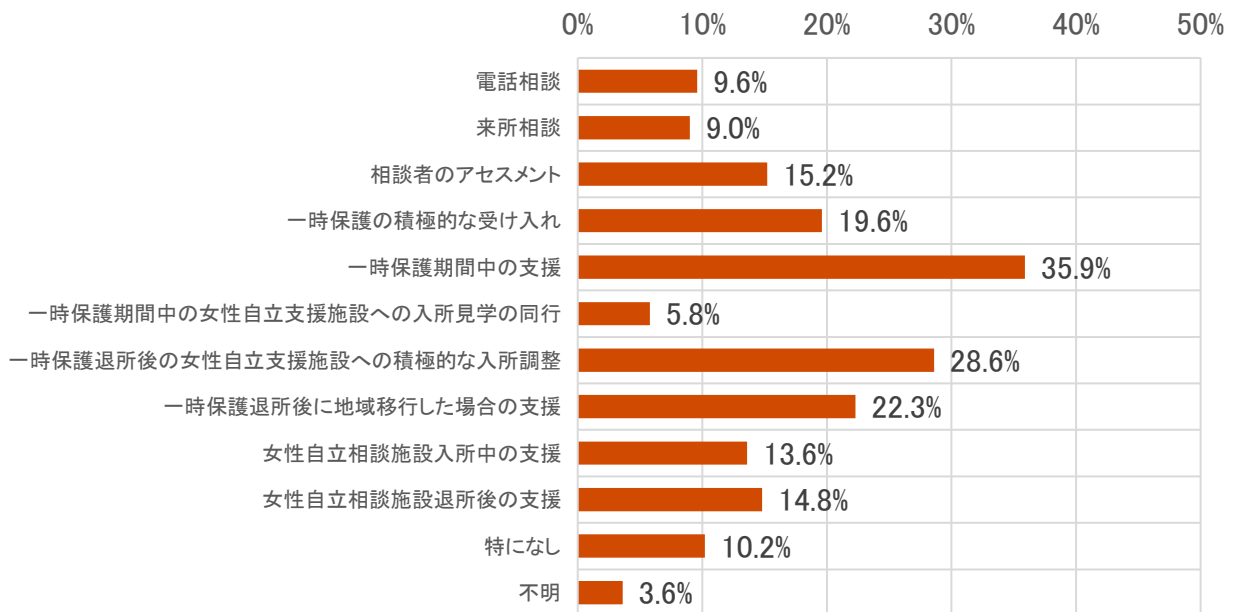
図表 145 【市区委嘱】IVQ5 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務 (n=521)



Q5-1 Q5 以外で女性相談支援センターにより強化してほしい支援業務

市区委嘱の女性相談支援員に、女性相談支援センターにより強化してほしい支援業務(2つまで選択可能)について尋ねたところ、「一時保護期間中の支援」が最多の35.9%で、次いで「一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整」が28.6%である。

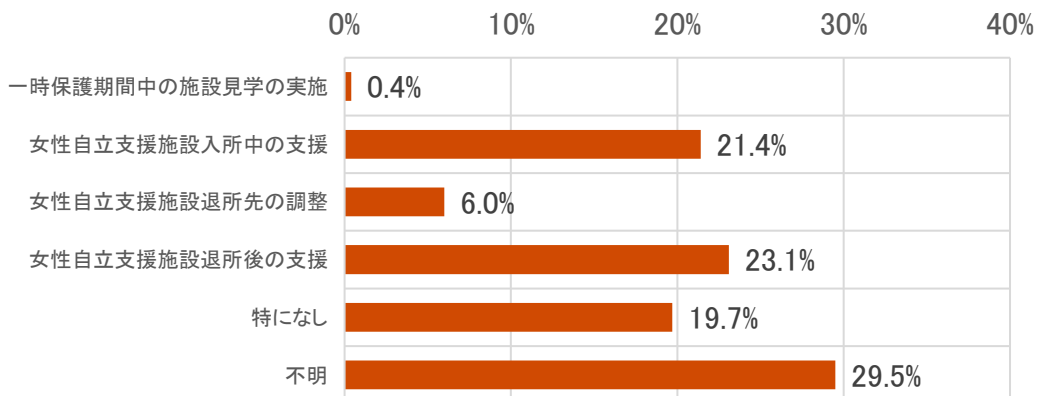
図表 146 【市区委嘱】 IVQ5-1Q5 以外で女性相談支援センターにより強化してほしい支援業務 (n=521、複数選択 ※2つまで)



Q6 女性自立支援施設に最も強化してほしい支援業務

都道府県委嘱の女性相談支援員に、女性自立支援施設に最も強化してほしい支援業務について尋ねたところ、「不明(無回答)」が最多の29.5%で、次いで多い順に「女性自立支援施設退所後の支援」が23.1%、「女性自立支援施設入所中の支援」が21.4%であった。

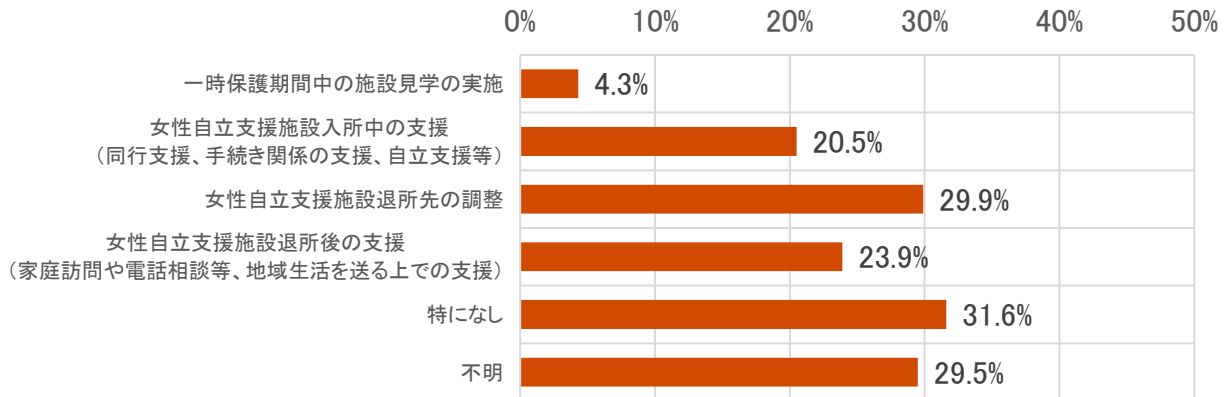
図表 147 【都道府県委嘱】 IVQ6 女性自立支援施設に最も強化してほしい支援業務 (n=234)



Q6-1 Q6 以外で女性自立支援施設により強化してほしい支援業務

都道府県委嘱の女性相談支援員が、女性自立支援施設により強化してほしい支援業務（2つまで選択可能）について尋ねたところ、「特になし」が最多の31.6%で、次いで「女性自立支援施設退所先の調整」が29.9%であった。

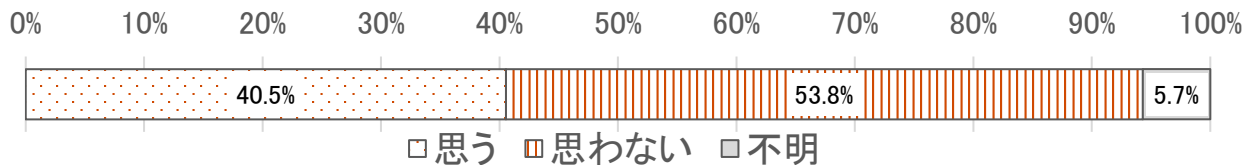
図表 148 【都道府県委嘱】IVQ6-1 Q6 以外で女性自立支援施設により強化してほしい支援業務（n=234、複数選択 ※2つまで）



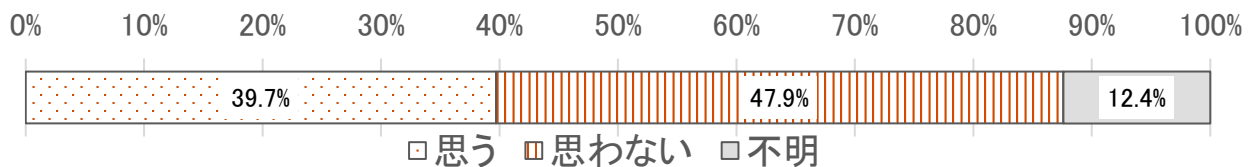
Q7 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題

女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題があるかどうかを尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、課題があると「思わない」が約5～6割で、「思う」が約4割であった。

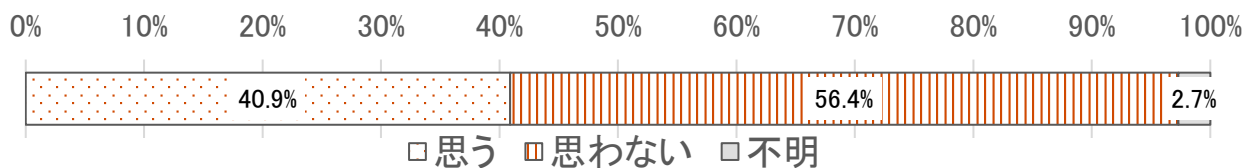
図表 149 【都道府県・市区委嘱】IVQ7 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題があると思うか（n=755）



図表 150 【都道府県委嘱】IVQ7 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題があると思うか（n=234）



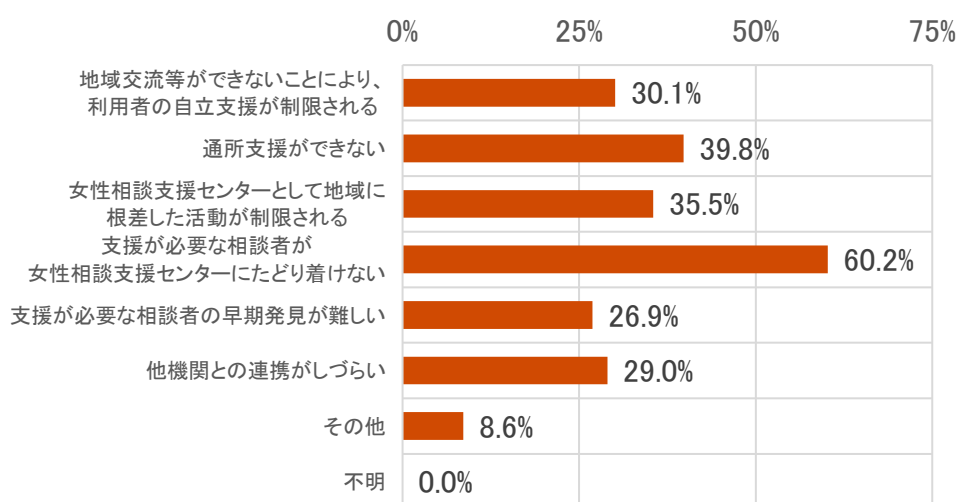
図表 151 【市区委嘱】IVQ7 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題があると思うか（n=521）



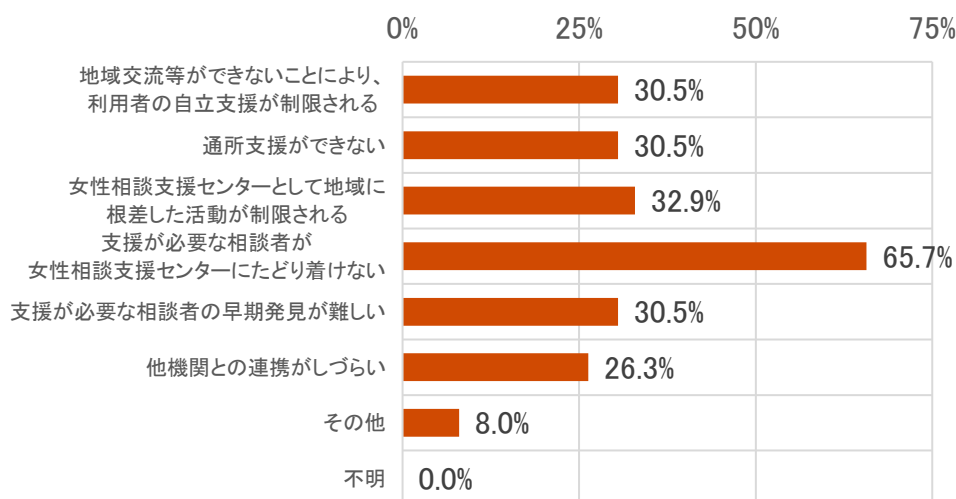
Q8 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる具体的な課題

「Q7 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題」があると思うかにおいて、「思う」と回答した方への設問である。女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる具体的な課題について尋ねたところ、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、所在地秘匿による課題について「支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない」が最多の約6～7割で、その他のいずれの選択肢においても、約3～4割の回答があった。

図表 152 【都道府県委嘱】IVQ8 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる具体的な課題 (n=93、複数選択)



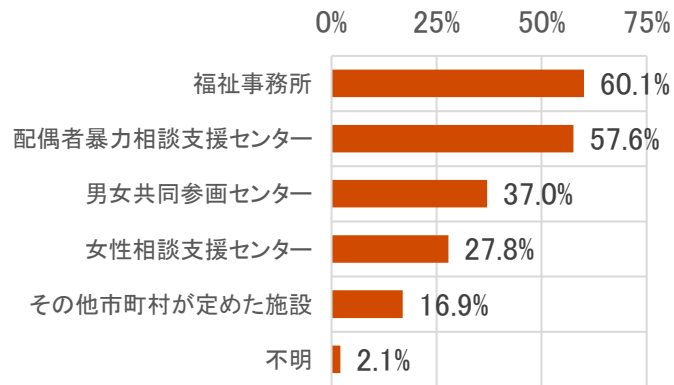
図表 153 【市区委嘱】IVQ8 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる具体的な課題 (n=213、複数選択)



Q6 所在地域におけるDVに関わる相談の受付場所

市区委嘱の女性相談支援員に対して、自身の職場が所在する地域における、DVに関わる相談の受付場所について尋ねたところ、「福祉事務所」が最多の60.1%で、次いで「配偶者暴力相談支援センター」が57.6%であった。

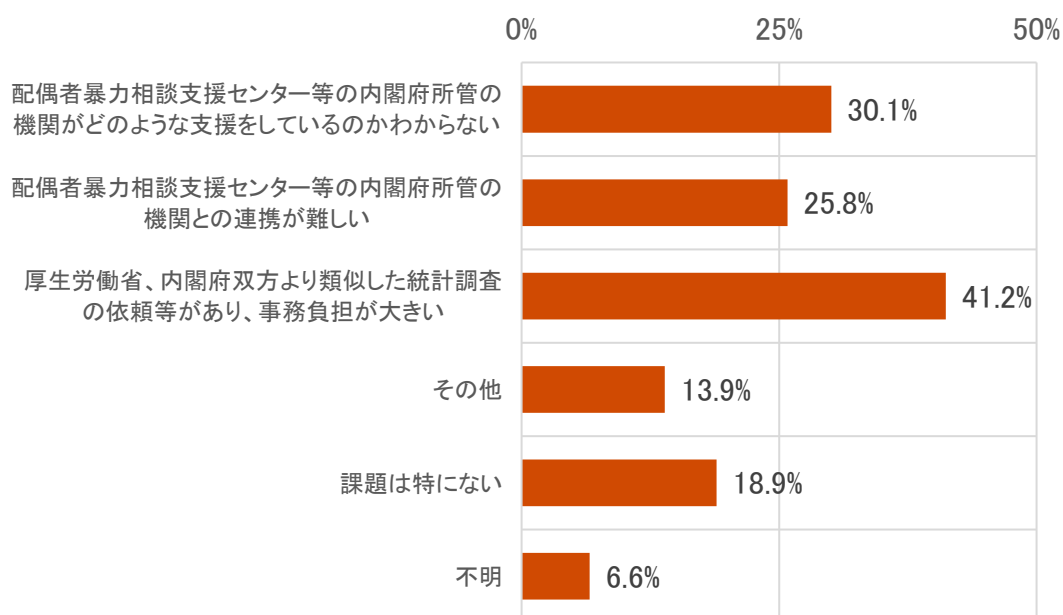
図表 154 【市区委嘱】IVQ6 所在地域におけるDVに関わる相談の受付場所（n=521、複数選択）



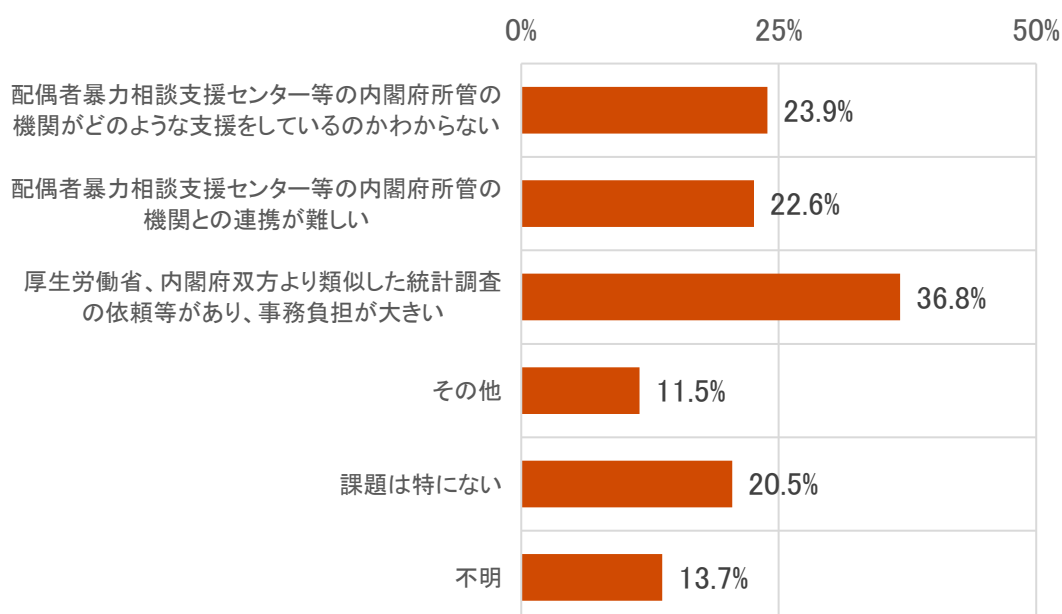
Q9 困難な問題を抱える女性支援と DV 被害者支援の所管省庁が異なることによる課題

困難な問題を抱える女性支援と DV 被害者支援の所管省庁が厚生労働省及び内閣府と異なることによる課題について尋ねたところ、都道府県・市区委嘱合算、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい」が最多の約4割で、「配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関がどのような支援をしているのかわからない」「配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関との連携が難しい」が約2～3割であった。

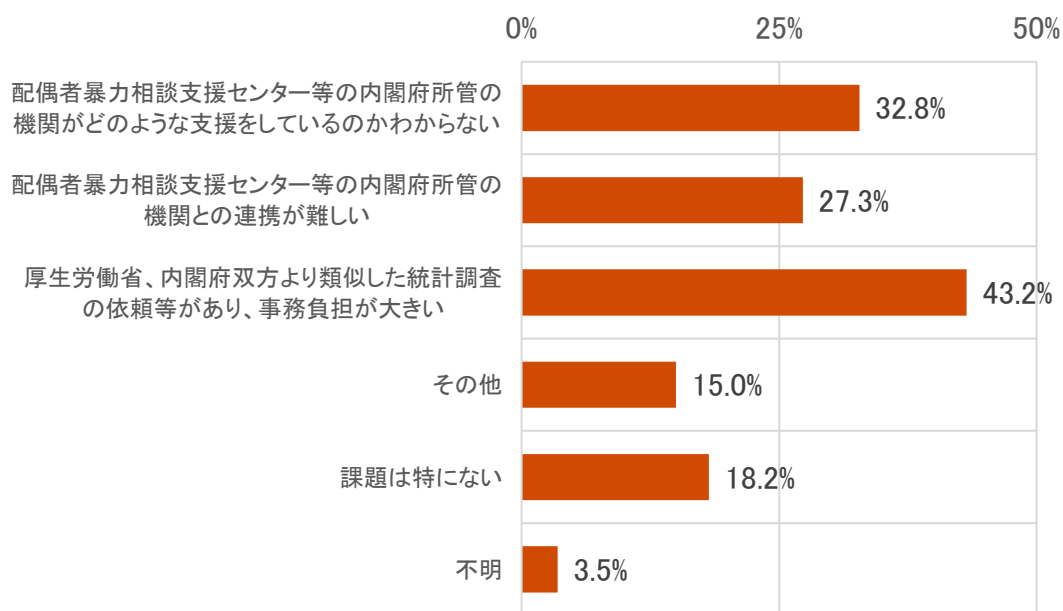
図表 155 【都道府県・市区委嘱】IVQ9 所管省庁が異なることによる課題 (n=755、複数選択)



図表 156 【都道府県委嘱】IVQ9 所管省庁が異なることによる課題 (n=234、複数選択)



図表 157 【市区委嘱】IVQ9 所管省庁が異なることによる課題 (n=521、複数選択)



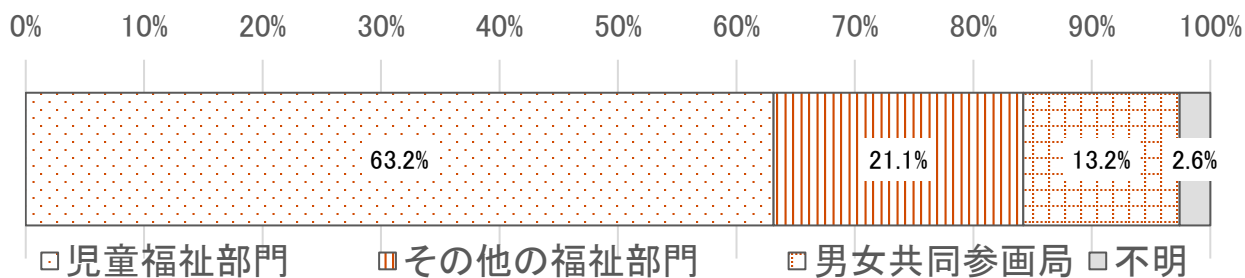
## ② 女性相談支援センターへの調査

### I 基本情報

#### Q3 主管部局

女性相談支援センターの主管部局について尋ねたところ、「児童福祉部門」が最多の63.2%で、次いで「その他の福祉部門」が21.1%であった。

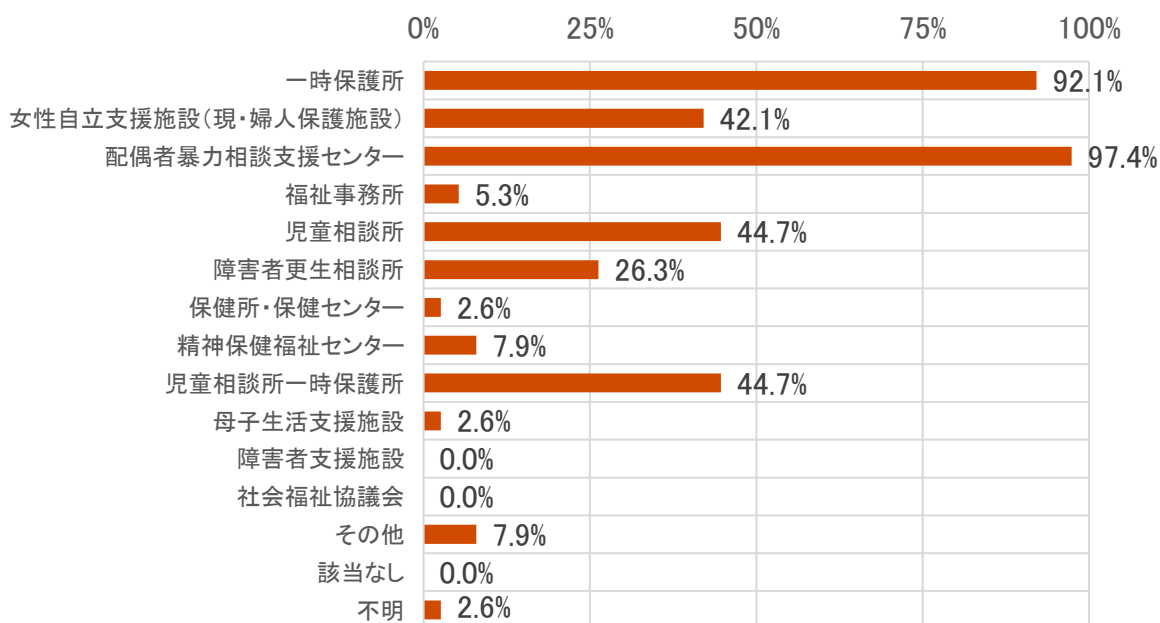
図表 158 I Q3 主管部局 (n=38)



#### Q4 併設機能

女性相談支援センターの併設機能について尋ねたところ、多い順に「配偶者暴力相談支援センター」が97.4%、「一時保護所」が92.1%、「児童相談所」「児童相談所一時保護所」が44.7%で、「女性自立支援施設」が42.1%であった。

図表 159 I Q4 併設機能 (n=38、複数選択)

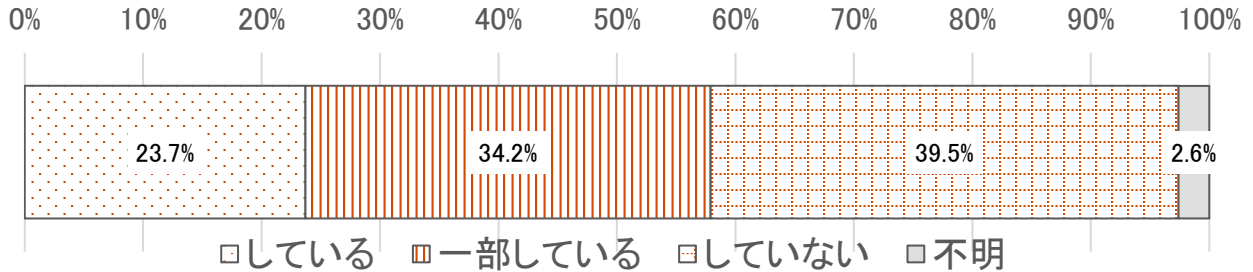




## Q5 所在地の秘匿

女性相談支援センターが所在地を秘匿しているかどうかを尋ねたところ、「していない」が39.5%、「一部している」が34.2%、「している」が23.7%であった。

図表 160 I Q5 所在地の秘匿 (n=38)

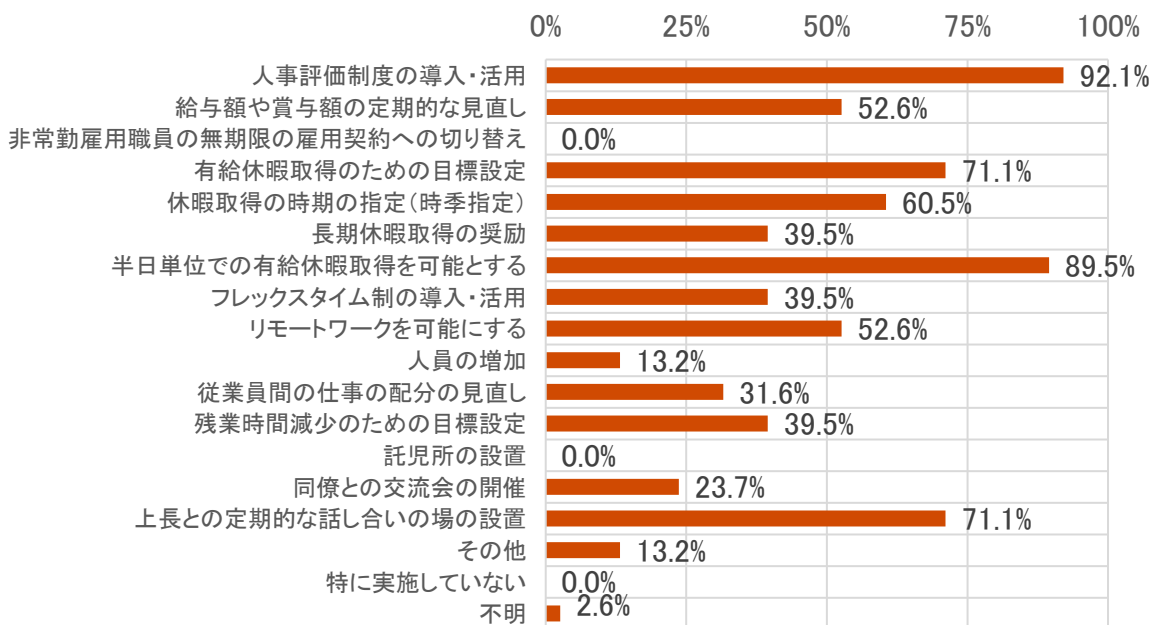


## II 女性相談支援センター内の職場環境や支援実態

### Q1 働きやすくなるような環境づくり等の取組

働きやすくなるような環境づくり等の取組について実施しているものを尋ねたところ、「人事評価制度の導入・活用」が最多の92.1%で、次いで「半日単位での有給休暇取得を可能とする」が89.5%であった。

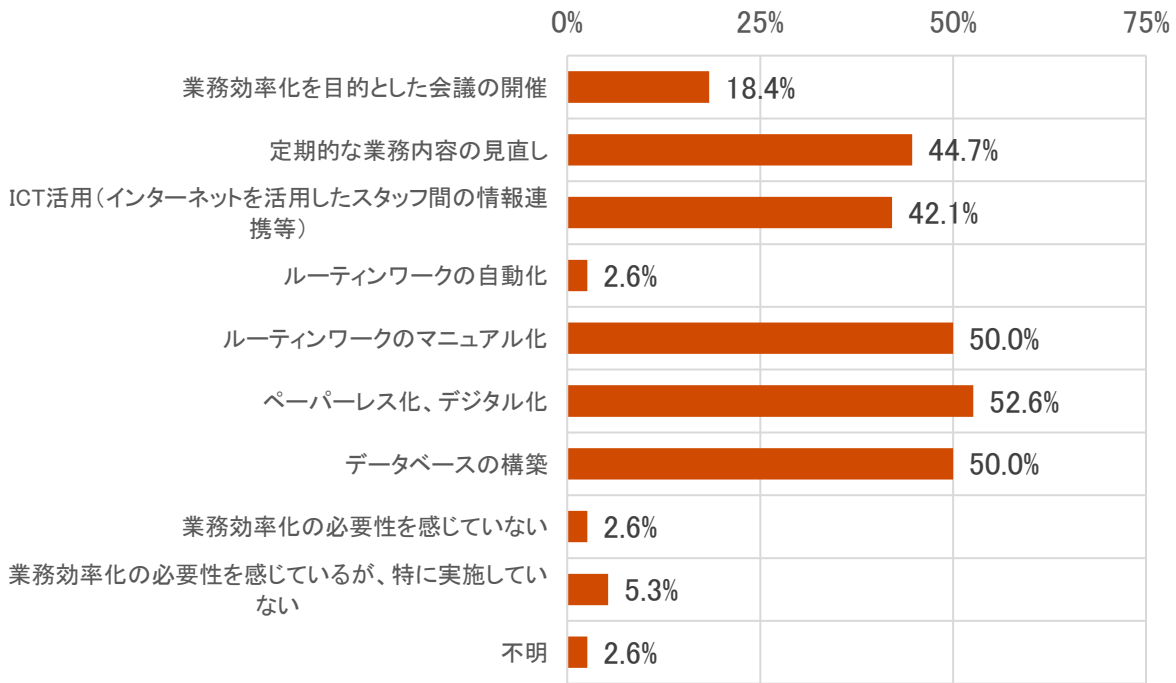
図表 161 II Q1 働きやすくなるような環境づくり等 (n=38、複数選択)



### Q2 業務効率化のための取組

業務効率化のための取組について実施しているものを尋ねたところ、「ペーパーレス化、デジタル化」が最多の52.6%で、次いで「ルーティンワークのマニュアル化」「データベースの構築」が50.0%であった。

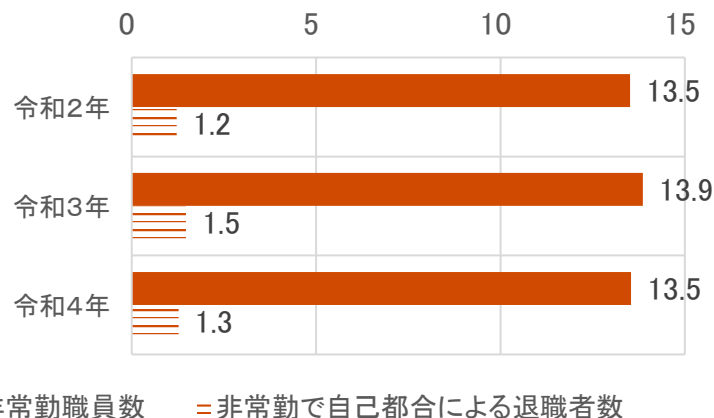
図表 162 II Q2 業務効率化のための取組 (n=38、複数選択)



### Q3 非常勤職員の在籍者数及び自己都合による退職者数

女性相談支援センターにおける、非常勤職員の在職者数と自己都合による退職者数を令和2年度、3年度、4年度の各年について尋ねたところ、各年の非常勤職員の在籍者数及び自己都合による退職者数に大きな違いはなく、毎年自己都合による退職者数の平均値は1.2~1.5名を推移していた。

図表 163 II Q3 非常勤職員の在籍者数及び自己都合による退職者数(人) (n=38、平均)

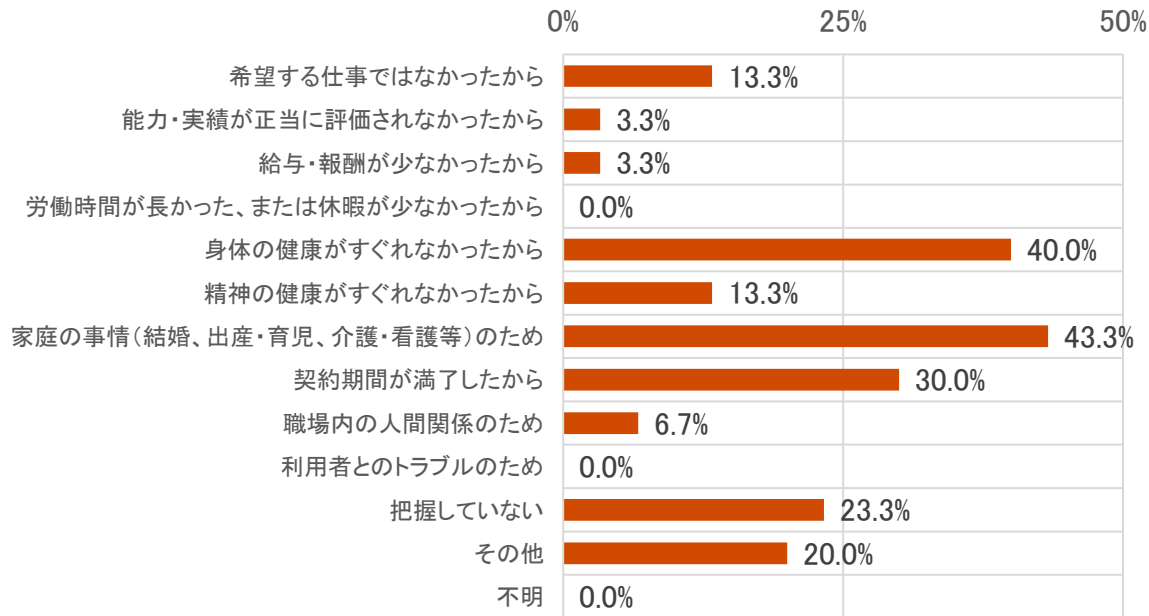


■ 在籍非常勤職員数    = 非常勤で自己都合による退職者数

### Q3-1 非常勤職員の退職理由

女性相談支援センターの長が把握している非常勤職員の退職理由を尋ねたところ、「家庭の事情のため」が最多の43.3%で、次いで多い順に「身体の健康がすぐれなかったから」が40.0%、「契約期間が満了したから」が30.0%であった。

図表 164 II Q3-1 非常勤職員の退職理由 (n=38、複数選択)

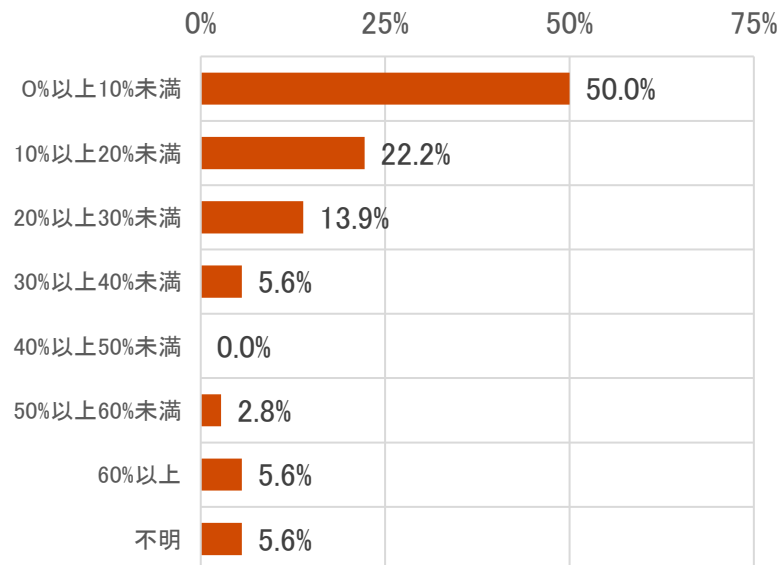


### III 一時保護の取組

#### Q1 一時保護所の定員充足率

回答時点より前の一年間の一時保護所の定員充足率{(1日の一時保護者数を365日分足し合わせた数/365日) / 定員数}は、「0%以上10%未満」が最多の50.0%で、次いで「10%以上20%未満」が22.2%であった。

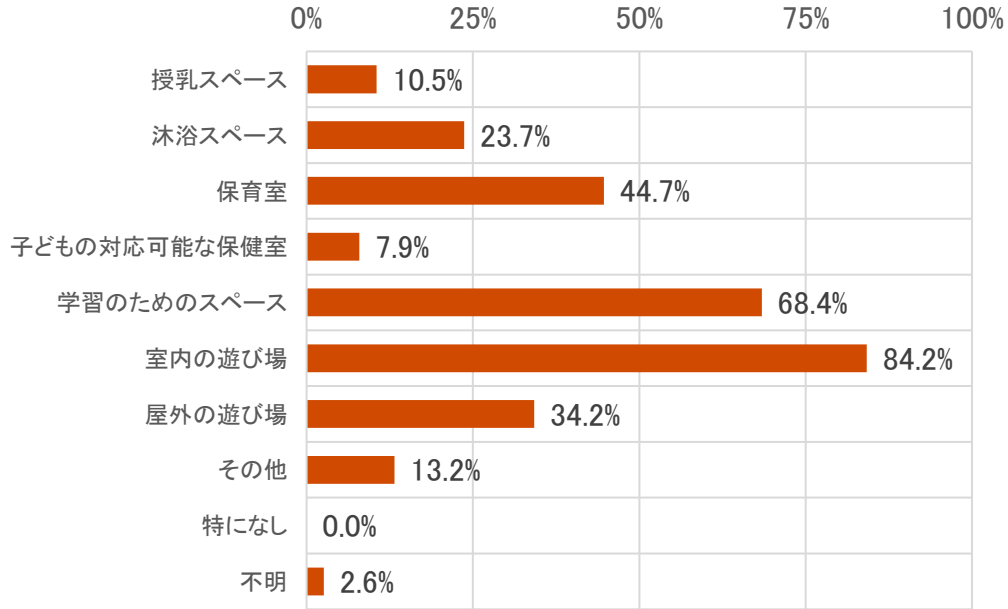
図表 165 III Q1 一時保護所の定員充足率 (n=38)



Q2 一時保護所に同伴した児童への支援に必要なスペースの用意

一時保護所に同伴した児童への支援に必要なスペースについて用意しているものを尋ねたところ、「室内の遊び場」が最多の84.2%で、次いで多い順に「学習のためのスペース」が68.4%、「保育室」が44.7%であった。

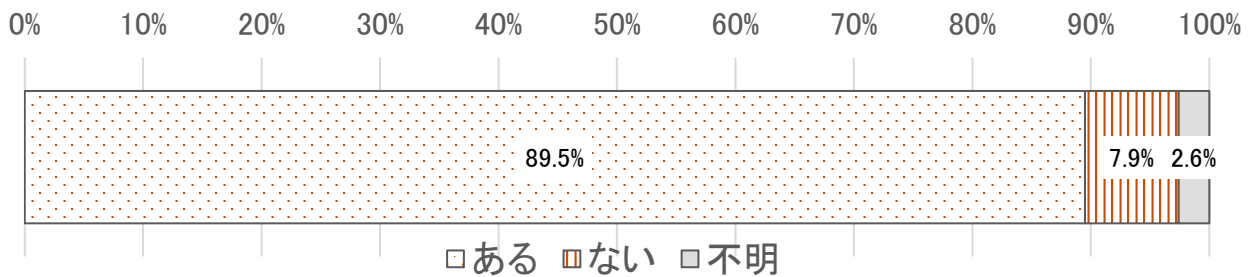
図表 166 IIIQ2 一時保護所に同伴した児童への支援に必要なスペースの用意 (n=38、複数選択)



Q3 一時保護の依頼を断ったことがあるか

過去3年間、一時保護の依頼を断ったことがあるかどうか尋ねたところ、「ある」が最多の89.5%であった。

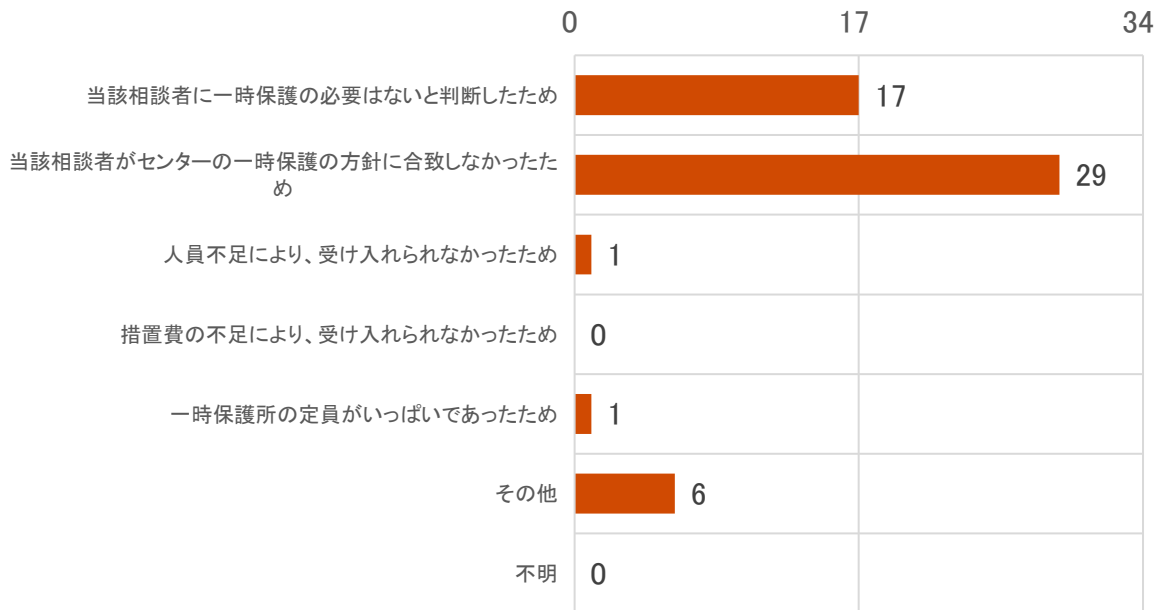
図表 167 IIIQ3 過去3年間、一時保護の依頼を断ったことがあるか (n=38)



Q4 一時保護の依頼を断った理由

「Q3 一時保護の依頼を断ったことがあるか」の設問に対し、「ある」と回答した 34 か所の女性相談支援センターへの設問である。母数が少ないため、ここでは%ではなく回答数で表記する。一時保護の依頼を断った理由は、「当該相談者がセンターの一時保護の方針に合致しなかったため」が最多の 29 か所で、次いで「当該相談者に一時保護の必要はないと判断したため」が 17 か所であった。

図表 168 IIIQ4 一時保護の依頼を断った理由（か所）（n=34、複数選択）



Q5 一時保護の必要はないと判断した理由

「Q4 一時保護の依頼を断った理由」の設問に対し、「当該相談者に一時保護の必要はないと判断したため」と回答した 17 か所の女性相談支援センターへの設問である。一時保護の必要はないと判断した理由について尋ねたところ、図表 169 の通りの回答があった。

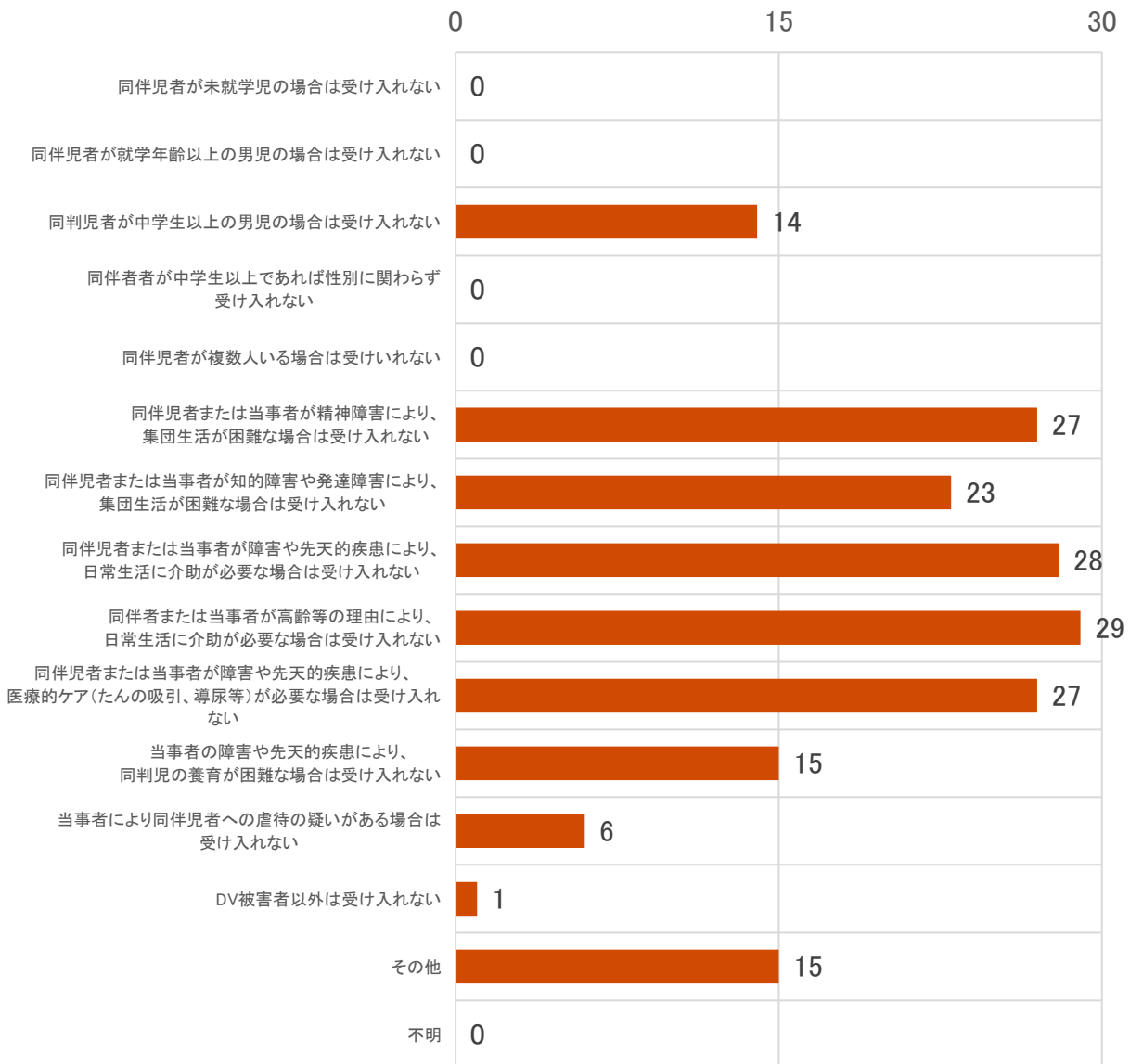
図表 169 IIIQ5 一時保護の必要はないと判断した理由（自由記述欄）

自由記述欄記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一時保護の判断の目安は①危害が及ぶおそれがあるため、居住地等から避難して保護する必要を認める場合（危険があり、一時保護所の他に安全な避難場所がない等）②生活の場や帰宅場がない、また、あっても帰来できない人で、所持金もなく適当な帰宿先もない場合（他の制度利用も困難で、一時保護所以外に生活する場所がない等）であり、当該目安に該当しなかったため。</li> <li>• 相談者が加害者のもとから永久に離れる意思がないケース、相談者の実家など避難できる加害者の知らない安全な場所があるケース、加害者が数か月間国内にいないケースなど緊急に一時保護を行う必要がない等。</li> <li>• 危険性、緊急性もなく、他に頼れる場所があったため。</li> <li>• 一時保護以外の避難先が確保でき、当該相談者には、その方が望ましいと判断した。</li> <li>• 緊急性・危険性がなく、在宅支援可能と判断したため。</li> <li>• 親族等の支援を受けることができたため。</li> <li>• 他県で生活保護受給中の方が、当該県的生活保護のケースワーカーに何も相談せずに当所に来所され、一時保護を求めてこられたため。</li> <li>• DV 案件ではなく、住居問題（長期の車中生活）での入所希望で、危険性はなし。一時保護所は、身の安全を確保するため、外出や通信等の制限が多く、入所すると借家への転居に時間を要する。入所せず、市の支援を受けながら早期に借家を探した方が本人に有利であると判断した。</li> <li>• ①他県婦人保護施設に入所中であり、引き続き施設における自立支援が必要な方と判断したため。②本人の話などから、一時保護として受け入れることについての疑問等が多々あり、まずは警察へ相談いただくことが適切な対応と判断したため。</li> <li>• 緊急性・危険性がないと判断した。他に避難できる場所があった。他の施策の活用を依頼した。</li> <li>• 本人の精神不安が高まると一時保護を希望されて繰り返し連絡のある方であり、家庭内での不和により「辛くなる度に、1～3日程度一時保護を利用したい」と希望された方であった。その方については、当センターの一時保護所利用により問題解決ができる等、適切な支援ができる対象者ではないと判断したため。</li> <li>• 本人からの入所の希望があったが、聞き取りの結果、身体の安全を守る必要がある、安全に身を寄せる先がない、その他保護すべき事情があるなどの当県一時保護の対象者と認められなかった（女性対象の無料宿泊所としての利用を希望していた。）</li> <li>• 当所以外に適当な避難先があったため。</li> <li>• 当該相談者に他に頼れる友人・知人・親族等がいたため。</li> <li>• 他に頼れるあて又は手段があるため</li> <li>• 緊急に保護が必要な危険性が無かったため</li> <li>• 親族等、他に頼ることのできる場所があったため。経済的余裕があり、自力での対応が可能と判断したため。緊急性、危険度が低く、来所相談等での対応が可能と判断したため。一時保護所のルールを守ることに同意が得られなかったため。</li> </ul>

Q6 一時保護所入所に係る方針

「Q4 一時保護の依頼を断った理由」の設問に対し、「当該相談者が一時保護の方針に合致しなかったため」と回答した 29 か所の女性相談支援センターへの設問である。母数が少ないため、ここでは%ではなく回答数で表記する。一時保護所入所に係る方針について、「同伴者または当事者が高齢等の理由により、日常生活に介助が必要な場合は」が最多の 29 か所であった。その他 20 か所を超える回答として「同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない」「同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、医療的ケア（たんの吸引、導尿等）が必要な場合」「同伴児者または当事者が精神障害により、集団生活が困難な場合」「同伴自社または当事者が知的障害や発達障害により、集団生活が困難な場合」は受け入れないが挙げられた。

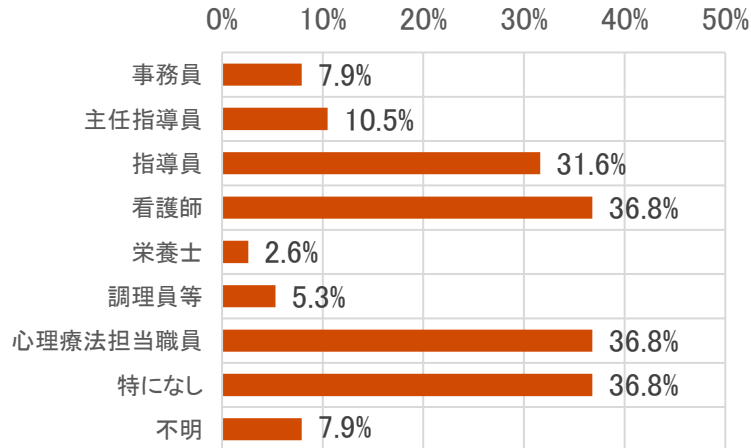
図表 170 III Q6 一時保護所入所に係る方針（か所）（n=29、複数選択）



Q7 一時保護所における予算単価上、配置人数が足りていないと感じる職種

一時保護所における予算単価上、配置人数が足りていないと感じる職種（3つまで選択可能）を尋ねたところ、「看護師」「心理療法担当職員」「特になし」が最多の36.8%で、「指導員」が31.6%あった。

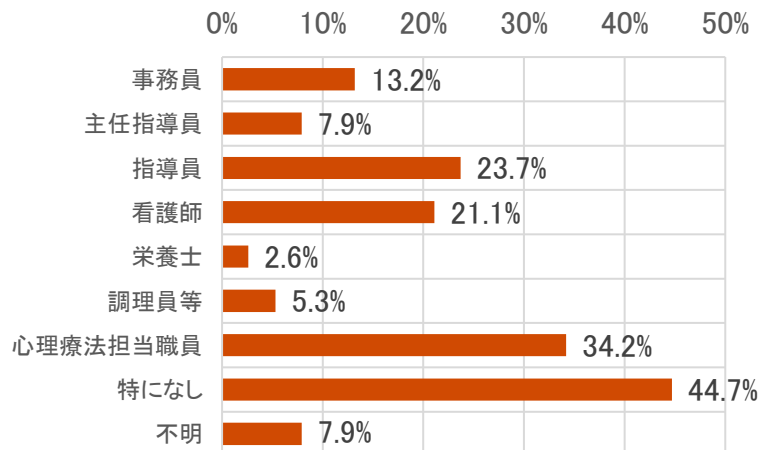
図表 171 IIIQ7 一時保護所における予算単価上、配置人数が足りていないと感じる職種（n=38、複数選択 ※3つまで）



Q8 一時保護所における措置単価が足りていないと感じる職種

一時保護所における措置単価が足りていないと感じる職種（3つまで選択可能）について尋ねたところ、「特になし」が最多の44.7%で、「心理療法担当職員」が34.2%、「指導員」が23.7%、「看護師」が21.1%であった。

図表 172 IIIQ8 一時保護所における措置単価が足りていないと感じる職種（n=38、複数選択 ※3つまで）

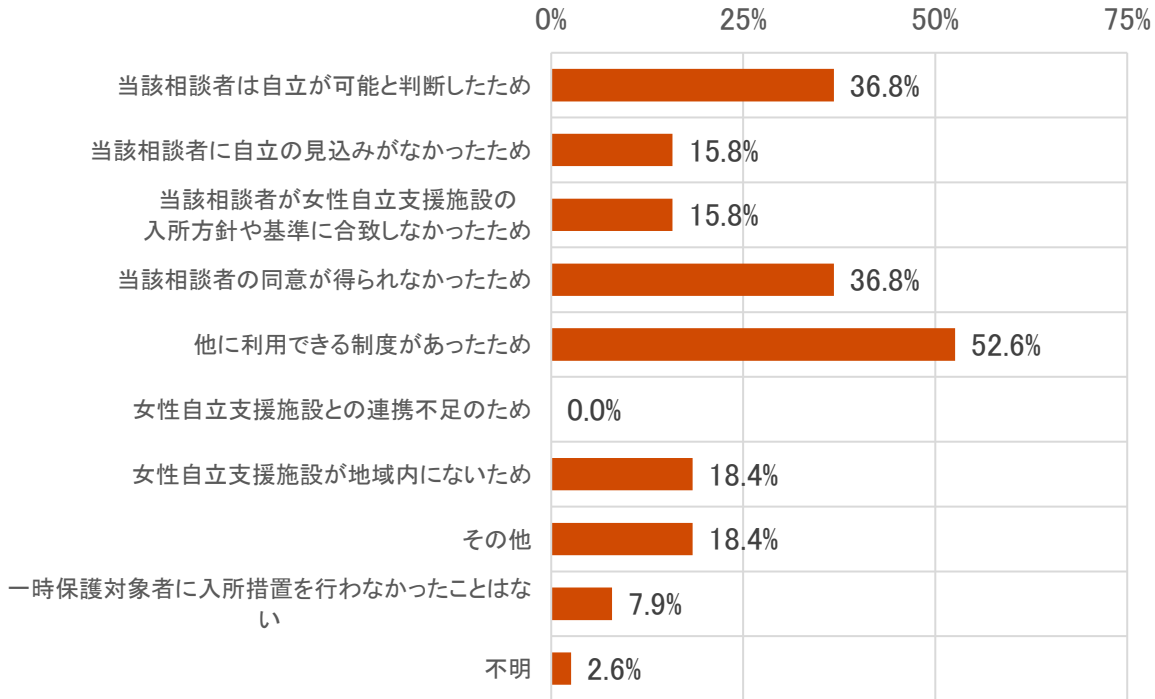




Q9 一時保護対象者に入所措置を行わなかった理由

一時保護対象者に女性自立支援施設への入所措置を行わなかった理由について尋ねたところ、「他に利用できる制度があったため」が最多の52.6%で、次いで「当該相談者は自立が可能と判断したため」「当該相談者の同意が得られなかったため」が36.8%であった。

図表 173 IIIQ9 一時保護対象者に入所措置を行わなかった理由 (n=38、複数選択)



#### Q11 女性自立支援施設の入所に関する方針

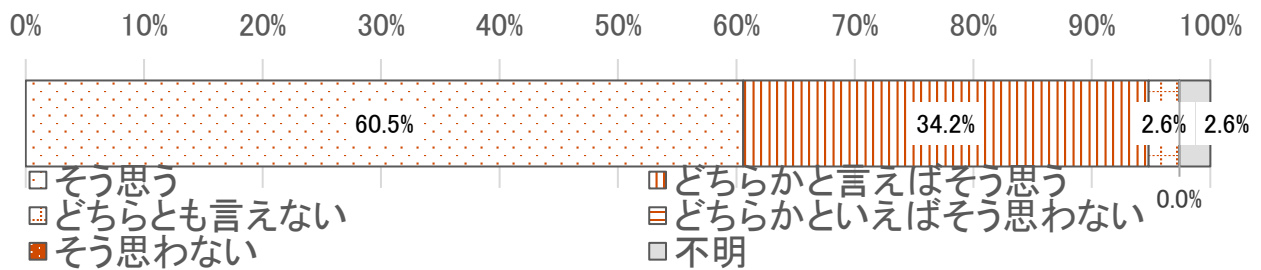
「Q9 一時保護対象者に入所措置を行わなかった理由」として「当該相談者が女性自立支援施設の入所方針や基準に合致しなかったため」と回答した6か所の女性相談支援センターへの設問である。母数が少ないため、ここでは%ではなく回答数で表記する。

女性自立支援施設の入所に関する方針について当てはまるものを尋ねたところ、「同伴児者または当事者が精神障害により、集団生活が困難な場合」「同伴児者または当事者が知的障害や発達障害により、集団生活が困難な場合」「同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、日常生活に介助が必要な場合」「同伴者または当事者が高齢等の理由により、日常生活に介助が必要な場合」「同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、医療的ケア（たんの吸引、導尿等）が必要な場合」には受け入れない、という回答がそれぞれ3か所であった。

IV支援における連携について

Q1 女性相談支援センター内の相談支援を担う職員同士の連携は十分にできているか  
女性相談支援センター内の相談支援を担う職員同士の連携が十分にできているかについて尋ねたところ、「そう思う」が最多の60.5%で、次いで「どちらかと言えばそう思う」が34.2%であった。

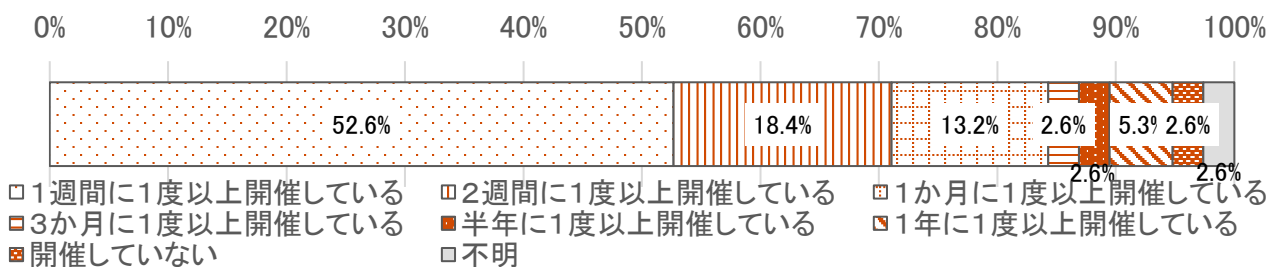
図表 174 IVQ1 女性相談支援センター内の相談支援を担う職員同士の連携は十分にできているか (n=38)



Q2 女性相談支援センターにおける個別ケース検討会議の開催頻度

女性相談支援センターにおける個別ケース検討会議の開催頻度について尋ねたところ、「1週間に1度以上開催している」が最多の52.6%で、次いで「2週間に1度以上開催している」が18.4%であった。

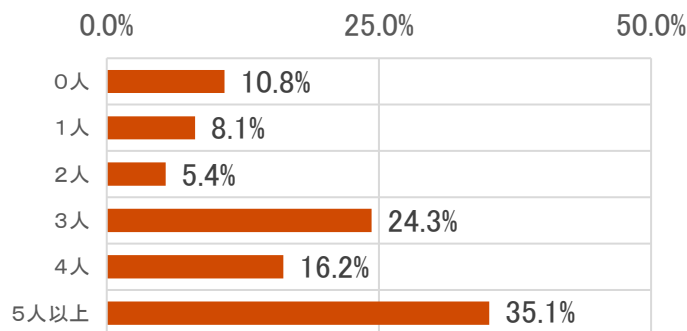
図表 175 IVQ2 女性相談支援センターにおける個別ケース検討会議の開催頻度 (n=38)



Q3 異動により配属された都道府県職員で相談支援をされている職員の在籍数

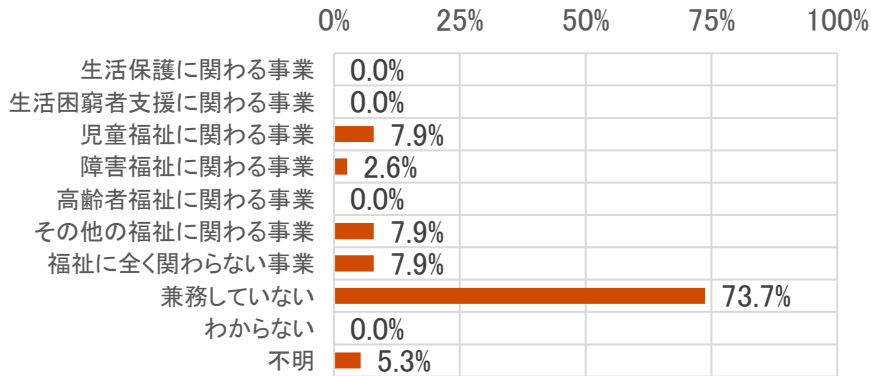
異動により配属された都道府県職員で相談支援をされている職員の在籍数について尋ねたところ、「5人以上」が最多の35.1%であった。また、2人以下が24.3%であった。

図表 176 IVQ3 異動により配属された都道府県職員で相談支援をされている職員の在籍数 (n=38)



Q4 女性相談支援センターに在籍する都道府県職員で相談支援を担う職員の兼務先  
 女性相談支援センターに在籍する都道府県職員のうち、相談支援を担う職員について、兼務している女性相談支援センター以外の事業があるかを尋ねたところ、「兼務していない」が最多の73.7%であった。

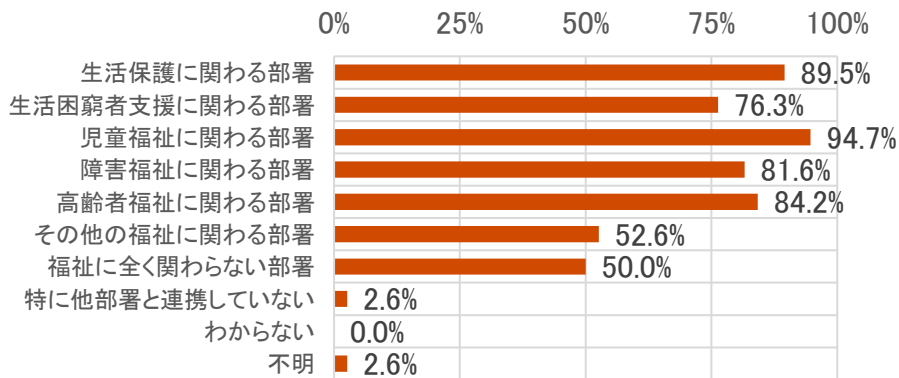
図表 177 IVQ4 女性相談支援センターに在籍する都道府県職員で  
 相談支援を担う職員の兼務先 (n=38、複数選択)



Q5 連携している他の所管部局

相談者を支援する上で、連携している他の所管部局について尋ねたところ、「児童福祉に関わる部署」が最多の94.7%で、次いで「生活保護に関わる部署」が89.5%であった。また、「高齢者福祉に関わる部署」「障害福祉に関わる部署」「生活困窮者支援に関わる部署」について約8割の回答があった。

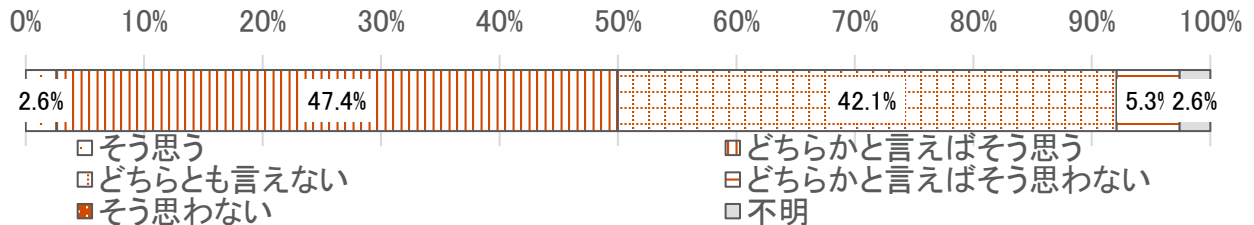
図表 178 IVQ5 連携している他の所管部局 (n=38、複数選択)



Q6 他の所管部局との連携は十分にできているか

他の所管部局との連携は十分にできているかについて尋ねたところ、「どちらかと言えばそう思う」が最多の47.4%で、次いで「どちらとも言えない」が42.1%であった。

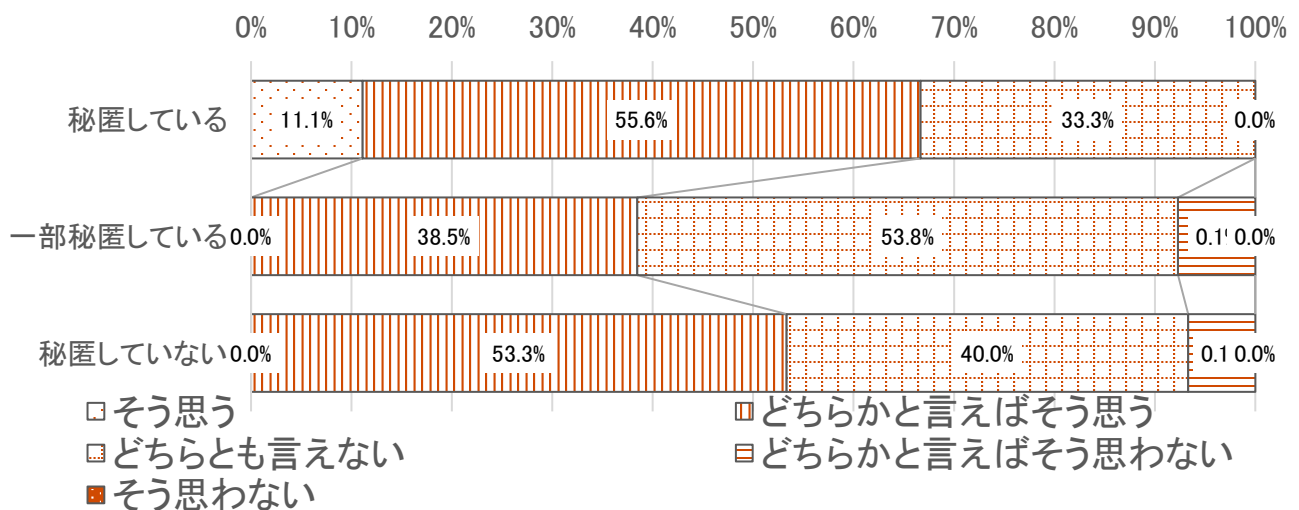
図表 179 IVQ6 他の所管部局との連携は十分にできているか (n=38)



Q6 他の所管部局との連携は十分にできているか× I Q5 所在地の秘匿

他の所管部局との連携は十分にできているかについて、女性相談支援センターの所在地を秘匿しているかどうかという形態別に分析したところ、「秘匿している」「秘匿していない」いずれの形態においても「どちらかと言えばそう思う」が最多の5割以上で、「一部秘匿している」では「どちらとも言えない」が最多の53.8%であった。

図表 180 IVQ6 他の所管部局との連携は十分にできているか× I Q5 所在地の秘匿 (n=37)



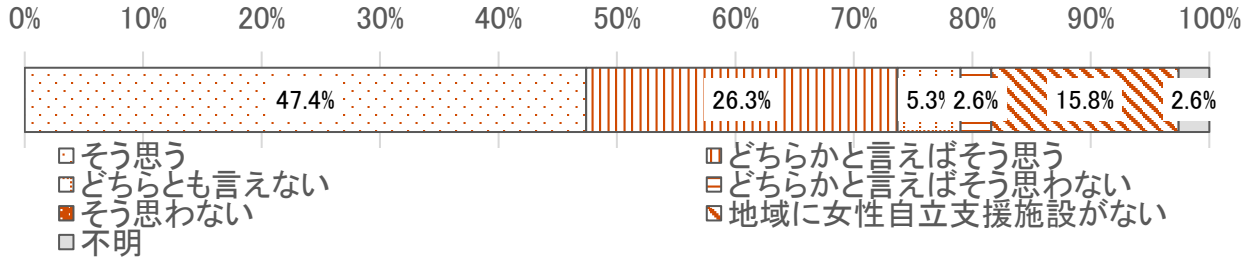
Q6-1 他の所管部局との連携が十分でない理由

「Q6 他の所管部局との連携は十分にできているか」において「どちらかと言えばそう思わない」または「そう思わない」と回答した2か所の女性相談支援センターへの設問である。他の所管部局との連携が十分でない理由について尋ねたところ、「他部局の担当者が積極的ではない」が2か所で、次いで「他の福祉制度に関わる知識が不足している」が1か所であった。

Q7 女性自立支援施設との連携は十分にできているか

女性自立支援施設との連携は十分にできているかについて尋ねたところ、「そう思う」が最多の47.4%で、次いで「どちらかと言えばそう思う」が26.3%であった。

図表 181 IVQ7 女性自立支援施設との連携は十分にできているか (n=38)

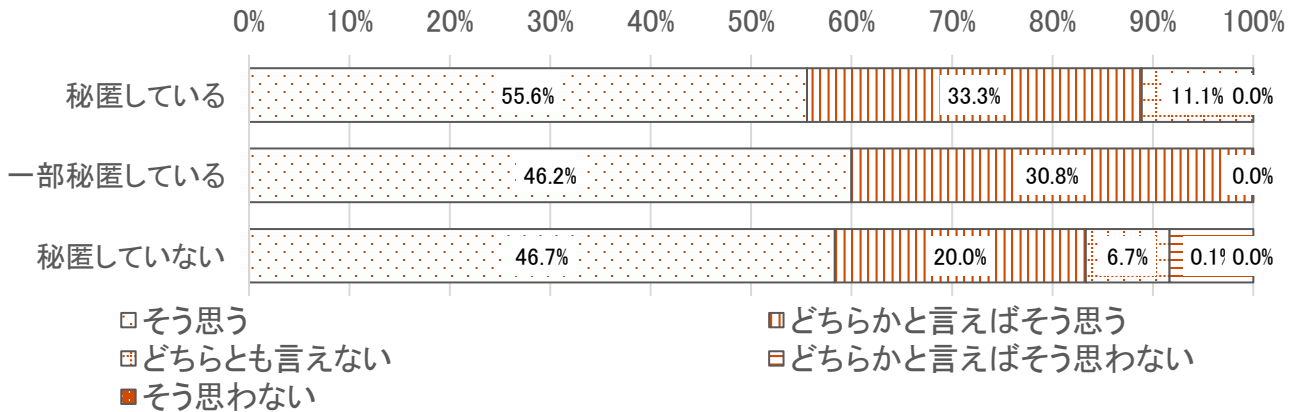


Q7 女性自立支援施設との連携は十分にできているか× I Q5 所在地の秘匿

「Q7 女性自立支援施設との連携は十分にできているか」において「地域に女性自立支援施設がない」または「不明（未回答）」と回答した7か所の女性相談支援センターを除外して集計した。

女性自立支援施設との連携は十分にできているかについて、女性相談支援センターの所在地を秘匿しているかどうかという形態別に分析したところ、「秘匿している」「一部秘匿している」「秘匿していない」いずれの形態においても、「そう思う」が最多の約5～6割で、次いで「どちらかと言えばそう思う」が約2～3割であった。

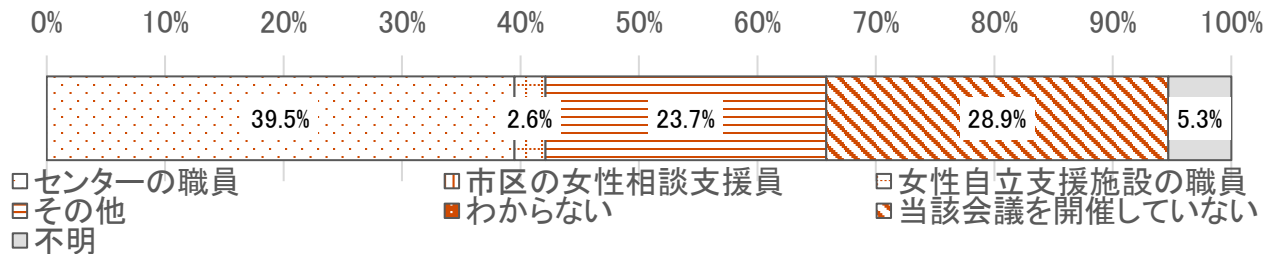
図表 182 IVQ7 女性自立支援施設との連携は十分にできているか× I Q5 所在地の秘匿 (n=31)



Q8 女性自立支援施設への入所調整会議の参加者

女性自立支援施設への入所調整会議に誰が参加しているかを尋ねたところ、「(女性相談支援)センターの職員」が最多の39.5%で、次いで「当該会議を開催していない」が28.9%であった。また、「女性自立支援施設の職員」が2.6%、「市区の女性相談支援員」が0.0%であった。

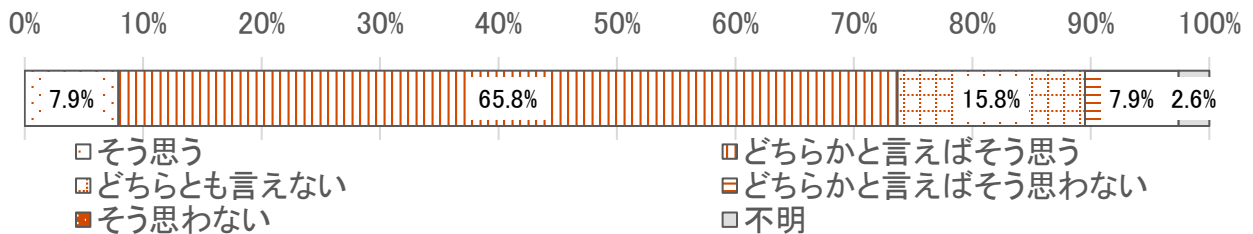
図表 183 IVQ8 女性自立支援施設への入所調整会議の参加者 (n=38)



Q9 福祉機関との実務者・担当者レベルでの情報共有は十分にできているか

福祉機関との実務者・担当者レベルでの情報共有は十分にできているかについて尋ねたところ、「どちらかと言えばそう思う」が最多の65.8%で、次いで「どちらとも言えない」が15.8%であった。

図表 184 IVQ9 福祉機関との実務者・担当者レベルでの情報共有は十分にできているか (n=38)

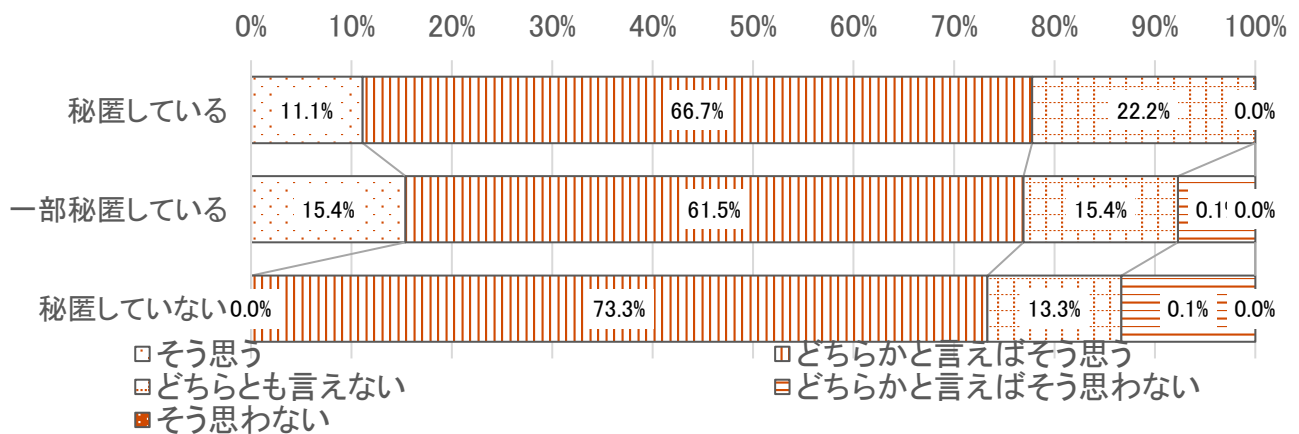


Q9 福祉機関との実務者・担当者レベルでの情報共有は十分にできているか

× I Q5 所在地の秘匿

福祉機関との実務者・担当者レベルでの情報共有は十分にできているかについて、女性相談支援センターの所在地を秘匿しているかどうかという形態別に分析したところ、「秘匿している」「一部秘匿している」「秘匿していない」いずれの形態においても「どちらかと言えばそう思う」が最多の約6～7割で、次いで「どちらとも言えない」が約1～2割であった。

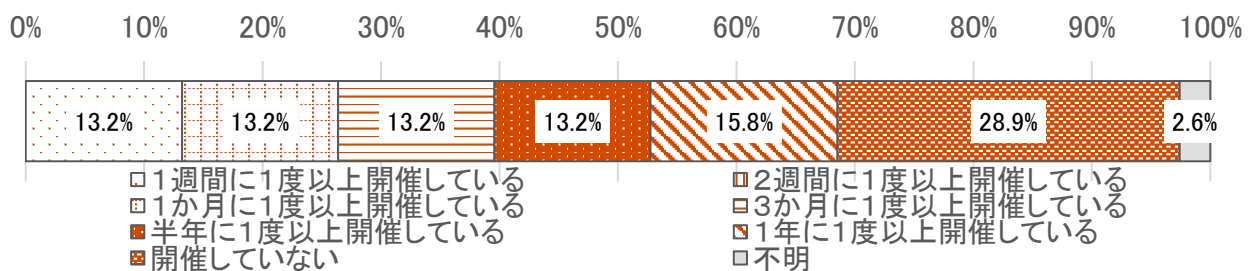
図表 185 IVQ9 福祉機関との実務者・担当者レベルでの情報共有は十分にできているか  
× I Q5 所在地の秘匿 (n=37)



Q10 特定の相談者に関する福祉機関との会議等の開催頻度

特定の相談者に関する福祉機関との会議等の開催頻度について尋ねたところ、いずれの選択肢も回答が3割未満であり、「開催していない」が最多の28.9%で、次いで「1年に1度以上開催している」が15.8%であった。

図表 186 IVQ10 特定の相談者に関する福祉機関との会議等の開催頻度 (n=38)

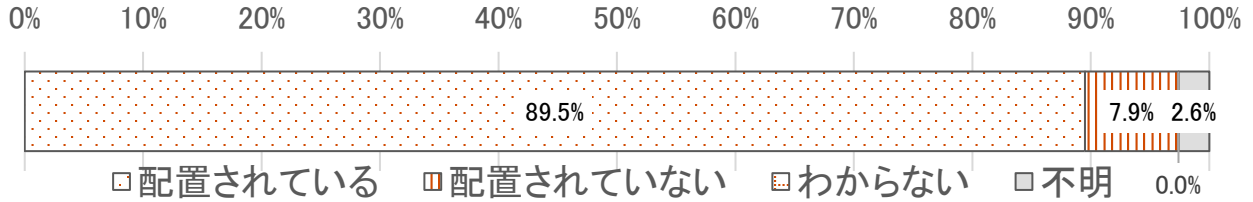




Q11 女性相談支援センターが所在する市区における女性相談支援員の配置

女性相談支援センターが所在する市区における女性相談支援員の配置状況について尋ねたところ、「配置されている」が89.5%、「配置されていない」が7.9%であった。

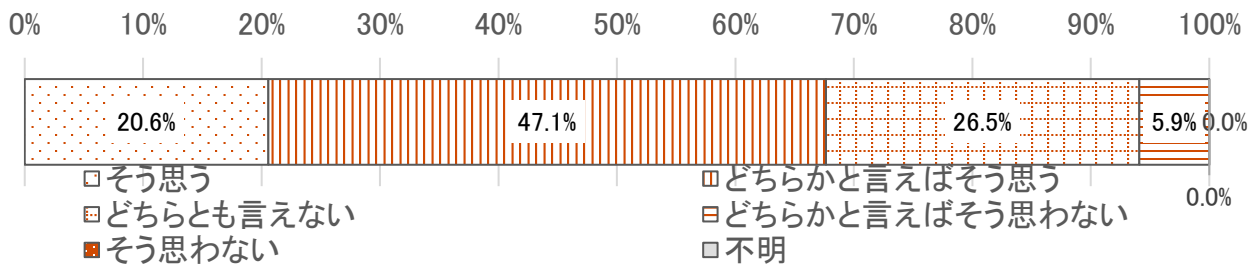
図表 187 IVQ11 所在する市区における女性相談支援員の配置 (n=38)



Q12 所在する市区における女性相談支援員との連携は十分にできているか

所在する市区における女性相談支援員との連携は十分にできているかについて尋ねたところ、「どちらかと言えばそう思う」が最多の47.1%で、次いで「どちらとも言えない」が26.5%であった。

図表 188 IVQ12 所在する市区における女性相談支援員との連携は十分にできているか (n=34)



Q13 市区の女性相談支援員の配置を望むか

「Q11 所在する市区における女性相談支援員の配置」において「配置されていない」と回答した3か所の女性相談支援センターへの設問である。市区の女性相談支援員の配置を望むかについて尋ねたところ、3か所すべてが「望む」と回答した。

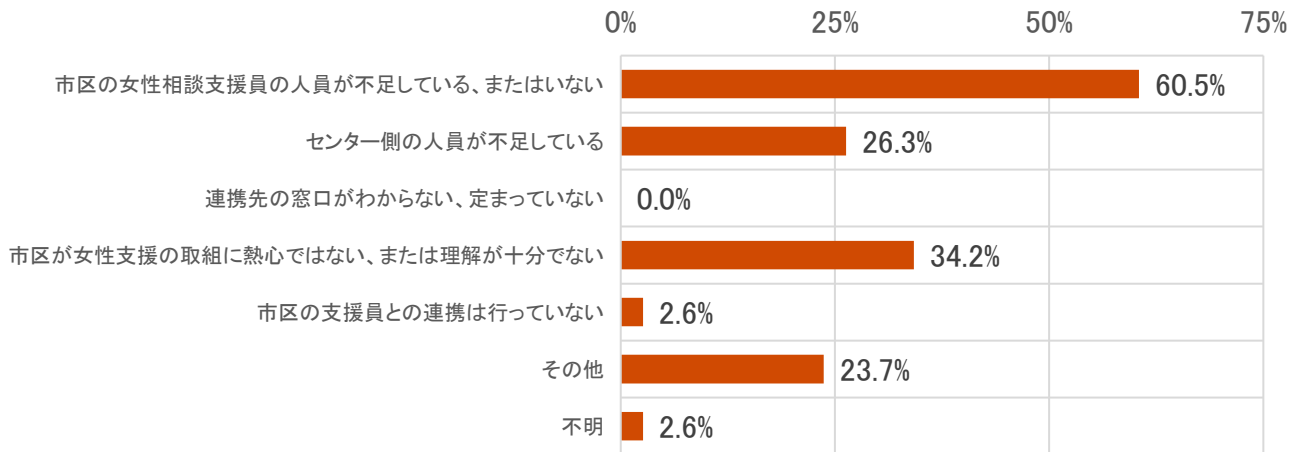
Q14 市区の女性相談支援員に担当してほしい業務

「Q11 所在する市区における女性相談支援員の配置」において「配置されていない」と回答した3か所の女性相談支援センターへの設問である。女性相談支援センターが、市区の女性相談支援員に担当してほしい業務について尋ねたところ、3か所すべての女性相談支援センターが「相談者のアセスメント」「他の福祉制度による支援提供の調整」「一時保護退所後に地域移行した場合の支援」と回答した。

Q15 市区の女性相談支援員との連携に係る課題

市区の女性相談支援員との連携に係る課題について尋ねたところ、「市区の女性相談支援員の人員が不足している、またはいない」が最多の60.5%で、次いで「市区が女性支援の取組に熱心でない、または理解が十分でない」が34.2%であった。

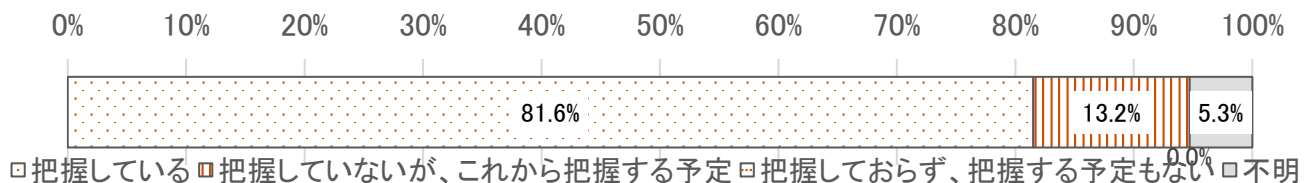
図表 189 IVQ15 市区の女性相談支援員との連携に係る課題 (n=38)



Q16 地域の女性支援に関する民間支援団体の把握

地域の女性支援に関する民間支援団体の把握状況について尋ねたところ、「把握している」が最多の81.6%で、次いで「把握していないが、これから把握する予定」が13.2%であった。

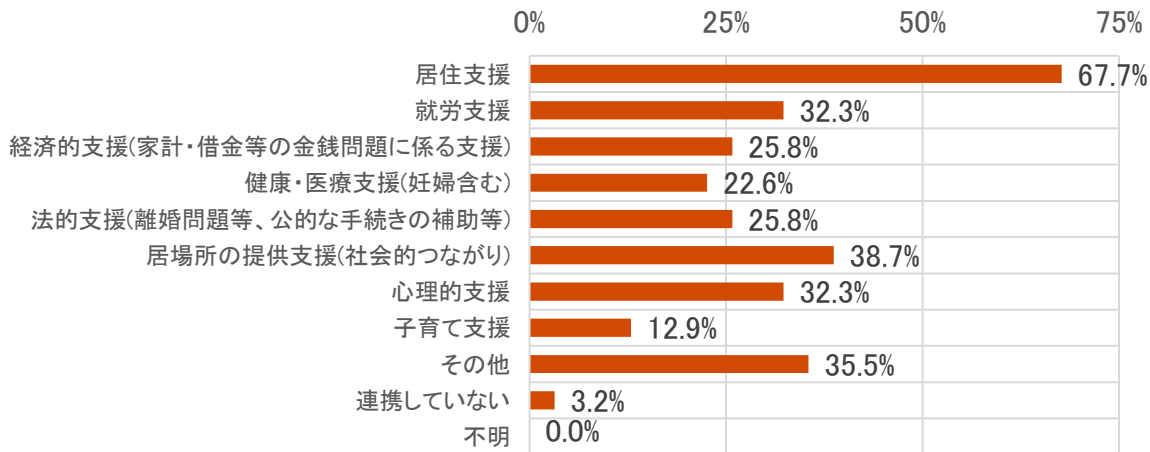
図表 190 IVQ6 地域の女性支援に関する民間支援団体の把握 (n=38)



Q17 地域の民間支援団体と連携する支援

「Q16 地域の女性支援に関する民間支援団体の把握」において「把握している」と回答した 31 か所の女性相談支援センターへの設問である。地域の民間支援団体とどのような支援において連携しているかを尋ねたところ、「居住支援」が最多の 67.7%で、「居場所の提供支援」が 38.7%、「その他」が 35.5%、「就労支援」「心理的支援」が 32.3%であった。

図表 191 IVQ17 地域の民間支援団体と連携する支援 (n=31、複数選択)

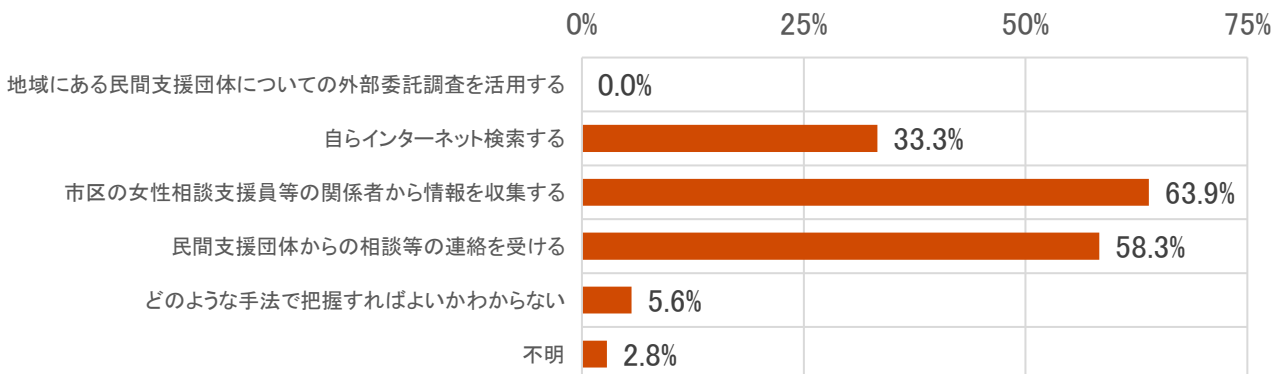


Q18 地域の民間支援団体の把握方法

「Q16 地域の女性支援に関する民間支援団体の把握」において「把握している」または「把握していないが、これから把握する予定」と回答した 36 か所の女性相談支援センターへの設問である。

地域の民間支援団体の把握方法について尋ねたところ、「市区の女性相談支援員等の関係者から情報を収集する」が最多の 63.9%で、次いで「民間支援団体からの相談等の連絡を受ける」が 58.3%であった。

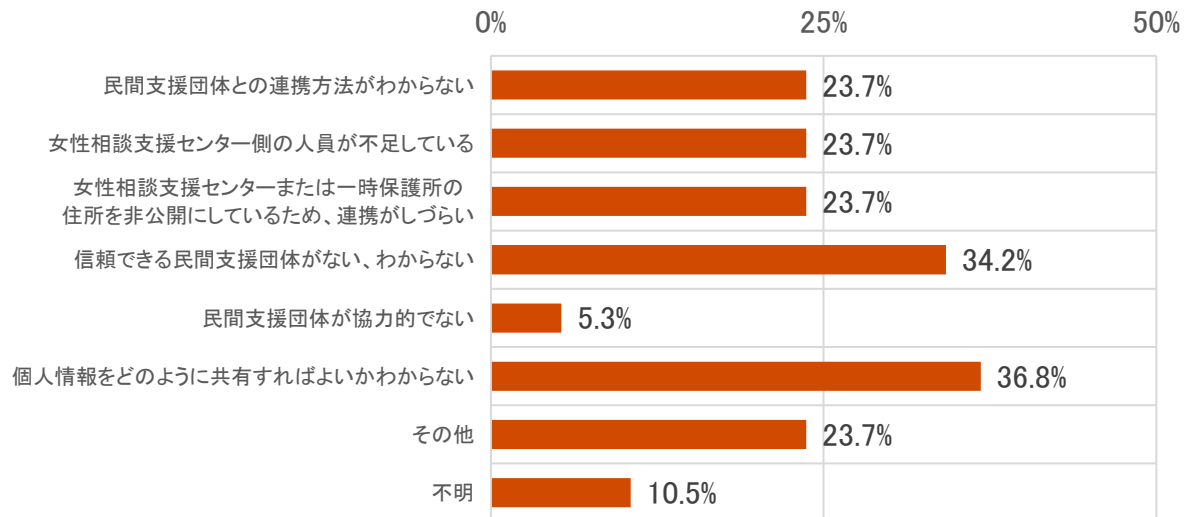
図表 192 IVQ18 地域の民間支援団体の把握方法 (n=36、複数選択)



Q19 地域の民間支援団体との連携に係る課題

地域の民間支援団体との連携に係る課題について尋ねたところ、「個人情報をごどのように共有すればよいかわからない」が最多の36.8%で、次いで「信頼できる民間支援団体がない、わからない」が34.2%であった。

図表 193 IVQ19 地域の民間支援団体との連携に係る課題 (n=38、複数選択)

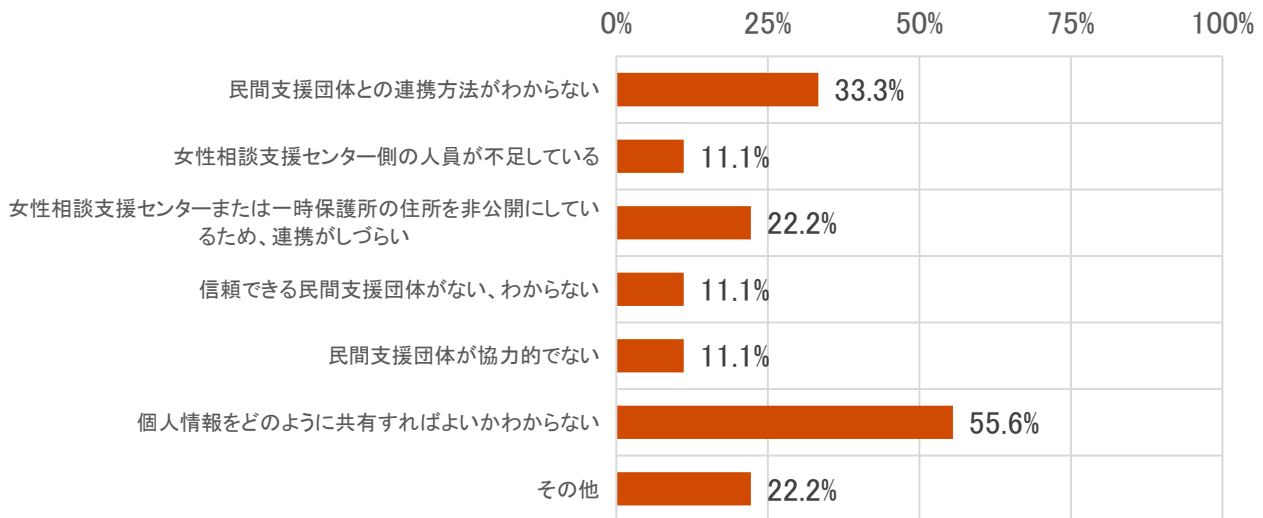


Q19 地域の民間支援団体との連携に係る課題× I Q5 所在地の秘匿

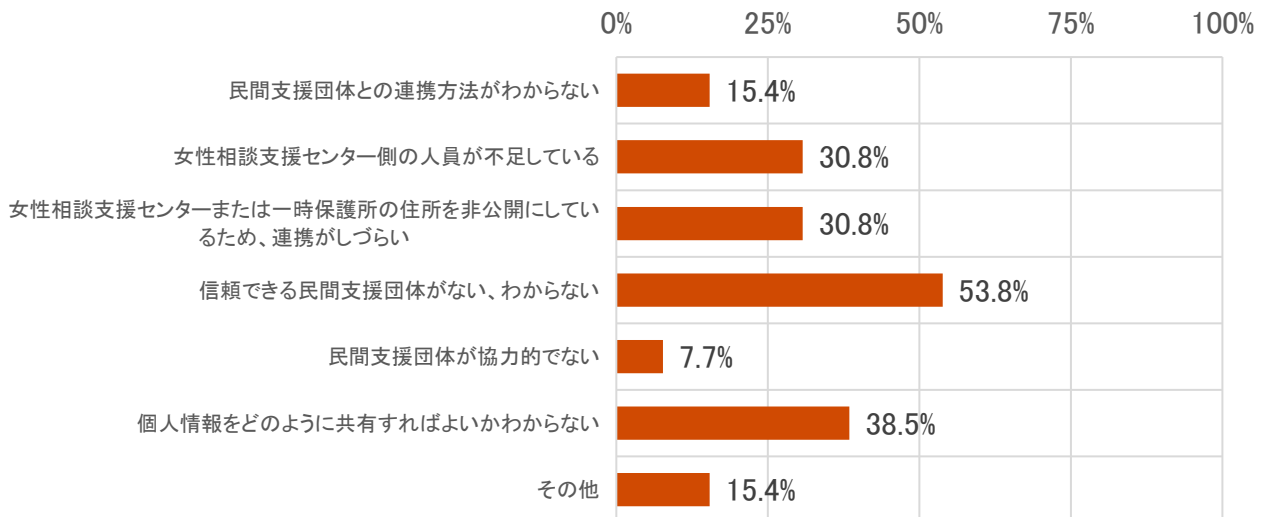
地域の民間支援団体との連携に係る課題について、女性相談支援センターの所在地の秘匿形態ごとに分析したところ、所在地を「秘匿している」女性相談支援センターでは、地域の民間支援団体との連携に係る課題について「個人情報をもどのように共有すればよいかわからない」が最多の55.6%であった。

所在地を「一部秘匿している」あるいは「秘匿していない」女性相談支援センターでは、地域の民間支援団体との連携に係る課題について「信頼できる民間支援団体がない、わからない」が最多の約3～5割であった。

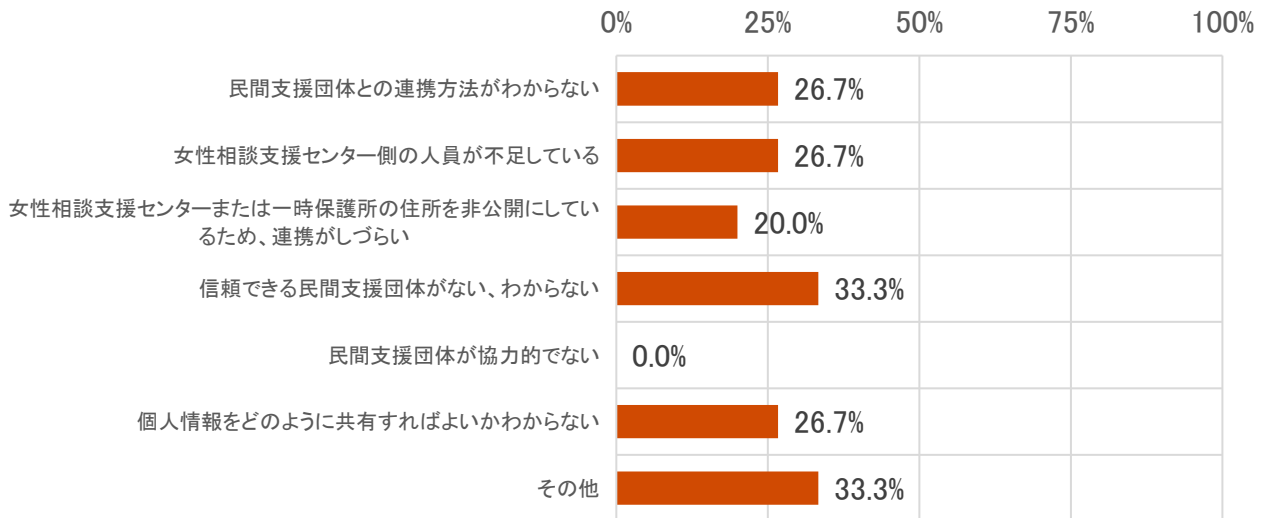
図表 194 【秘匿している】IVQ19 地域の民間支援団体との連携に係る課題（複数選択）  
× I Q5 所在地の秘匿 (n=9)



図表 195 【一部秘匿している】IVQ19 地域の民間支援団体との連携に係る課題（複数選択）  
× I Q5 所在地の秘匿 (n=13)

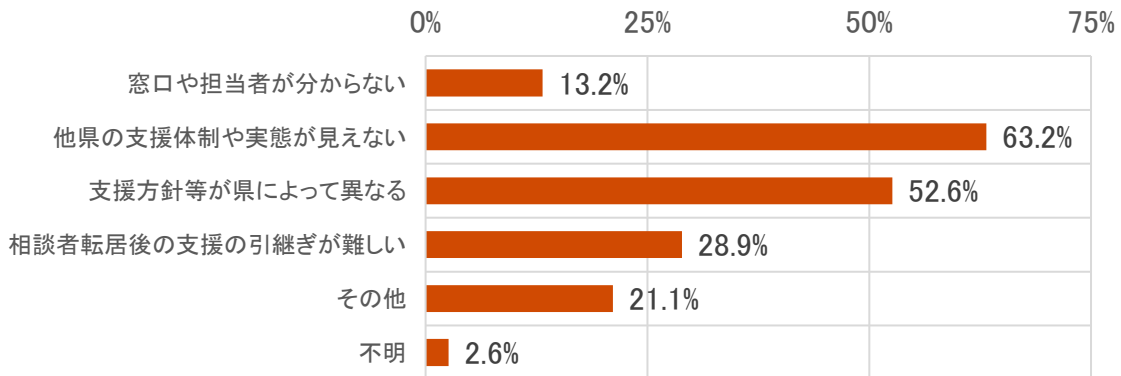


図表 196 【秘匿していない】IVQ19 地域の民間支援団体との連携に係る課題（複数選択）  
× I Q5 所在地の秘匿（n=15）



Q20 都道府県をまたいだ女性相談支援センターや女性自立支援施設との連携に係る課題  
都道府県をまたいだ女性相談支援センターや女性自立支援施設との連携に係る課題  
について尋ねたところ、「他県の支援体制や実態が見えない」が最多の63.2%で、次いで「支援方法等が県によって異なる」が52.6%であった。

図表 197 IVQ20 都道府県をまたいだ女性相談支援センターや  
女性自立支援施設との連携に係る課題（n=38、複数選択）

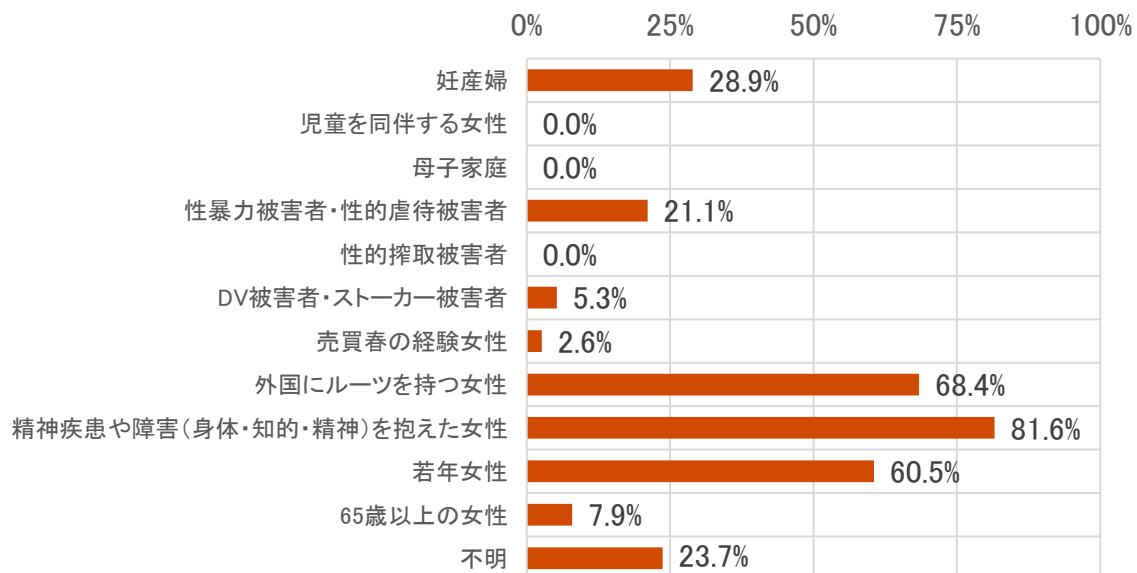


## V 支援提供について

### Q1 特に支援が難しいと感じる相談者

特に支援が難しいと感じる相談者について尋ねたところ、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の 81.6%で、「外国にルーツを持つ女性」が 68.4%、「若年女性」が 60.5%であった。

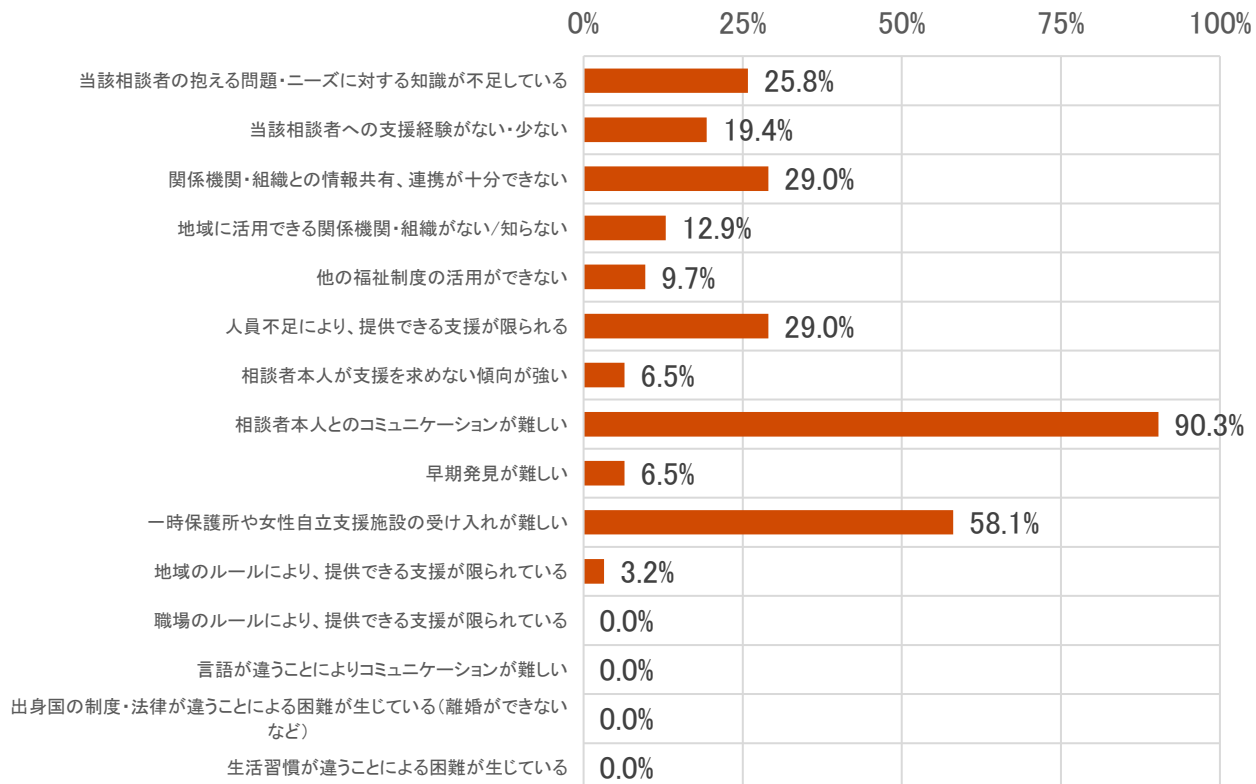
図表 198 VQ1 特に支援が難しいと感じる相談者 (n=38、複数選択 ※3つまで)



Q1 特に支援が難しいと感じる相談者の理由

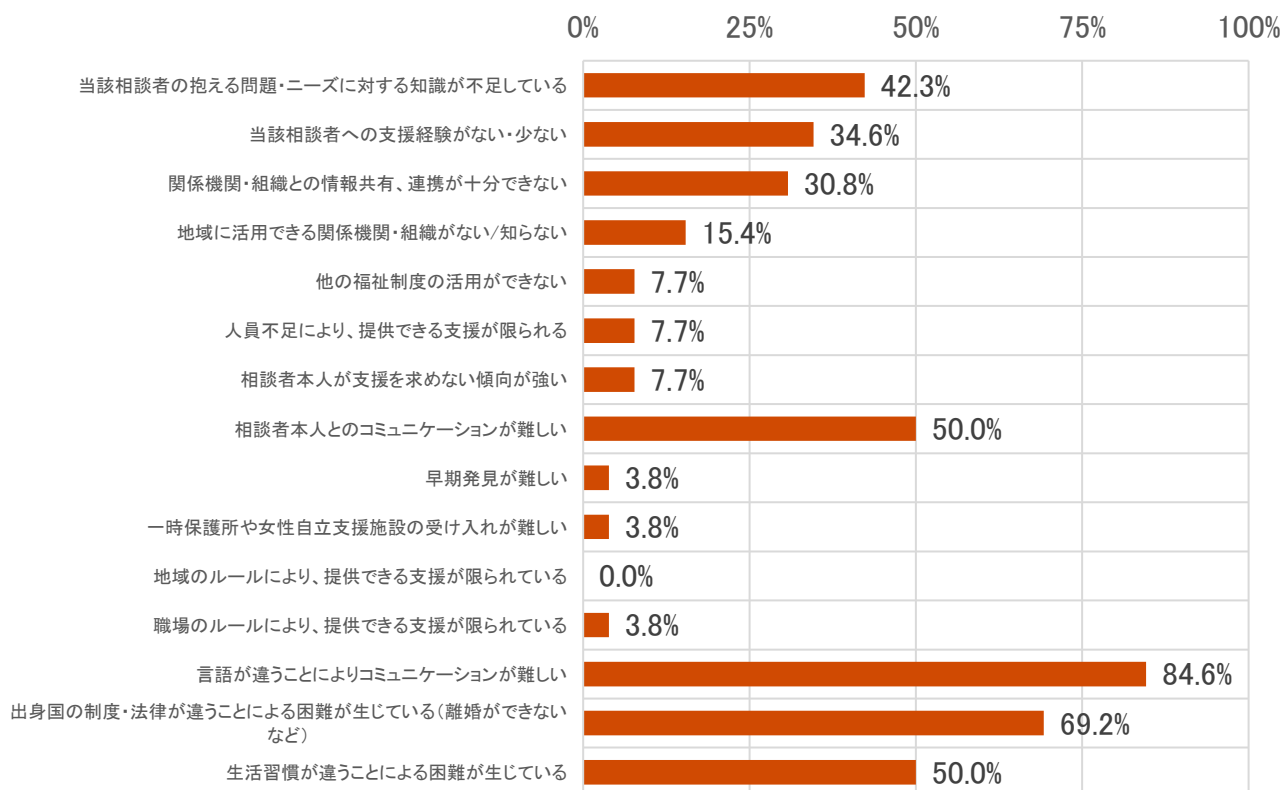
特に支援が難しいと感じる相談者について、その理由を尋ねたところ、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」では「相談者本人とのコミュニケーションが難しい」が最多の90.3%で、「外国にルーツを持つ女性」では「言語が違うことによりコミュニケーションが難しい」が最多の84.6%で、「若年女性」では「相談者本人が支援を求めない傾向が強い」が最多の84.6%であった。

図表 199 VQ1 特に支援が難しいと感じる相談者「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」×VQ1理由（n=31、複数選択）

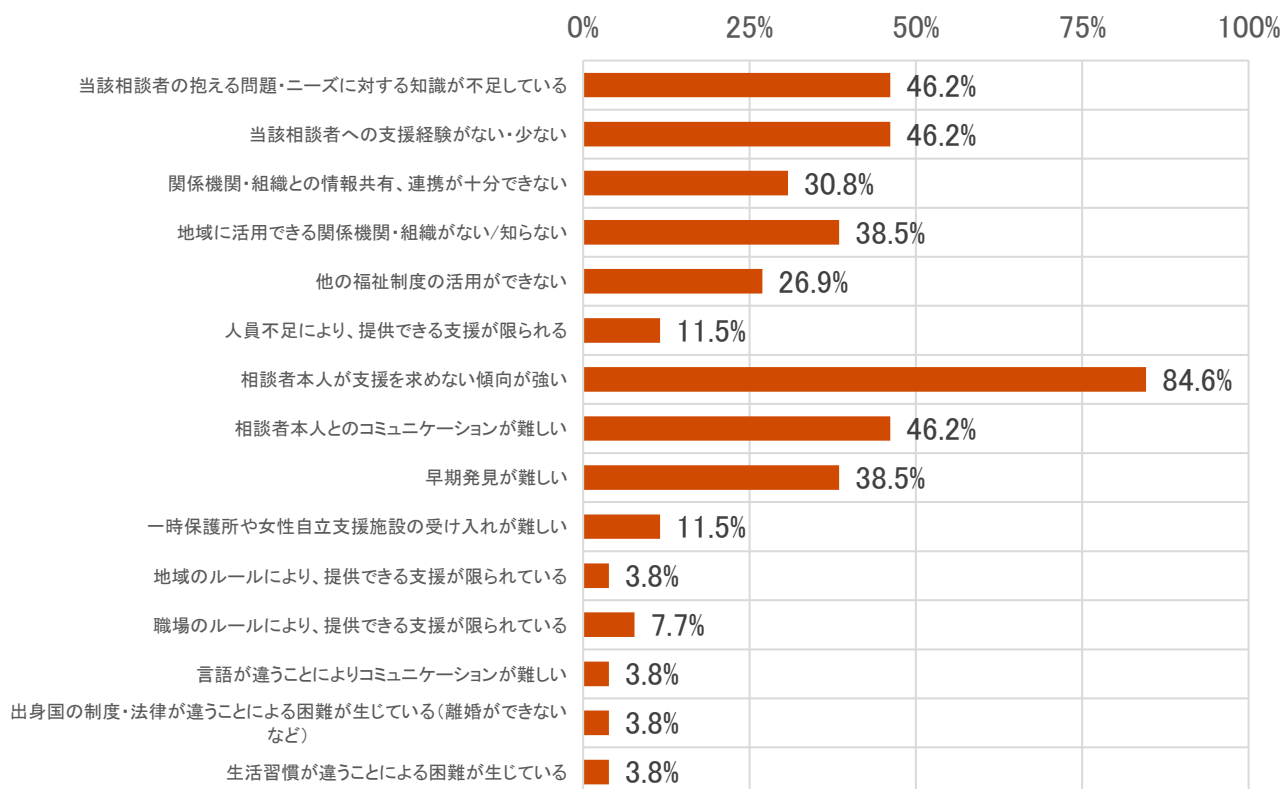




図表 200 VQ1 特に支援が難しいと感じる相談者「外国にルーツを持つ女性」  
× VQ1 理由 (n=26、複数選択)



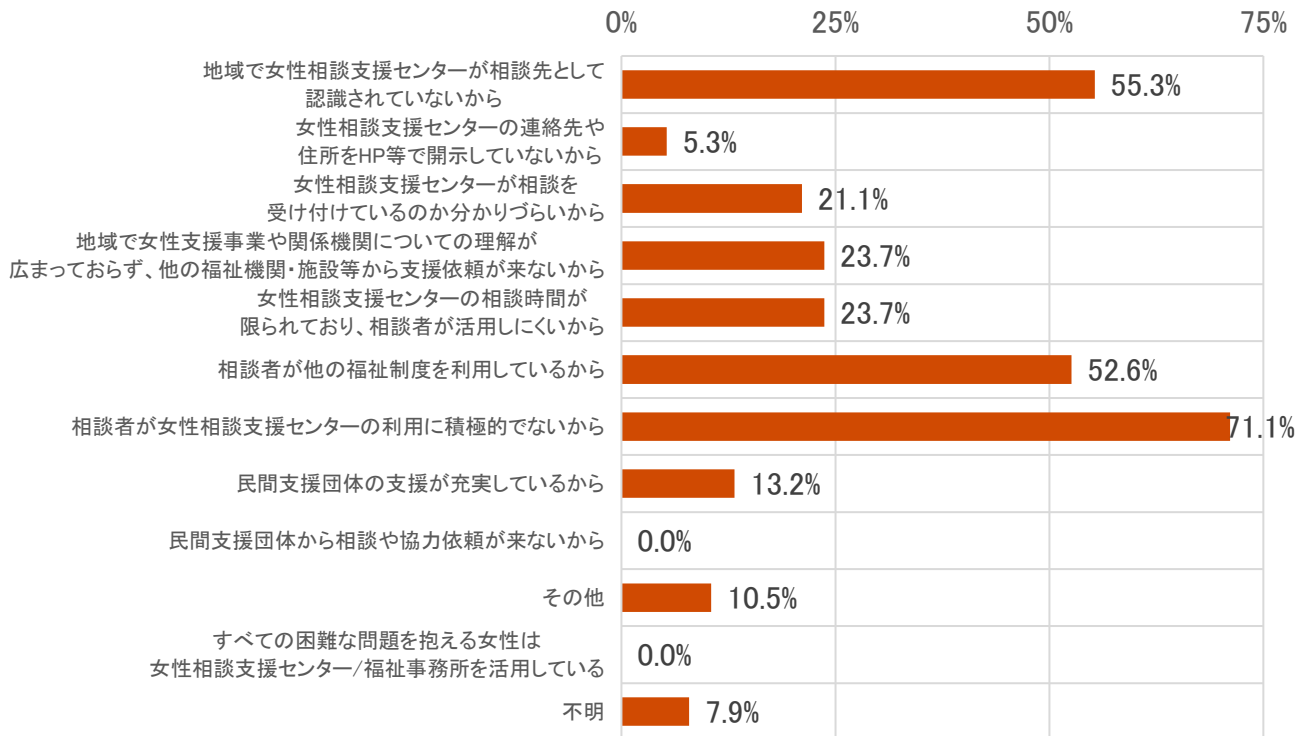
図表 201 VQ1 特に支援が難しいと感じる相談者「若年女性」× VQ1 理由 (n=23、複数選択)



Q2 女性相談支援センターを活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由

女性相談支援センターを活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由について、「相談者が女性相談支援センターの利用に積極的でないから」が最多の71.1%で、「地域で女性相談支援センターが相談先として認識されていないから」が55.3%、「相談者がほかの福祉制度を利用しているから」が52.6%であった。

図表 202 VQ2 女性相談支援センターを活用しない  
困難な問題を抱える女性がいる理由 (n=38、複数選択)

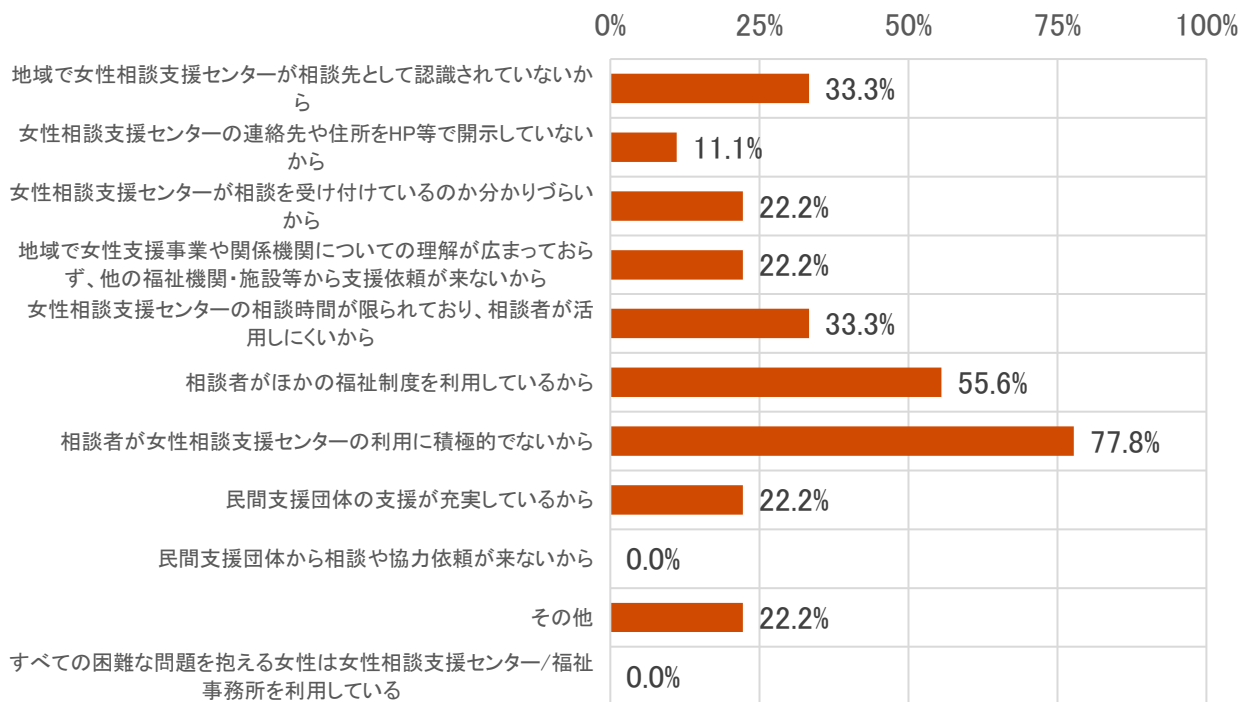


Q2 女性相談支援センターを活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由

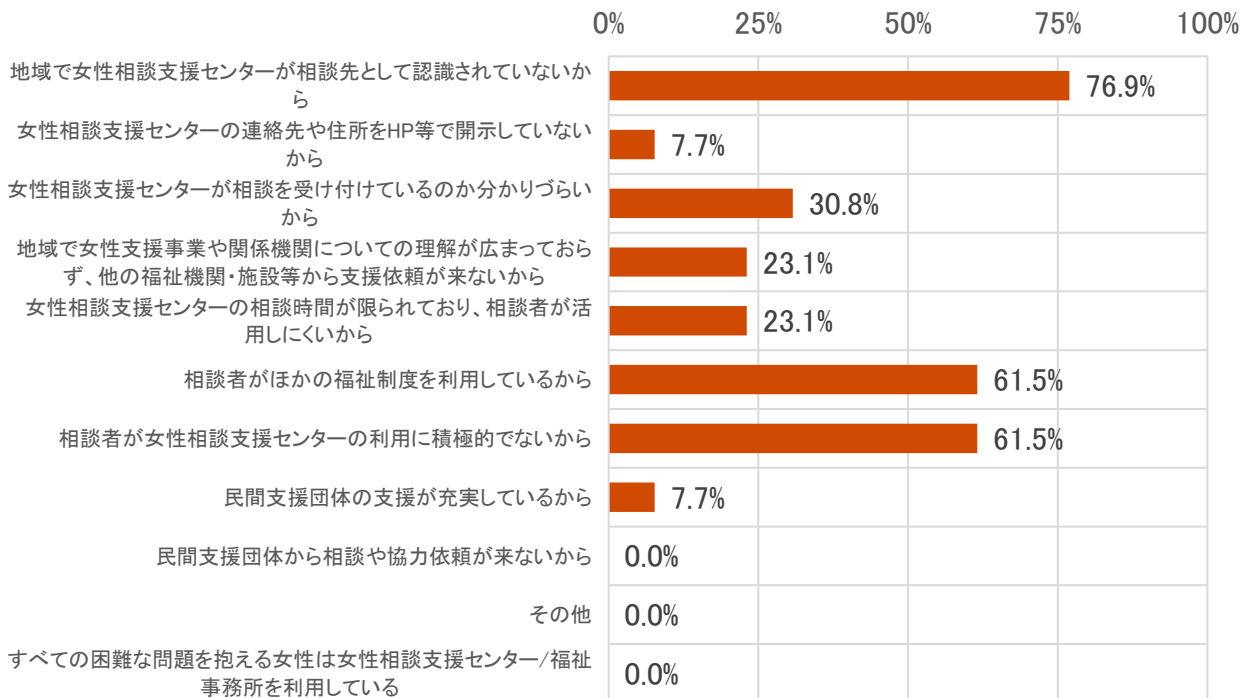
× I Q5 所在地の秘匿

女性相談支援センターを活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由について、女性相談支援センターの所在地を秘匿しているかどうかという形態別に分析したところ、「秘匿している」「一部秘匿している」「秘匿していない」いずれの形態においても、「相談者が女性相談支援センターの利用に積極的でないから」の回答が6割を超え、所在地を一部秘匿している女性相談支援センターでは、「地域で女性相談支援センターが相談先として認識されていないから」が最多の76.9%であった。

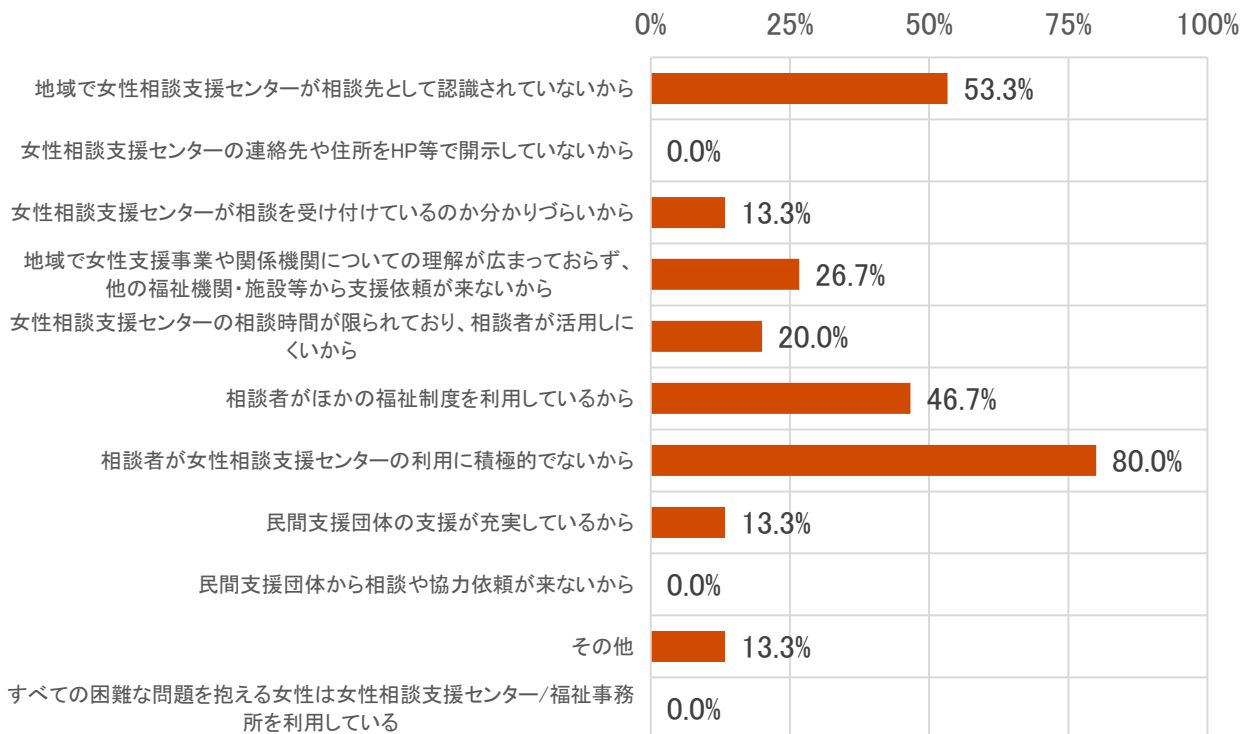
図表 203 【秘匿している】VQ2 女性相談支援センターを活用しない困難な問題を抱える女性がいる理由（複数選択）× I Q5 所在地の秘匿（n=9）



図表 204 【一部秘匿している】VQ2 女性相談支援センターを活用しない  
 困難な問題を抱える女性がいる理由（複数選択）×IQ5 所在地の秘匿（n=13）



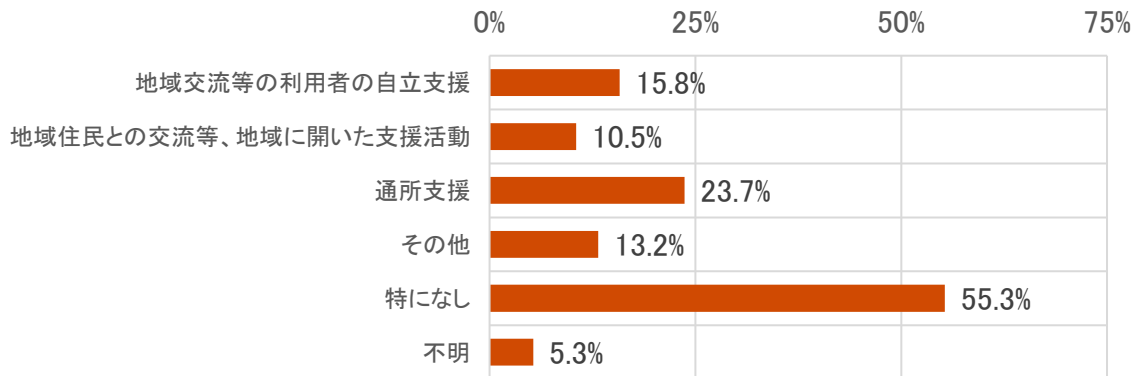
図表 205 【秘匿していない】VQ2 女性相談支援センターを活用しない  
 困難な問題を抱える女性がいる理由（複数選択）×IQ5 所在地の秘匿（n=15）



Q3 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援

女性相談支援センターが実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について尋ねたところ、「特になし」が最多の 55.3%で、次いで「通所支援」が 23.7%であった。

図表 206 VQ3 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援 (n=38、複数選択)

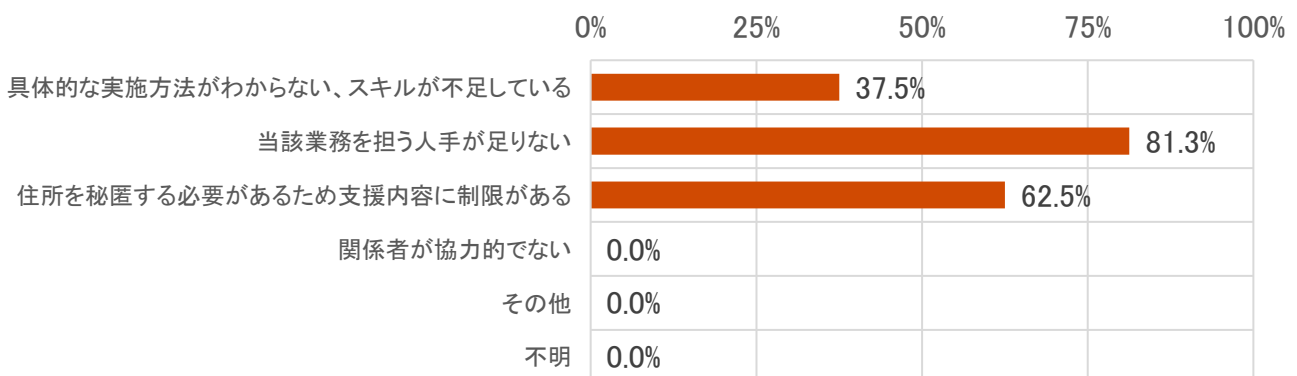


Q4 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について、

現状実施できていない理由

「Q3 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援」において「特になし」以外を選択した 16 か所の女性相談支援センターへの設問である。女性相談支援センターが実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について、その理由を尋ねたところ、「当該業務を担う人手が足りない」が最多の 81.3%で、次いで「住所を秘匿する必要があるため支援内容に制限がある」が 62.5%であった。

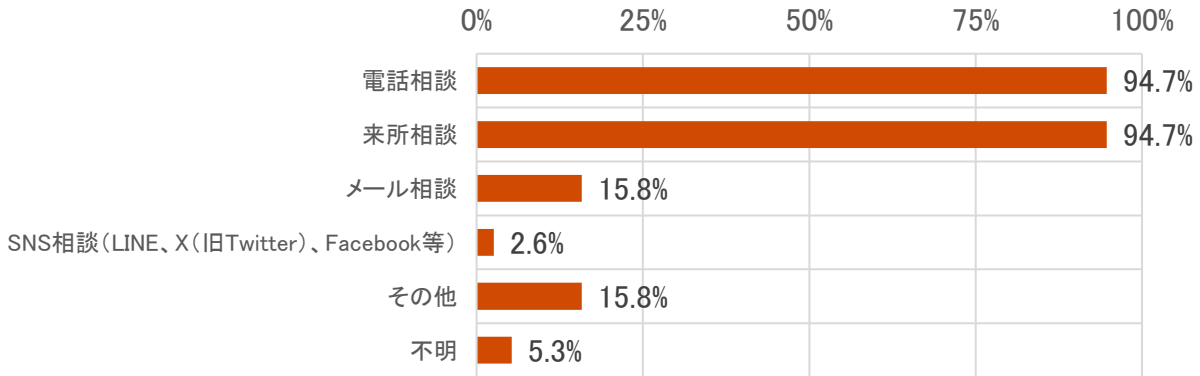
図表 207 VQ4 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援、  
現状実施できていない理由 (n=16、複数選択)



Q5 女性相談支援センターで受け付けている相談方法

女性相談支援センターで受け付けている相談方法について尋ねたところ、「電話相談」及び「来所相談」が最多の94.7%で、次いで「メール相談」及び「その他」の15.8%であった。

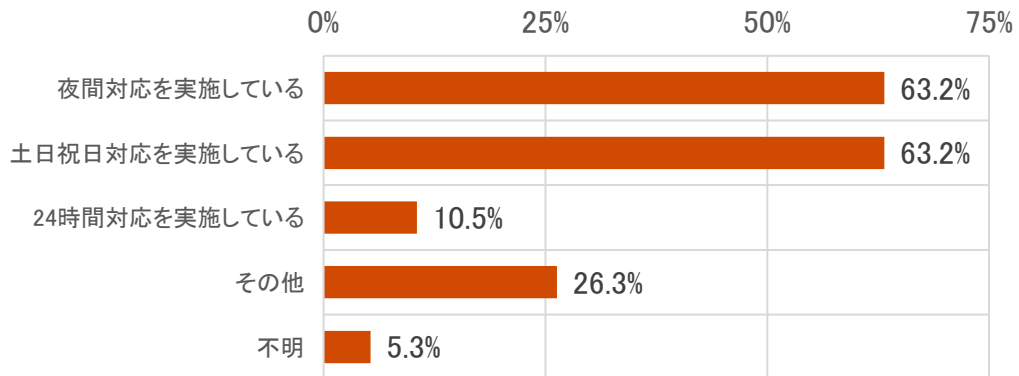
図表 208 VQ5 女性相談支援センターで受け付けている相談方法 (n=38、複数選択)



Q6 相談の受付時間についての工夫

相談の受付時間についての工夫について尋ねたところ、「夜間対応を実施している」及び「土日祝日対応を実施している」が最多の63.2%であった。

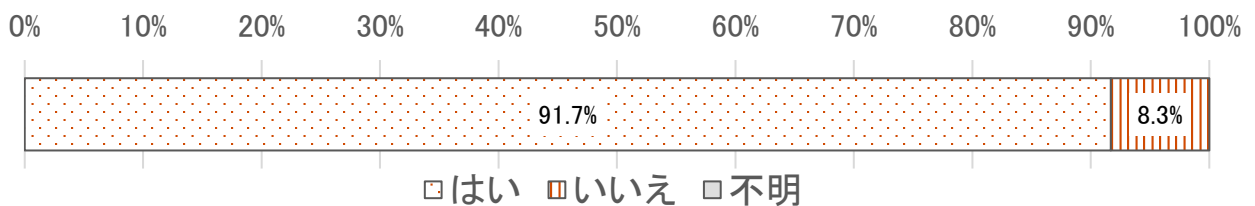
図表 209 VQ6 相談の受付時間についての工夫 (n=38、複数選択)



Q7 電話相談の相談者を来所相談につなげたことはあるか

電話相談の相談者を来所相談につなげたことはあるかについて尋ねたところ、「はい」が91.7%であった。

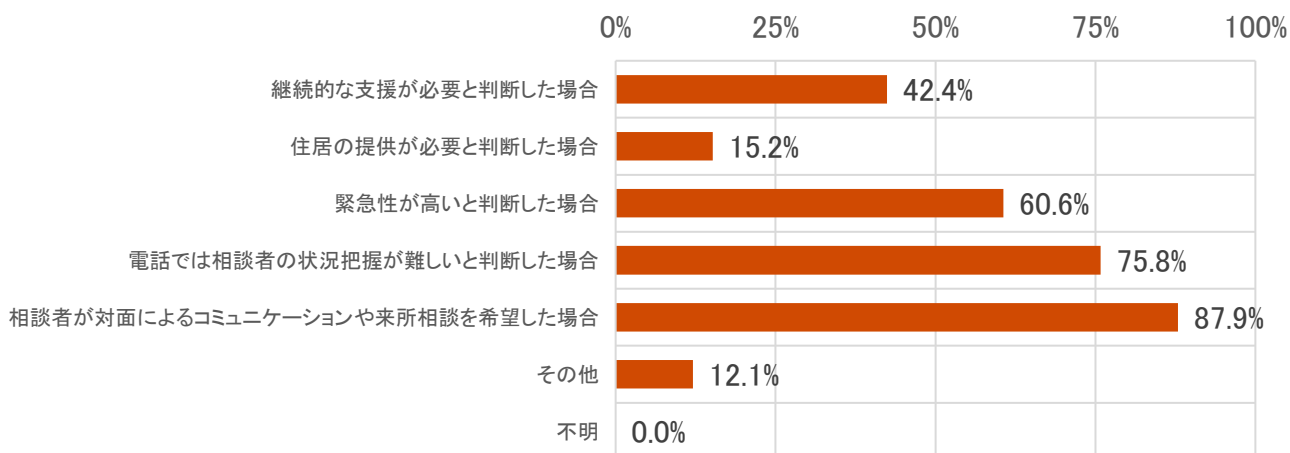
図表 210 VQ7 電話相談の相談者を来所相談につなげたことはあるか (n=36)



Q7-1 電話相談の相談者を来所相談につなげた背景

「Q7 電話相談の相談者を来所相談につなげたことはあるか」の設問に対し、「はい」と回答した 33 か所の女性相談支援センターへの設問である。電話相談の相談者を来所相談につなげた背景について尋ねたところ、「相談者が対面によるコミュニケーションや来所相談を希望した場合」が最多の 87.9%で、「電話では相談者の状況把握が難しいと判断した場合」が 75.8%、「緊急性が高いと判断した場合」が 60.6%であった。

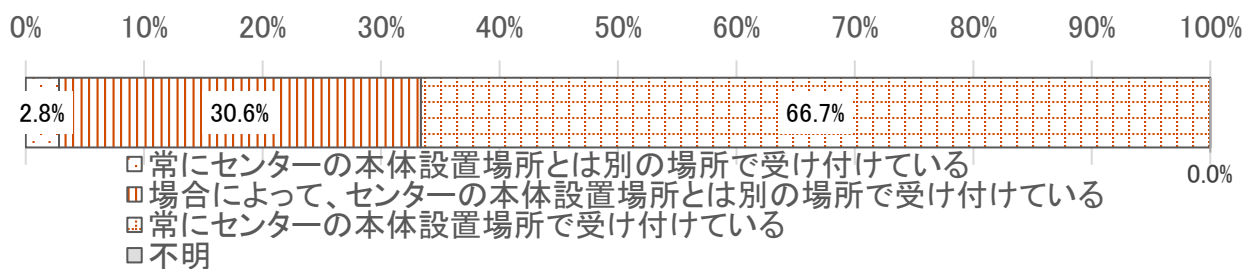
図表 211 VQ7-1 電話相談の相談者を来所相談につなげた背景 (n=33、複数選択)



Q8 来所相談の受付場所

来所相談の受付場所について尋ねたところ、「常に（女性相談支援）センターの本体設置場所で受け付けている」が最多の 66.7%で、次いで「場合によって、センターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている」が 30.6%であった。

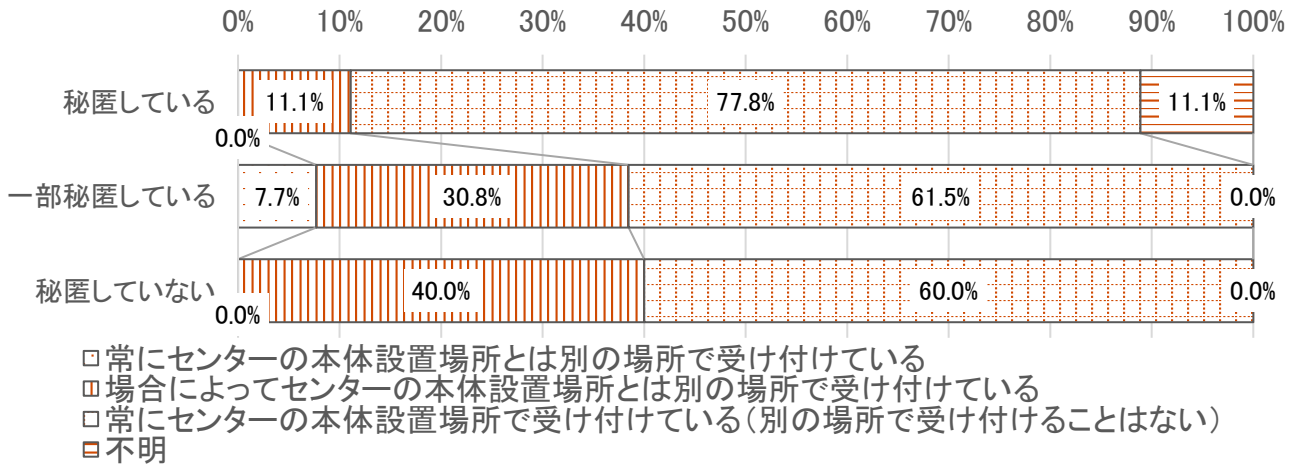
図表 212 VQ8 来所相談の受付場所 (n=36)



Q8 来所相談の受付場所×IQ5 所在地の秘匿

来所相談の受付場所について、女性相談支援センターの所在地を秘匿しているかどうかという形態別に分析したところ、「秘匿している」「一部秘匿している」「秘匿していない」のいずれの形態においても、「常にセンターの本体設置場所で受け付けている（別の場所で受け付けることはない）」が最多の約6～8割であった。また、「一部秘匿している」「秘匿していない」女性相談支援センターでは、約3～4割が、「場合によってセンターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている」。

図表 213 VQ8 来所相談の受付場所×IQ5 所在地の秘匿 (n=37)



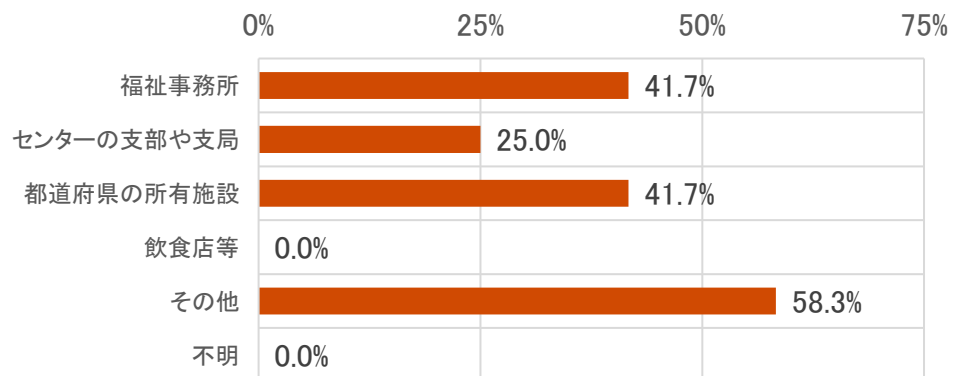


Q9 電話相談の相談者をつないだ来所相談受付場所（本体設置場所以外）

「Q8 来所相談の受付場所」において「場合によってセンターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている」または「常にセンターの本体設置場所で受け付けている（別の場所で受け付けることはない）」を回答した 12 か所の女性相談支援センターへの設問である。

電話相談の相談者を来所相談につなぐ場合、女性相談支援センターの本体設置場所以外で、どこで来所相談を受け付けているかを尋ねたところ、「その他」が最多の 58.3% で、次いで「福祉事務所」及び「都道府県の所有施設」が 41.7%であった。「その他」の内容については図表 215 の通りである。

図表 214 VQ9 電話相談の相談者をつないだ来所相談受付場所（本体設置場所以外）（n=12、複数選択）



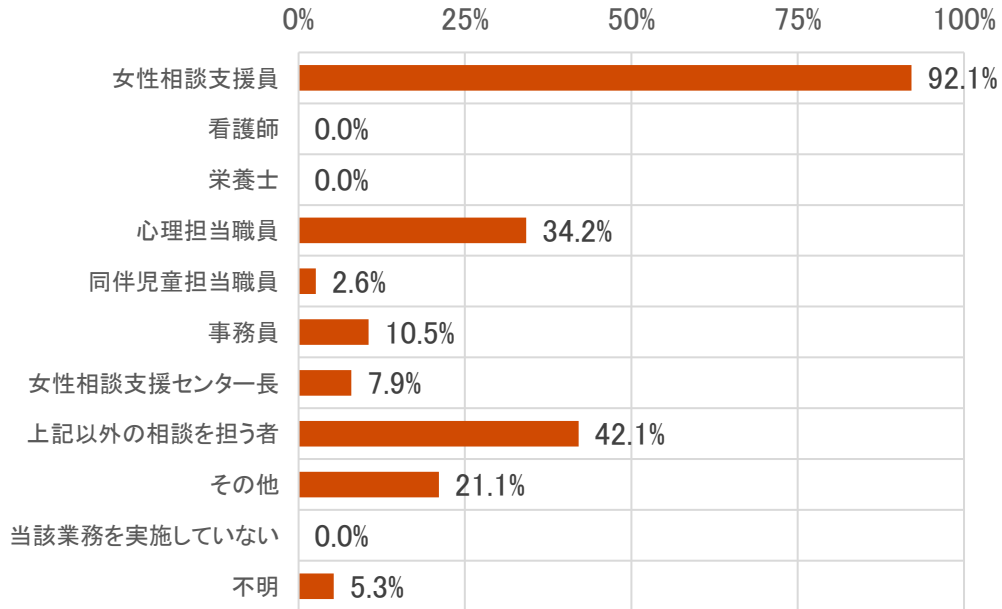
図表 215 VQ9 電話相談の相談者をつないだ来所相談場所（本体設置場所以外）（自由記述欄）

自由記述欄記載内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター、児童館、保育園</li> <li>公的機関等</li> <li>市町村の所有施設、警察署、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関</li> <li>警察、病院等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村役場や児童相談所などの公共施設、医療機関</li> <li>相談所の子の通っている保育所や市町村役場支所等に出張している</li> <li>市町村役場</li> </ul>

Q10 電話相談の担当者

電話相談の担当者について尋ねたところ、「女性相談支援員」が最多の 92.1%で、「上記以外の相談を担う者」が 42.1%、「心理担当職員」が 34.2%であった。

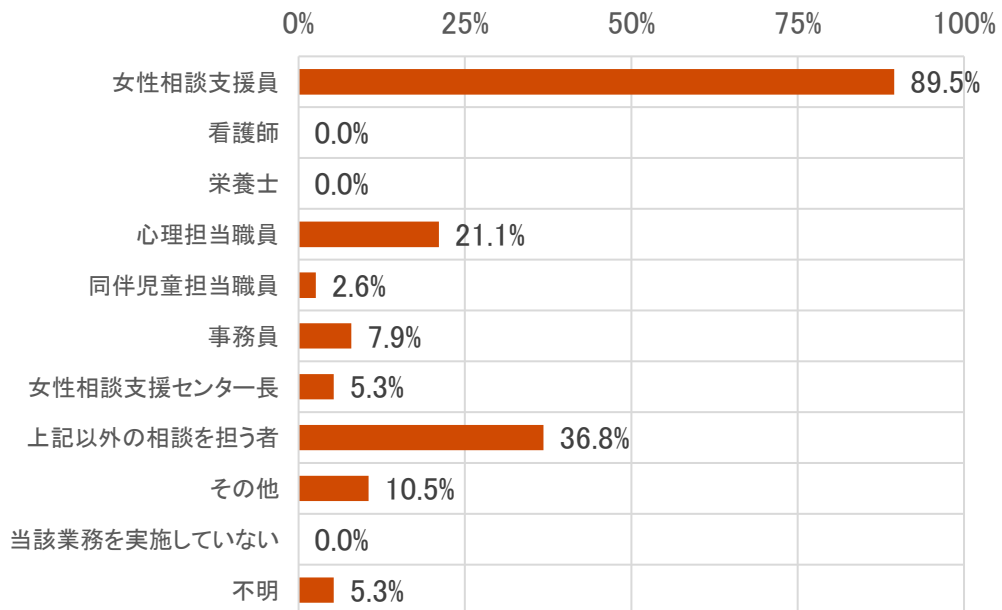
図表 216 VQ10 電話相談の担当者 (n=38、複数選択)



Q11 来所相談の担当者

来所相談の担当者について尋ねたところ、「女性相談支援員」が最多の 89.5%で、「上記以外の相談を担う者」が 36.8%、「心理担当職員」が 21.1%であった。

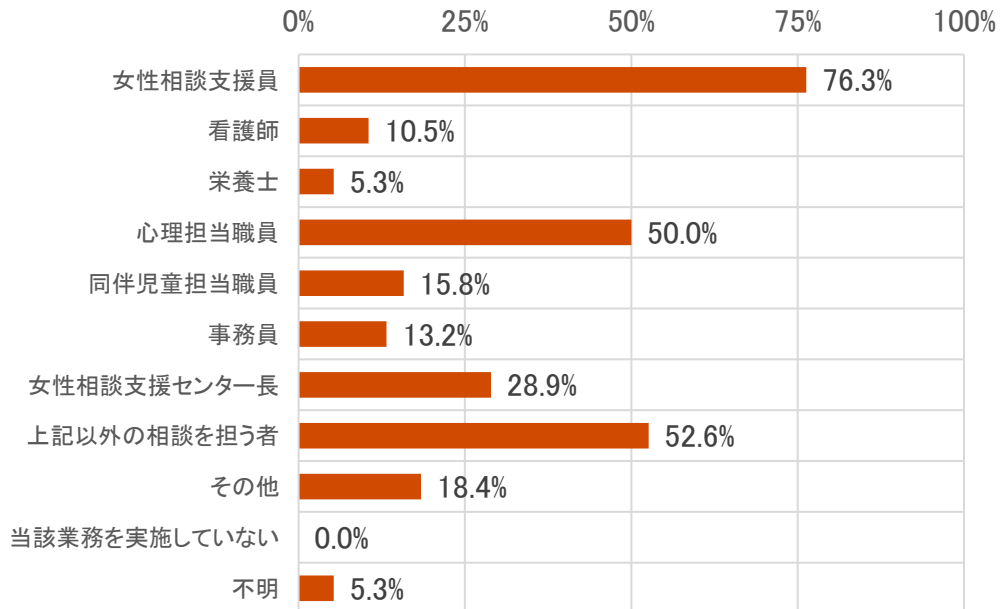
図表 217 VQ11 来所相談の担当者 (n=38、複数選択)



Q12 相談者のアセスメントの担当者

相談者のアセスメントの担当者について尋ねたところ、「女性相談支援員」が最多の76.3%で、「上記以外の相談を担う者」が52.6%、「心理担当職員」が50.0%であった。

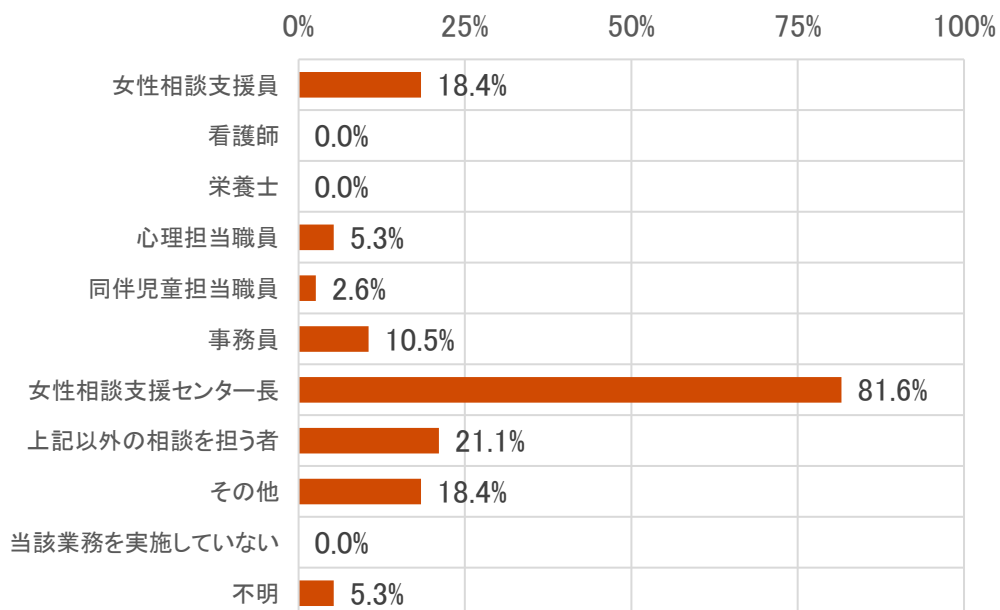
図表 218 VQ12 相談者のアセスメントの担当者 (n=38、複数選択)



Q13 一時保護の受け入れを判断する担当者

一時保護の受け入れを判断する担当者について尋ねたところ、「女性相談支援センター長」が最多の81.6%で、次いで「上記以外の相談を担う者」が21.1%であった。

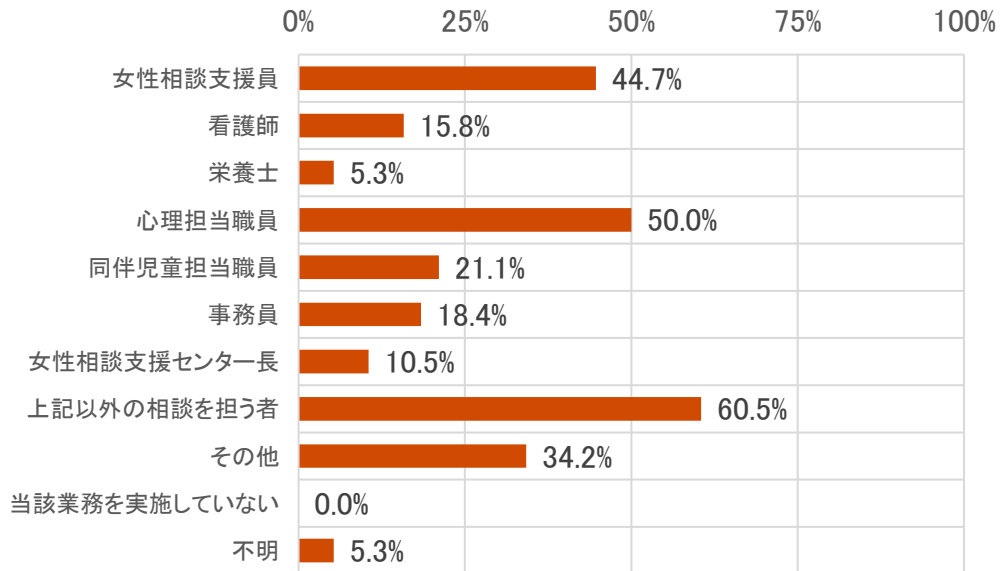
図表 219 VQ13 一時保護の受け入れを判断する担当者 (n=38、複数選択)



Q14 一時保護期間中の支援の担当者

一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）の担当者について尋ねたところ、「上記以外の相談を担う者」が最多の60.5%で、「心理担当職員」が50.0%、「女性相談支援員」が44.7%であった。

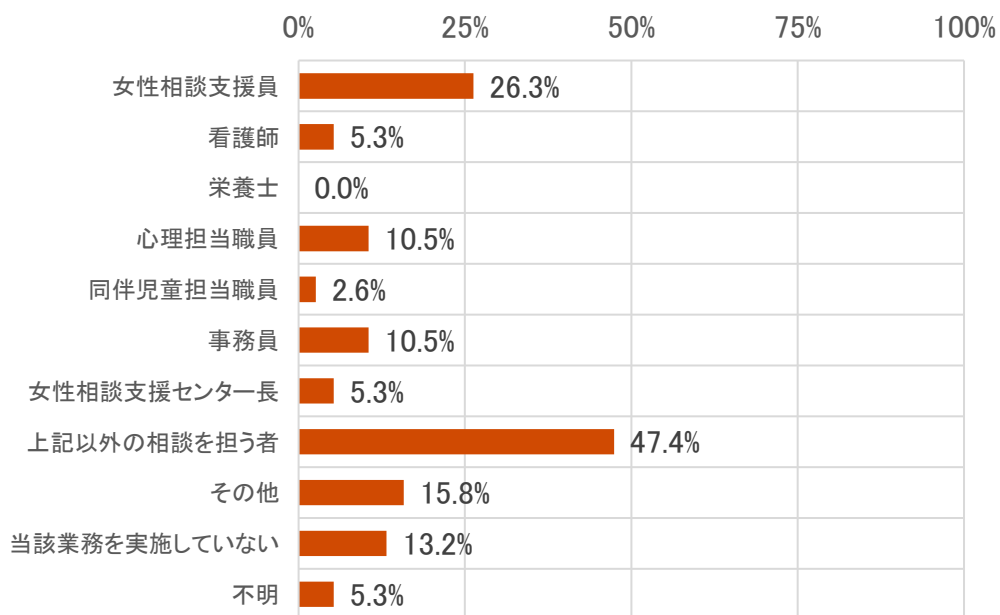
図表 220 VQ14 一時保護期間中の支援の担当者（n=38、複数選択）



Q15 一時保護退所後の女性自立支援施設との入所調整の担当者

一時保護退所後の女性自立支援施設との入所調整の担当者について尋ねたところ、「上記以外の相談を担う者」が最多の47.4%で、次いで「女性相談支援員」が26.3%であった。

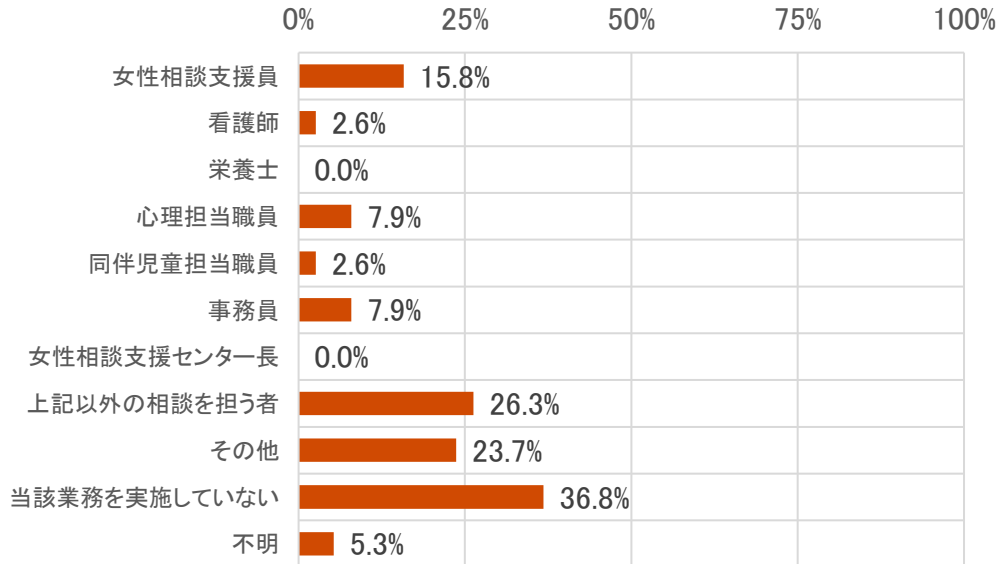
図表 221 VQ15 一時保護退所後の女性自立支援施設との入所調整の担当者（n=38、複数選択）



Q16 一時保護退所後の女性自立支援施設の入所見学の同行の担当者

一時保護退所後の女性自立支援施設との入所見学の同行の担当者について尋ねたところ、「当該業務を実施していない」が最多の36.8%で、次いで「上記以外の相談を担う者」が26.3%であった。

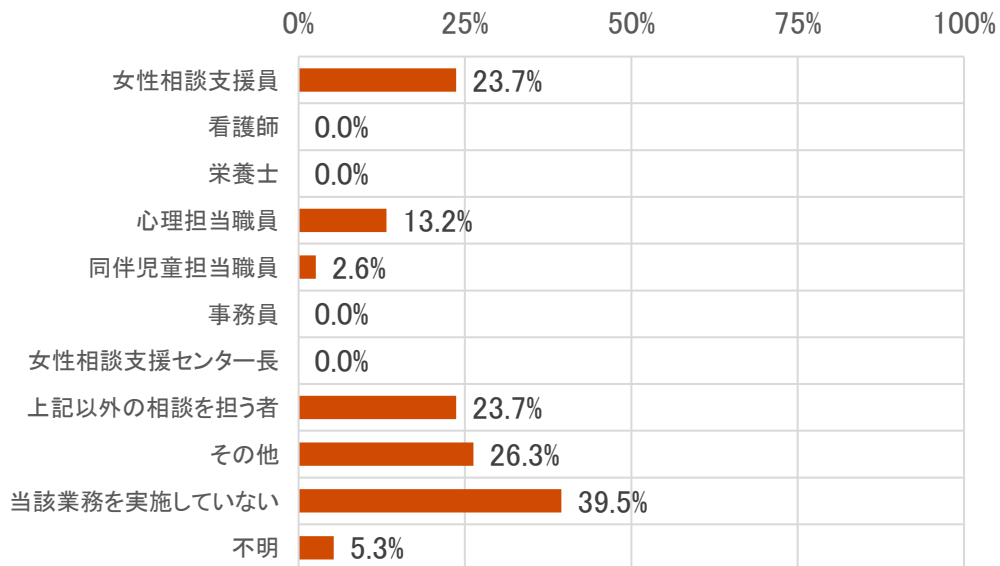
図表 222 VQ16 一時保護退所後の女性自立支援施設の入所見学の同行の担当者 (n=38、複数選択)



Q17 一時保護退所後に地域移行した場合の支援の担当者

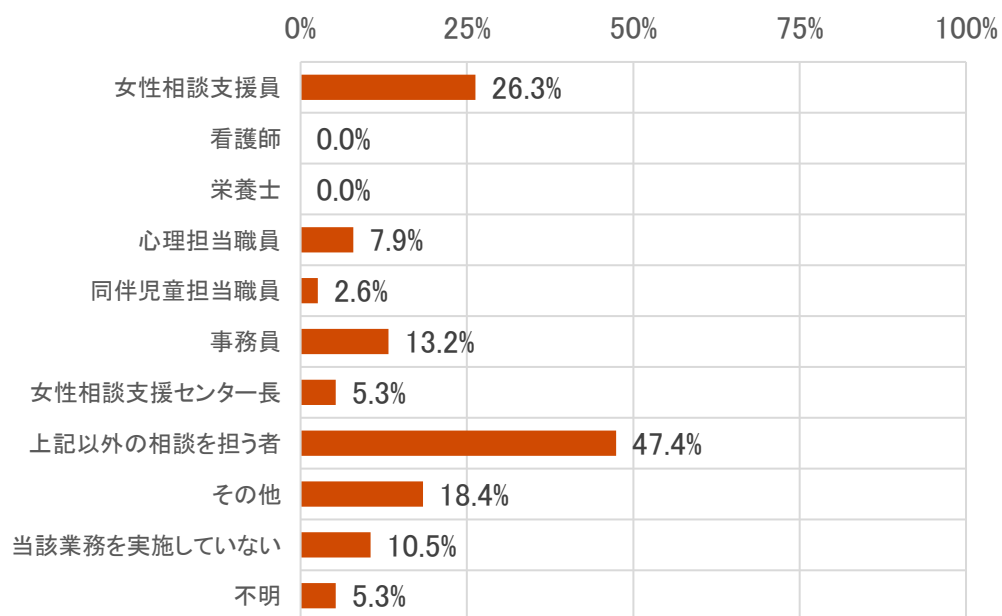
一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）の担当者について尋ねたところ、「当該業務を実施していない」が最多の39.5%で、次いで「その他」が26.3%であった。

図表 223 VQ17 一時保護退所後に地域移行した場合の支援の担当者 (n=38、複数選択)



Q18 一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関への保護や入所の調整の担当者  
 一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関（民間シェルター、母子生活支援施設、障害者支援施設等）への保護や入所の調整の担当者について尋ねたところ、「上記以外の相談を担う者」が最多の47.4%で、次いで「女性相談支援員」が26.3%であった。

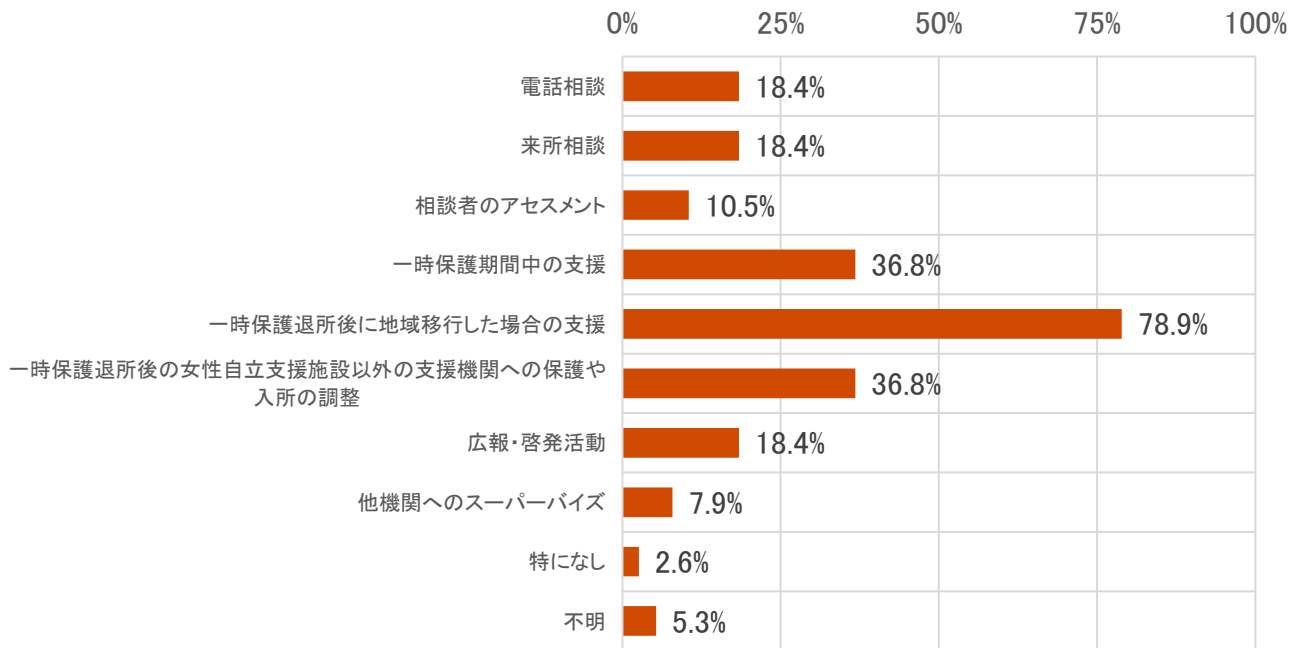
図表 224 VQ18 一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関への保護や入所の調整の担当者（n=38、複数選択）



Q19 民間支援団体との協働を特に望む業務

民間支援団体との協働を特に望む業務について尋ねたところ、「一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）」が最多の78.9%で、次いで「一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）」及び「一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関（民間シェルター、母子生活支援施設、障害者支援施設等）への保護や入所の調整」が36.8%であった。

図表 225 VQ19 民間支援団体との協働を特に望む業務（n=38、複数選択）

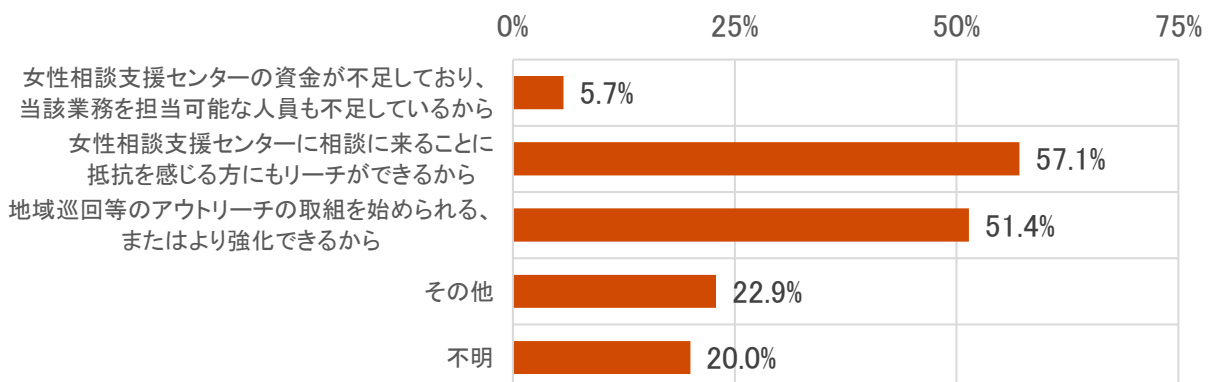


Q20 民間支援団体との協働を望む理由

「Q19 民間支援団体との協働を特に望む業務」において「特になし」以外を回答した35か所の女性相談支援センターへの設問である。

当該業務で民間支援団体との協働を望む理由について尋ねたところ、「女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方にもリーチができるから」が最多の57.1%で、次いで「地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるから」が51.4%であった。

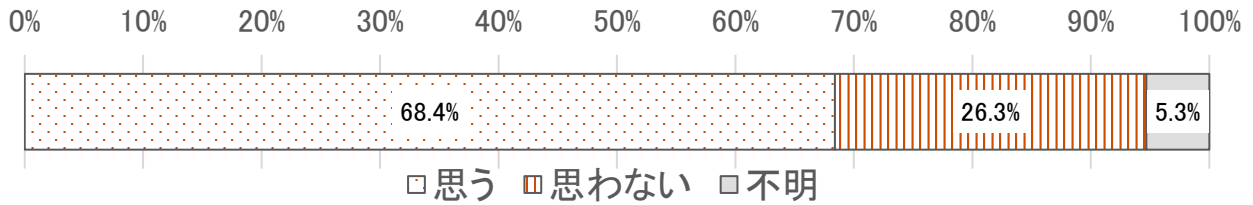
図表 226 VQ20 民間支援団体との協働を望む理由（n=35、複数選択）



Q21 所在地を秘匿することによる課題

女性相談支援センターが所在地を秘匿することにより、課題があると思うかどうかを尋ねたところ、「思う」が68.4%であった。

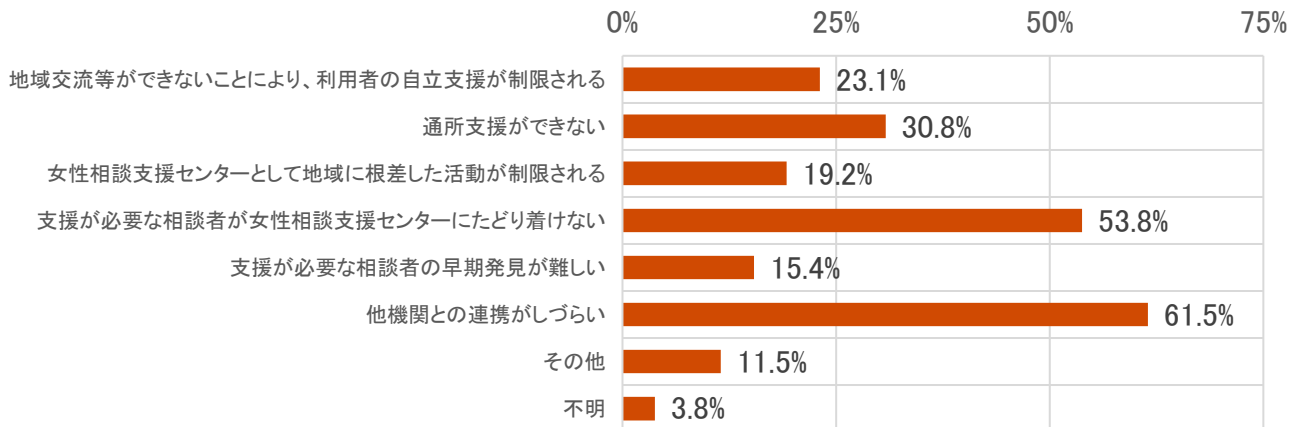
図表 227 VQ21 所在地を秘匿することによる課題 (n=38)



Q22 所在地を秘匿することによる具体的な課題

「Q21 所在地を秘匿することによる課題」があると思うかにおいて「ある」と回答した26か所の女性相談支援センターへの設問である。所在地を秘匿することによる具体的な課題について尋ねたところ、「他機関との連携がしづらい」が最多の61.5%で、次いで「支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない」が53.8%であった。

図表 228 VQ22 所在地を秘匿することによる具体的な課題 (n=26、複数選択)

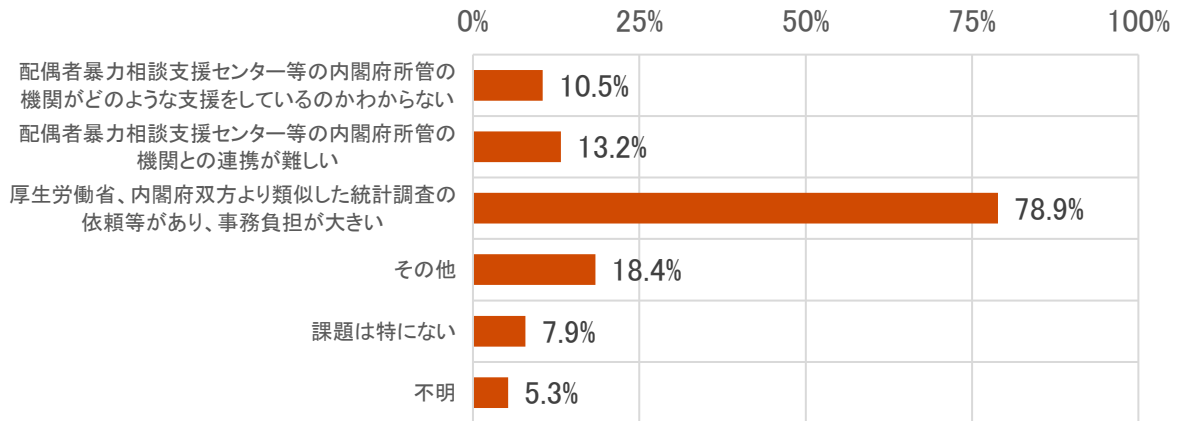




Q23 困難な問題を抱える女性支援とDVの所管省庁が異なることによる課題

困難な問題を抱える女性支援とDVの所管省庁が厚生労働省、内閣府で異なることによる課題について尋ねたところ、「厚生労働省、内閣府双方より統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい」が最多の78.9%であった。

図表 229 VQ23 所管省庁が異なることによる課題 (n=38、複数選択)



③ 女性自立支援施設への調査

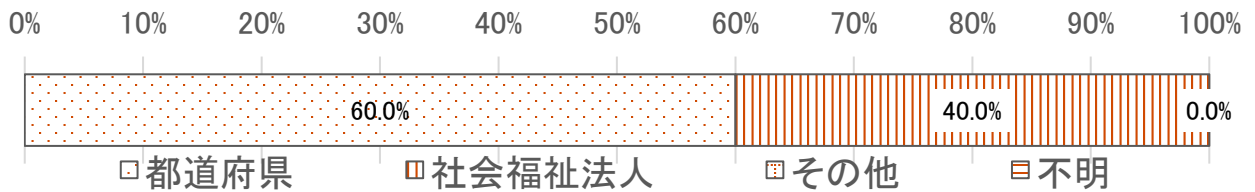
I 基本情報

Q2 設置主体

設置主体について尋ねたところ、「都道府県」が最多の60.0%で、次いで「社会福祉法人」が40.0%であった。

※本設問に対する回答については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「女性保護関係 基礎資料」(令和3年4月)を参照のうえ、一部を実態に合わせ修正。

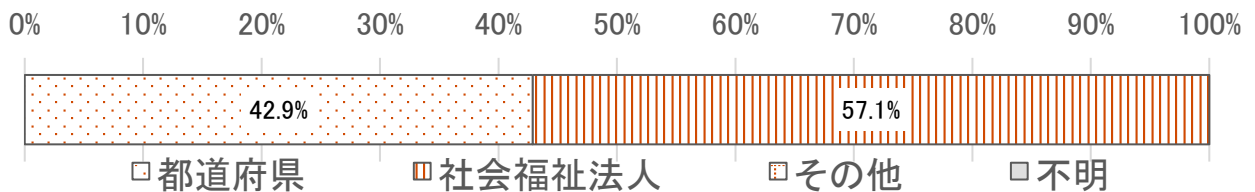
図表 230 I Q2 設置主体 (n=35)



Q3 運営主体

運営主体について尋ねたところ、「社会福祉法人」が最多の57.1%で、次いで「都道府県」が42.9%であった。

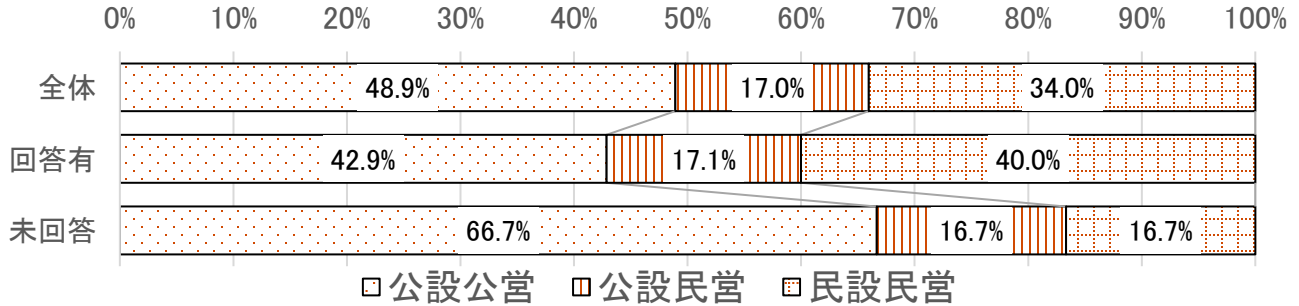
図表 231 I Q3 運営主体 (n=35)



Q2, Q3 本調査と厚生労働省集計との比較 (Q2 設置主体×Q3 運営主体)

女性自立支援施設の設置・運営主体について、全国の女性自立支援施設<sup>1</sup>と、本調査で回答のあった施設の傾向を比較した。その結果、全国の女性自立支援施設と、本調査で回答のあった施設の傾向について大きな違いはなく、「公設公営」が最多の約4～5割で、次いで「民設民営」が約3～4割であった。

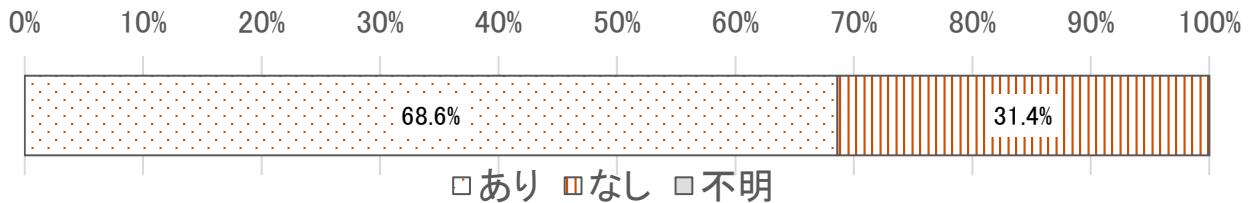
図表 232 I Q2 設置主体× I Q3 運営主体 (「全体」 n=47、「回答有」 n=35、「未回答」 n=12)



Q5 一時保護委託

一時保護委託について尋ねたところ、「あり」が68.6%で、「なし」が31.4%であった。

図表 233 I Q5 一時保護委託 (n=35)

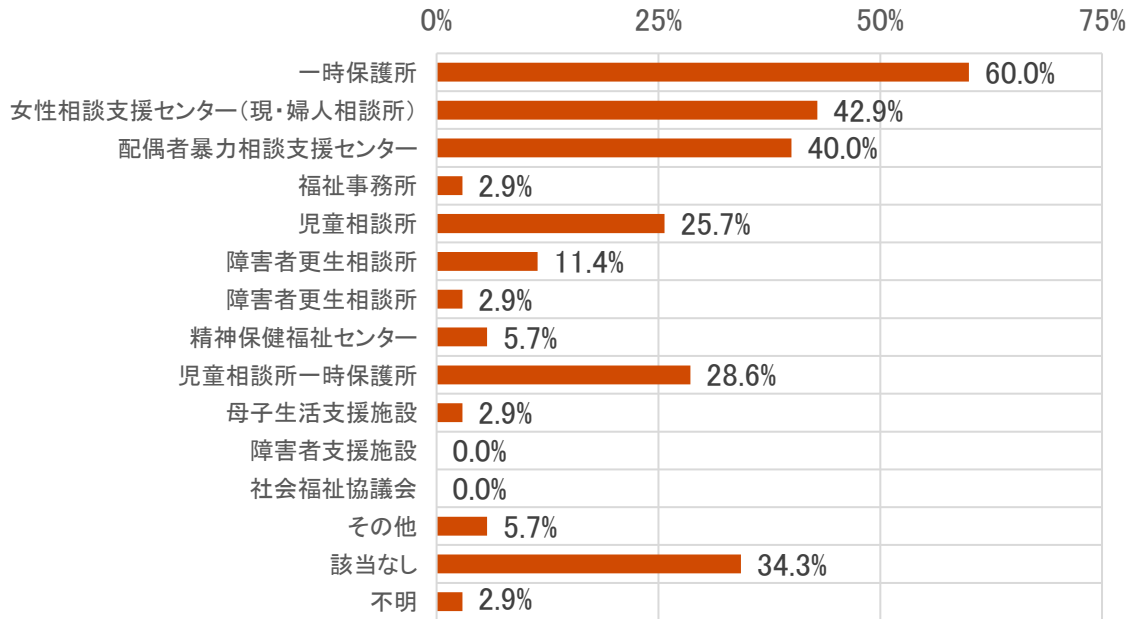


<sup>1</sup> 厚生労働省 (令和3年4月) 「女性保護関係 基礎資料」

Q6 女性自立支援施設の機能を併設している関連機関や施設

どのような関連機関や施設に、女性自立支援施設が併設されているかを尋ねたところ、「一時保護所」が最多の60.0%で、「女性相談支援センター」が42.9%、「配偶者暴力相談支援センター」が40.0%、「該当なし」が34.3%、「児童相談所一時保護所」が28.6%、「児童相談所」が25.7%であった。

図表 234 IQ6 女性自立支援施設を併設している関連機関や施設 (n=35、複数選択)

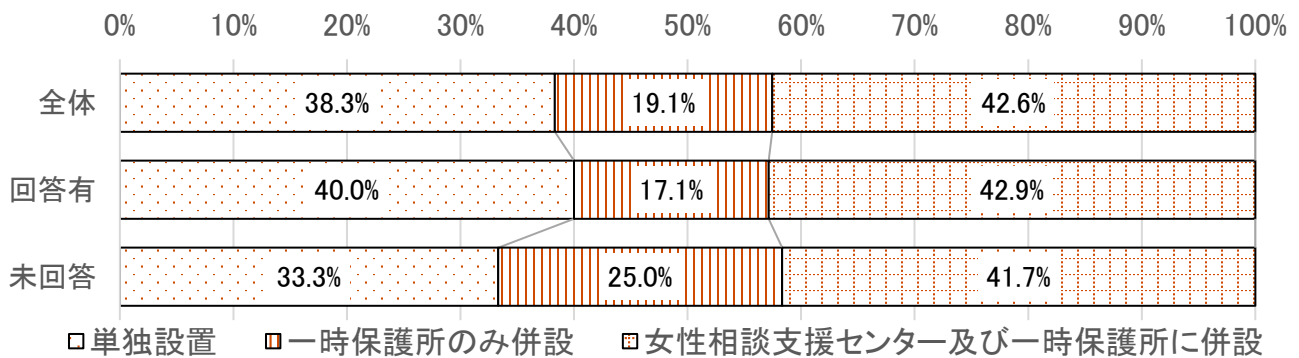


Q6 本調査と厚生労働省集計との比較

(女性相談支援センター及び一時保護所への女性自立支援施設の併設)

女性自立支援施設が女性相談支援センター及び一時保護所に併設されているかについて、全国の女性自立支援施設<sup>2</sup>と、本調査で回答のあった施設の傾向を比較した。その結果、全国の女性自立支援施設と、本調査で回答のあった施設の傾向について大きな違いはなく、「女性相談支援センター及び一時保護所に併設」が最多の約4割で、次いで「単独設置」が約3～4割であった。

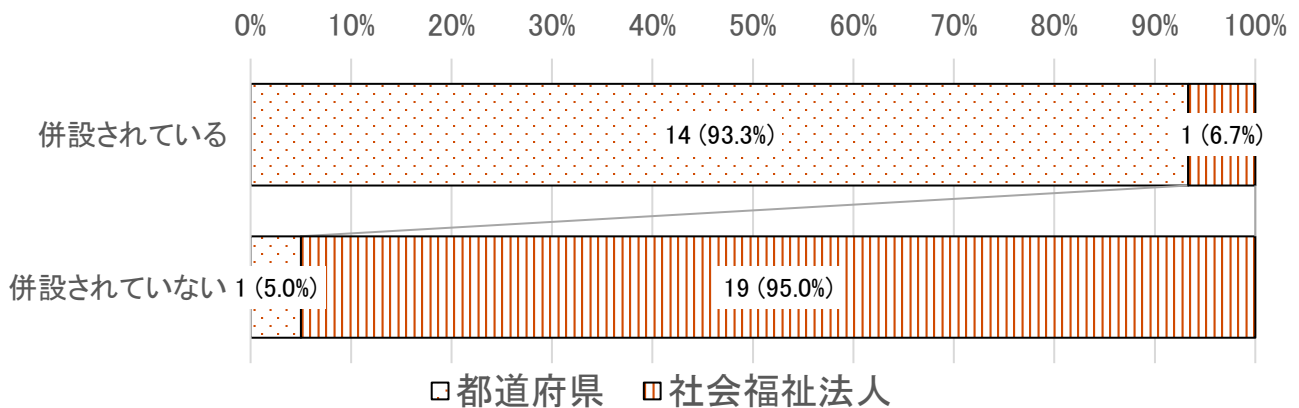
図表 235 I Q6 女性相談支援センター及び一時保護所の併設の全国との傾向の比較  
 (「全体」 n=47、「回答有」 n=35、「未回答」 n=12)



Q6 女性相談支援センターに併設されているかどうか× I Q3 運営主体

女性相談支援センターへの併設について、運営主体ごとに分析したところ、女性相談支援センターに併設されている施設の93.3%が都道府県運営であり、併設されていない施設の95.0%が社会福祉法人運営である。

図表 236 I Q6 女性相談支援センターへの併設× I Q3 運営主体 (n=35)

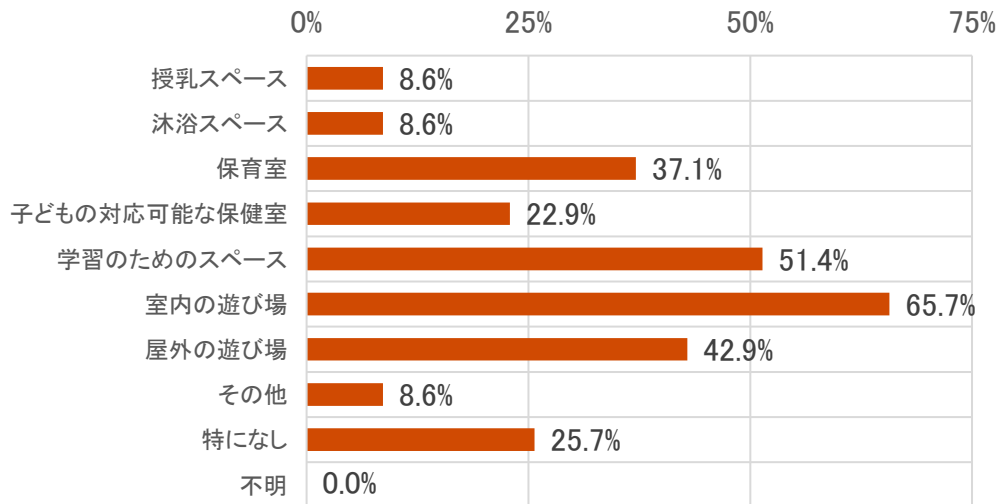


<sup>2</sup> 厚生労働省 (令和3年4月) 「女性保護関係 基礎資料」

Q7 同伴児童等への支援に必要なスペースとして用意されているもの

同伴児童等への支援に必要なスペースとして用意されているものについて尋ねたところ、「室内の遊び場」が最多の 65.7%で、次いで「学習のためのスペース」が 51.4%であった。

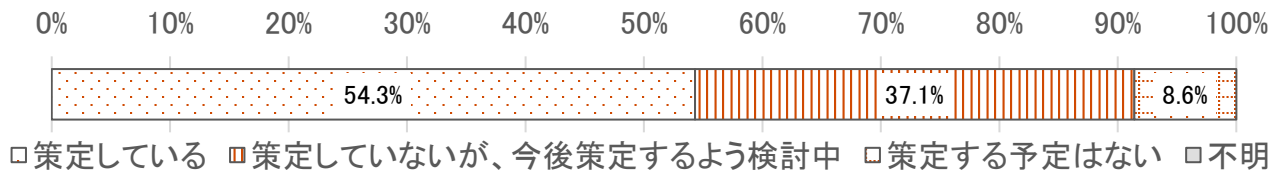
図表 237 I Q7 同伴児童等への支援に必要なスペースとして用意されているもの (n=35、複数選択)



Q8 安全計画の策定

安全計画の策定について尋ねたところ、「策定している」が最多の 54.3%で、次いで「策定していないが、今後策定するよう検討中」が 37.1%であった。

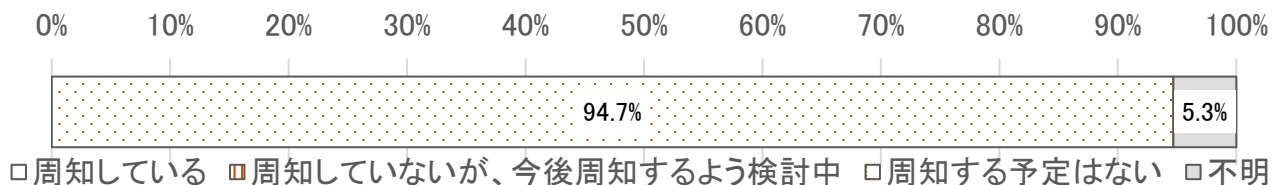
図表 238 I Q8 安全計画の策定 (n=35)



Q9 安全計画の職員への周知

安全計画の職員への周知について、「周知している」が最多の 94.7%であった。

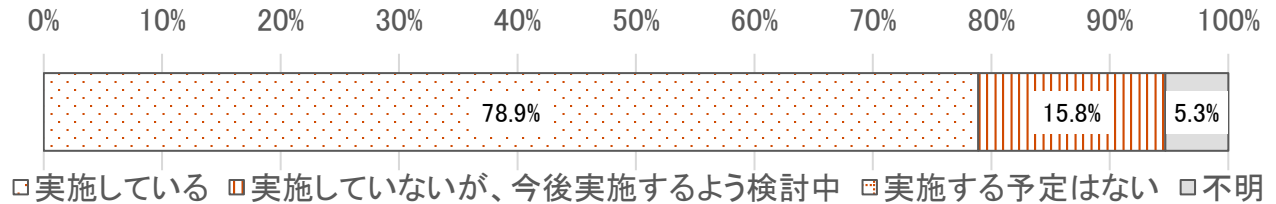
図表 239 I Q9 安全計画の職員への周知 (n=19)



Q10 安全計画に則った職員や訓練の定期的な実施

安全計画に則った職員や訓練の定期的な実施について尋ねたところ、「実施している」が最多の78.9%で、次いで「実施していないが、今後実施するよう検討中」が15.8%であった。

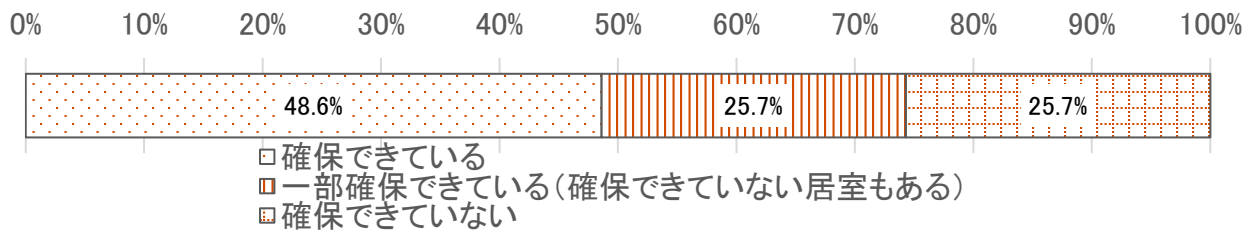
図表 240 I Q10 安全計画に則った職員や訓練の定期的な実施 (n=19)



Q11 入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保

入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保について尋ねたところ、「確保できている」が48.6%で、「一部確保できている（確保できていない居室もある）」及び「確保できていない」が25.7%であった。

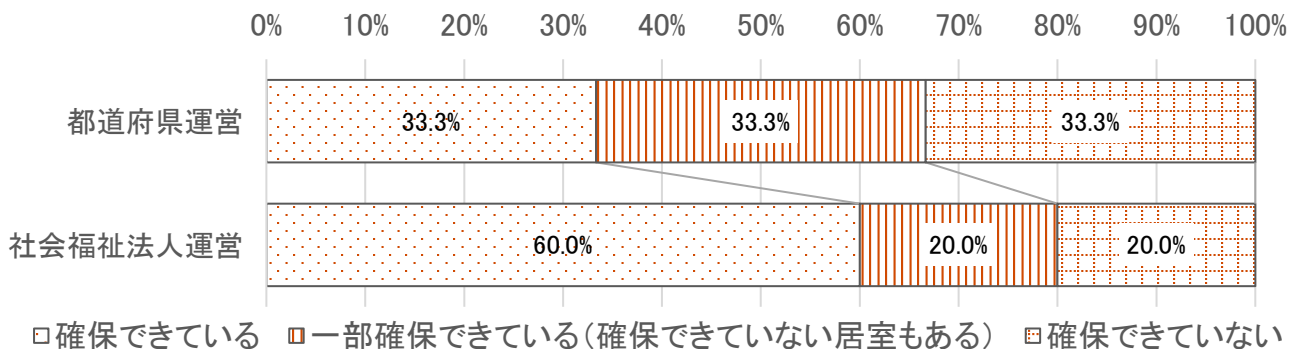
図表 241 I Q11 入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保 (n=35)



Q11 入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保 × I Q3 運営主体

入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保について、運営主体ごとに分析したところ、都道府県運営の施設では、「確保できている」が33.3%である一方、社会福祉法人運営の施設では60.0%であった。

図表 242 I Q11 入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保 × I Q3 運営主体 (n=35)

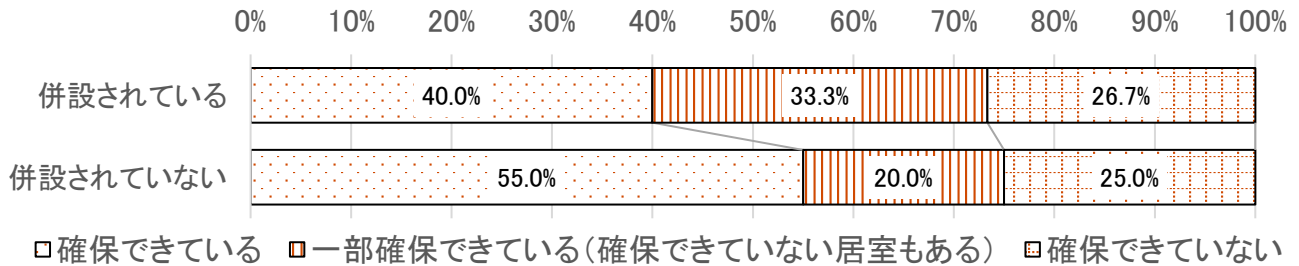


Q11 入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保

× I Q6 女性相談支援センターによる併設有無

入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保について、女性相談支援センターによる併設有無によって分析したところ、女性相談支援センターに併設されている施設では、「確保できている」が 40.0%である一方、女性相談支援センターに併設されていない施設では 55.0%であった。

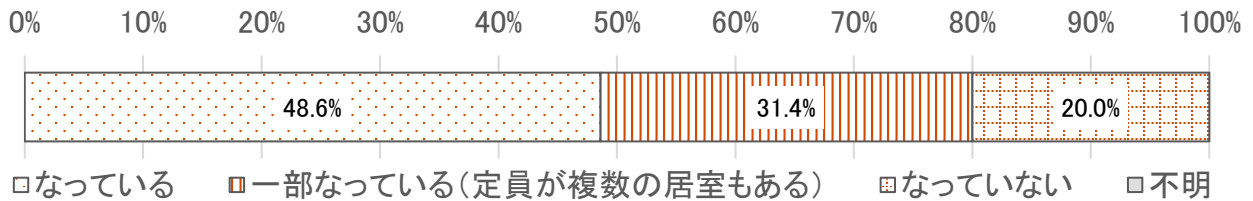
図表 243 I Q11 入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保  
× I Q6 女性相談支援センターによる併設有無 (n=35)



Q12 居室の定員は原則一人となっているか

居室の定員は原則一人になっているかについて尋ねたところ、「なっている」が 48.6%、「一部なっている(定員が複数の居室もある)」が 31.4%、「なっていない」が 20.0%であった。

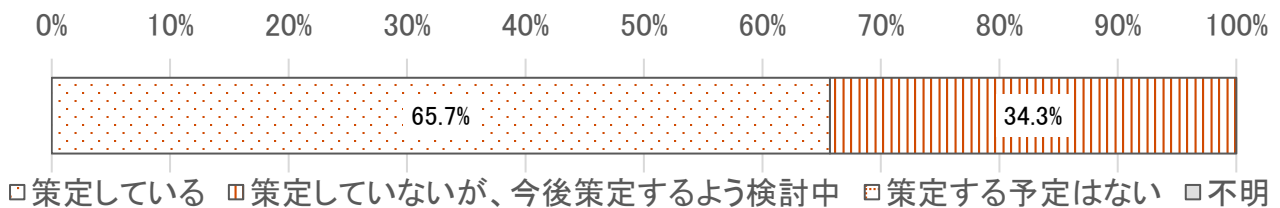
図表 244 I Q12 居室の定員は原則一人となっているか (n=35)



Q13 業務継続計画の策定

業務継続計画の策定について尋ねたところ、「策定している」が 65.7%で、「策定していないが、今後策定するよう検討中」が 34.3%、「策定する予定はない」が 0.0%であった。

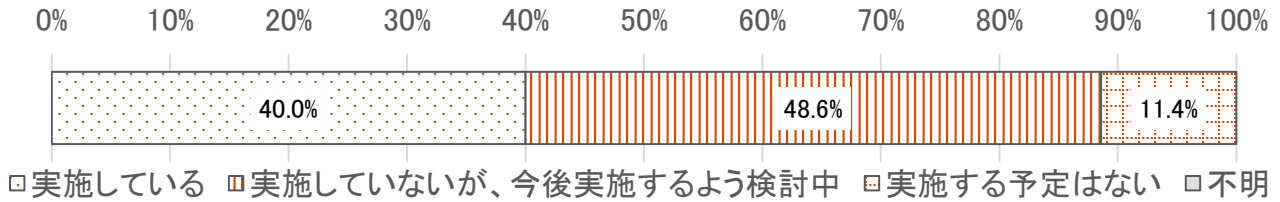
図表 245 I Q13 業務継続計画の策定 (n=35)



Q14 業務継続計画についての研修や訓練の定期的な実施

業務継続計画についての研修や訓練の定期的な実施について尋ねたところ、「実施していないが、今後実施するよう検討中」が最多の48.6%で、次いで「実施している」が40.0%であった。

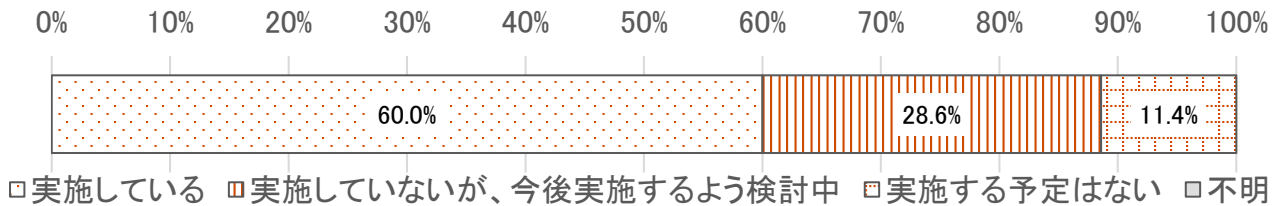
図表 246 I Q14 業務継続計画についての研修や訓練の定期的な実施 (n=35)



Q15 感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施

感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施について尋ねたところ、「実施している」が最多の60.0%で、次いで「実施していないが、今後実施するよう検討中」が28.6%であった。

図表 247 I Q15 感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施 (n=35)



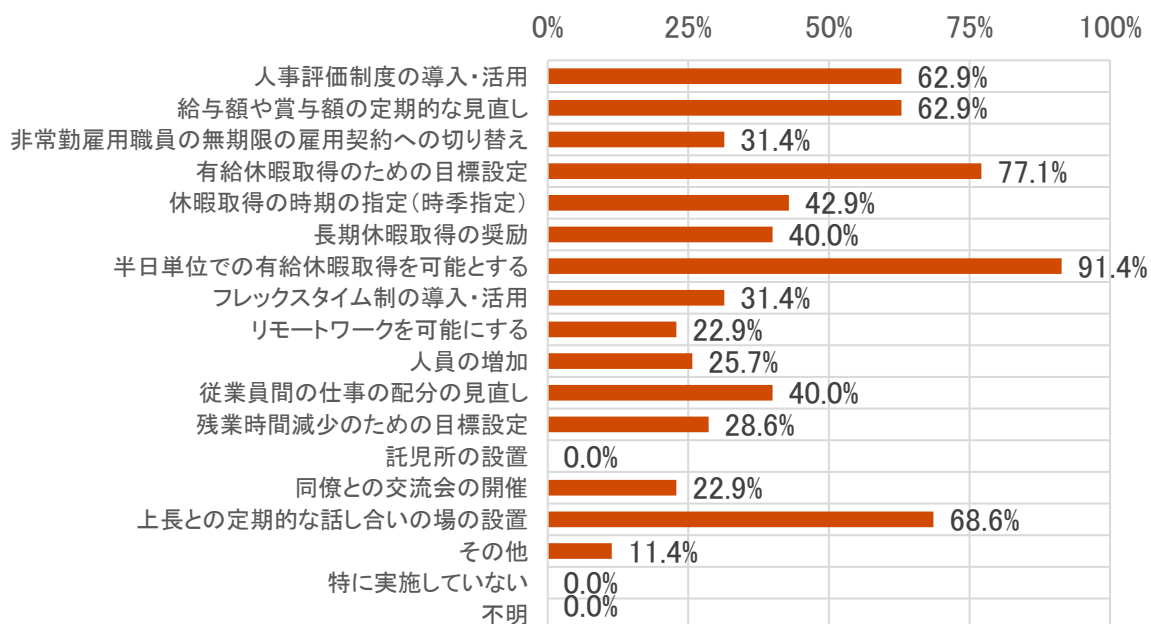


## II 女性自立支援施設の職場環境

### Q1 働きやすくなるような環境づくり等の取組

働きやすくなるような環境づくり等の取組で実施しているものについて尋ねたところ、「半日単位での有給休暇取得を可能とする」が最多の91.4%で、「有給休暇取得のための目標設定」が77.1%、「上長との定期的な話し合いの場の設置」が68.6%、「人事評価制度の導入・活用」「給与額や賞与額の定期的な見直し」が62.9%であった。

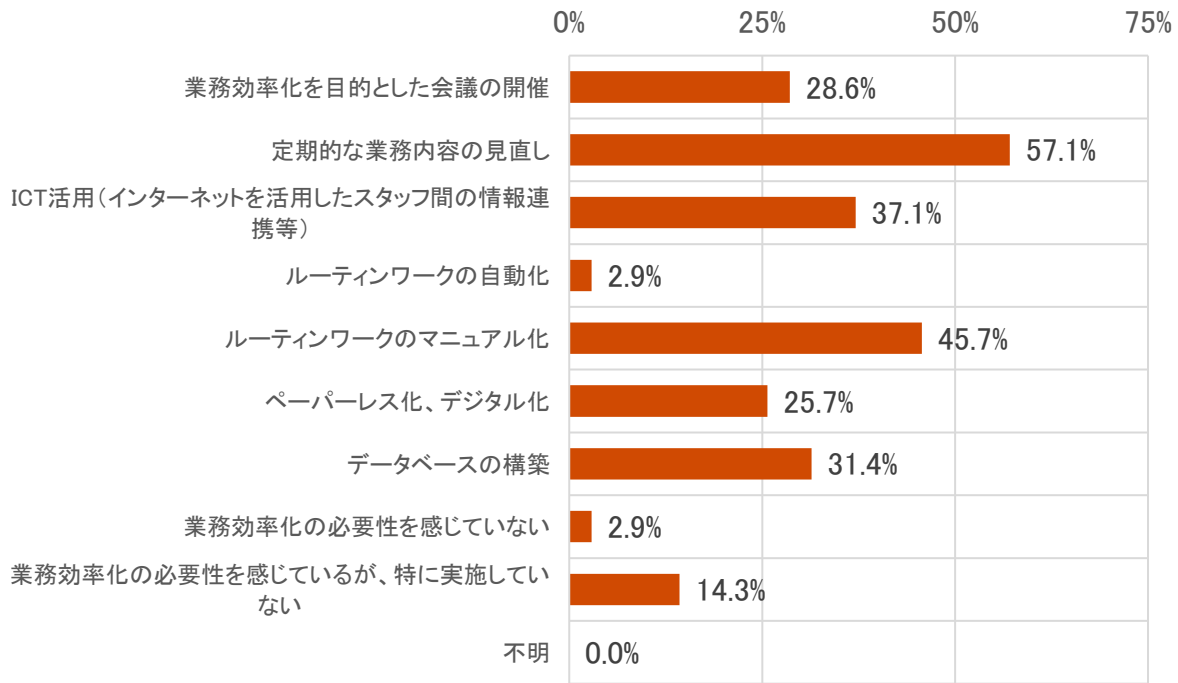
図表 248 II Q1 働きやすくなるような環境づくり等の取組 (n=35、複数選択)



### Q2 業務効率化のための取組

業務効率化のための取組で実施しているものについて尋ねたところ、「定期的な業務内容の見直し」が最多の57.1%で、次いで「ルーティンワークのマニュアル化」が45.7%であった。

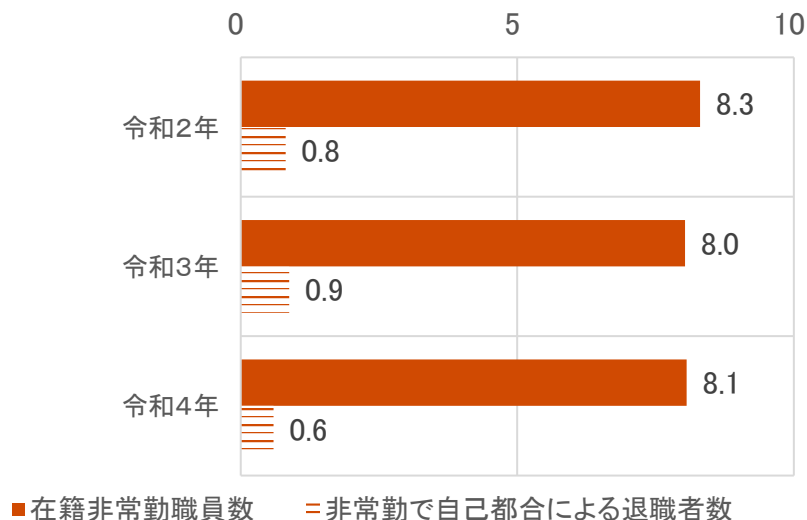
図表 249 II Q2 業務効率化のための取組 (n=35、複数選択)



### Q3 非常勤職員の在籍者数及び自己都合による退職者数

女性自立支援施設における、非常勤職員の在職者数と自己都合による退職者数を令和2年度、3年度、4年度の各年について尋ねたところ、各年の非常勤職員の在籍者数及び自己都合による退職者数に大きな違いはなく、毎年の自己都合による退職者数の平均値は0.6~0.9名で推移していた。

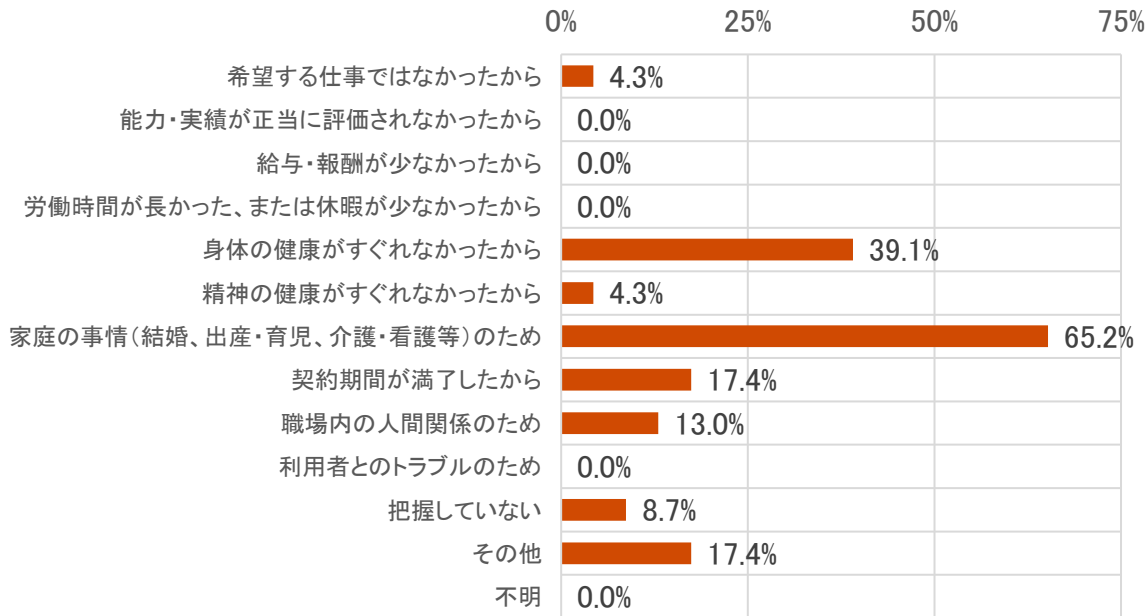
図表 250 II Q3 非常勤職員の在籍者数及び自己都合による退職者数(人) (n=35、平均)



### Q3-1 非常勤職員の退職理由

女性自立支援施設の施設長が把握している非常勤職員の退職理由について尋ねたところ、「家庭の事情（結婚、出産・育児、介護・看護等）のため」が最多の 65.2%で、次いで「身体の健康がすぐれなかったから」が 39.1%であった。

図表 251 II Q3-1 非常勤職員の退職理由 (n=23、複数選択)

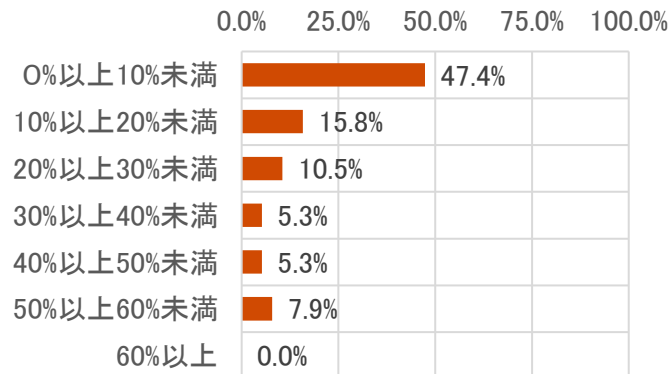


### III 定員充足率

#### Q1 定員充足率

回答時点より前の一年間の一時保護所の定員充足率{(1日の入所者数を365日分足し合わせた数/365日) / 定員数}について尋ねたところ、「0%以上10%未満」が最多の 47.4%で、次いで「10%以上20%未満」が 15.8%であった。

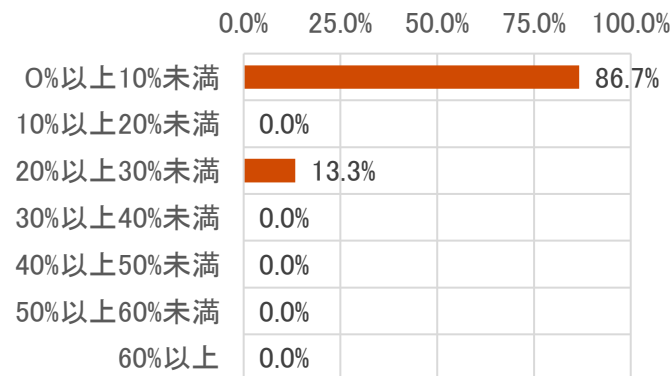
図表 252 III Q1 定員充足率 (n=35)



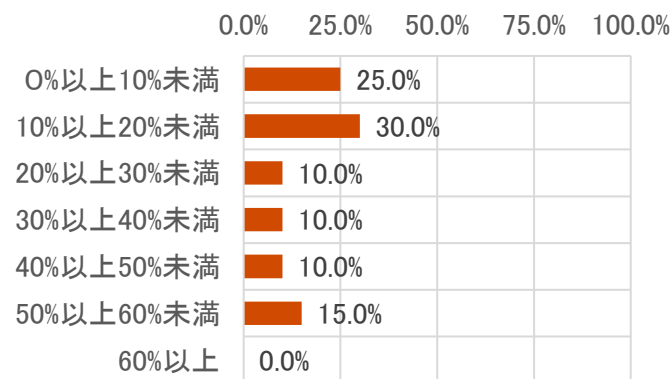
Q1 定員充足率× I Q3 運営主体

定員充足率を運営主体別にみると、都道府県運営の施設では、「0%以上 10%未満」が最多の 86.7%である一方、社会福祉法人運営の施設では、「0%以上 10%未満」は 25.0%である。

図表 253 【都道府県運営】ⅢQ1 定員充足率 (n=15)



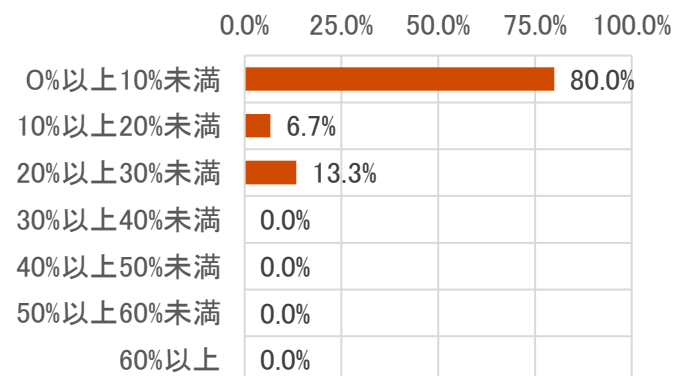
図表 254 【社会福祉法人運営】ⅢQ1 定員充足率 (n=20)



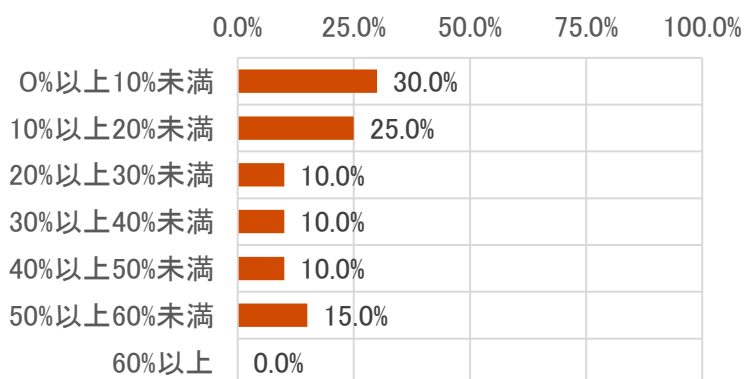
Q1 定員充足率× I Q6 女性相談支援センターによる併設されているかどうか

定員充足率を、女性相談支援センターによる併設されているかどうかによって分析すると、女性相談支援センターに併設されている施設では、定員充足率について、「0%以上10%未満」が最多の80.0%であり、併設されていない施設では、「0%以上10%未満」は30.0%で、「10%以上20%未満」は25.0%であった。

図表 255 【併設されている】ⅢQ1 定員充足率 (n=15)



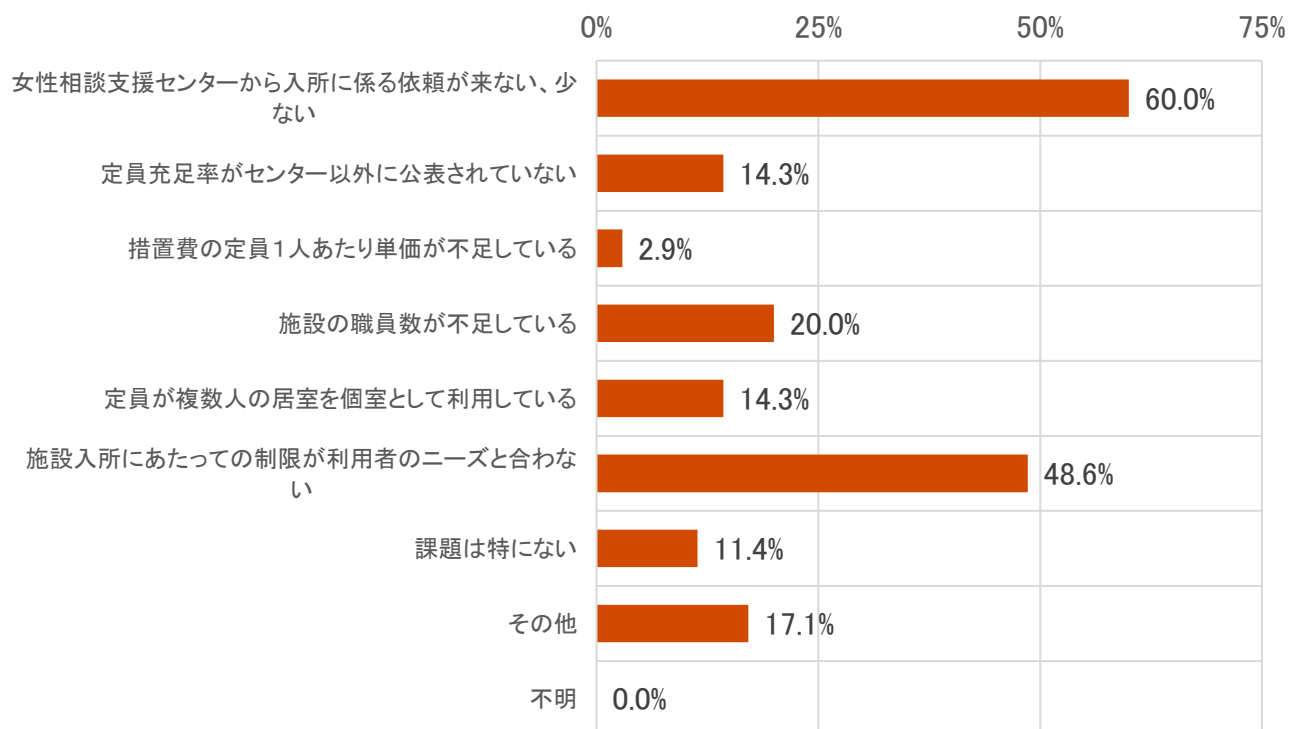
図表 256 【併設されていない】ⅢQ1 定員充足率 (n=20)



## Q2 定員の充足に向けた課題

定員の充足に向けた課題について尋ねたところ、「女性相談支援センターから入所に係る依頼が来ない、少ない」が最多の60.0%で、次いで「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」が48.6%であった。

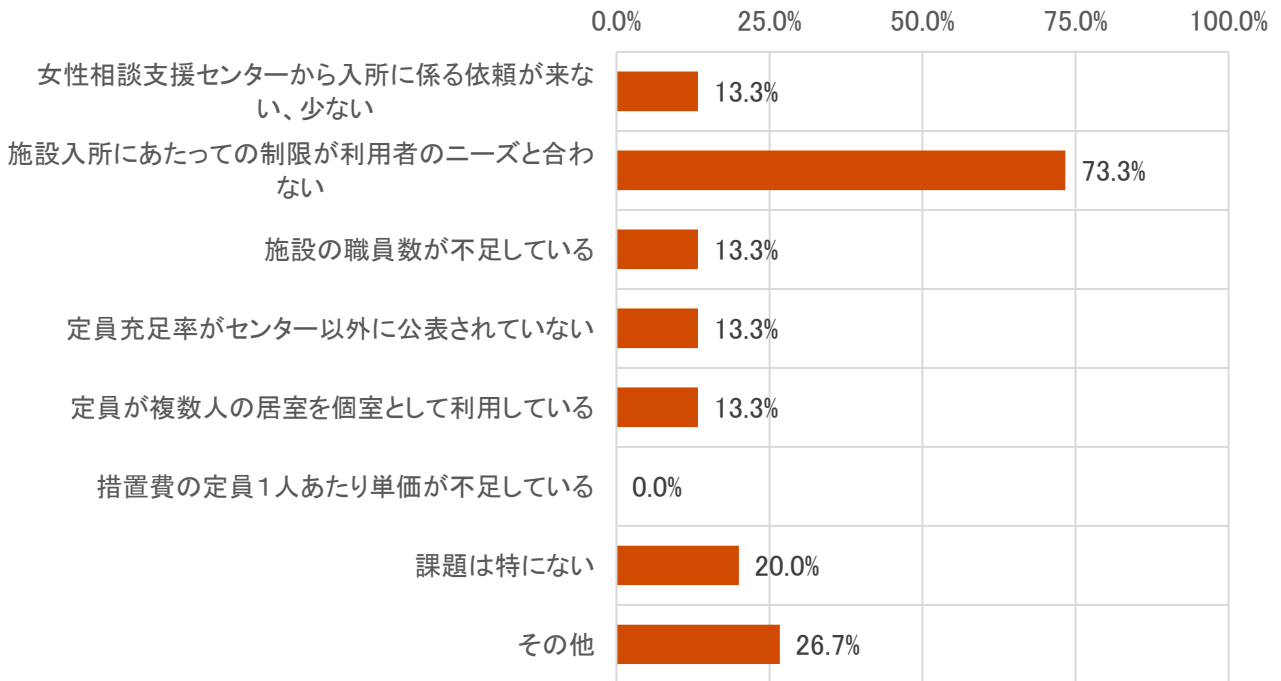
図表 257 IIIQ2 定員の充足に向けた課題 (n=35、複数選択)



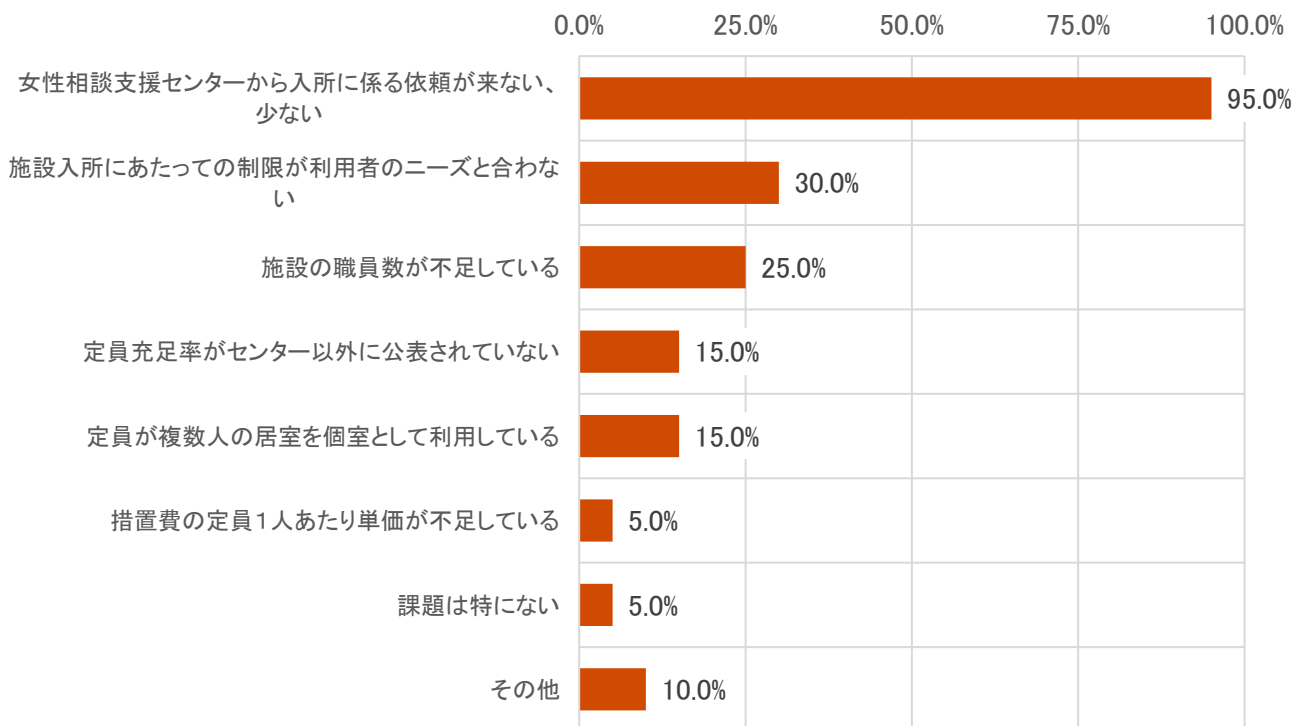
Q2 定員の充足に向けた課題× I Q3 運営主体

定員の充足に向けた課題について運営主体別に分析すると、都道府県運営の施設では「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」が最多の73.3%で、社会福祉法人運営の施設では「女性相談支援センターから入所に係る依頼が来ない、少ない」が最多の95.0%であった。

図表 258 【都道府県運営】ⅢQ2 定員の充足に向けた課題 (n=15、複数選択)

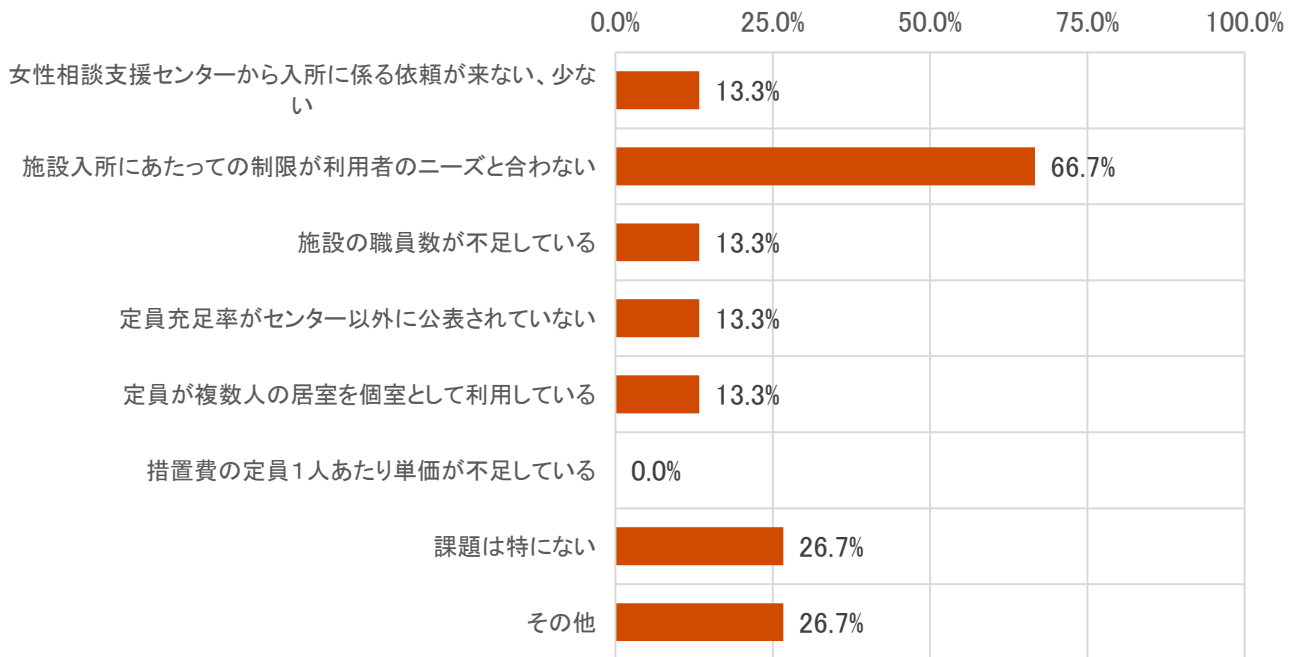


図表 259 【社会福祉法人運営】ⅢQ2 定員の充足に向けた課題 (n=20、複数選択)

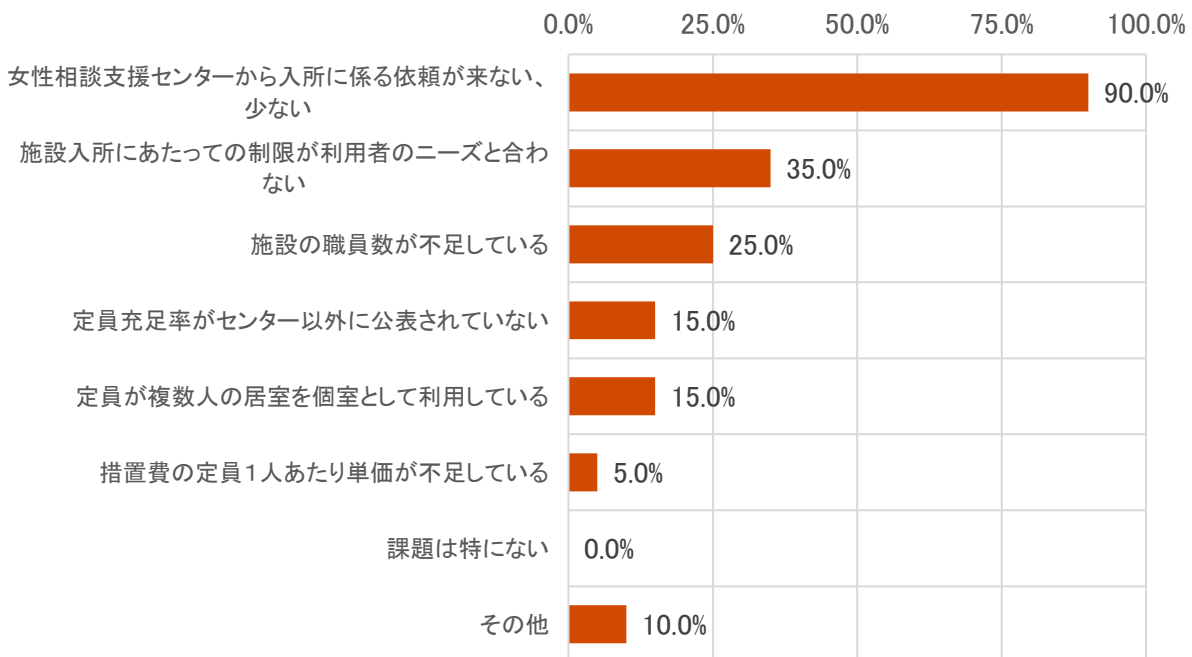


Q2 定員の充足に向けた課題× I Q6 女性相談支援センターに併設されているかどうか  
 定員の充足に向けた課題について、女性相談支援センターに併設されているかどうかによって分析したところ、女性相談支援センターに併設されている施設では、定員の充足に向けた課題について、「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」が最多の66.7%で、併設されていない施設では「女性相談支援センターから入所に係る依頼が来ない、少ない」が最多の90.0%であった。

図表 260 【併設されている】ⅢQ2 定員の充足に向けた課題 (n=15、複数選択)



図表 261 【併設されていない】ⅢQ2 定員の充足に向けた課題 (n=20、複数選択)

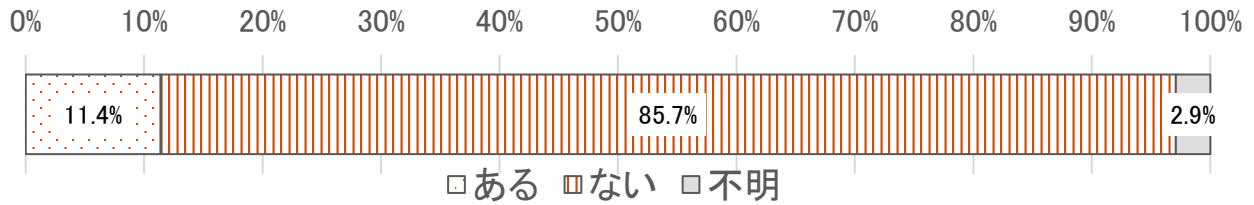




Q3 過去3年間で入所の依頼を断ったことはあるか

過去3年間で入所の依頼を断ったことはあるかについて尋ねたところ、「ない」が85.7%であった。

図表 262 III Q3 過去3年間で入所の依頼を断ったことはあるか (n=35)



Q4 入所の依頼を断った理由

「Q3 過去3年間で入所の依頼を断ったことはあるか」で「ある」と回答した4施設への設問である。母数が少ないため、ここでは%ではなく回答数で表記する。

女性自立支援施設への入所の依頼を断った理由について尋ねたところ、「当該相談者が自施設の入所方針に合致しなかったため」が3施設で、「施設の職員数の不足により、受け入れられなかったため」が2施設であった。

#### Q6 施設入所に関する方針

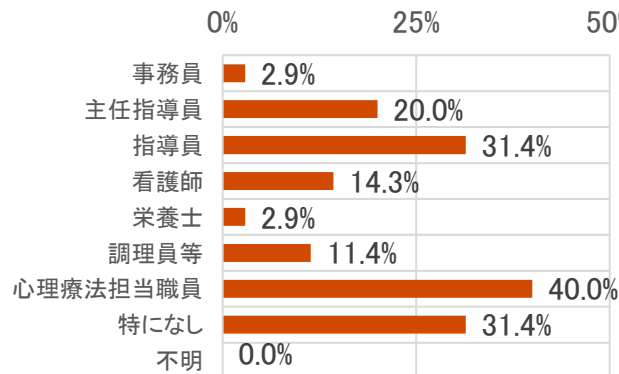
「Q4 入所の依頼を断った理由」で「当該相談者が自施設の入所方針に合致しなかったため」と回答した3施設への設問である。母数が少ないため、ここでは%ではなく回答数で表記する。

女性自立支援施設への入所に関する方針について尋ねたところ、「同伴児者が中学生以上の男児の場合」「同伴児者または当事者が精神障害により、集団生活が困難な場合」「同伴児者または当事者が知的障害や発達障害により、集団生活が困難な場合」「同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、日常生活に介助が必要な場合」「同伴者または当事者が高齢等の理由により、日常生活に介助が必要な場合」「同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、医療的ケア（たんの吸引、導尿等）が必要な場合」「当事者の障害や先天的疾患により、同判児の養育が困難な場合」は受け入れない、という回答が2施設、「その他」が2施設であった。

#### Q7 女性自立支援施設の予算上、配置できる人数が不足していると感じる職種

女性自立支援施設の予算上、配置できる人数が不足していると感じる職種（3つまで選択可能）について尋ねたところ、「心理療法担当職員」が最多の40.0%で、次いで「指導員」「特になし」が31.4%であった。

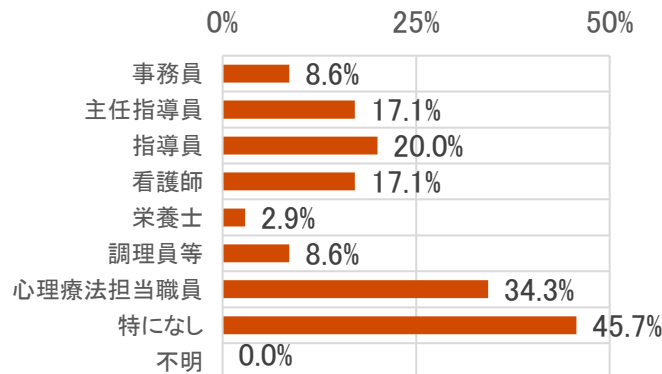
図表 263 ⅢQ7 予算上、配置できる人数が不足していると感じる職種（n=35、複数選択 ※3つまで）



Q8 女性自立支援施設における措置単価が足りていないと感じる職種

女性自立支援施設における措置単価が足りていないと感じる職種（3つまで選択可能）について尋ねたところ、「特になし」が最多の45.7%で、次いで「心理療法担当職員」が34.3%であった。

図表 264 IIIQ8 措置単価が足りていないと感じる職種 (n=35、複数選択 ※3つまで)

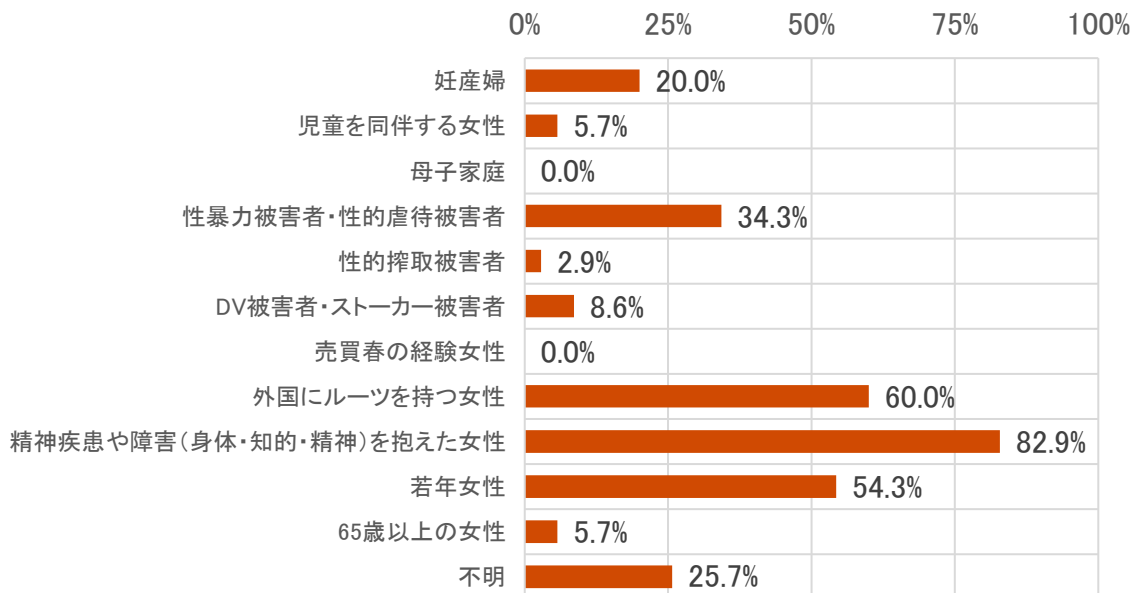


IV 支援提供について

Q1 特に支援が難しいと感じる相談者

特に支援が難しいと感じる相談者について尋ねたところ、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の82.9%で、次いで多い順に「外国にルーツを持つ女性」の60.0%、「若年女性」が54.3%であった。

図表 265 IIIQ1 特に支援が難しいと感じる相談者 (n=35、複数選択 ※3つまで)

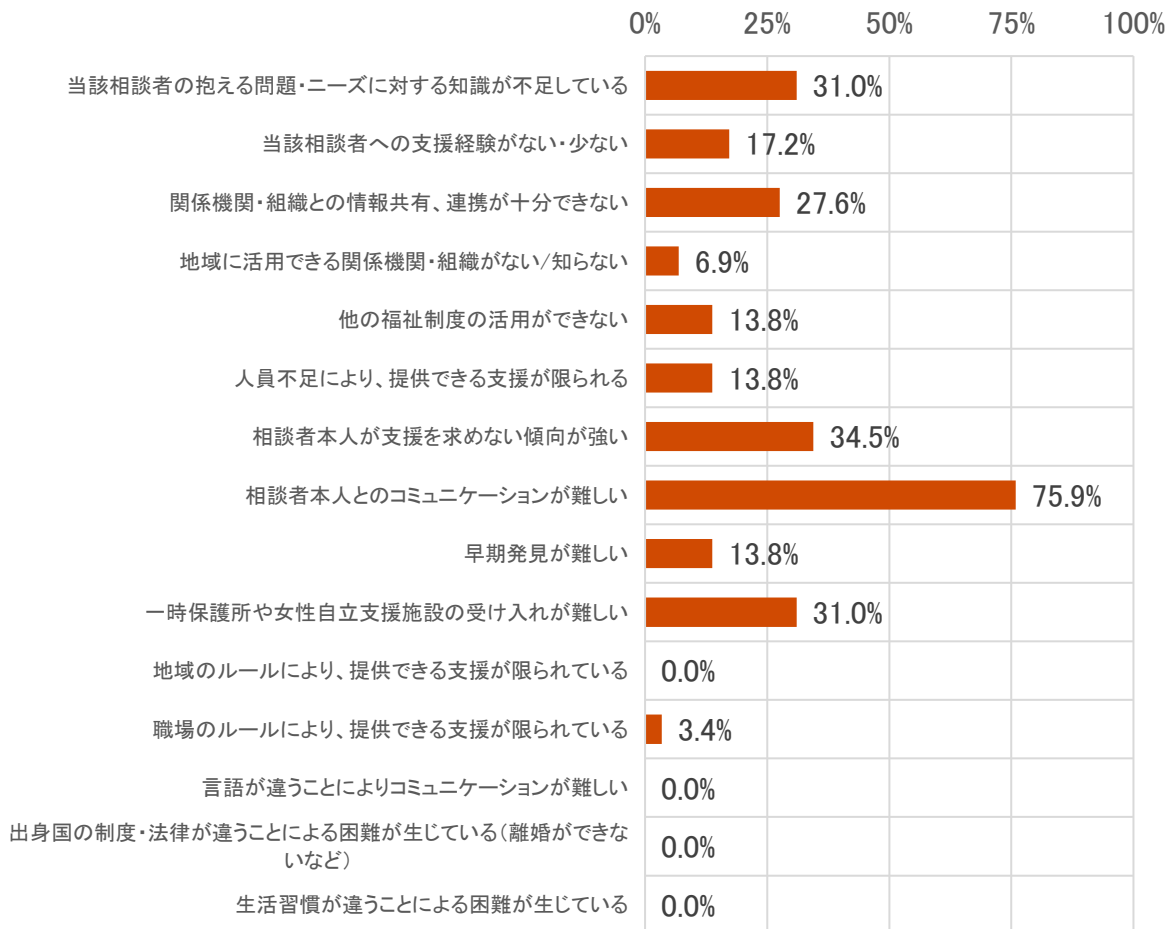


Q1 特に支援が難しいと感じる相談者の理由

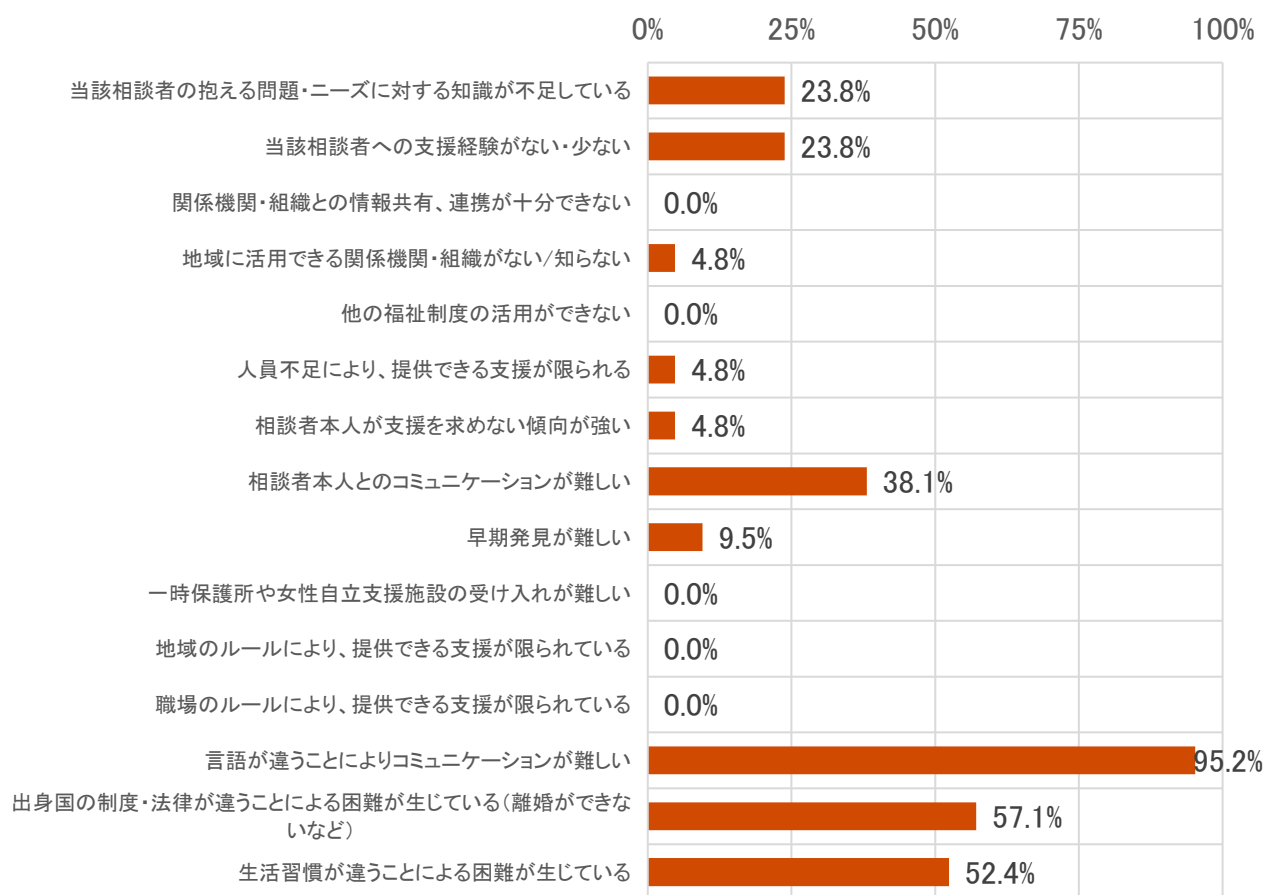
特に支援が難しいと感じる相談者について、難しいと感じる理由をそれぞれ尋ねたところ、次のような回答であった。

「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を持つ女性」については「相談者本人とのコミュニケーションが難しい」が最多の75.9%で、「外国にルーツを持つ女性」については「言語が違うことによりコミュニケーションが難しい」が最多の95.2%で、「若年女性」については「相談者本人が支援を求めない傾向が強い」が84.2%であった。

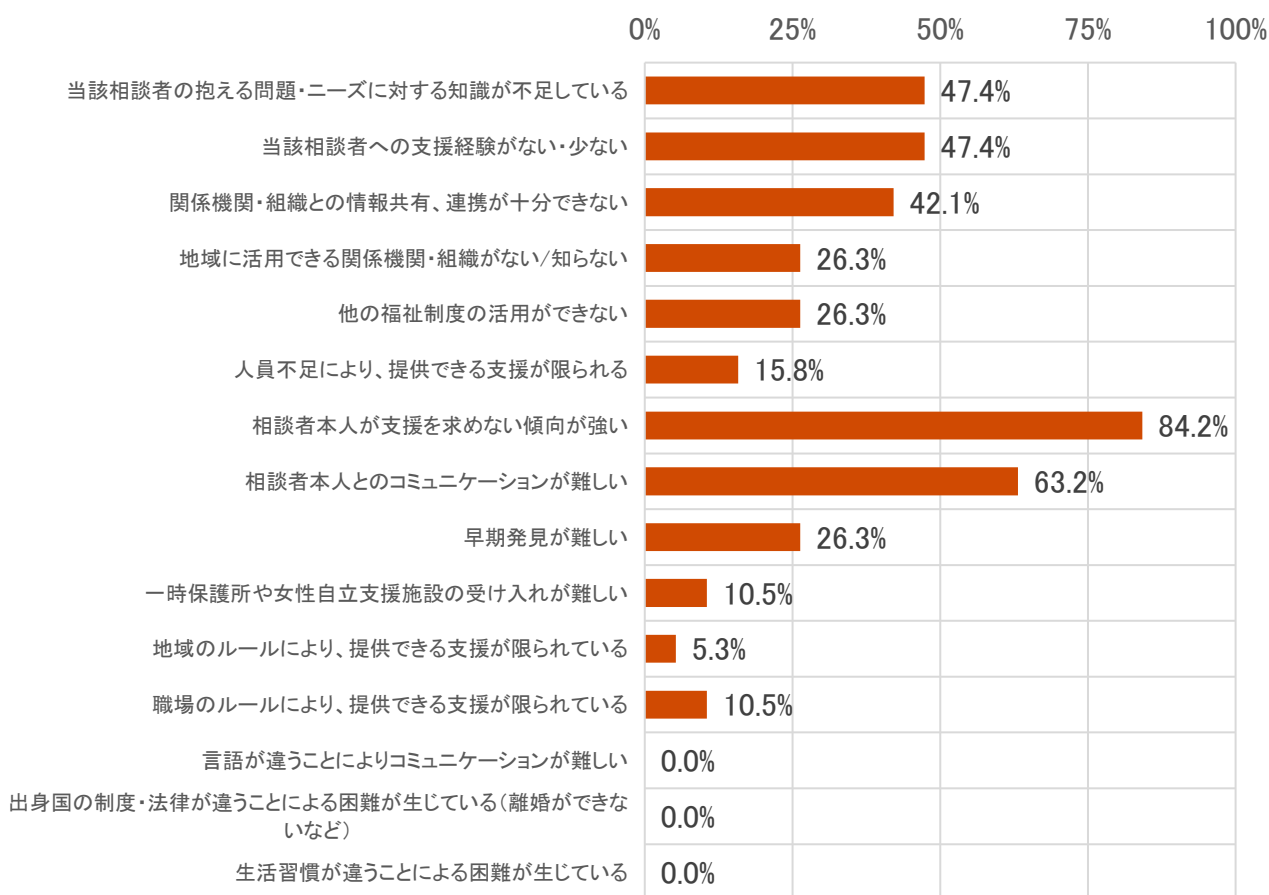
図表 266 IIIQ1 特に支援が難しいと感じる相談者「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」  
×理由（n=29、複数選択）



図表 267 ⅢQ1 特に支援が難しいと感じる相談者「外国にルーツを持つ女性」×ⅢQ理由 (n=21、複数選択)



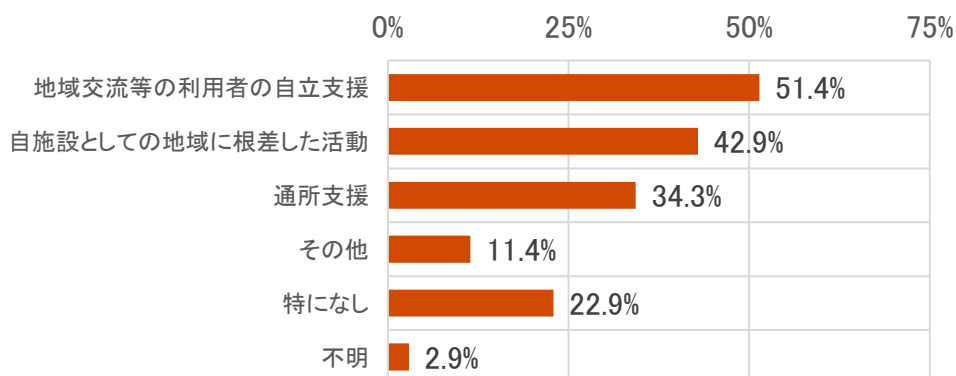
図表 268 ⅢQ1 特に支援が難しいと感じる相談者「若年女性」×ⅢQ2 理由 (n=19、複数選択)



Q2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援

女性自立支援施設が実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について尋ねたところ、「地域交流等の利用者の自立支援」が最多の 51.4%で、次いで「自施設としての地域に根差した活動」が 42.9%であった。

図表 269 ⅢQ2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援 (n=35、複数選択)

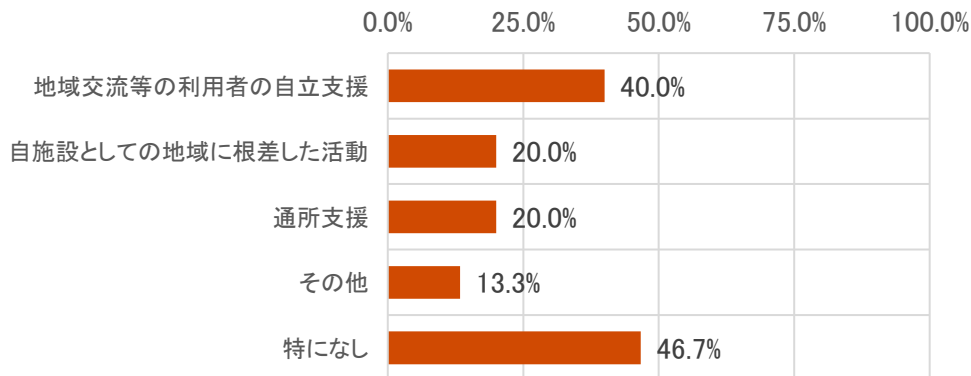


Q2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援× I Q3 運営主体

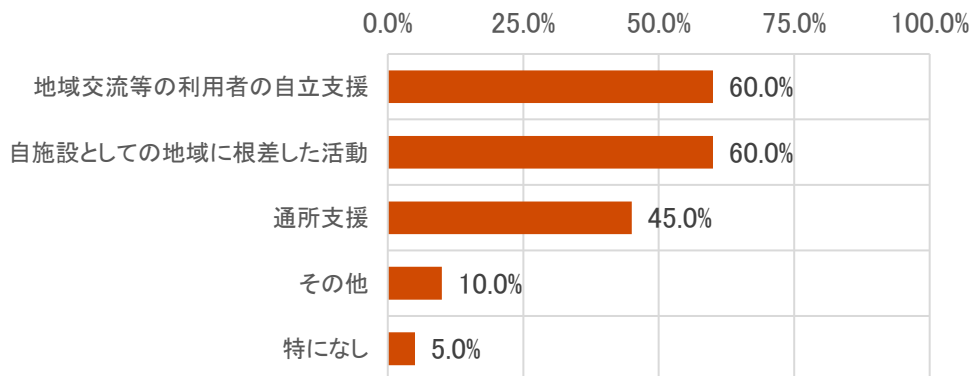
都道府県運営の施設では、実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について運営主体別に分析したところ、「特になし」が最多の46.7%で、次いで「地域交流等の利用者の自立支援」が40.0%であった。

社会福祉法人運営の施設では、「地域交流等の利用者の自立支援」及び「自施設としての地域に根差した活動」が最多の60.0%で、次いで「通所支援」が45.0%であった。

図表 270 【都道府県運営】ⅢQ2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援  
(n=15、複数選択)



図表 271 【社会福祉法人運営】ⅢQ2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援  
(n=20、複数選択)



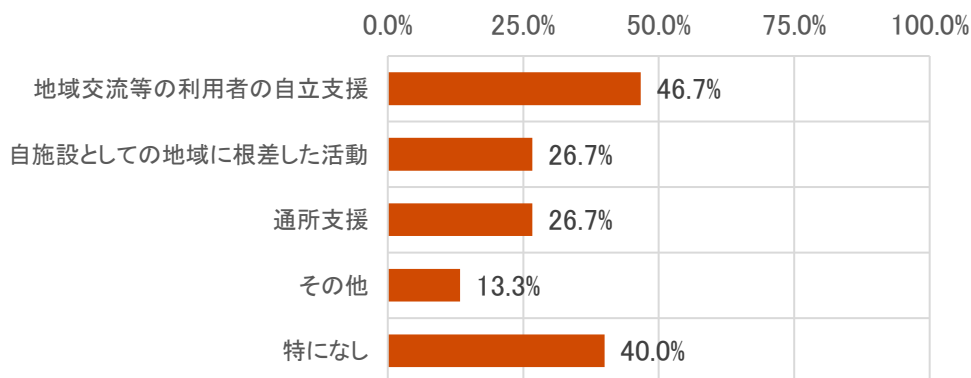
Q2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援

× I Q6 女性相談支援センターに併設されているかどうか

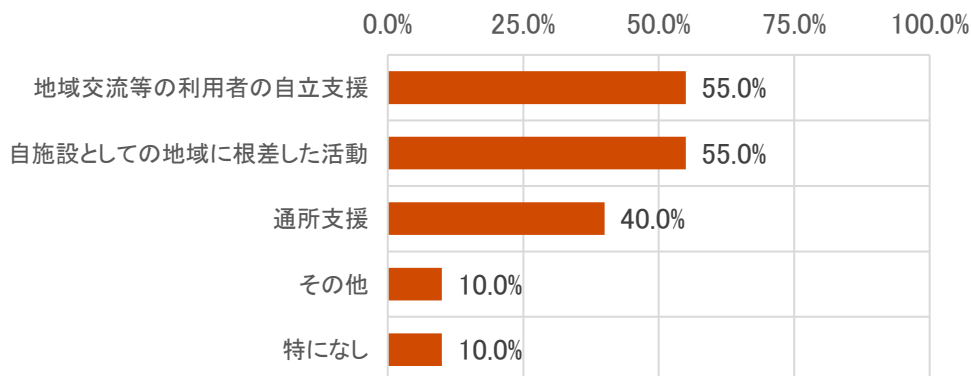
実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について、女性相談支援センターに併設されているかどうかによって分析したところ、女性相談支援センターに併設されている施設では、「地域交流等の利用者の自立支援」が最多の 46.7%で、次いで「特になし」が 40.0%であった。

女性相談支援センターに併設されていない施設では、実施したいが、現状できていない支援について、「地域交流等の利用者の自立支援」及び「自施設としての地域に根差した活動」が最多の 55.0%で、次いで「通所支援」が 40.0%であった。

図表 272 【併設されている】ⅢQ2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援  
(n=15、複数選択)



図表 273 【併設されていない】ⅢQ2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援  
(n=20、複数選択)



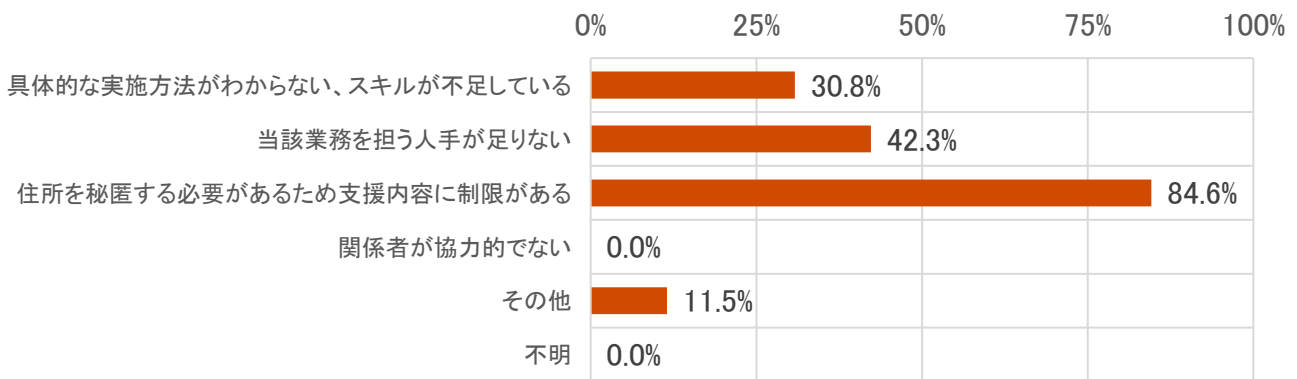


Q3 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援について、

現状では実施できていない理由

「Q2 実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援」において、「特になし」以外を選択した 25 施設への設問である。女性自立支援施設が実施したいと思っているが、現状では実施できていない支援についてその理由を尋ねたところ、「住所を秘匿する必要があるため支援内容に制限がある」が最多の 84.6%で、次いで「当該業務を担う人手が足りない」が 42.3%であった。

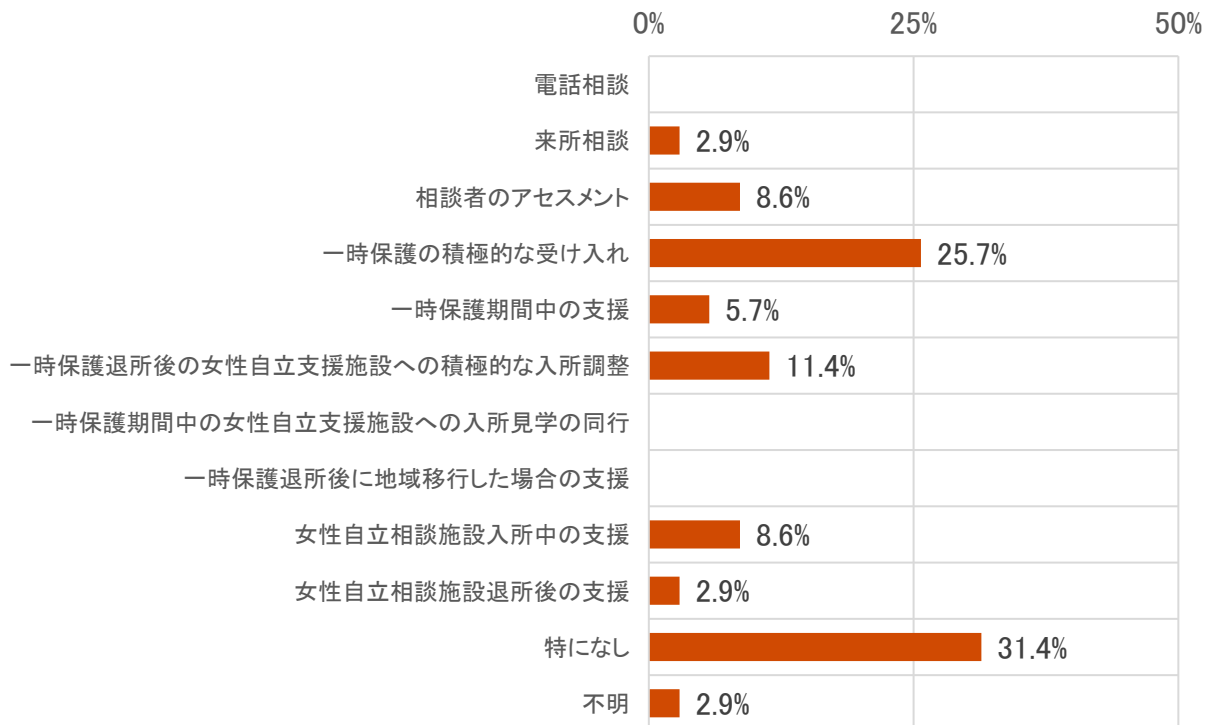
図表 274 III Q3 実施したいが、現状できていない支援について、実施できていない理由 (n=26、複数選択)



Q4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務

女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務について尋ねたところ、「特になし」が最多の 31.4%で、次いで「一時保護の積極的な受け入れ」が 25.7%であった。

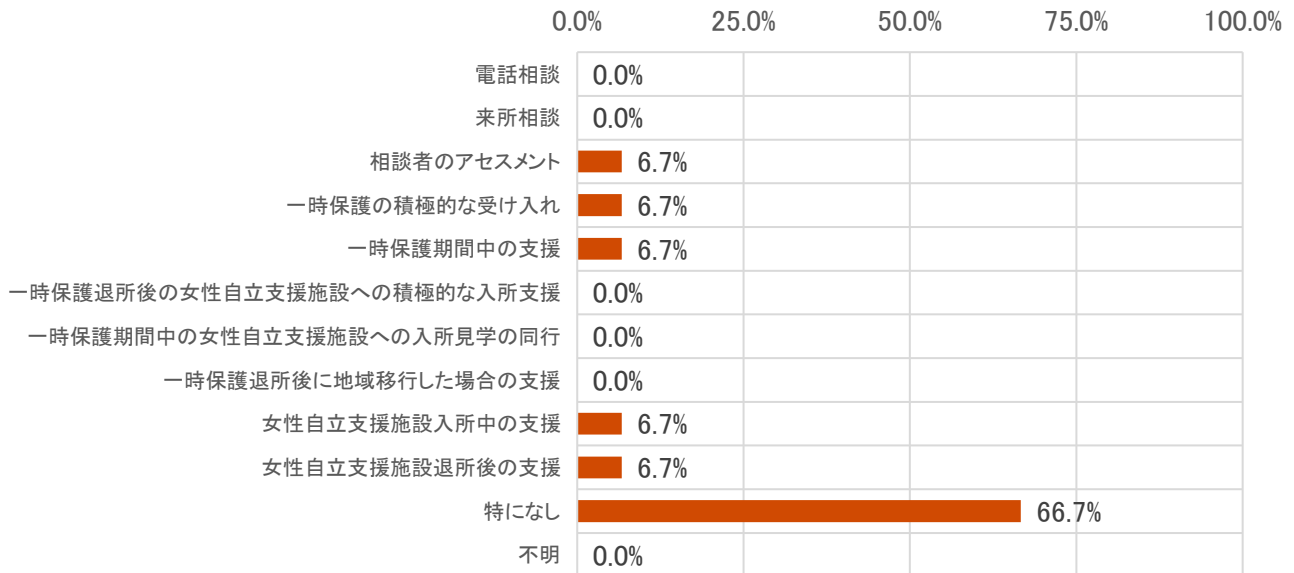
図表 275 III Q4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務 (n=35)



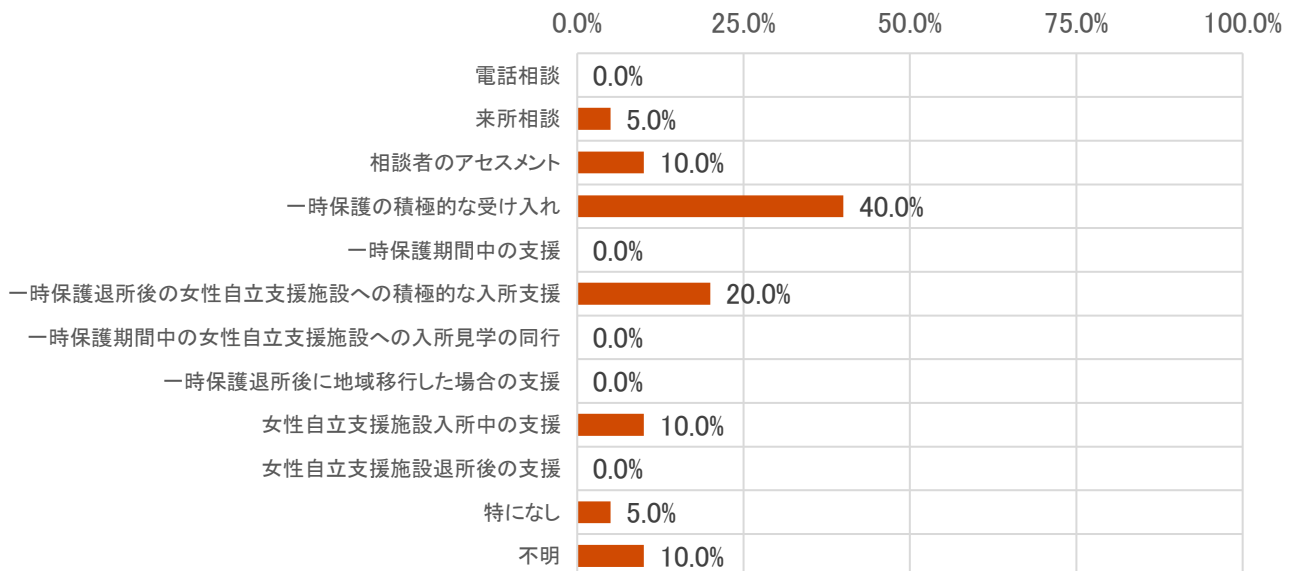
Q4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務× I Q3 運営主体

女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務について、運営主体別に分析したところ、都道府県運営の施設では、女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務について、「特になし」が最多の66.7%である一方、社会福祉法人運営の施設では、「一時保護の積極的な受け入れ」が最多の40.0%であった。

図表 276 【都道府県運営】ⅢQ4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務 (n=15)



図表 277 【社会福祉法人運営】ⅢQ4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務 (n=20)

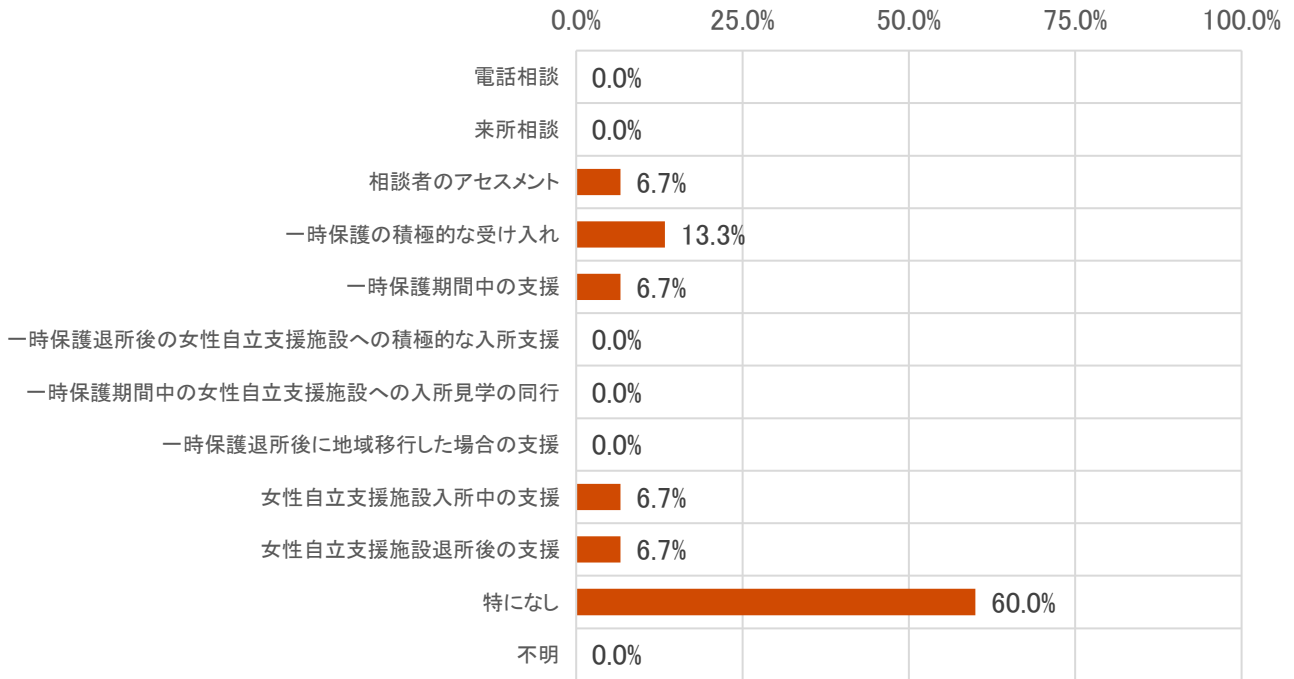


Q4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務

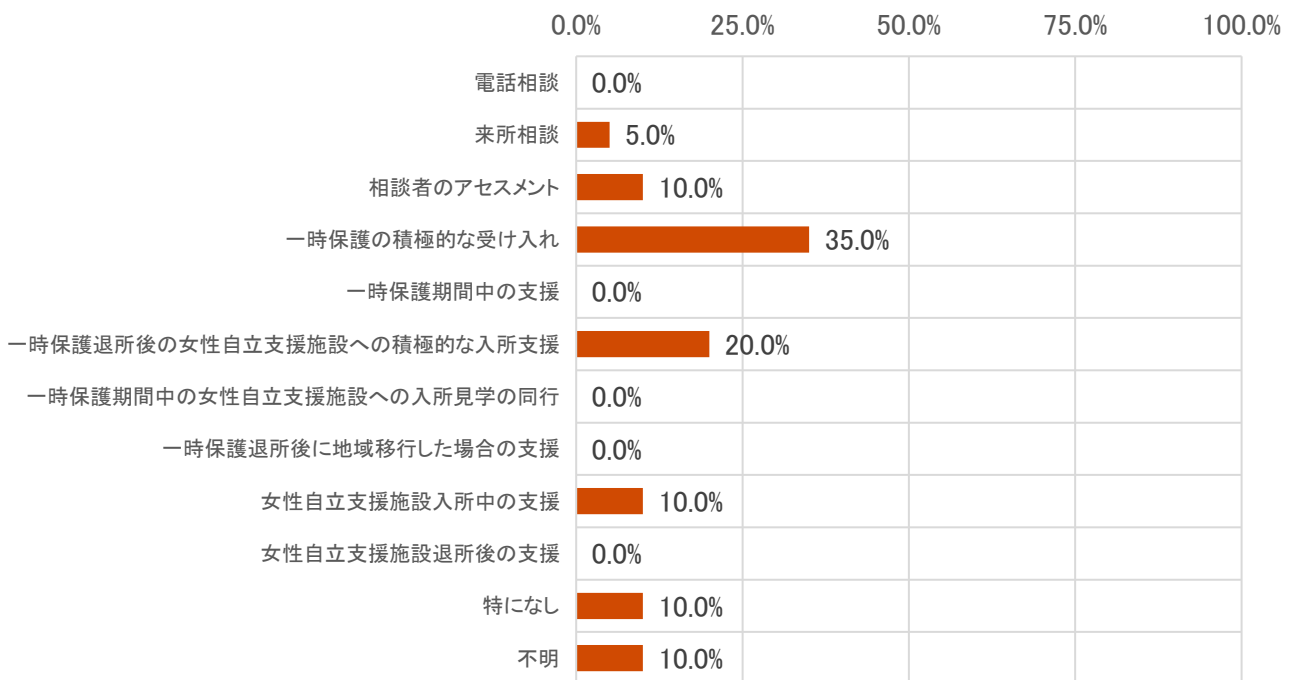
× I Q6 女性相談支援センターに併設されているかどうか

女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務について、女性相談支援センターに併設されているかどうかによって分析したところ、女性相談支援センターに併設されている施設では、「特になし」が最多の60.0%で、併設されていない施設では「一時保護の積極的な受け入れ」が最多の35.0%であった。

図表 278 【併設されている】ⅢQ4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務 (n=15)



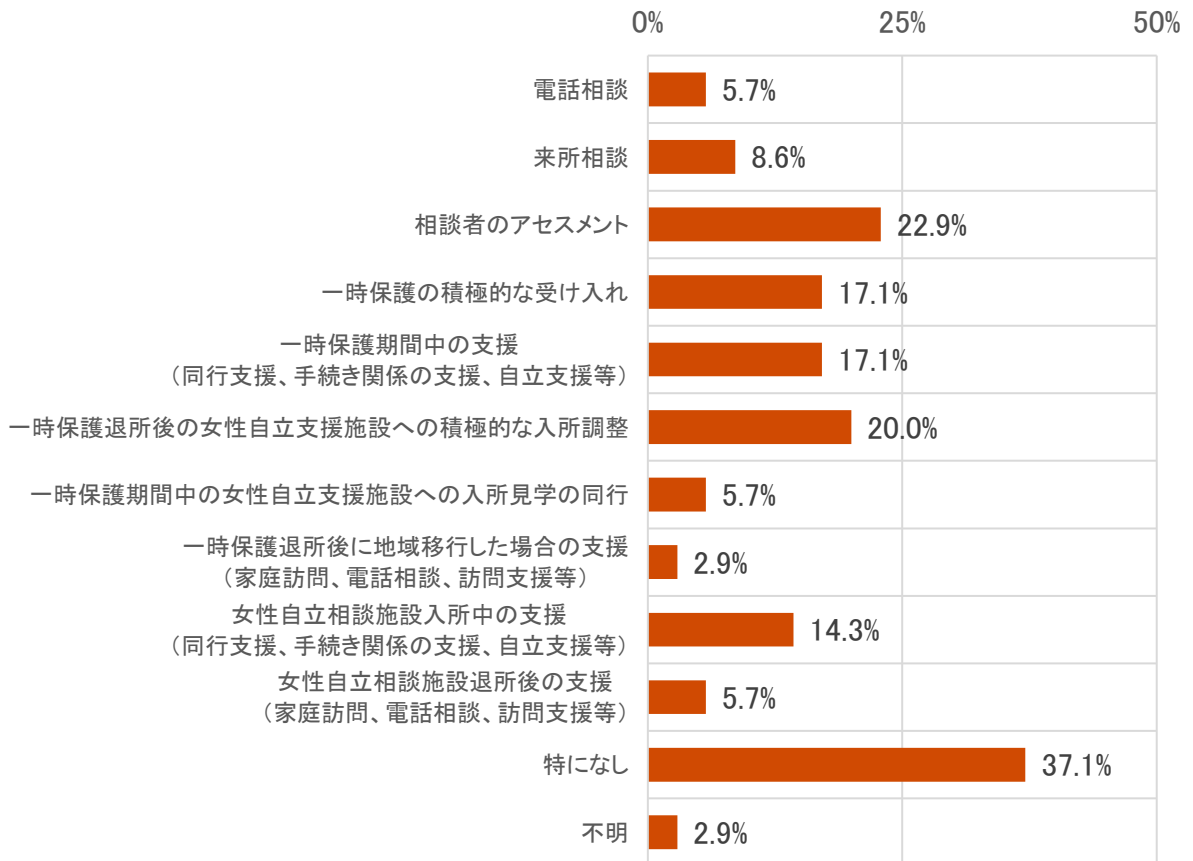
図表 279 【併設されていない】ⅢQ4 女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務 (n=20)



Q4-1 女性相談支援センターにより強化してほしい支援業務

女性相談支援センターにより強化してほしい支援業務（2つまで選択可能）について尋ねたところ、「特になし」が最多の37.1%で、次いで「相談者のアセスメント」が22.9%であった。

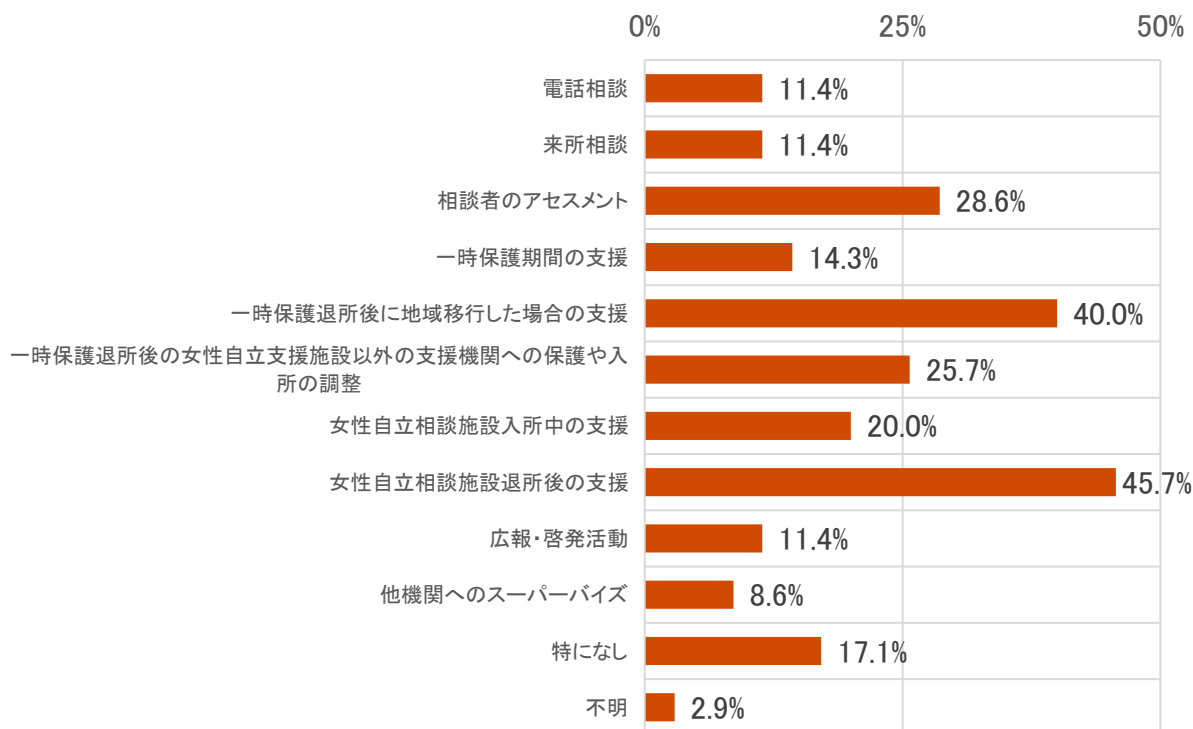
図表 280 IVQ4-1 女性相談支援センターにより強化してほしい支援業務（n=35、複数選択 ※2つまで）



### Q5 民間支援団体との協働を特に望む業務

民間支援団体との協働を特に望む業務について尋ねたところ、「女性自立支援施設退所後の支援」が最多の45.7%で、次いで「一時保護退所後に地域移行した場合の支援」が40.0%であった。

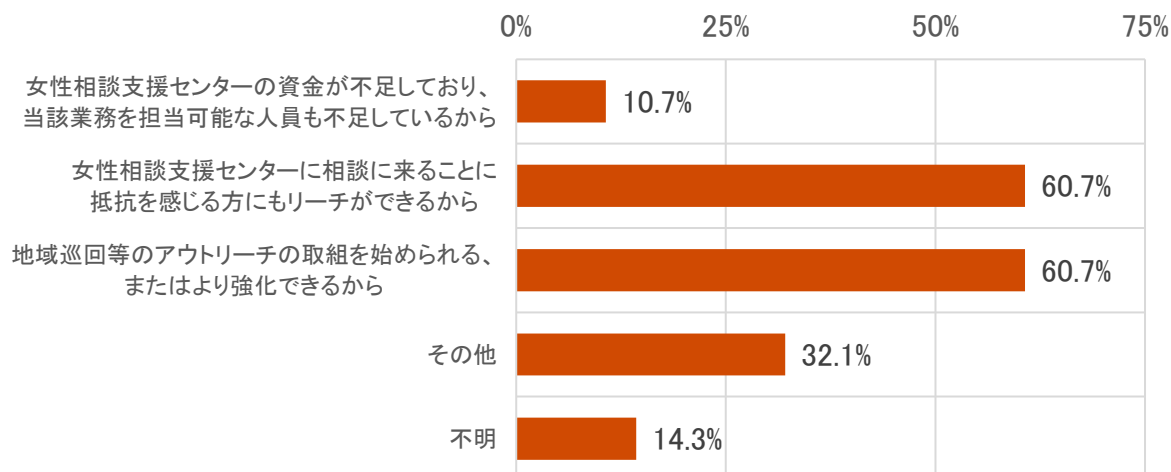
図表 281 IVQ5 民間支援団体との協働を特に望む業務 (n=35、複数選択 ※3つまで)



### Q6 民間支援団体との協働を望む理由

Q5で回答した業務において、民間支援団体との協働を望む理由について尋ねたところ、「女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方にもリーチができるから」及び「地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるから」が最多の60.7%であった。

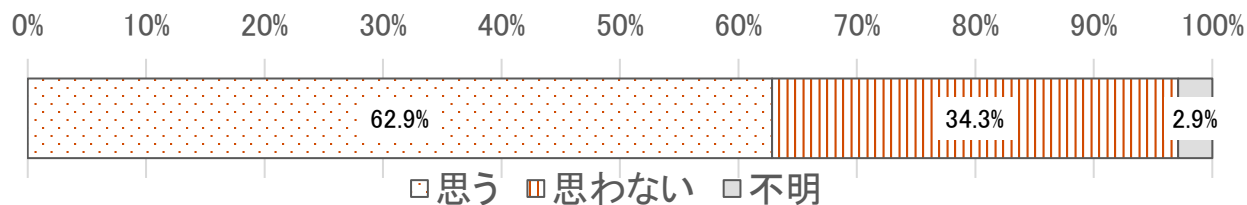
図表 282 IVQ6 民間支援団体との協働を望む理由 (n=28、複数選択)



### Q7 所在地を秘匿することによる課題

所在地を秘匿することによる課題はあると思うかについて尋ねたところ、「思う」が62.9%であった。

図表 283 IVQ7 所在地を秘匿することによる課題 (n=35)

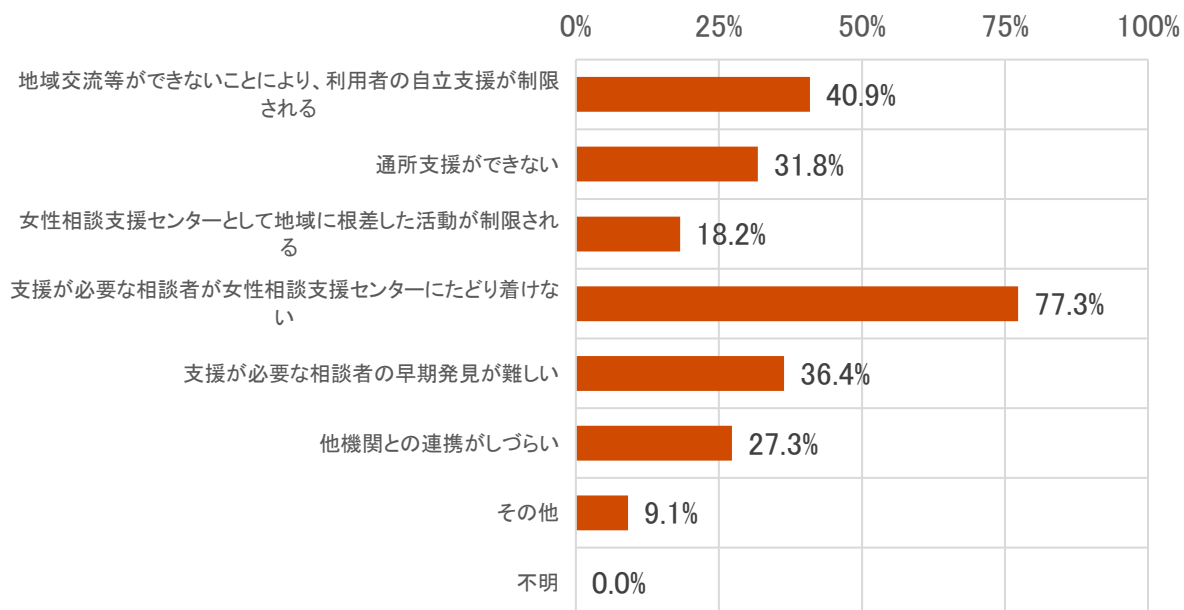


### Q8 所在地を秘匿することによる具体的な課題

「Q7 所在地を秘匿することによる課題」はあると思うかで「思う」と回答した22施設への設問である。

所在地を秘匿することによる具体的な課題について尋ねたところ、「支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない」が最多の77.3%で、次いで「地域交流等ができないことにより、利用者の自立支援が制限される」が40.9%であった。

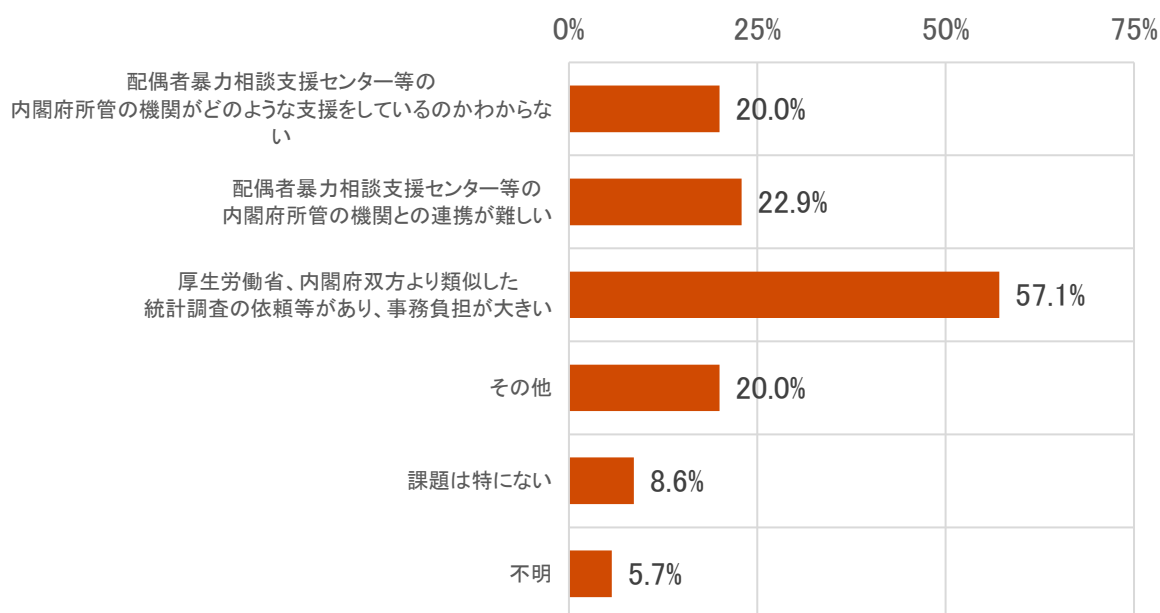
図表 284 IVQ8 所在地を秘匿することによる具体的な課題 (n=22、複数選択)



Q9 困難な問題を抱える女性支援と DV 被害者支援の所管省庁が異なることによる課題

困難な問題を抱える女性支援と DV 被害者支援の所管省庁が厚生労働省、内閣府で異なることによる課題について尋ねたところ、「厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい」が最多の 57.1%であった。

図表 285 IVQ9 所管省庁が異なることによる課題 (n=35、複数選択)



### (3) 質問紙調査結果から想定される課題

本調査研究で実施した質問紙調査の結果から想定される課題について、①職場環境、②研修、③支援提供、④連携、それぞれの項目に沿って記載する。

#### ① 職場環境

##### (ア) 女性相談支援員の職場環境や雇用に関する不安

女性相談支援員の人員配置・体制に係る課題では、「業務内容に比べて給与が低い」及び「契約更新できるか不確定であり、雇用が安定しない」が最多及び次点（図表 42、図表 43）であった。

また、女性相談支援員の現在の役職について、都道府県委嘱の女性相談支援員では「わからない」が最多の 57.7%で、市区委嘱の女性相談支援員では次点の 37.4%であった（図表 21、図表 22）。また、常勤の女性相談支援員では、現在の役職について、「わからない」が次点の 21.4%で、非常勤では最多の 50.2%であった（図表 23）。

このように、自身の現在の役職を把握できていない現状があることは、雇用契約に係る不安を生じさせる要因の一つであると推察される。女性相談支援員に対しては、契約内容や契約更新の有無をきめ細やかに提示するとともに、業務内容を踏まえた給与額への納得が得られるような説明があることによって、安心感を醸成することが求められていると考えられる。

##### (イ) 女性相談支援員の人員体制とバーンアウトの予防

都道府県委嘱の女性相談支援員のうち、1人職場であるのは、21.8%（図表 32）、市区の女性相談支援員では 28.9%（図表 33）であった。また、都道府県委嘱及び市区委嘱の女性相談支援員を合わせた全職場のうち、1人職場が最多の 43.2%（図表 34）であった。

女性相談支援員がバーンアウトしそうな気持ちになる时候については、全体で「人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時」が最多の 54.3%で、次いで「相談者とのコミュニケーションで困難を感じた時」が 40.0%（図表 56）であった。バーンアウトしないための取組については、1人職場の女性相談支援員では、「職場の女性相談支援員ではない、他の職員に相談する」が次点の 60.4%（図表 61）である一方、2人職場及び3人以上の職場の女性相談支援員では、「職場の他の女性相談支援員に相談する」が最多（図表 62、図表 63）であった。

上記の調査結果を踏まえると、バーンアウトしそうな気持ちになる时候として多いのは、女性相談支援員としての職責の重さを感じたり、相談者の支援にあたる際の難しさに直面したりするときである。また、バーンアウトしそうな気持ちになる时候に、2人以上の女性相談支援員が在籍する職場であれば、他の女性相談支援員に相談することで対策ができ、1人職場では他の女性相談支援員でない職員に相談をしているということも読み取れる。



バーンアウトの予防対策のためには、女性相談支援員や他の職員と相談できる体制づくりや連携が重要であることから、1人職場の割合が多いことが課題の一つとして考えられる。

#### (ウ) 年次有給休暇の取得と研修受講に係る人員不足

年次有給休暇の取得状況については、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても「取得できているが、希望通りでない／不十分である」と回答した者が1割以上であった(図表 46、図表 47)。また、年次有給休暇が「不十分／取得できていない理由」については、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「人員が不足しているため」が最多で、次点は「業務量が多いため」であった。

研修受講のための時間を十分に確保できるかについては、全体では「どちらかと言えばそう思わない」又は「そう思わない」と回答した者が18.2%おり(図表 103)、研修受講のための時間確保が難しい理由としては「業務量が多い」が最多の60.1%で、次いで「研修受講日に業務を代替してくれる人員が確保できない」が52.9%(図表 108)であった。

年次有給休暇の取得及び研修受講の更なる推進のためには、女性相談支援員の人員不足の解消や、業務効率化等を踏まえた業務量の軽減を図る必要があると考えられる。

## ② 研修

#### (ア) 対話・体験型研修への参加希望

対話・体験型研修への参加希望について、全体では「そう思う」が最多の42.3%で、次いで「どちらかと言えばそう思う」が34.8%(図表 111)であった。当該研修への参加希望理由については、「他の女性相談支援員との知見を習得・共有したい」及び「幅広い分野における支援方法を習得したい」が都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても8割を超える結果であった(図表 112、図表 113)。

一方、対話・体験型研修に参加したいと思うかについて、「どちらかと言えばそう思わない」または「そう思わない」という回答が7.2%であり、その理由としては、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「座学の研修で十分だと考えている」が最多の約4割であった(図表 116、図表 117)。

対話・体験型研修への参加希望は多く、他の女性相談支援員との知見等の共有や幅広い分野における支援方法を習得することが期待されている。そのため、対話・体験型研修においては、座学の研修では習得できない知見やスキルを得られる設計にすることが、女性相談支援員のニーズを満たすうえでは重要だと考えられる。

#### (イ) 新たに策定される研修に望むこと

新たに策定される研修に望むことについて、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「実務にすぐ活用できるようなケースを用いた知識を習得したい」が最多の約8割であり、次いで「幅広い福祉分野について知識を習得したい」が約7割(図表 119、図表 120)であった。

また、女性相談支援員として必要だと感じている研修内容について、全体では「相談者への支援スキルに関する研修」が最多の9割であり、次いで「相談者理解に関する研修」が約8割（図表 100）であった。

調査結果を踏まえ、女性相談支援員が支援の質の向上のために重要だと考えているのは、相談者理解、幅広い福祉分野の知識及び相談者への支援スキル等について扱う研修であるとまとめられる。これらの内容を含む研修カリキュラムの策定、実践的な研修の実施及び各女性相談支援員への受講推奨が重要だと考えられる。なお、本事業で策定した研修カリキュラムの、具体的な内容等については「5. 研修カリキュラム策定に係る議論」に記載する。

### ③ 支援提供

#### （ア）各機関の役割及び支援業務の強化

都道府県委嘱の女性相談支援員に対して、「市区の女性相談支援員に最も強化してほしい支援業務」を尋ねたところ、「他の福祉制度による支援提供の調整」が19.2%、「相談者のアセスメント」が18.4%であった（図表 143）。また「一時保護退所後に地域移行した場合の支援」もより強化してほしい支援業務として22.2%の回答があった（図表 144）。

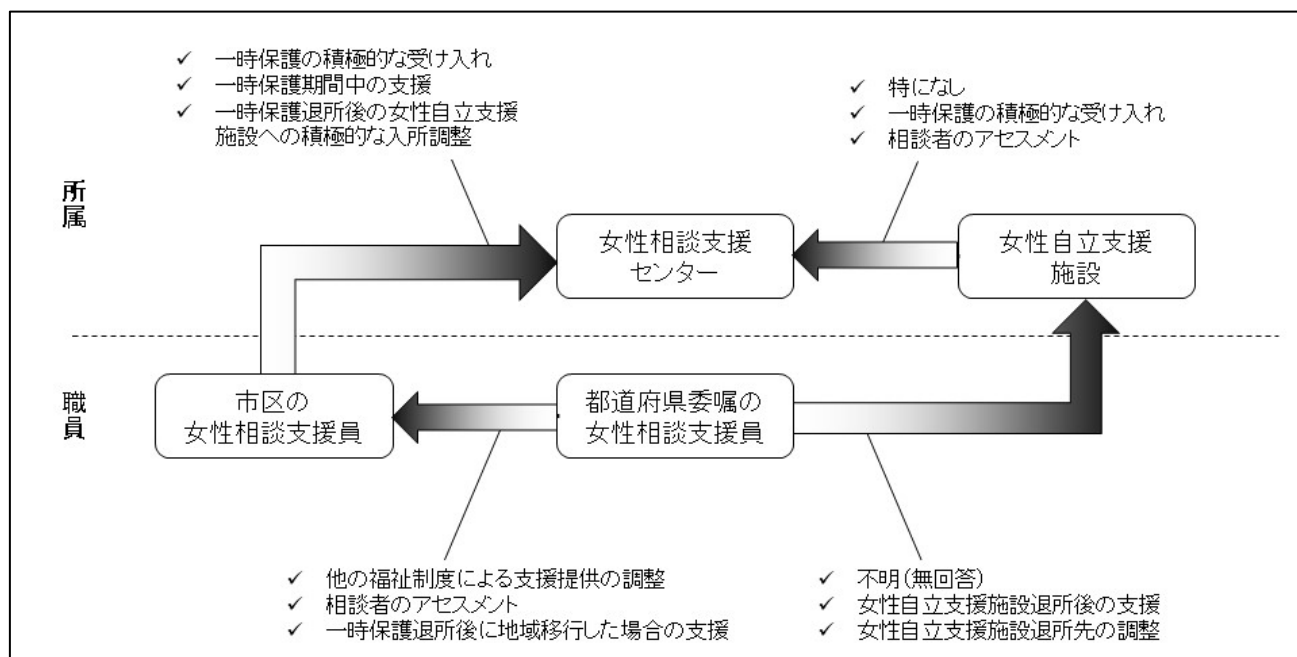
市区委嘱の女性相談支援員に対して、「女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務」を尋ねたところ、「一時保護の積極的な受け入れ」が最多の44.0%、次いで「一時保護期間中の支援」が17.5%であった（図表 145）。また「一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整」もより強化してほしい支援業務として28.6%の回答があった（図表 146）。

女性自立支援施設に対して、「女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務」を尋ねたところ、「特になし」が最多の31.4%、次いで「一時保護の積極的な受け入れ」が25.7%であった（図表 275）。また「相談者のアセスメント」もより強化してほしい支援業務として22.9%の回答があった（図表 280）

都道府県委嘱の女性相談支援員に対して、「女性自立支援施設に最も強化してほしい支援業務」を尋ねたところ、「不明（無回答）」が最多の29.5%、次いで「女性自立支援施設退所後の支援」が23.1%であった（図表 147）。また「女性自立支援施設退所先の調整」もより強化してほしい支援業務として29.9%の回答があった（図表 148）。

これらの回答を踏まえ、各機関に対して強化してほしい支援業務を整理したのが図表 286 である。

図表 286 各機関の役割及び支援業務の強化に係る調査結果



このように、各機関に対して、強化してほしい支援業務が複数挙げられたことから、女性支援事業における支援フローに則って、各機関が関係性を構築しながら連携することや、担当すべき業務を整理することが必要であると考えられる。

#### (イ) 支援が難しいと感じる相談者

どのような相談者に対して支援が難しいと感じるのかを、女性相談支援員・女性相談支援センター・女性自立支援施設に対して尋ねた結果は以下の通りであった。

支援が難しいと感じる相談者について、女性相談支援員では「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の78.1%で、次いで「外国にルーツを持つ女性」が55.0%で、三番目に「性暴力被害者・性的虐待被害者」が31.5%であった（図表 123）。それぞれについて、支援が難しいと感じる理由は、「相談者本人とのコミュニケーションが難しい」（図表 128）、「言語が違うことによりコミュニケーションが難しい」（図表 129）、「当該相談者への支援経験がない・少ない」（図表 130）であった。

支援が難しいと感じる相談者について、女性相談支援センターでは「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の81.6%で、次いで「外国にルーツを持つ女性」が68.4%で、三番目に「若年女性」が60.5%であった（図表 198）。それぞれについて、支援が難しいと感じる理由は、「相談者本人とのコミュニケーションが難しい」（図表 199）、「言語が違うことによりコミュニケーションが難しい」（図表 200）、「相談者本人が支援を求めない傾向が強い」（図表 201）であった。

支援が難しいと感じる相談者について、女性自立支援施設では「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」が最多の82.9%で、次いで「外国にルーツを持つ女性」の60.0%で、三番目に「若年女性」の54.3%であった（図表 265）。それぞれについて、支援が難しいと感じる理由は、「相談者本人とのコミュニケーションが難しい」（図表 266）、

「言語が違うことによりコミュニケーションが難しい」（図表 267）、「相談者本人が支援を求めない傾向が強い」（図表 268）であった。

調査結果を踏まえ、特に「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性」及び「外国にルーツを持つ女性」とのコミュニケーションに係る研修を強化することが求められていると推察される。また、「外国にルーツを持つ女性」への支援においては多言語であることや、文化・思想が異なることが課題であると想定されるため、翻訳機能等を活用した効果的なコミュニケーション方法等について「4. 課題に対する施策提案」においても言及する。また、「若年女性」への支援においては、相談者本人が支援を求めない傾向にあることが課題であると考えられる。

#### （ウ）一時保護

市区委嘱の女性相談支援員に「女性相談支援センターに最も強化してほしい支援業務」を尋ねたところ、「一時保護の積極的な受け入れ」が最多の 44.0%であった（図表 145）。また、当該設問について女性自立支援施設にも尋ねたところ、「一時保護の積極的な受け入れ」が次点の 25.7%であった（図表 275）。

過去 3 年間、一時保護の依頼を断ったことはあるかについては、女性相談支援センターでは「ある」が 89.5%で（図表 167）、その理由としては「当該相談者がセンターの一時保護の方針に合致しなかったため」が最多の 85.3%であった（図表 168）。

一時保護の依頼を断ったことがある理由として「当該相談者がセンターの一時保護の方針に合致しなかったため」と回答した 29 か所の女性相談支援センターに対し、一時保護所入所に係る方針について尋ねたところ、同伴児者または当事者が障害や先天的疾患、高齢等の理由により、日常生活に介助や医療的ケアが必要な場合や、集団生活が困難な場合は受け入れないと 20 か所以上で回答があった（図表 170）。

市区委嘱の女性相談支援員及び女性自立支援施設からは、女性相談支援センターに対して「一時保護の積極的な受け入れを強化してほしい」という声が挙がっており、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針<sup>3</sup>」では、「法第 9 条第 7 項の規定に基づき、以下の場合に、一時保護を自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする」として、具体的な項目が提示されている。これらの内容を広く周知し共有していくことを通し、受け入れを強化していくことが望まれる。

#### （エ）女性自立支援施設の入所促進と定員の充足

女性自立支援施設の定員充足率については、「0%以上 10%未満」が最多の 47.4%で、次いで「10%以上 20%未満」が 15.8%であった（図表 252）。定員の充足に向けた課題としては、「女性相談支援センターから入所に係る依頼が来ない、少ない」が最多の 60.0%で、次いで「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」が 48.6%であった（図

<sup>3</sup> 厚生労働省（令和 5 年 3 月）「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

表 257)。

また、女性自立支援施設に「過去3年間で入所の依頼を断ったことはあるか」を尋ねたところ、「ない」が85.7%であった(図表 262)。

一方、女性相談支援センターに対する調査結果をみると、「一時保護対象者に入所措置を行わなかったことはない」という回答は7.9%にとどまっている。そこで、一時保護対象者に入所措置を行わなかった理由をみると、「他に利用できる制度があったため」が最多の52.6%であり、次いで「当該相談者は自立が可能と判断したため」「当該相談者の同意が得られなかったため」が36.8%であった(図表 173)。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針<sup>4</sup>」では、施設入所に関して、次のような指摘がなされている。

「女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ女性相談支援センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備する。また、女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要である。」

このような基本方針の指摘を周知することを通し、潜在するニーズを掘り起こし、入所につなげていくことが必要である。

また、入所措置を行わなかった理由として「当該相談者は自立が可能と判断したため」という回答が4割弱あった点についても検討が必要である。「自立が可能」という状況をどのように判断するのか、基本方針に示されている「自立」の定義を参照しながら、施設による支援が必要な女性をとりこぼさないよう、関係者間で丁寧に議論を積み重ねていくことが求められる。

#### (オ) 所在地の秘匿

女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題はあると思うかについて女性相談支援員に尋ねたところ、女性相談支援員全体では「思う」が40.5%であった(図表 149)。どのような点を課題であると思うかという点の詳細については、都道府県委嘱、市区委嘱のいずれにおいても、「支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない」が最多の約6～7割であった(図表 152、図表 153)。

同様の設問について女性相談支援センターに尋ねたところ、課題があると「思う」という回答が68.4%であり(図表 227)、課題の詳細については、「他機関との連携がしづらい」が最多の61.5%、次いで「支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない」が53.8%であった(図表 228)。

同様の設問について女性自立支援施設に尋ねたところ、課題があると「思う」という回答が62.9%であり(図表 283)、課題の詳細については「支援が必要な相談者が女性相談

<sup>4</sup> 厚生労働省(令和5年3月)「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

支援センターにたどり着けない」が最多の77.3%、次いで「地域交流等ができないことにより、利用者の自立支援が制限される」が40.9%であった（図表 284）。

更に、女性自立支援施設に対して実施したいと思いつつも現状ではできていない支援があるかを尋ねており、その結果をみると、「住所を秘匿する必要があるため支援内容に制限がある」という回答が84.6%であった（図表 274）。

このように、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設いずれも、所在地を秘匿しなければならないことにより、支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けないことや、提供できる支援に制限があることが課題であると考えていることがわかった。

DV 等により加害者の追跡から逃れる必要がある女性がいるため、相談所や施設の住所を秘匿せざるをえない現状が続いている一方、追跡等の危険はなく通勤や通学も可能で、支援が必要な女性も存在する現状がある。「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針<sup>5</sup>」では「法は「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」等を目的とするものであり、この方目的に沿った「本人中心」の相談支援を進めることが何よりも重要」と書かれていることから、この点については、相談者本人の意思に寄り添ったうえで、中長期的な視点をもって、相談所や施設の運営体系の在り方を検討していくことが必要である。

#### （カ）内閣府管轄のDV 被害者支援施策との役割分担・連携

厚生労働省の管轄である新法の支援対象である「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」と定義されており、配偶者からの暴力被害者（DV 被害者）も対象に含まれる。一方で、内閣府はDV 被害者を対象とした支援施策を実施しており、困難な問題を抱える女性に対する支援と対象者が重複している。

そこで、DV に関わる相談の受付場所について市区委嘱の女性相談支援員に複数回答で尋ねたところ、「福祉事務所」が最多の60.1%であり、次いで「配偶者暴力相談支援センター」が57.6%、「男女共同参画センター」が37.0%であった（図表 154）。

また、所管省庁が異なることによりどのような課題があるかを尋ねたところ、女性相談支援員全体では「厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい」が最多の41.2%、次いで「配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関がどのような支援をしているのかわからない」が30.1%、「配偶者暴力相談支援センター等の内閣副所管の機関との連携が難しい」が25.8%であった（図表 155）。同様の設問について、女性相談支援センター及び女性自立支援施設に尋ねたところ、「厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい」が最多であった（図表 229、図表 285）。

<sup>5</sup> 厚生労働省（令和5年3月）「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

厚生労働省管轄の「困難な問題を抱える女性」の中に DV 被害者が内包されているが、このように、類似する統計調査の依頼など現場では事務負担が過重になっている現状や支援における連携方法についての課題がわかった。そこで、これらについては、新法施行後の具体的な課題として検討する必要があると思われる。

#### (キ) 女性自立支援施設の設置形態及び運営主体による相違

本調査に回答した女性自立支援施設の設置形態をみると、「女性相談支援センター及び一時保護所に併設」型が 42.9%、「単独設置」型が 40.0%、「一時保護所にのみ併設」型が 17.1%であった（図表 232）。

これらについて運営主体をみると、「女性相談支援センター及び一時保護所に併設」型の 93.3%が公営であり、併設型ではない施設の 95.0%が民営である（図表 231）。

入居者一人当たりの床面積 9.9 m<sup>2</sup>以上の確保についてみると、公営及び女性相談支援センターに併設型の施設では、民間の単独設置型の施設に比べ、「確保できている」の回答割合が低い結果であった（図表 242）。また、公営及び女性相談支援センターに併設型の施設では、民間の単独設置型の施設に比べ、定員充足率も低いという結果であった（図表 253、図表 254、図表 255、図表 256）。

定員の充足に向けた課題について、公営及び女性相談支援センターに併設型の施設では、「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」が最多で、民間の単独設置型の施設では、「女性相談支援センターから入所に係る依頼が来ない、少ない」が最多であった（図表 258、図表 259、図表 260、図表 261）。

このように、公営及び女性相談支援センターに併設型の施設では、入居者一人当たりの床面積の確保が民間の単独設置型の施設に比べ進んでいない状況がわかった。加えて、定員充足率が低い一方で、「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」との回答が多いことから、運用上の工夫の余地があると推察される。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針<sup>6</sup>」では、「女性相談支援センターと女性自立支援施設の両者が併設されている場合が多いが、秘匿性の高い者の一時保護等に重点が置かれがちで、それぞれの機能が十分に発揮されていないという指摘もあることから、併設されている場合も、女性自立支援施設としての中長期的な専門的支援が行いようその在り方を検証することが重要である」と述べられている。生活型施設による支援を必要とする女性は各地に存在していることを踏まえ、どこに住んでいても最適な支援が受けられるよう施設における支援の在り方に加え、施設整備についても検討を進めていくことが望まれる。

<sup>6</sup> 厚生労働省（令和 5 年 3 月）「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

#### (ク) 地域に根差した活動や相談者への自立支援

実施したいが現状では実施できていない支援にどのようなものがあるかを尋ねたところ、女性相談支援センターでは、「通所支援」が次点の23.7%で（図表 206）であった。女性自立支援施設では「地域交流等の利用者の自立支援」が最多の51.4%で、次いで「自施設としての地域に根差した活動」が42.9%であった（図表 269）。

地域に根差した活動、地域交流及び通所支援による自立支援は、相談者が当該地域において生活基盤を整えるために必要な支援であり、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が今後創意工夫をしながら実施することで、自立支援の手法の多様化や質の向上につながることを期待される。

### ④ 連携

#### (ア) 民間支援団体との連携

地域の民間支援団体との連携に係る課題について尋ねたところ、女性相談支援センターでは「個人情報をごどのように共有すればよいかわからない」が最多の36.8%、次いで「信頼できる民間支援団体がない、わからない」が34.2%であった（図表 193）。

民間支援団体との協働を特に望む業務についてみると、女性相談支援センターでは「一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）」が最多の78.9%であり、次いで「一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）」及び「一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関（民間シェルター、母子生活支援施設、障害者支援施設等）への保護や入所の調整」が36.8%であった（図表 225）。当該業務において特に協働を望む理由としては、「女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方にもリーチができるから」が最多の57.1%であり、次いで「地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるから」が51.4%であった（図表 226）。

次に、女性自立支援施設が民間支援団体との協働を特に望む業務についてみると、女性自立支援施設では「女性自立支援施設退所後の支援」が最多の45.7%であり、次いで「一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）」が40.0%であった（図表 281）。当該業務において特に協働を望む理由としては、「女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方にもリーチができるから」及び「地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるから」が最多の60.7%であった（図表 282）。

民間支援団体は、女性相談支援センターなど公的機関に相談に行くことに抵抗を感じる方等に対し、地域巡回等のアウトリーチを行いやすい。このため、センターや市区の相談窓口につなぐ機能などにおいて協働が求められていると言える。また、民間支援団体との連携を促進するためには、地域にある民間支援団体の把握、掘り起こし、育成・強化等を行うとともに、当該団体との関係性構築を行うことが重要である。なお、個人情報の共有方法については留意が必要である。



(イ) 関係する福祉機関及び他部局との連携

女性相談支援センターに対して、関係する福祉機関との情報共有が十分にできているかについて尋ねたところ、「どちらかと言えばそう思う」が最多の 65.8%であった（図表 184）、福祉機関との特定の相談者に関する会議等の開催頻度は「開催していない」が最多の 28.9%であり、次いで「1年に1度以上開催している」が 15.8%であった（図表 186）。

また、女性相談支援センターに対して、他部局との連携は十分にできているかについて尋ねたところ、「どちらとも言えない」が次点の 42.1%であった（図表 179）。

女性相談支援センターと関係する福祉機関及び他部局との情報共有については、今後、支援調整会議等の開催を通し、女性支援の視点を持った連携体制を構築していくことが望まれる。

(ウ) 都道府県をまたいだ連携

都道府県をまたいだ女性相談支援センターや女性自立支援施設との連携に係る課題について尋ねたところ、女性相談支援センターでは「他県の支援体制や実態が見えない」が最多の 63.2%であり、次いで「支援方法等が県によって異なる」が 52.6%であった（図表 197）。

都道府県をまたいだ連携を強化するためには、支援体制や支援方針について自治体間で相互に共有する方策を構築する必要があると考えられる。また、相談者の中には、住み慣れた地域から離れることを求めない場合も少なくないことから、都道府県をまたいだ連携を強化するだけでなく、最近の相談者の傾向に合わせた支援方針についても「4. 課題に対する施策提案」で記載する。

### 3. ヒアリング調査結果

本章では、ヒアリング調査の結果について詳細を記載する。

#### (1) 民間支援団体へのヒアリング調査

##### ① 調査目的

以下の2つの目的を達成するため、民間支援団体へのヒアリング調査を実施した。

- 施策を検討する上での参考とするため、支援現場の課題を深堀する
- 研修を実施している場合は、新法に基づく研修カリキュラムを策定する上での参考とするため、実施している研修の概要や、研修への展望等を伺う

##### ② 調査対象

本調査研究では検討委員会での協議を踏まえて、図表 287 の3つの民間支援団体に対してヒアリング調査を行った。

図表 287 民間支援団体ヒアリング調査対象の概要

組織・個人名	組織または個人の活動概要
松本周子氏 (ぐる〜ぷ・ゆるり熊本)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国女性相談支援員連絡協議会前会長であり、現在は水俣市よりそいサポートセンターで女性相談支援員として従事</li><li>• 女性相談支援員として従事する傍ら、民間の支援グループを立ち上げ、全国の女性相談支援員の研修事業やDV被害者の母と子の回復プログラムを実施</li></ul>
NPO 法人女性ネット Saya-Saya	<ul style="list-style-type: none"><li>• 暴力から女性と子どもを守るという目的で、相談室の運営、当事者の居場所づくり、就労支援等様々な支援活動やプログラムを実施</li><li>• 法人の運営には元当事者が多数在籍</li></ul>
NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 女性の視点と経験に基づいて、女性による女性のためのフェミニストカウンセリングの確立を目指す学会</li><li>• 女性支援団体の相談員のサポートやスキルアップのためにスーパーバイザーの派遣に取り組む</li></ul>

### ③ 調査結果

②の調査対象に対してヒアリングを実施した結果を以下の通り取りまとめた。ヒアリングでは主に、支援の面では、支援者の精神的負担や、公的機関と民間機関の連携に係る課題、研修への展望では、オンデマンドと対面の併用など実施方法について、研修カリキュラムについては、メンタルケア、スーパービジョン（SV）に係る研修内容の充実について意見があった。

図表 288 松本周子氏（ぐる～ぷ・ゆるり熊本）ヒアリング結果概要

分類	松本周子氏（ぐる～ぷ・ゆるり熊本）ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員として働きながら、地域で民間団体を立ち上げ、研修やプログラムを実施</li> </ul>
支援実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援団体はアウトリーチにおいて強みを持ち、潜在的な相談者を見つける等が可能であるが、民間支援団体の連携において、自治体はその強みを活用しきれていないと感じている</li> </ul>
公的機関と民間機関の連携	<p>【連携方法（好事例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県では連携可能な民間機関の一覧が各市に提供され、それを基に、利用者の属性によって民間機関と連携を実施</li> <li>民間機関も参加する会議や研修の機会が多く、連携が円滑にできる</li> </ul>
研修への展望	<p>【研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売春防止法等の歴史</li> <li>カウンセリング方法</li> <li>二次受傷対策（メンタルケア）</li> <li>スーパービジョンの方法</li> </ul> <p>【研修実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループワークの導入</li> </ul>

図表 289 NPO 法人女性ネット Saya-Saya ヒアリング結果概要

分類	NPO 法人女性ネット Saya-Saya ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV 被害女性と子どもたちを対象に、当事者の目線から必要だと考えられる支援を提供</li> </ul>
支援実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮、発達障害、外国籍、精神的 DV、児童虐待、いじめ、ハラスメント等、相談者の背景にある問題や支援へのニーズが多様化しているものの、公的機関の支援提供者が対応しきれていないと考える</li> </ul>
公的機関と民間機関の連携	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関では、支援実施上の制限が多く、多様化するニーズに対応できず、民間機関に支援を依頼することが多いが、その後のフォロー等が十分でなく、一緒に支援を実施しているという実感がない</li> </ul>
研修への展望	<p>【研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援者がバーンアウトしないよう、スーパービジョンの項目を重視してほしい</li> </ul>

図表 290 NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会ヒアリング結果概要

分類	NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会 ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力や人権侵害等を受けた女性への支援として、フェミニズムの観点を取り入れた心理的支援の実施方法、理論等の普及啓発に取り組む</li> </ul>
支援実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の自傷行動、支援員への暴力等、支援を拒否される等により、無力感を感じる事が多く、女性相談支援員の精神的負荷が高くなっている。しかし、女性相談支援員に対するメンタルケアの実施は十分でない</li> </ul>
公的機関と民間機関の連携	<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体における女性支援事業の重要性が低く、予算の確保が十分なされてない。自治体と民間機関が連携した新たな事業を実施し、支援の質を向上するべき</li> </ul>
研修への展望	<p><b>【実施方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド研修と対面実施を両立すべき。具体的なケースを用いた研修は対面で実施するとよい</li> <li>グループワークではファシリテーターのスキルが重要となる</li> </ul>

## (2) 都道府県 主管課へのヒアリング調査

### ① 調査目的

研修カリキュラムやその他の実施方法等を策定・検討する際に参考とするため、研修の実施主体から見た研修実施上の課題を把握することを目的とし、都道府県主管課へヒアリングを実施した。

### ② 調査対象

本調査研究では検討委員会での協議を踏まえて、図表 291 の2つの都道府県主管課に対してヒアリング調査を行った。

図表 291 都道府県主管課ヒアリング調査対象の概要

組織	活動概要
都道府県 A	<ul style="list-style-type: none"><li>県の男女共同参画推進関連機関と女性相談支援センターが密に連携を行うことで、異なる部局間の連携を円滑に実施。</li><li>県独自の研修を実施</li></ul>
都道府県 B	<ul style="list-style-type: none"><li>女性支援に携わる民間支援団体との連携や、県と市町村の連携方策や体制の見直しを検討、新たな研修の策定等、新法施行に向けた準備を進めている</li></ul>

### ③ 調査結果

ヒアリングを実施した結果を以下の通り取りまとめた。研修の実施主体である都道府県へのヒアリングでは、おもに既存の都道府県独自の研修、内閣府が主催するDV研修とのすみ分けや、都道府県や研修受講者の業務負担軽減のための研修実施方法について意見があった。

図表 292 都道府県 A ヒアリング結果概要

分類	都道府県 A ヒアリング結果
主管課	男女共同参画推進関連機関
参加者	主管課より 3 名 男女共同参画推進関連機関より 1 名 女性相談支援センターより 2 名
主管課の体制	主管課の人員は通常 7 名、現在 8 名 ※行政職員（常勤）5 名、女性相談支援員 1 名、兼務者 1 名 ※現在、新法施行に向け、1 名人員を追加
現在の取り組み	<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画関連機関や女性相談支援センターが中心となって、女性相談支援員を対象とした初任者研修、行政職員研修、ケース検討研修等を実施している</li> </ul> <p>【新法への対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援における連携体制を強化するため、県警や県内の女性相談支援員や民間支援団体を巻き込んだワークショップを開催しており、支援提供における関係者間での顔の見える関係づくりをしている</li> </ul>
課題	<p>【支援実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援窓口は長時間の対応が必要なため、人材の確保について難しさを感じている</li> <li>女性相談支援員のメンタルケアを大きな課題として捉えている</li> </ul> <p>【内閣府管轄の DV 被害者支援施策との役割分担・連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターは、厚生労働省所管事業、内閣府所管事業それぞれにおいて一時保護を実施しているが、自立支援等のリソースの切り分けに難しさを感じている</li> </ul>
研修への展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>県独自で行っている研修が多くあるので、研修実施者の負担が増えないようにしてほしい</li> <li>対面でまとめて受講可能な研修だと、予定が立てやすい</li> <li>法律の内容、活用可能な他施策・他機関、DV 被害者支援の具体的方法、通信機器の安全性の確保の方法について学びたい</li> <li>同伴する子ども、妊産婦、精神障害者への具体的な支援方法について学びたい</li> </ul>

図表 293 都道府県 B ヒアリング結果概要

分類	都道府県 B ヒアリング結果
主管課	女性支援に関わる部署
参加者	主管課より 3 名
主管課の体制	主管課の人員は 4 名 ※行政職 2 名、(社会) 福祉職 2 名であり、女性相談支援員は在籍していない
現在の取り組み	<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主管課と女性相談支援センターで、女性相談支援員を対象とした研修の企画・運営を行っている</li> </ul> <p>【新法への対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の広報啓発が DV 被害者支援のものが多かったため、新法で支援対象が広がった今、困難な問題を抱える女性を対象とした支援の広報啓発の仕方を検討している</li> <li>新法の内容に沿った基本計画を策定しており、民間団体間との連携を促進できるよう、記載内容を工夫している</li> </ul>
課題	<p>【支援実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新法により支援対象が広がったことで、一時保護等の利用者が増加されることが想定される。現在の人員体制で対応しきれぬか懸念</li> <li>新法施行にあたり、女性相談支援員には様々な福祉制度の知識や理解が必要となるが、現在実施している研修は DV に関する講義が中心となっており、研修体制が十分でないと感じている</li> </ul> <p>【内閣府管轄の DV 被害者支援施策との役割分担・連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>類似する調査を二重で依頼され、業務負荷がかかっている</li> <li>DV 被害者支援は男女共同参画に関わる部が管轄し、それ以外の対象者については福祉部局が対応し、部局をまたがることから連携に難しさを覚えている</li> <li>市区によっても連携方法は多様で、リソースの調整や共有等に課題がある</li> </ul>
研修への展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府の既存の研修を踏まえ、内容や研修実施部局の区別方法が明確になれば良い</li> <li>オンデマンドと対面それぞれにメリット・デメリットがあるため、カリキュラム内容によって、開催方法を変えてほしい</li> <li>受講管理方法については、県の負担も考慮してほしい</li> <li>グループワークのファシリテーターの調整や確保が難しいため、グループワークの開催方法についても考慮してほしい</li> <li>女性相談支援員のメンタルケアに係る研修を実施してほしい</li> </ul>

### (3) 女性相談支援員（全国団体）へのヒアリング調査

#### ① 調査目的

研修カリキュラムやその他の実施方法を策定・検討する際に参考とするため、女性相談支援員（全国団体）から見た支援現場の課題を深掘することを目的とし、第2回検討委員会においてヒアリングを実施した。

#### ② 調査対象

本調査研究では、女性相談支援員の全国組織として活動している全国婦人相談員連絡協議会に対してヒアリング調査を行った。

図表 294 女性相談支援員（全国団体）ヒアリング調査対象の概要

組織	組織または個人の活動概要
全国婦人相談員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関に設置されている女性相談支援員による全国組織であり、女性の権利擁護と会員のネットワーク強化及び関係機関との連携推進を目的として活動している。</li> </ul>

#### ③ 調査結果

ヒアリングを実施した結果を以下の通り取りまとめた。ヒアリングでは主に、女性相談支援員の受講負担軽減のための研修実施方法等、研修実施において感じている課題について意見があった。

図表 295 全国婦人相談員連絡協議会ヒアリング結果概要

分類	全国婦人相談員連絡協議会ヒアリング結果
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長1名、副会長2名</li> </ul>
女性相談支援員を対象とした全国の研修状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国婦人相談員・心理判定員研究協議会研修</li> <li>都道府県主催初任者研修、婦人保護事業関連の研修、事例検討会等</li> <li>内閣府主催「性犯罪・性暴力・配偶者暴力等支援・若年層予防啓発研修会」</li> <li>民間が主催する女性支援に関する研修</li> </ul>
研修実施において感じている課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修は実施されているが、経験者向けの研修はあまり用意されていない</li> <li>都市部は研修が多いが、地方では研修が少ない</li> <li>指定研修にならないと重視されず、受講できない現状がある</li> <li>相談業務優先・緊急ケースの対応になることもあるため、オンデマンド研修を業務の合間に受講することが難しい場合もある</li> </ul>
研修への展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材のダウンロードを可能にする等、オンライン環境を整備するサポートが必要である</li> <li>オンデマンド研修後に、振り返りレポートを提出させるような振り返る機会があると良い</li> <li>質問等ができる形式について構築してほしい</li> <li>対面研修は、女性相談支援員同士の意見交換が可能で、モチベー</li> </ul>



	<p>ションアップにも繋がるため、入れてほしい</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 必須受講としてほしい</li><li>• 報酬に直接反映されるような仕組みづくりの検討</li><li>• 本研修を軸に女性相談支援員の認定制度化につなげてほしい</li><li>• 理論は座学で、実践はロールプレイなどの演習が望ましい</li><li>• 都道府県ごとの演習等の内容に差がない取り組みと、講師等の人選をお願いしたい</li></ul>
--	--

## (4) ヒアリング調査結果から想定される課題

本調査研究で実施したヒアリング調査において、女性相談支援事業の課題として、民間支援団体との連携・協働、人員体制・人材育成、内閣府管轄のDV被害者支援施策との役割分担・連携が挙げられた。

### ① 職場環境

#### (ア) 人員体制・人材育成

都道府県主管課のヒアリングにおいて、人員体制・人材育成における課題についての意見が多くあった。具体的には、ある都道府県では、相談者がいつでも相談できるように長時間対応可能な電話相談窓口を設置しているが、対応できる人員が多くなく、人材の確保に難しさを感じている、という意見があった。また、新法において支援対象範囲が拡大され、相談者が増加することが想定されるが、現在の人員体制での対応に懸念を示す声もあった。さらに、女性相談支援員の育成や、女性相談支援員のメンタルケアについても、今後、更なる対応が必要とされることへの懸念もあった。

女性相談支援員の1人職場や兼務者の多さは、従来支援現場の課題として議論されてきた。しかし、新法施行準備や、新法施行後の支援提供では、通常業務以上の業務負荷がかかることが想定される。業務負荷の増加は、女性相談支援員のバーンアウトに繋がる可能性もあり、女性相談支援員のメンタルケアも今まで以上に必要である。支援を必要とする相談者に対して質の高い支援を提供するため、新法施行に伴う支援体制の見直し、女性相談支援員のメンタルケアは急務である。

### ② 支援提供

#### (ア) 内閣府管轄のDV被害者支援施策との役割分担・連携

厚生労働省の管轄である新法の支援対象である「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」と定義されており、配偶者からの暴力被害者（DV被害者）も対象に含まれる。一方で、内閣府はDV被害者を対象とした支援施策を実施しており、困難な問題を抱える女性に対する支援事業と対象者が重複している。

厚生労働省と内閣府管轄の事業の対象者が重複するため、支援現場では様々な課題が生じている。具体的には都道府県主管課では、支援提供時における内閣府管轄の男女共同参画関係機関との人員調整や連携等に難しさを感じている、という意見があった。また、厚生労働省、内閣府の両者から類似する調査の依頼があることにより、作業量が増えるなどの業務負担も課題として挙げられた。さらに、内閣府管轄のDV被害者支援施策との役割分担・連携については、部署間の役割分担や支援体制などが地域ごとに異なるため、それぞれの地域の支援体制などの事情を加味する必要がある。厚生労働省管轄の困難な問題を抱える女性に対する支援事業と、内閣府管轄のDV被害者支援施策の対象者が重複することにより、支援現場における業務負担が大きくなっていることから、厚生労働省と内

閣府において新法に関わる女性支援施策と DV 被害者施策との役割分担や連携について、法施行を契機として相互に検討を行うことが期待される。

### ③ 連携

#### (ア) 民間支援団体との連携・協働

新法では、民間支援団体との連携・協働という視点が追加され、女性相談支援員と民間支援団体とで新たに支援体制を構築することが望まれている。しかし、本調査研究のヒアリング調査において、自治体との連携・協働が難しい、という声が民間支援団体から聞かれた。具体的には、自治体は特定の民間支援団体を紹介するのは難しいため、民間支援団体から自治体への働きかけがしづらい点や、自治体から民間支援団体に対して連携を依頼される事例があったとしても、自治体による連携後のフォローが十分でない場合があり、民間支援団体の業務負荷が高くなっているという課題がある。

また、都道府県主管課からも、民間支援団体との連携・協働に苦慮している、という意見があった。ある都道府県主管課では、新法に向けた取り組みとして、民間支援団体との連携を実施するため、民間支援団体を把握するためのアンケート調査の実施や、顔の見える関係性を構築するための研修会の開催を行っている。また、民間支援団体との連携体制構築は試行段階にあり、新規事業創出等、今後民間支援団体とより連携することで、支援の質の向上が期待できるのではないか、という意見も出された。

民間支援団体は、相談者のニーズに合わせたきめ細かい支援が可能であり、潜在的な相談者の発見、予防等のアウトリーチ活動において強みを持つということもヒアリング調査で明らかになった民間支援団体の特徴である。新法による支援対象範囲の拡大、相談者のニーズや課題の多様化により、今後民間支援団体の支援ニーズはより高まるのではないかと推察される。自治体において、民間支援団体の強みを生かせる連携・協働体制の構築が必要である。

## 4. 課題に対する施策提案

質問紙調査及びヒアリング調査、検討委員会での議論を踏まえて抽出された、女性支援事業における課題を改めて整理し、課題（As-Is）に対するあるべき姿（To-Be）の提示及び、あるべき姿（To-Be）を実現するための施策の提案を行う。

### （1）各課題（As-Is）を踏まえたあるべき姿（To-Be）の整理

質問紙調査及びヒアリング調査、検討委員会での議論を踏まえて抽出された、女性支援事業における課題を改めて整理し、課題（As-Is）に対するあるべき姿（To-Be）を提示する。

図表 296 課題（As-Is）とあるべき姿（To-Be）

課題（As-Is）	あるべき姿（To-Be）
<b>① 職場環境</b>	
<b>【女性相談支援員の職場環境や雇用に関する不安】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員には、業務内容を踏まえた給与額への納得感や、契約の内容や更新の有無を丁寧に示すことにより、安心感を醸成することが求められている</li> <li>自身の現在の役職を把握できていないのも、契約や雇用に係る不安を生じさせる要因の一つであると考えられる</li> </ul>	<b>【女性相談支援員の職場環境や雇用に関する不安】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種施策及び補助制度の適切な使用により、働きやすい職場環境が整備されている</li> <li>受講しやすい研修体系により、対象となる女性相談支援員が処遇改善加算を受けやすい</li> <li>非常勤職員である女性相談支援員において、雇用の継続に対する不安が払しょくされている</li> </ul>
<b>【女性相談支援員の人員体制とバーンアウトの予防】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>バーンアウトしそうな気持ちになるときとして多いのは、女性相談支援員として相談者の支援にあたる際の難しさに直面したときである</li> <li>バーンアウト対策のためには女性相談支援員や他の職員との連携及び話し合いが重要であることから、1人職場の割合が多いことは課題である</li> <li>長時間対応可能な電話相談窓口の設置や、新法において支援対象範囲が拡大されることに伴う、相談者の増加見込みに関し、人員体制や業務負荷の増加に懸念を示す声があった</li> <li>女性相談支援員の育成や、女性相談支援員のメンタルケアについても、今後、更なる対応が必要とされることへの懸念を示す声があった</li> </ul>	<b>【女性相談支援員の人員体制とバーンアウトの予防】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員の採用が各自治体で増加することで、女性相談支援員同士が相談しやすい体制が整えられている</li> <li>閉鎖的な支援現場・職場環境ではなく、関係機関等へ開かれた支援現場・職場環境が構築されている</li> <li>職場内で女性相談支援員の業務が理解され、相談員の権限を明らかにしたうえで、支援における連携を取りやすい関係づくりがされている</li> <li>女性相談支援員の育成や支援の質向上のため、主任女性相談支援員、統括女性相談支援員がスーパービジョン等の支援提供における役割を果たしている</li> </ul>
<b>【年次有給休暇の取得と研修受講に係る人員不足】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の取得及び研修受講に係る課題として、女性相談支援員の人員不足や業務負荷が挙げられた</li> </ul>	<b>【年次有給休暇の取得と研修受講に係る人員不足】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>（再掲）女性相談支援員の採用が各自治体で増加することで、女性相談支援員同士が相談しやすい体制が整えられている</li> </ul>
<b>② 研修</b>	
<b>【対話・体験型研修への参加希望】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対話・体験型研修への参加希望は多く、他の女性相談支援員との知見等の共有や幅広い分野における支援方法を習得することが期待されている</li> <li>座学の研修では習得できないような知見やスキルを得られるようなことも求められている</li> </ul>	<b>【対話・体験型研修への参加希望】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対話・体験型研修を用意し、他の女性相談支援員とのケース検討やロールプレイングによる知見やスキルの向上が可能となる</li> </ul>

課題 (As-Is)	あるべき姿 (To-Be)
<p>【新たに策定される研修に望むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の質の向上のために重要だと女性相談支援員に認識されているのは、相談者理解や幅広い福祉分野の知識や相談者への支援スキル等について扱う研修である</li> </ul>	<p>【新たに策定される研修に望むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者に関する幅広い分野や多様な福祉分野の知識、相談者への支援スキル等についての研修を用意し、支援の質向上につなげる</li> </ul>
③ 支援提供	
<p>【各機関の役割及び支援業務の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関に対し、強化してほしい支援業務が高い割合で挙げられた</li> </ul>	<p>【各機関の役割及び支援業務の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が、互いに担う業務について共通理解をもち、顔の見える関係性を構築し、日頃から連携している</li> <li>女性支援事業における支援提供の質を担保するため、適切な事業評価の仕組みがある</li> </ul>
<p>【支援が難しいと感じる相談者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を持つ女性」及び「外国にルーツを持つ女性」とのコミュニケーションに係る研修を強化することが求められている</li> <li>「外国にルーツを持つ女性」への支援においては他言語を使用する場合に課題がある</li> <li>「若年女性」への支援においては、相談者本人が支援を求めない傾向にあることが課題である</li> </ul>	<p>【支援が難しいと感じる相談者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員が、研修等により、コミュニケーションの手法や各相談者の特徴を踏まえた基礎知識等を身につけている</li> <li>言語が違うことによりコミュニケーションが難しい、外国にルーツを持つ女性に対し、女性相談支援員が円滑な対応を行っている</li> <li>若年女性の傾向を踏まえ、女性相談支援員が支援提供の方針について検討し、相談者へ円滑な支援を提供している</li> <li>特に若年女性に対し、民間支援団体との連携・協働によるアウトリーチの実施を行う</li> </ul>
<p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市区委嘱の女性相談支援員及び女性自立支援施設からは、女性相談支援センターに、一時保護の積極的な受け入れを強化してほしいという声があった</li> <li>女性相談支援センターでは一時保護所の受け入れ方針を理由に、一時保護の依頼を断ることがあり、一時保護が必要な相談者に適切な支援が提供できていない可能性がある」と推察される</li> </ul>	<p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターが適切なアセスメントを実施し、「一時保護の基準」（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則」）に基づき、一時保護が必要な方へ積極的に当該支援を提供できる</li> </ul>
<p>【女性自立支援施設の入所促進と定員の充足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護の受け入れが一時保護所の受け入れ方針を理由に積極的に為されていないために、施設入所が必要な相談者が女性自立支援施設に入所ができず、結果として女性自立支援施設の定員充足率が低いと推察</li> <li>入所措置を行わなかった理由として「当該相談者は自立が可能と判断したため」の回答が多かったことから、相談者の自立が可能と判断された者を多く一時保護している可能性がある</li> </ul>	<p>【女性自立支援施設の入所促進と定員の充足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性自立支援施設の入所に係る制限について、現在のニーズに合わせた適切な運用を行い、入所を必要とする相談者へ円滑な支援を提供している</li> <li>女性相談支援センターが一時保護判断や入所措置に係る方針の基準等の運用を国の基本方針に則って見直すと同時に、入所の判断のための適切なアセスメントを実施している</li> </ul>

課題 (As-Is)	あるべき姿 (To-Be)
<p><b>【所在地の秘匿】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設いずれにおいても、支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けないことから、所在地の秘匿に課題があると捉えられている</li> <li>所在地の秘匿により、提供できる支援に制限がある</li> <li>「連携」の具体的な内容や方法に認識の違いがある可能性もある</li> </ul>	<p><b>【所在地の秘匿】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターの一時保護所や女性自立支援施設の一部保護委託については、秘匿の必要性のある女性とそうでない女性ですみ分けられるような受け入れ態勢の整理をすることで、利用者が相談しやすい場となっている</li> </ul>
<p><b>【内閣府管轄のDV 被害者支援施策との役割分担・連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府と厚生労働省が支援を提供する対象が重複していることから、類似する統計調査の依頼等による事務負担についての課題や、内閣府所管の機関の役割を認識できていない等の支援提供における課題がある</li> <li>内閣府管轄のDV 被害者支援施策との役割分担・連携を検討する上で、部署間の役割分担や支援体制などが地域ごとに異なるため、それぞれの地域の支援体制などの事情を加味する必要がある</li> </ul>	<p><b>【内閣府管轄のDV 被害者支援施策との役割分担・連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府管轄のDV 支援とのすみ分けが明確化され、支援現場における課題が解消されている</li> </ul>
<p><b>【女性自立支援施設の設置形態及び運営主体による相違】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営及び女性相談支援センターに併設されている施設では、入居者一人当たりの床面積の確保が、そうでない施設に比べ滞っている</li> <li>公営及び女性相談支援センターに併設されている施設で定員充足率が低く、その課題として「施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない」の回答が多い</li> </ul>	<p><b>【女性自立支援施設の設置形態及び運営主体による相違】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新法施行に向け、入居者一人当たりの床面積9.9㎡以上をすべての女性自立支援施設で確保している</li> <li>施設入所にあたっての制限について適切な運用を行い、施設入所が必要な相談者に当該支援を提供できる</li> </ul>
<p><b>【地域に根差した活動や相談者への自立支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根差した活動や、地域交流及び通所支援による自立支援は、女性相談支援センター及び女性自立支援施設において、支援の質向上のために実施すべきと考えられているが実施できていない</li> </ul>	<p><b>【地域に根差した活動や相談者への自立支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性自立支援施設が、地域交流等の利用者の自立支援、地域に根差した活動を実施できる体制となっている</li> </ul>

課題 (As-Is)	あるべき姿 (To-Be)
④ 連携	
<p><b>【民間支援団体との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方等に対し、地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるという理由で、一時保護退所後や女性自立支援施設退所後の支援について民間支援団体との協働が支援現場では望まれている</li> <li>民間支援団体との連携における課題として、個人情報共有方法や信頼できる民間支援団体の把握及び関係性構築の方法がわからない点が挙げられる</li> <li>自治体は特定の民間支援団体を紹介するのは難しいため、民間支援団体から自治体への働きかけがしづらい点や、自治体から民間支援団体に対して連携を依頼される事例があったとしても、自治体による連携後のフォローが十分でない場合があり、民間支援団体の業務負担が高くなっている</li> </ul>	<p><b>【民間支援団体との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 閉鎖的な支援現場・職場環境ではなく、関係機関等へ開かれた支援現場・職場環境が構築されている</li> <li>民間支援団体との具体的な連携方法及び、団体ごとの連携内容について整理されたものを、女性相談支援員が活用している</li> <li>民間団体の掘り起こし、育成、民間団体の立上げも都道府県・市町村の業務と認識している</li> </ul>
<p><b>【関係する福祉機関及び他部局との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと福祉機関及び他部局の連携については、日常的な情報共有は為されているものの、様々な関係者を巻き込んだ支援調整会議等の開催については今後の取組を強化していく必要がある</li> </ul>	<p><b>【関係する福祉機関及び他部局との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 閉鎖的な支援現場・職場環境ではなく、関係機関等へ開かれた支援現場・職場環境が構築されている</li> <li>福祉機関や他部局との実務者・担当者レベルでの個別事例に係る会議を積極的に開催し、具体的に活用可能な施策等を検討し、迅速な支援を提供している</li> </ul>
<p><b>【都道府県をまたいだ連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたいだ連携を強化するためには、他県の支援体制や実態、支援方針について共有する必要がある</li> <li>地域から離れることについて最近の相談者が求めている傾向にある</li> </ul>	<p><b>【都道府県をまたいだ連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他都道府県の支援体制や実態、支援方針について情報共有が可能である</li> </ul>

## (2) あるべき姿 (To-Be) を実現する施策の提案

あるべき姿 (To-Be) を実現する施策について、の通り提案する。

図表 297 あるべき姿 (To-Be) と提案する施策

あるべき姿 (To-Be)	提案する施策
① 職場環境	
<p>【女性相談支援員の職場環境や雇用に関する不安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種施策及び補助制度の適切な使用により、働きやすい職場環境が整備されている</li> <li>受講しやすい研修体系により、対象となる女性相談支援員が処遇改善加算を受けやすい</li> <li>非常勤職員である女性相談支援員において、雇用の継続に対する不安が払しょくされている</li> </ul>	<p>【女性相談支援員の職場環境や雇用に関する不安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員等専門職採用活動支援事業、ICT 導入支援事業の適切な利用を推進する</li> <li>女性相談支援員の支援の質向上のための研修事業等を活用し、確実に研修を受講させ処遇改善につなげる</li> <li>会計年度任用職員の契約更新の際の試験実施の見直しを行う</li> </ul>
<p>【女性相談支援員の人員体制とバーンアウトの予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員の採用が各自治体で増加することで、女性相談支援員同士が相談しやすい体制が整えられている</li> <li>閉鎖的な支援現場・職場環境ではなく、関係機関等へ開かれた支援現場・職場環境が構築されている</li> <li>職場内で女性相談支援員の業務が理解され、相談員の権限を明らかにしたうえで、支援における連携を取りやすい関係づくりがされている</li> <li>女性相談支援員の育成や支援の質向上のため、主任女性相談支援員、統括女性相談支援員がスーパービジョン等の支援提供における役割を果たしている</li> </ul>	<p>【女性相談支援員の人員体制とバーンアウトの予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体による、女性支援事業における常勤・非常勤職員の複数配置・専任者を確保する</li> <li>女性支援に知見を持った外部有識者のスーパービジョンの積極的な受け入れ等を実施し、閉鎖的ではない環境の構築に努める</li> <li>所属機関内で女性相談支援員の権限を共有し、他施策との連携を促進することで、女性相談支援員の孤立を防ぐ</li> <li>主任女性相談支援員と統括女性相談支援員の適切な任命・配置を実施する</li> <li>女性相談支援員を対象とした研修を通じて、主任女性相談支援員、統括女性相談支援員がスーパービジョンや分野別リーダー等の支援提供における役割を理解する</li> </ul>
<p>【年次有給休暇の取得と研修受講に係る人員不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 女性相談支援員の採用が各自治体で増加することで、女性相談支援員同士が相談しやすい体制が整えられている</li> </ul>	<p>【年次有給休暇の取得と研修受講に係る人員不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 各自治体による、女性支援事業における常勤・非常勤職員の複数配置・専任者を確保する</li> </ul>
② 研修	
<p>【対話・体験型研修への参加希望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対話・体験型研修を用意し、他の女性相談支援員とのケース検討やロールプレイングによる知見やスキルの向上が可能となる</li> </ul>	<p>【対話・体験型研修への参加希望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で策定する研修カリキュラムにおいて、対話・体験型の「演習」科目を設定し、他の女性相談支援員とのケース検討やロールプレイングを実施する</li> </ul>
<p>【新たに策定される研修に望むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者に関する幅広い分野や多様な福祉分野の知識、相談者への支援スキル等についての研修を用意し、支援の質向上につなげる</li> </ul>	<p>【新たに策定される研修に望むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で策定する研修において、相談者分野や幅広い福祉分野の知識、相談者への支援スキル等についての研修をオンデマンド形式で設定し、実践力を高める場として「演習」科目を設定し、各女性相談支援員が当該研修を活用する</li> </ul>



あるべき姿 (To-Be)	提案する施策
③ 支援提供	
<p>【各機関の役割及び支援業務の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が、互いに担う業務について共通理解をもち、顔の見える関係性を構築し、日頃から連携している</li> <li>女性支援事業における支援提供の質を担保するため、適切な事業評価の仕組みがある</li> </ul>	<p>【各機関の役割及び支援業務の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設が互いに担う業務について共通理解をもてるよう、各都道府県の主管課が話し合いの場や業務整理の機会を提供する</li> <li>各都道府県において、第三者評価の仕組み等を活用し、女性支援事業全体の支援の質について今後、評価の仕組みを整えていく</li> </ul>
<p>【支援が難しいと感じる相談者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員が、研修等により、コミュニケーションの手法や各相談者の特徴を踏まえた基礎知識等を身につけている</li> <li>言語が違うことによりコミュニケーションが難しい、外国にルーツを持つ女性に対し、女性相談支援員が円滑な対応を行っている</li> <li>若年女性の傾向を踏まえ、女性相談支援員が支援提供の方針について検討し、相談者へ円滑な支援を提供している</li> <li>特に若年女性に対し、民間支援団体との連携・協働によるアウトリーチの実施を行う</li> </ul>	<p>【支援が難しいと感じる相談者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員を対象とした研修の内容にコミュニケーション手法や基礎知識に係る内容を盛り込む</li> <li>厚生労働省の令和6年度予算において、通訳者の配置補助に係る事業が拡大されていることを踏まえ、当該事業を各都道府県が積極的に活用する</li> <li>「困難な問題を抱える若年女性に対する支援 スタートアップマニュアル<sup>7</sup>」や、SNS、民間支援団体の活用について、各都道府県で検討する</li> </ul>
<p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターが適切なアセスメントを実施し、「一時保護の基準」（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則」）に基づき、一時保護が必要な方へ積極的に当該支援を提供できる</li> </ul>	<p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県主管課において、新法に基づく、一時保護の受け入れ方針や基準の適切な運用がなされているか、点検・見直しを行う</li> <li>女性相談支援員の研修受講を通じて適切なアセスメントスキルを習得する</li> <li>適切な施設による一時保護委託を積極的に検討及び活用する</li> </ul>

<sup>7</sup> 「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチーム、「困難な問題を抱える若年女性に対する支援 スタートアップマニュアル」（2022年3月）

あるべき姿 (To-Be)	提案する施策
<p><b>【女性自立支援施設の入所促進と定員の充足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性自立支援施設の入所に係る制限について、現在のニーズに合わせた適切な運用を行い、入所を必要とする相談者へ円滑な支援を提供している</li> <li>女性相談支援センターが一時保護判断や入所措置に係る方針の基準等の運用を国の基本方針に則って見直すと同時に、入所の判断のための適切なアセスメントを実施している</li> </ul>	<p><b>【女性自立支援施設の入所促進と定員の充足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針を踏まえ、都道府県主管課、女性自立支援施設及び女性相談支援センターが、一時保護を経ていない相談者の受け入れ方針について適切な運用がなされているか、点検・見直しを行う</li> <li>通知に基づき、女性自立支援施設がオンライン機器の利用や外出制限について、新たな運用の見直し方法を推進する</li> <li>基本方針を踏まえ、都道府県主管課と女性相談支援センターが入所措置に係る方針の基準等の適切な運用がなされているのか、点検・見直しを行う</li> <li>女性相談支援センターが女性自立支援施設への見学や体験を促進し、施設に相談者をつなげる</li> <li>入所判断により入所しなかった方については市区の女性相談支援員と連携するなど、各関係者が継続的なフォローを実施する</li> </ul>
<p><b>【所在地の秘匿】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターの一時保護所や女性自立支援施設の一時保護委託については、秘匿の必要性のある女性とそうでない女性ですみ分けられるような受け入れ態勢の整理をすることで、利用者が相談しやすい場となっている</li> </ul>	<p><b>【所在地の秘匿】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や市区において、広く相談者を受け付けられるよう、所在地を公開した相談受付窓口や支援を提供する場所が確保されている</li> <li>利用者と相談員の安全を確保するうえでも、秘匿性を必要とする女性専用の窓口や一時保護所が棲み分けて整備されている</li> <li>女性自立支援施設の秘匿性の必要性について、緊急性を伴う一時保護・長期的な保護と、長期的で秘匿性が必要な保護・秘匿性が不要でない保護、を分けて検討する</li> <li>厚生労働省の令和6年度予算において措置された「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」の成果を踏まえ、今後、女性自立支援施設の通所支援の必要性を検討する</li> </ul>
<p><b>【内閣府管轄のDV被害者支援施策との役割分担・連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府管轄のDV支援とのすみ分けが明確化され、支援現場における課題が解消されている</li> </ul>	<p><b>【内閣府管轄のDV被害者支援施策との役割分担・連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DV支援について、相談受付や支援提供時の各フローにおける支援のすみ分けや現場の負担軽減を行うための検討を国において実施する</li> </ul>
<p><b>【女性自立支援施設の設置形態及び運営主体による相違】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新法施行に向け、入居者一人当たりの床面積9.9㎡以上をすべての女性自立支援施設で確保している</li> <li>施設入所にあたっての制限について適切な運用を行い、施設入所が必要な相談者に当該支援を提供できる</li> </ul>	<p><b>【女性自立支援施設の設置形態及び運営主体による相違】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県が女性自立支援施設と協力し、入居者一人当たりの床面積9.9㎡以上の確保等の新法施行のための準備を推進する</li> <li>各都道府県で、施設入所にあたっての制限について適切な運用が為されているかの見直しを行う</li> <li>市区の女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設等が個別事例に係る会議として、支援調整会議を活用する</li> </ul>

あるべき姿 (To-Be)	提案する施策
<p>【地域に根差した活動や相談者への自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性自立支援施設が、地域交流等の利用者の自立支援、地域に根差した活動を実施できる体制となっている</li> </ul>	<p>【地域に根差した活動や相談者への自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性自立支援施設における、地域交流等の利用者の自立支援、地域に根差した活動の可能性の検討、ポータルサイトにおける好事例の共有を行う</li> </ul>
<b>④ 連携</b>	
<p>【民間支援団体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 閉鎖的な支援現場・職場環境ではなく、関係機関等へ開かれた支援現場・職場環境が構築されている</li> <li>民間支援団体との具体的な連携方法及び、団体ごとの連携内容について整理されたものを、女性相談支援員が活用している</li> <li>民間団体の掘り起こし、育成、民間団体の立上げも都道府県・市町村の業務と認識している</li> </ul>	<p>【民間支援団体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援団体との各場面における連携について、実際に実施している例をポータルサイトに掲載し、他自治体が参考にできるようにする</li> <li>民間団体支援推進事業、民間団体育成事業、民間団体立上げ支援事業の補助金を活用し、地域で支援する民間団体を受け身ではなく、積極的に探していく</li> <li>民間支援団体を各都道府県・市区町村で発掘、育成する</li> <li>民間支援団体との個人情報の共有や扱いについては、法律の専門家を入れ具体的な取り決めに促進する</li> </ul>
<p>【福祉機関及び他部局との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 閉鎖的な支援現場・職場環境ではなく、関係機関等へ開かれた支援現場・職場環境が構築されている</li> <li>福祉機関や他部局との実務者・担当者レベルでの個別事例に係る会議を積極的に開催し、具体的に活用可能な他施策等を検討し、迅速な支援を提供している</li> </ul>	<p>【福祉機関及び他部局との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 福祉事務所内で他施策との連携を促進することで、女性相談支援員の孤立を防ぐ</li> <li>個別事例に係る会議として、福祉機関や他部局との担当者会議や支援調整会議を活用する</li> </ul>
<p>【都道府県をまたいだ連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他都道府県の支援体制や実態、支援方針について情報共有が可能である</li> </ul>	<p>【都道府県をまたいだ連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイトの自治体向けサイトに他県の支援に関する情報を整理して掲載する</li> </ul>

### (3) 本事業調査に係る考察

本事業に係る検討委員会での議論、質問紙調査、ヒアリング調査を踏まえ、①職場環境、②研修、③支援提供、④連携、それぞれにおける考察を述べる。

#### ① 職場環境

女性相談支援員の職場環境については、1人職場の割合が高く、バーンアウトの懸念もあることがわかった。バーンアウトの予防対策として、「他の女性相談支援員との相談」を挙げる回答が2人以上の職場に属する女性相談支援員からは数多くあった一方、1人職場の女性相談支援員ではそのような工夫をすることができない。また、新法施行後は、支援対象が拡大されることにより、これまで以上の業務負荷がかかると想定される。

これらの状況を踏まえ、女性相談支援員のメンタルケアにおいて、主任女性相談支援員及び統括女性相談支援員の配置が有効であると考えられる。各支援員がスーパービジョン等の役割を担うことで、各女性相談支援員の支援提供における心理負担を軽減するとともに、支援等で悩ん

だ際に相談ができる存在になることが望まれる。また、主任女性相談支援員や統括女性相談支援員が同じ職場にいて、支援の充実が図られ、自身も主任や統括を目指すイメージが具体的に湧くなど、モチベーション向上につながる効果もあると考えられる。

そのためには、各都道府県・市区等が、困難な問題を抱えた女性への支援の重要性および必要性を改めて認識し、女性相談支援員の定数を増やし、兼務職を解消するよう努力を行うことが期待される。

## ② 研修

女性相談支援員からは、「精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱える女性」「外国にルーツを持つ女性」「若年女性」について特に支援が難しいと感じていることが把握された。また、これらの特に支援が難しい相談者をはじめとした相談者理解、幅広い福祉分野の知識及び相談者への支援スキル等の取得について、法に位置付けられた研修に期待されていることがわかった。このため、これらの知識を身につけることのできる研修カリキュラムを検討委員会での議論を踏まえて策定した。研修カリキュラムの中で、特に難しい相談者については、演習でのケース検討、ロールプレイングなどの実施を想定しており、女性相談支援員の知識だけでなく実践力を身につけることが期待できる。

## ③ 支援提供

困難な問題を抱えた女性への支援の現場において、市区の女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設の各機関の役割分担、支援業務の強化、一時保護所・女性自立支援施設の所在地の秘匿及び内閣府所管のDV政策との役割分担・連携が課題となっている。

各支援機関の役割分担及び支援業務の強化については、女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設それぞれに対する調査結果において、各機関に対する強化してほしい支援業務が明確であった。特に一時保護や入所措置の判断については、支援が必要な相談者に適切な支援を実施することが必要であるが、各機関の認識の齟齬により適切な支援がなされていない場合があると推察する。そのため、各機関の支援業務の役割を見直すだけでなく、それぞれの支援業務の在り方についても各都道府県で、各関係者が支援調整会議等で顔を合わせて検討する必要があると考える。

また、各都道府県において、支援スキームに則った各機関の役割分担等について検討することが有効であると考え、支援の質の向上を図るためには、有効な支援が実施できているか等の観点から、支援の質の評価を行うことが重要である。支援の質の評価に当たっては、例えば第三者評価の仕組みの活用などが考えられる。質の評価を行うことにより、客観的な視点から支援業務等の見直しが可能となり、PDCAサイクルを効率的に回すことができると考えられる。

女性自立支援施設の所在地を秘匿することにより、地域資源を活用した相談者の自立支援が難しくなるため、秘匿性が高い女性の一時保護は女性相談支援センターで受け入れ、女性自立支援施設の一時保護委託では秘匿性の低い女性を受け入れるなど、運用体制の区分けを検討することも一案である。そのことにより、それぞれの活用方法を整理したうえで、利用の促進を図っていくことが望まれる。

内閣府所管のDV政策との役割分担・連携については、DV被害女性を、厚生労働省及び内閣府がいずれも支援対象としていることから、自治体など現場で過重な負担となっていることが把握された。そのため、今後は厚生労働省、内閣府の担当者間で、現場の負担軽減、施策の役割分担、施策の有効な連携方法について検討されることが期待される。

#### ④ 連携

質問紙調査において、民間支援団体、関係する福祉機関、関係部局、都道府県をまたいだ関係機関との連携の状況について把握した。その結果、関係する福祉機関及び関係部局との連携については、十分に実施できているという認識をもつ女性相談支援センターの割合が高かった。一方、検討委員会では、「都道府県をまたいだ関係機関との連携」については、最近の相談者は、地域から離れることを求めている傾向があるとの意見があった。

民間支援団体との連携については、支援現場では必要性が認識されている。具体的には、民間支援団体は、行政に相談に来ることに抵抗を感じる方に等対して、地域巡回等のアウトリーチが可能であり、一時保護退所後や女性自立支援施設退所後の支援において有効であると考えられている。一方、連携に係る課題もあることがわかった。具体的には個人情報共有方法、信頼できる民間支援団体の把握・関係構築の方法がわからないという点であった。

困難な問題を抱える女性に対する支援において、アウトリーチ等に強みを持つ民間支援団体との連携は重要であり、新法でも推進することが明記されている。都道府県等は、民間支援団体との連携を促進するため、厚生労働省の「民間団体支援強化・推進事業」を活用するなど、各都道府県及び市町村において、民間支援団体の掘り起こし、育成、立ち上げ支援を実施する必要があるのではないか。なお、当該事業を活用する場合、各都道府県等において自ら行うほか、外部委託により実施するなどの工夫も必要ではないか。

## 5. 研修カリキュラム策定に係る議論

本章では、研修カリキュラム策定に係る議論について詳細を記載する。

### (1) 研修カリキュラム策定の目的

#### ① 先行研究の整理

女性相談支援員を対象にした研修に関して、下記の先行研究が存在する。

- 平成 28 年度「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」<sup>8</sup>
- 平成 29 年度「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究 婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」<sup>9</sup>

本調査研究と先行研究の関係について、図表 298 のように整理した。

図表 298 本調査研究と先行研究の整理

先行研究	先行研究における項目	本調査研究での活用
平成 28 年度 「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」	• 女性支援事業（現・婦人保護事業）に携わる支援者に求められる力量・姿勢	• 女性相談支援員のコンピテンシーとして活用
	• 女性支援事業における研修分野	• 女性相談支援員が受講する研修科目として活用
	• 職階別の研修内容	• 女性相談支援員が受講する各研修科目の到達目標として活用
平成 29 年度 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究 婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」	• 調査項目、調査結果からの考察（婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設、婦人相談員、総合考察）	• 実態把握調査の調査項目として活用

#### ② 女性相談支援員の支援現場における現在の姿と目的像

令和 5 年度以前は、全国均一の研修カリキュラムに基づいた研修は実施されておらず、女性相談支援員による支援の質の担保が課題として指摘されてきた。しかし、女性相談支援員による支援の質向上には、研修による知識のインプットのみならず、女性相談支援員の処遇改善、女性相談支援員同士の連携強化など様々な要素が必要となる。

<sup>8</sup> 平成 28 年度 みずほ情報総研株式会社「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」

<sup>9</sup> 平成 29 年度 みずほ情報総研株式会社「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究 婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」

このため、本調査研究において策定した女性相談支援員を対象とした研修カリキュラムは、困難な問題を抱える女性に対して質の高い支援の提供及び支援者のモチベーション向上に寄与するものとして策定した。図表 299、図表 300 の通り、質問紙調査やヒアリング調査を踏まえ、女性相談支援員による支援内容及び職場環境における「現在の姿」を整理した上で「目指すべき姿」を設定し、目指すべき姿を実現するため「研修の目的」を検討した。

図表 299 支援内容における「現在の姿」と「目指すべき姿」及び「研修の目的」

現在の姿	目指すべき姿	研修の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によって支援の内容や方法が異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国どの地域の女性相談支援員も質の高い支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の女性相談支援員が共通の研修カリキュラムを受講することで、質の高い支援を提供する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員を対象とした既存の研修は特定の者や対応策についてのみである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の女性相談支援員を対象に、全国均一の質の高い研修が実施される</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>全国均一の研修カリキュラムが存在しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の自治体が質を担保しつつ実施できる研修カリキュラム、研修スキームがある</li> </ul>	

図表 300 職場環境における「現在の姿」「目指すべき姿」及び「研修の目的」

現在の姿	目指すべき姿	研修の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員の間には業務内容を踏まえた給与額への納得感が求められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講しやすい研修設計により、対象となる女性相談支援員が処遇改善加算を受け、給与額への納得感を得られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講を通じて、処遇の改善、専門知識の獲得、ネットワークの拡充をし、女性相談支援員のモチベーション向上に繋げる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1人職場の女性相談支援員が多く、支援に関する相談が十分でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員が支援を行う上で必要な専門的知識を得たり、女性相談支援員同士で交流できたりする場がある</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>組織を超えた女性相談支援員間の交流の場が少なく、繋がりが薄い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員が集うネットワークワーキングの場がある</li> </ul>	

## (2) 研修カリキュラムの受講対象者

令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に新たに位置づけられた女性相談支援員に対する研修のカリキュラム策定を行った。また、本研修は処遇改善加算の要件となるものである。法に位置付けられた研修は、全国の女性相談支援員を対象としている。女性相談支援員の役職や経験年数に即した研修を受講できるよう、女性相談支援員の役職・経験年数によって図表 301 の通り、分類した。

図表 301 受講対象者の分類定義

受講者対象の分類	定義
① 女性相談支援員（初任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年未満の経験年数を有する者</li> </ul>
② 主任女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね3年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員</li> <li>研修を受講した各分野（若年女性支援、就業支援、障害福祉など）におけるスーパーバイズ等を担う者</li> </ul>
③ 統括女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね5年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員</li> <li>困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の婦人相談員等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担う者</li> </ul>

（出典：令和5年4月4日付社援女発0407第6号「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」）

### （3）他分野カリキュラムの調査

女性相談支援員を対象とした研修カリキュラムを策定する際に、類似制度における研修カリキュラムや研修体系について調査した。

#### ① 他の福祉分野の研修

本調査研究で女性相談支援員向け研修を策定する際に、研修の構造及び実施方法について参考とするため、他の福祉分野の研修の構造及び実施方法を調査した。

調査結果を図表 302、図表 303 の通りまとめた。児童福祉分野では、支援の質の向上のための多様な研修が展開されており、受講者の負担に配慮した研修実施方法や、レポート提出等、受講管理方法についても工夫が施されていることが分かった。



図表 302 児童福祉司を対象とする研修

分類	内容
選定観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修実施主体が都道府県であり、相談支援やケースワークにおける質向上を目的としている点が、本事業で検討する研修と類似している</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人</li> </ul>
研修講座・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉司任用前講習会：30 時間（90 分×20 コマ）</li> <li>② 児童福祉司任用後講習会：30 時間（90 分×20 コマ）</li> <li>③ 児童福祉司 SV 研修：28.5 時間（90 分×19 コマ）</li> <li>④ 児童相談所長研修：14 時間（90 分×6 コマ+3 時間×5 コマ）</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修実施主体により異なる （オンデマンドと会場実施の複合型が多い）</li> </ul>
受講管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修講座、研修実施主体により異なる （例）</li> <li>①：各科目の確認テスト、修了レポートの提出等</li> <li>④：答案の郵送提出等</li> </ul>

（出典：子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ「研修・人材養成の在り方及び人事制度・キャリアパスの在り方に関する参考資料」）

図表 303 保育士等キャリアアップ研修

分類	内容
選定観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修実施主体が都道府県であり、また研修受講者が処遇改善の対象となる点が、本事業で検討する研修と類似。</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関 （都道府県が適当と認める団体に委託することも可能）</li> </ul>
研修講座・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育実践研修：1 分野 15 時間以上</li> <li>② 専門分野別研修：1 分野 15 時間以上</li> <li>③ マネジメント研修：1 分野 15 時間以上</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修実施主体により異なる （オンデマンド、オンラインライブ配信が多いが、会場でも実施されている）</li> </ul>
受講管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修実施主体により異なる （例）</li> <li>オンラインプラットフォームを活用した研修受講の確認、研修受講後のレポート提出等</li> </ul>

（出典：令和 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」）

## ② 困難な問題を抱える女性支援の関連研修

本調査研究で女性相談支援員向け研修を策定する際に、研修対象者・講義内容の重複や区分について検討するため、困難な問題を抱える女性支援に関連するDV被害者支援施策を管轄している内閣府男女共同参画局が実施している研修について調査・整理した。

調査結果を図表 304、図表 305 の通り取りまとめた。本調査研究で策定する研修と、対象者・講義内容が重複すると想定される研修が多く実施されていることがわかった。

図表 304 性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修

分類	内容
研修講座・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政担当職員及び相談員等が配偶者暴力等について基礎知識を学ぶことを想定とした内容</li> <li>研修時間は、不明</li> </ul>
研修対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市町村の配偶者暴力相談支援センター長</li> <li>都道府県及び市町村の配偶者暴力相談支援センターを主管する部(局)の行政担当職員及び市町村において配偶者暴力相談支援センターの設置を検討している主管部(局)の行政担当職員</li> <li>都道府県及び市町村の配偶者暴力相談支援センターの相談員、その他市町村におけるDV被害者への相談・支援を担当する職員</li> <li>配偶者暴力相談支援センターと現に連携している民間支援団体(民間シェルター含む)の相談員</li> <li>女性相談支援員及び女性相談支援センター、女性自立支援施設においてDV被害者への相談・支援を担当する職員</li> <li>児童相談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員</li> </ul>
受講管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修実施主体により異なる (例) オンラインプラットフォームを活用した研修受講の確認、研修受講後のレポート提出等</li> </ul>

図表 305 若年層の性暴力被害予防啓発のためのオンライン研修

分類	内容
研修講座・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験年数の短い行政担当職員等が体系的に学ぶことを想定とした内容</li> <li>研修時間は、約 14.5 時間</li> </ul>
研修対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層に対して教育・啓発の機会を持つ指導的立場にある者</li> <li>予防啓発事業を実施する地方公共団体の行政職員</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド</li> </ul>

#### (4) 実施内容・実施方法に係る議論

本調査研究で策定する研修の内容や講義時間、研修実施・受講管理方法について、実態把握調査結果、ヒアリング調査結果及び他分野の研修調査結果を踏まえ、検討委員会で議論した。また、全国女性相談支援員連絡協議会から、研修内容や研修実施方法について、助言をいただいた。

図表 306 に、ヒアリング調査及び他分野の研修カリキュラム調査から抽出した課題・論点と、本調査研究で策定する研修における対応方法を整理した。

図表 306 ヒアリング調査結果等の本調査研究の対応方針

分類	課題・論点	対応方針
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律の内容、活用可能な他施策・他機関、DV 支援の具体的方法、通信機器の安全性の確保の方法、女性相談支援員のメンタルケアについて研修を実施してほしい</li> <li>同伴する子ども、妊産婦、精神障害者への具体的な支援方法について研修を実施してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期待する研修内容については、研修カリキュラムに入れ込むことで対応する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府の既存の研修を踏まえ、内容や研修実施部局の区別方法が明確になれば良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV 被害者支援に関する講義は、内閣府実施の研修でも代替可能とする等の工夫が必要と考えられる</li> </ul>
講義時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の研修は所要時間が 2 日間以上かかるものが多い</li> <li>女性相談支援員には勤務日数が週 2, 3 日程度の方もいることから、研修時間が長いと受講できない可能性がある</li> <li>こども家庭ソーシャルワーカーの養成研修等の共同する職種と同等の研修時間と内容がなければ、力量の差が出てくる可能性がある</li> <li>研修時間が短いと女性相談支援員の重要性を関係機関等に理解していただけない可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の研修の所要時間を考慮し、また、女性相談支援事業の重要性を理解してもらうために、研修の受講想定時間を 3 日として設定する (オンデマンド: 2 日、会場: 1 日)</li> <li>研修受講のための時間確保が難しい方がいることに配慮し、オンデマンド研修は年度内に受講すればよいという幅を持たせる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の研修は各講義が 90 分である研修が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に講義は 90 分単位で検討する</li> </ul>

<p>実施方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の研修はオンデマンド・オンラインライブ配信が多い</li> <li>オンデマンドと対面それぞれにメリット・デメリットがあるため、カリキュラム内容によって、開催方法を変えてほしい</li> <li>実態把握調査にて、今後新たに策定する研修に対話・体験型研修があったら、参加したいと約8割が回答した</li> <li>実態把握調査にて、新しい研修に、「実務にすぐ活用できるようなケースを用いた知識の習得」を望んでいると約8割が回答した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の受講負担が軽いオンデマンドと、受講者間のネットワーク構築が可能な会場開催を組み合わせる</li> <li>対面の演習において、ケースを活用し、実践力の向上を図る</li> </ul>
<p>受講管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド、オンラインライブ配信では、オンラインプラットフォームを活用した受講管理が実施されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体の負担を考え、オンデマンドでは、オンラインプラットフォームの活用が考えられる</li> </ul>
<p></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各科目についての確認テスト、修了レポートの提出、答案の郵送提出等を実施することで、受講管理とともに講義内容の理解を促進している</li> <li>受講管理方法については、県の負担も考慮してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド研修後、選択肢式のテストを実施し、正解率 80%以上を合格とする (テストは繰り返し受けることを可能とする)</li> </ul>
<p></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>演習科目では、これまでの活動の振り返りや事例の見直しを行ったり、演習で取り組む課題について事前に検討を行ったりすることは、演習の導入・進行を円滑かつ効率化することからも有用である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>演習の内容に沿った活動の振り返りや事例の見直しをできるような事前ワークを課す</li> </ul>
<p>教材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンドの場合、講師が使用する教材における著作権や公衆送信権は考慮すべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義を担当いただく有識者の先生方に、研修用に新たに教材を作成いただく</li> </ul>
<p></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識習得のために印刷された教材が必要である</li> <li>教材はダウンロード可能とすべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材はデータのダウンロード可能とする</li> </ul>
<p>オンデマンドの質疑応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質疑応答が可能な仕組みを構築すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質疑応答の仕組みは設けず、各職場や市区への主体的な働きかけにより疑問点を改善する (自主的な働きかけによる職場内の円滑な関係性の構築も期待する)</li> </ul>

通信環境等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCや通信環境等の整備状況が地域によって異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県にはオンデマンド研修を受講するPCや場所、通信環境の確保が必要になる可能性がある旨を留意点として共有する</li> <li>研修コンテンツ作成時に、分かりやすいインターフェースを心掛ける</li> </ul>
オンデマンド受講時の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド受講時の本人確認をどのように実施するのか検討する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド受講後のテストにおいて、各都道府県や市区が振った職員番号と氏名を入力する欄を作成することで、各都道府県が受講者を管理することができる設計とする</li> </ul>

## (5) 研修カリキュラムの内容

研修カリキュラムは、別紙の「女性相談支援員養成研修」を参照すること。









令和5年度

困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業

女性相談支援員養成研修 シラバス

令和6年3月

PwC コンサルティング合同会社



# 目次

---

女性相談支援員養成研修の概要 .....	201
(1) 本研修の対象者 .....	201
(2) 本研修の実施方法.....	202
(3) 本研修の教材.....	202
(4) 本研修の全体像 .....	202
女性相談支援員（初任者） .....	206
【法制度・施策】 女性支援事業概論（歴史、法制度） .....	207
【基本姿勢】 ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務の理解 .....	208
【基本姿勢】 支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア論 .....	209
【基本姿勢】 職業倫理論.....	210
【基本姿勢】 人材育成・体制整備論 .....	211
【権利擁護】 権利擁護とジェンダーの視点による女性支援論 .....	212
【権利擁護】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ .....	213
【権利擁護】 同伴する子ども等の権利擁護 .....	214
【相談者理解①】 妊産婦.....	215
【相談者理解①】 同伴する子ども等 .....	216
【相談者理解①】 母子家庭.....	218
【相談者理解②】 性暴力・性的虐待・性的搾取の被害者、売買春経験女性.....	219
【相談者理解②】 DV 被害者・ストーカー被害者 .....	221
【相談者理解③】 外国にルーツをもつ相談者.....	223
【相談者理解③】 精神疾患（統合失調症・依存症等）や障害を抱えた相談者 .....	224
【相談者理解④】 若年女性.....	226
【相談者理解④】 高齢女性.....	228
【相談者理解④】 ひきこもり状態にある女性.....	229
【分野別研修①】 居住支援 .....	230
【分野別研修①】 就労支援 .....	232
【分野別研修①】 経済的支援 .....	233
【分野別研修①】 医療的支援 .....	234
【分野別研修①】 法的支援.....	235
【分野別研修①】 居場所の提供支援 .....	236
【分野別研修①】 心理的支援 .....	237
【分野別研修①】 相談者へのアウトリーチ・フォローアップ .....	238
【分野別研修①】 政策間連携演習（初任者） .....	239
【分野別研修①】 地域内連携演習（初任者） .....	240

主任女性相談支援員.....	241
【分野別研修②】政策間連携演習（主任女性相談支援員） .....	242
【分野別研修②】地域内連携演習（主任女性相談支援員） .....	243
統括女性相談支援員.....	244
【組織運営】支援提供における統括女性相談支援員の役割（SV） .....	245
【組織運営】組織マネジメント論 .....	246
【分野別研修③】政策間連携演習（統括女性相談支援員） .....	248
【分野別研修③】地域内連携演習（統括女性相談支援員） .....	249

## 女性相談支援員養成研修の概要

女性相談支援員養成研修（以下「本研修」という）の概要について記載する。

### （１）本研修の対象者

本研修は、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に新たに位置づけられた女性相談支援員を対象としたものであり、処遇改善加算の要件となるものである。女性相談支援員の役職や求められる役割に即した研修を受講できるよう、図表1の通り、女性相談支援員の経験年数・役職を3つに分け、本研修のカリキュラム策定を行った。

図表1 本研修の受講対象者の分類及び定義

受講対象者の分類	定義
① 女性相談支援員（初任者）	<ul style="list-style-type: none"><li>3年未満の経験年数を有する者</li></ul>
② 主任女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"><li>概ね3年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員</li><li>研修を受講した各分野（若年女性支援、就業支援、障害福祉など）におけるスーパーバイズ等を担う者</li></ul>
③ 統括女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"><li>概ね5年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員</li><li>困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の婦人相談員等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担う者</li></ul>

（出典：令和5年4月4日付社援女発0407第6号「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」）

## (2) 本研修の実施方法

本研修の実施方法については図表2の通りである。

図表2 本研修の実施方法

分類	本研修の実施方法
既存の研修の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>DV 被害者支援に関する講義は、内閣府実施の研修でも代替可能とする等の工夫が考えられる</li></ul>
講義の形態	<ul style="list-style-type: none"><li>受講者の受講負担を軽減化させるため、オンデマンド研修を活用しつつ、受講者間のネットワーク構築を推進するために、「政策間連携演習」及び「地域内連携演習」については対面とし、会場での開催とする。</li></ul>
受講管理方法	<ul style="list-style-type: none"><li>オンデマンド研修後に受講可能な、選択枝式のオンライン上でのテストを用意し、正答率80%以上を合格とする</li><li>なお、当該テストは繰り返しの受験を可能とする</li></ul>
オンデマンド形態における本人確認	<ul style="list-style-type: none"><li>オンデマンド受講後のオンライン上でのテストにおいて、各都道府県や市区が振った職員番号と氏名を入力する欄を設けることで、各都道府県が受講者を把握することができる設計とする</li></ul>

## (3) 本研修の教材

本シラバスは、各講義の内容を記載したものであり、各都道府県における実施に当たっては、本シラバスに基づく教材の作成が求められる。

## (4) 本研修の全体像

本研修は、講義の難易度や、各対象者の勤務年数や役職を踏まえ、基礎研修及び分野別研修の講義を対象者別に区分した（図表3）。

本研修の受講に係るポイントは下記の通りである。

### 【本研修の受講に係るポイント】

- 主任女性相談支援員は、初任者であった際に、初任者を対象にした研修（基礎①、分野別研修①）を受講している場合、当該研修の受講は任意とし、基礎①、分野別研修①・②を修了することで、処遇改善加算の要件を満たすと想定
- 統括女性相談支援員は、初任者または主任女性相談支援員であった際に、初任者及び主任女性相談支援員を対象にした研修（基礎①、分野別研修①・②）を受講している場合、当該研修の受講は任意とし、基礎①・②、分野別研修① - ③を修了することで、処遇改善加算の要件を満たすと想定

図表3 本研修の全体像

対象	女性相談支援員（初任者）	主任女性相談支援員	統括女性相談支援員
基礎			基礎② • 組織運営
	基礎① • 法制度・施策 • 基本姿勢 • 権利擁護 • 相談者理解① - ④	基礎① • 法制度・施策 • 基本姿勢 • 権利擁護 • 相談者理解① - ④	基礎① • 法制度・施策 • 基本姿勢 • 権利擁護 • 相談者理解① - ④
分野別			• 分野別研修③（演習）
		• 分野別研修②（演習）	• 分野別研修②（演習）
	• 分野別研修① （オンデマンド+演習）	• 分野別研修① （オンデマンド+演習）	• 分野別研修① （オンデマンド+演習）

また、本研修の講義一覧を図表4にて示す。

図表4 講義一覧

研修分類	対象	講義分類		講義名	所要時間	該当頁	実施方法		
基礎	統括女性相談支援員	基礎② 1時間半	組織運営 (90分)	支援提供における統括女性相談支援員の役割 (SV)	30分	48	オンデマンド		
				組織マネジメント論	60分	49, 50			
	女性相談支援員 (初任者)	基礎① 13時間	法制度・施策 (90分)	基本姿勢 (120分)	女性支援事業概論 (歴史、法制度)	90分		10	
					ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務の理解	30分		11	
						支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア論		30分	12
						職業倫理論		30分	13
						人材育成・体制整備論		30分	14
					権利擁護 (120分)	権利擁護とジェンダーの視点による女性支援論		40分	15
						リプロダクティブ・ヘルス/ライツ		40分	16
						同伴する子ども等の権利擁護		40分	17
					相談者理解① (120分)	妊産婦		40分	18
						同伴する子ども等		40分	19, 20
						母子家庭		40分	21
					相談者理解② (120分)	性暴力・性的虐待・性的搾取の被害者、売買春経験女性		70分	22, 23
						DV被害者・ストーカー被害者		50分	24, 25
					相談者理解③ (120分)	外国にルーツをもつ相談者		50分	26
						精神疾患 (統合失調症・依存症等) や障害を抱えた相談者		70分	27, 28
					相談者理解④ (90分)	若年女性		40分	29, 30
高齢女性	30分	31							
ひきこもり状態にある女性	20分	32							



研修 分類	対象	講義分類	講義名	所要 時間	該当 頁	実施方法
分野別	統括女性相談支援員	分野別研修③ 1時間半	政策間連携演習（統括女性相談支援員）	90分	51	対面 グループワーク
			地域内連携演習（統括女性相談支援員）	90分	52	
	主任女性相談支援員	分野別研修② 1時間半	政策間連携演習（主任女性相談支援員）	90分	44	
			地域内連携演習（主任女性相談支援員）	90分	46	
	女性相談支援員（初任者）	分野別研修① 6時間15分	居住支援	35分	33, 34	オンデマンド
			就労支援	25分	35	
			経済的支援	25分	36	
			医療的支援	35分	37	
			法的支援	35分	38	
			居場所の提供支援	25分	39	
			心理的支援	30分	40	
			相談者へのアウトリーチ・フォローアップ	15分	41	
			政策間連携演習（初任者）	90分	42	対面 グループワーク
地域内連携演習（初任者）	90分	43				

女性相談支援員（初任者）

## 【法制度・施策】女性支援事業概論（歴史、法制度）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	女性支援事業概論（歴史、法制度）
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】法制度・施策
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	女性支援事業の歴史や法制度、また女性支援事業における課題について学ぶことで、女性支援事業の意義や法的枠組みについて知識を習得する。また、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設のほか、女性支援において活用可能な公的制度について学び、女性相談支援員の支援の質向上を図る。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性支援事業等（婦人保護事業）の歴史、施策や政策的動向を把握する。</li> <li>2. 女性支援事業における課題について最新の動向を把握し、解決策を見出すことができる。</li> <li>3. 女性支援事業に関連する法制度、制度改正、通知、行政報告について学び、他の職員や関係者と共有することができる。</li> <li>4. 暴力被害等に係る警察等関係機関の支援の仕組みや、調停、保護命令等に係る裁判所等の司法対応について学び、他の職員や関係者と共有することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
40分	女性支援事業(婦人保護事業)の歴史的背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性支援事業誕生の歴史的背景</li> <li>・女性支援事業、売買春対策の歴史</li> <li>・女性支援事業の現在の位置づけ</li> </ul>
20分	相談者の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性支援事業における課題</li> <li>・若年女性、外国にルーツを持つ女性等の現代的課題</li> </ul>
30分	女性支援事業に係る法制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性支援事業の根拠となる各種法制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</li> <li>・DV防止法</li> <li>・ストーカー規制法等</li> </ul> </li> <li>・女性支援事業関連領域に関する法制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法</li> <li>・児童福祉法</li> <li>・児童虐待防止法</li> <li>・障害者総合支援法等</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】法制度・施策」及び「【初任者研修】基本姿勢」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

## 【基本姿勢】 ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務の理解

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務の理解
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】基本姿勢
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	相談者の人権尊重や権利擁護の視点、主体性、自己決定、エンパワメントの重要性を学ぶことで、女性相談支援員に求められる価値を習得する。また、対話する際の傾聴・共感・肯定的評価等の支援技術について理解を深め、支援の質の向上を図る。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談者の人権の尊重や権利擁護等の視点が重要であることを認識する。</li> <li>2. 相談者に対し、エンパワメントなどの支援の基本を実践し、支援の質の向上を図ることができる。</li> <li>3. 相談支援の提供に必要な具体的なソーシャルワークスキルを学び、支援の質の向上を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	相談者の人権尊重と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の人権尊重の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性としての尊厳の保持</li> <li>・尊厳のある暮らしの必要性</li> </ul> </li> <li>・相談者の権利擁護のための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱えた女性のアドボカシー</li> <li>・アサーティブな姿勢</li> </ul> </li> </ul>
10分	相談者の主体性、自己決定、エンパワメントの重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンパワメントの視点</li> <li>・個別性、主体性、自己決定の援助</li> </ul>
10分	相談支援の提供に必要なスキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの意義</li> <li>・ソーシャルワークの展開過程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インテーク、アセスメント、支援計画、支援の実施、モニタリング、関係機関との連携、アフターケア</li> </ul> </li> <li>・相談者の相談記録の書き方</li> <li>・情報開示請求の方法</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】法制度・施策」及び「【初任者研修】基本姿勢」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

## 【基本姿勢】支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア論

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア論
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】基本姿勢
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	女性相談支援員個人や、所属する機関や組織の支援者としての立場を認識し、相談者の状況の改善を目指すことを意識した取組が重要であることを学ぶ。また、支援者自身のメンタルヘルスについて学ぶことで、メンタルヘルスへの意識を高める。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援者として、相談者の自立を支援するための自己理解、所属する機関や組織の支援機関としての理解の重要性を理解する。</li> <li>2. 自身のメンタルヘルス対策を行いながら、相談者への支援の質の向上を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
15分	相談者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者としての自己理解</li> <li>・所属する機関や組織の支援機関としての理解</li> </ul>
15分	自身のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身のメンタルヘルスへの意識と理解</li> <li>・メンタルヘルスのセルフケア</li> <li>・バーンアウトへの対策等</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】法制度・施策」及び「【初任者研修】基本姿勢」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【基本姿勢】職業倫理論

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	職業倫理論
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】基本姿勢
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	女性相談支援員が社会や相談者からの信頼を得るための倫理観、情報開示の方法、相談者配慮の方法等について学び、女性相談支援員としての職業倫理を高める。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性相談支援員として、また社会福祉に携わる専門職として、必要な職業倫理と行動規範を習得し、支援の質の向上を図ることができる。</li> <li>2. 女性相談支援員として、相談者から信頼を獲得する方法を習得し、支援の質の向上を図ることができる。</li> <li>3. 女性相談支援員として支援を提供する上で、相談者が安心、安全と感じる環境づくりの方法を習得し、支援の質の向上を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
5分	女性相談支援員としての社会的責任等	・女性相談支援員としての社会的責任・職業倫理
15分	女性相談支援員としての信頼の獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴・共感・肯定的評価の実施</li> <li>・生活環境や社会的背景への理解</li> <li>・相談者に対する情報提供の方法</li> <li>・相談者のプライバシーの保護・尊重</li> </ul>
10分	安心と安全の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の生理的、心理的ストレスに対する配慮</li> <li>・相談者の心身の健康への注視</li> <li>・相談者が安全な生活を送るための環境整備</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】法制度・施策」及び「【初任者研修】基本姿勢」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

**【基本姿勢】 人材育成・体制整備論**

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	人材育成・体制整備論
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】基本姿勢
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	女性支援事業における女性相談支援員の役割、人材育成の重要性、スーパービジョン（以下「SV」という）の意義について理解し、女性相談支援員の支援の質向上を図る。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性相談支援員の専門性の活かし方や、女性支援事業において担っている役割について理解する。</li> <li>2. 人材育成の意義やそのための体制構築の重要性について理解する。</li> <li>3. SVの意義、実施方法について理解し、自らの相談支援の質向上を図ることができる。</li> <li>4. 自らが女性支援事業に関わる地域資源の一員であることを認識し、継続的に研修参加等から積極的に学ぶことができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	女性相談支援員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援員の専門性</li> <li>・女性支援事業における女性相談支援員の役割</li> </ul>
5分	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の意義</li> <li>・人材育成のための体制構築</li> </ul>
5分	SVを通じた支援の質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SVの意義</li> <li>・SVの実施方法</li> </ul>
5分	その他支援の質向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスへの参加</li> <li>・その他所属組織内の研修の実施・参加</li> </ul>
5分	関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整会議、支援調整会議の開催方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催頻度</li> <li>・参加者</li> <li>・段取り</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】法制度・施策」及び「【初任者研修】基本姿勢」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

## 【権利擁護】 権利擁護とジェンダーの視点による女性支援論

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	権利擁護とジェンダー視点による女性支援論
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】 基本姿勢
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	現代社会における女性の状況・背景やジェンダーに基づく課題、また女性の権利を擁護しながら支援を提供する方法について知識を習得することで、相談者の最善の利益となる支援提供を図る。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現代社会における女性の状況・背景やジェンダーに基づく課題について理解する。</li> <li>2. 相談者の権利擁護の姿勢を常に持ち、相談者の最善の利益に資する支援の展開や、人権擁護や女性支援事業の充実のための啓発活動を行う。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
20分	女性の権利擁護やジェンダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会において女性が置かれている状況・背景</li> <li>・女性の人権の尊重やジェンダー平等の視点に根ざした権利擁護</li> <li>・性的マイノリティ</li> </ul>
20分	相談者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が保持する権利</li> <li>・相談者の権利擁護のための支援中の配慮・取組</li> <li>・相談者の権利擁護に活用可能な制度・関連機関</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】 権利擁護」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)



**【権利擁護】** リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】基本姿勢
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	リプロダクティブ・ライツについて理解を深めることで、相談者の選択を尊重した姿勢の保持、支援の提供を可能にする。また、リプロダクティブ・ヘルスについて知識を習得することで、相談者の健康維持・増進を図る。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リプロダクティブ・ライツの概念や、リプロダクティブ・ライツを取り巻く社会的背景について理解を深めることで、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 妊娠・出産・中絶について、相談者の選択を尊重した姿勢を保持しつつ、相談者に適した支援の提供ができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
15分	リプロダクティブ・ライツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力や性搾取といった、女性の性への権利、リプロダクティブ・ライツ侵害とその社会的背景</li> <li>・リプロダクティブ・ライツ擁護のために活用可能な制度・関連機関</li> </ul>
25分	リプロダクティブ・ヘルス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リプロダクティブ・ヘルス(妊娠・出産・中絶に関する健康)の現状と課題</li> <li>・性感染症予防と避妊方法</li> <li>・女性のライフサイクルと健康課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・更年期障害</li> </ul> </li> <li>・リプロダクティブ・ヘルス維持・増進のために活用可能な制度・関連機関</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】権利擁護」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【権利擁護】 同伴する子ども等の権利擁護

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	同伴する子ども等の権利擁護
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】 基本姿勢
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	同伴する子ども等の置かれた環境や権利擁護、また同伴する子ども等の多様なニーズに合わせた支援方法について理解を深めることにより、同伴する子ども等の最善の利益を生み出す支援提供を可能にする。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同伴する子ども等が抱える課題や、支援提供時に同伴する子ども等が抱える困難について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 同伴する子ども等が保持する権利を理解し、支援提供において同伴する子ども等の権利擁護のための配慮・取組を実践できる。</li> <li>3. 相談者と同伴する子ども等との関係性や、同伴する子ども等の置かれた状況を把握する技術を習得し、同伴する子ども等の最善の利益のため、関係機関と連携し、支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
15分	同伴する子ども等の置かれた環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同伴する子ども等が抱える課題と社会的背景</li> <li>・ 支援提供時に同伴する子ども等が抱える困難</li> </ul>
10分	同伴する子ども等の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同伴する子ども等が保持する権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利条約</li> </ul> </li> <li>・ 同伴する子ども等の権利擁護のための支援中の配慮・取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもアドボカシー</li> </ul> </li> </ul>
15分	同伴する子ども等の支援に活用可能な制度・関連機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待を受けた子どもへの支援に活用可能な制度・関連機関</li> <li>・ 母子分離ケースにおける子どもへの支援に活用可能な制度・関連機関</li> <li>・ その他同伴する子ども等への支援に活用可能な制度・関連機関</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】 権利擁護」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

【相談者理解①】 妊産婦

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	妊産婦
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解①
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	妊産婦に対する相談・支援を行う際の留意点を学び、相談者の意思決定を尊重し、支援を行うための具体的な手法を学ぶ。妊産婦に関する支援過程それぞれに応じた適切な関係機関の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 妊産婦・妊娠葛藤を抱える相談者への支援において、配慮する点や必要なアセスメントを理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>2. 妊産婦の生活基盤の安定に繋がるような制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> <li>3. 妊娠・出産時に活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> <li>4. 妊娠・出産に係る相談者の意思決定を尊重し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>5. 子育て支援を行う上で活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	妊産婦の背景及び相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の家庭状況、心身の健康状態の把握</li> <li>・妊娠葛藤抱える相談者への対応</li> <li>・相談者の意思決定の支援</li> </ul>
5分	生活基盤の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所がない場合に活用可能な制度・関連機関</li> <li>・経済的に困窮している場合に活用可能な制度・関連機関</li> </ul>
5分	妊娠・出産のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産時に活用可能な制度・関連機関</li> <li>・特定妊婦制度、母子保健事業の活用</li> <li>・保健師との連携の方法</li> </ul>
10分	人工妊娠中絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中絶に関する基本的な情報</li> <li>・出産の迷いがある場合の、相談者への傾聴</li> </ul>
10分	子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを行う上で活用可能な制度・関連機関</li> <li>・子育てが困難な場合の連携制度・機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養子縁組制度</li> <li>・里親制度</li> </ul> </li> <li>・戸籍制度の概要</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解①」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【相談者理解①】 同伴する子ども等

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	同伴する子ども等
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解①
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	同伴する子ども等がいる場合の相談・支援を行う際の留意点を学び、子ども及びその親への心理的サポート等の具体的な手法を学ぶ。子どもの就学や暴力被害等のさまざまな場面に応じた適切な関係機関の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども及びその親への支援において、配慮する点や必要なアセスメントを理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>2. 子ども及びその親への影響を理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>3. 子どもへの心理的サポートの手法を理解し、子どもの気持ちに寄り添った支援を提供することができる。</li> <li>4. 子どもの就学支援を行う上で活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>5. 子ども及びその親への支援を行う上で活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> <li>6. その他の同伴家族に対する支援を理解し、同伴家族の属性に適した支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
5分	子どもへの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその親への配慮</li> <li>・母子の状態の勘案及び児童相談所への通告の判断</li> </ul>
10分	子どもの安全確認と子どもへの影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの暴力被害に関する相談者への問いかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待による子どもへの影響</li> </ul> </li> <li>・情緒面・行動面・発達面への影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>・面前DVによる子どもへの影響</li> </ul> </li> <li>・価値観への影響</li> </ul>
10分	子どもの心理的サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族との関係</li> <li>・他の人々との関係</li> <li>・感情を表現、開放する機会</li> </ul>
5分	子どもの就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの就学に関する相談で連携可能な関連機関</li> </ul>
5分	主な連携機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所、要保護児童対策地域協議会</li> <li>・民間支援機関団体の母と子の支援プログラム</li> </ul>
5分	その他の同伴家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する支援</li> <li>・その他属性に対する支援</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解①」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【相談者理解①】 母子家庭

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	母子家庭
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解①
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	母子家庭特有の事情や母子家庭に至る過程等について学び、母子家庭に必要な支援への理解を深める。就労支援、離婚調停、養育費の請求、子ども進路決定等のさまざまな場面に応じた適切な関係機関の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 母子家庭特有の事情や背景について学び、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 母子家庭に対して、生活基盤の安定に関する支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> <li>3. 母子家庭に対して就労支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> <li>4. 母子家庭に対して、夫等との関係の改善、離婚をめぐる支援を提供する上で必要な支援や、活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>5. 母子家庭に対して心理的支援を提供する上で必要な支援や、活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
5分	母子家庭への理解	・母子家庭の特有の事情及び背景
10分	生活基盤の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活基盤の安定に関する活用可能な制度・関係機関</li> <li>・子育て・生活支援</li> <li>・養育費確保支援</li> <li>・経済的支援</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> </ul>
10分	就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援に関する活用可能な制度・関係機関</li> <li>・就労支援の過程（仕事を探す、続ける、転職）</li> </ul>
10分	元夫等との関係、離婚後における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的な葛藤への寄り添いや同行支援</li> <li>・離婚時に活用可能な制度・関連機関</li> </ul>
5分	心理面での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的サポートをする際に活用可能な制度・関係機関</li> <li>・親子関係への支援</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解①」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

【相談者理解②】性暴力・性的虐待・性的搾取の被害者、売買春経験女性

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	性暴力・性的虐待・性的搾取の被害者、売買春経験女性
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解②
講義時間	70分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	性暴力や性的虐待、性的搾取、売買春に関する近年の傾向および他の相談事項や主訴との関連性について学び、相談者の背景にある事情への理解を深め、相談者に寄り添った支援の提供を目指す。また、急性期の支援及び中長期的支援いずれにおける留意点および心身の健康回復支援について学び、適切な関連機関等の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 性暴力や性的虐待、性的搾取に関する近年の傾向について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 売買春に関する近年の傾向や相談者が抱える複合的な要素について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>3. 性暴力や性的虐待、性的搾取、売買春の経験がある女性への支援において、配慮する点や必要な対応を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>4. 性暴力等を受けた相談者に対して、必要な被害直後の支援を理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>5. 性暴力等を受けた相談者に対して、中長期的な支援を提供する上で必要な支援や、活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
15分	性暴力等の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力の近年の傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの性虐待の増加</li> <li>・「顔見知り」からの被害の増加</li> </ul> </li> <li>・性暴力に係る基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被害者非難」に関する知識</li> <li>・「真の同意」に関する知識 等</li> </ul> </li> </ul>
10分	売買春の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買春の近年の傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質ホストクラブ対策等</li> </ul> </li> <li>・他の相談との関係性</li> </ul>
10分	相談・支援のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康回復支援（PTSD への対応等）</li> <li>・他の相談への対応</li> </ul>
15分	被害直後の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる環境づくりと対応</li> <li>・警察への通報の判断と手続き</li> <li>・医療機関の受診</li> <li>・一時保護の実施</li> <li>・心理教育</li> </ul>

20 分	中長期的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活面での支援</li> <li>・法的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪に関する刑法改正</li> </ul> </li> <li>・心理的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTSD への対応等</li> </ul> </li> <li>・活用可能な制度・関係機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター</li> </ul> </li> <li>・福祉事務所 等</li> </ul>
------	--------	---

修了基準	<p>「【初任者研修】相談者理解②」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。</p>
備考	<p>(教材作成後記入)</p>



## 【相談者理解②】 DV 被害者・ストーカー被害者

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	DV 被害者・ストーカー被害者
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解②
講義時間	50 分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	DV・ストーカー被害や「支配とコントロール」の認識等、DV 被害者及びストーカー被害者の相談に応じるうえでの背景理解及び手法について学ぶ。また、各種支援過程における適切な支援方法や関連機関等についての知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. DV 被害者・ストーカー被害者が抱える特有の事情や必要な支援について学び、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. DV 被害者・ストーカー被害者への支援において、配慮する点や必要な行政対応を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>3. DV 被害者・ストーカー被害者が加害者から避難する場合に、必要な支援や活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>4. DV 被害者・ストーカー被害者が加害者から避難する場合に、必要な支援や活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>5. DV 被害者・ストーカー被害者に対して、退避後の支援を提供する上で、必要な支援や配慮を理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10 分	DV 被害者・ストーカー被害者への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を認識することの困難さ</li> <li>・自己決定の基盤となる安心の提供</li> <li>・「支配とコントロール」の伝達</li> <li>・心身の被害への回復に向けた支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTSD への対応等</li> </ul> </li> </ul>
10 分	DV 被害者・ストーカー被害者への相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談への対応と基本的な情報の提供</li> <li>・「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書」の発行</li> </ul>
10 分	加害者から避難する場合の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚、住居、経済的な不安、安全性に関する支援及び活用可能な制度・関係機関               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳事務における支援措置</li> <li>・マイナンバーカードにおける不開示措置</li> <li>・配偶者暴力相談支援センター</li> </ul> </li> <li>・通信機器の安全性               <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書等のコンビニ交付サービスの安全性</li> <li>・携帯電話の安全な設定方法や使用方法 等</li> </ul> </li> <li>・避難中特有の支援及び活用可能な制度・関係機関</li> </ul>
5 分	加害者から避難しない場合の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者から避難しない場合の支援・関係機関</li> </ul>

10分	緊急一時保護を求める場合の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性・緊急性の判断および、安全の確保</li> <li>・活用可能な制度・関係機関</li> </ul>
-----	-----------------	---

修了基準	「【初任者研修】相談者理解②」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。	
備考	(教材作成後記入)	

### 【相談者理解③】外国にルーツをもつ相談者

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	外国にルーツをもつ相談者
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解③
講義時間	50分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	外国にルーツをもつ相談者固有の事情について知識を習得することで、日本の制度や生活に慣れない相談者に寄り添った支援の提供を目指す。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国にルーツをもつ相談者に関する近年の傾向について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 外国にルーツをもつ相談者が抱える特有の事情や背景について学び、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>3. 外国にルーツをもつ相談者への支援において、配慮する点や必要な対応を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>4. 外国にルーツをもつ相談者へ支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	外国にルーツをもつ相談者が置かれている環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援提供範囲の定義・拡大</li> <li>・在住外国人女性の現状</li> </ul>
10分	外国にルーツをもつ相談者固有の事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的地位の不安定性</li> <li>・言語コミュニケーション、異文化ストレス</li> </ul>
15分	外国にルーツをもつ相談者への相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の現行制度の説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格</li> </ul> </li> <li>・子どもを伴う場合の対応</li> </ul>
15分	活用可能な制度・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用可能な制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度</li> <li>・国民健康保険・健康保険制度</li> <li>・児童関係諸手当</li> <li>・地域の国際交流協会などの通訳派遣制度等</li> </ul> </li> <li>・活用可能な機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国在留管理庁</li> <li>・各国大使館等</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解③」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

【相談者理解③】精神疾患（統合失調症・依存症等）や障害を抱えた相談者

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	精神疾患（統合失調症・依存症等）や障害を抱えた相談者
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解③
講義時間	70分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	精神障害・知的障害・身体障害・発達障害のそれぞれの定義や特性や、相談者の状況に合わせた支援提供方法・活用できる施策・支援制度に関する知識を習得することで、相談者の意志を尊重した支援の提供を目指す。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 精神障害・知的障害・発達障害を抱えている相談者の定義や特性について学び、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 依存症に関する近年の傾向や必要な支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>3. 精神障害から様々な困難を抱えている相談者へ支援をする上で、必要な支援や活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>4. 暴力被害をきっかけとした精神障害を抱えている相談者へ支援をする上で、必要な支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>5. 障害を抱えている相談者へ支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
20分	精神障害・知的障害・発達障害・身体障害を抱えている相談者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害の定義・特性</li> <li>・知的障害の定義・特性</li> <li>・身体障害の定義・特性</li> <li>・発達障害の定義・特性</li> </ul>
15分	依存症を抱えている者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症の近年の傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存対象の多様化（アルコール、たばこ、薬物、ギャンブル、買い物、ホスト等）</li> </ul> </li> <li>・依存症を抱えている者への対応</li> </ul>
20分	暴力被害をきっかけとした精神障害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対応の支援</li> <li>・中長期にわたり継続的な精神障害がある場合の支援</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の取得</li> </ul>
15分	活用できる施策・支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センターや保健所、医療機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保護入院制度等</li> </ul> </li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の取得</li> <li>・療育手帳の取得</li> <li>・障害年金の受給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や保健所、行政の障害福祉担当課との連携</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解③」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【相談者理解④】若年女性

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	若年女性
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解④
講義時間	40分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	若年女性が近年おかれている環境や、抱えている困難の複合性について知識を習得することで、若年女性に寄り添った支援の提供を目指す。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 若年女性に関する近年の傾向について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. 若年女性への支援において、配慮する点や必要な対応を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>3. 若年女性へ支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	若年女性が置かれている環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年女性の近年の傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS の使用</li> <li>・ JK ビジネス問題</li> <li>・ オーバードーズ</li> <li>・ 希死念慮・自殺対策</li> <li>・ 雇用の非正規化・若年女性の貧困</li> </ul> </li> </ul>
20分	若年女性への相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害認識の困難さ</li> <li>・ 相談者の主張への傾聴</li> <li>・ 虐待・暴力の責任の明確化</li> <li>・ 被害を打ち明ける際の重みやリスク、受けた衝動への理解</li> <li>・ 安全確保と日常生活を取り戻す支援</li> </ul>
10分	活用可能な制度・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用可能な制度・関係機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性支援関連施設</li> <li>・ 児童福祉関連施設</li> <li>・ 母子保健関連施設等</li> </ul> </li> </ul>
15分	活用できる施策・支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センターや保健所、医療機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保護入院制度等</li> </ul> </li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳の取得</li> <li>・ 療育手帳の取得</li> <li>・ 障害年金の受給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関や保健所、行政の障害福祉担当課との連携</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解④」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

【相談者理解④】 高齢女性

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	高齢女性
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解④
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	65歳以上の女性（以下、高齢女性）が近年おかれている環境や、活用可能な福祉制度・関係機関について知識を習得することで、高齢女性に寄り添った支援の提供を目指す。
到達目標	1. 高齢女性に関する近年の傾向について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。 2. 高齢女性へ支援を提供する上で、活用可能な制度・関係機関について理解し、適切な制度・関係機関に連携することができる。

所要時間	テーマ	内容
15分	高齢女性が置かれている環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢女性の近年の傾向                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護（要支援）認定者の増加</li> <li>・ 認知症患者の増加</li> <li>・ 高齢単身女性の貧困の増加</li> </ul> </li> </ul>
15分	活用可能な制度・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用可能な制度・関係機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護認定等の介護・医療保険制度</li> <li>・ 女性支援関連施設や、高齢者福祉・介護関連施設等</li> <li>・ 年金受給制度</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解④」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)



### 【相談者理解④】 ひきこもり状態にある女性

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	ひきこもり状態にある女性
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】相談者理解④
講義時間	20分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	ひきこもり状態にある女性が近年おかれている環境や、活用可能な福祉制度・関係機関について知識を習得することで、ひきこもり状態にある女性に寄り添った支援の提供を目指す。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひきこもり状態にある女性に関する傾向について理解し、相談者の背景理解を深めることができる。</li> <li>2. ひきこもり状態にある女性へ支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、適切な制度・関連機関に連携することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	ひきこもり状態にある女性が置かれている環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり状態にある女性の増加</li> <li>・社会、家庭内における「無力感」の理解</li> </ul>
10分	活用可能な制度・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用可能な制度・支援機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり地域支援センター</li> <li>・ひきこもり支援ステーション</li> <li>・ひきこもりサポート事業</li> </ul> </li> <li>・自助グループ</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】相談者理解④」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】 居住支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	居住支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】 分野別研修①
講義時間	35分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	相談者の意思決定を尊重し、支援を行うための具体的な手法を学ぶ。居住に関する支援過程それぞれに応じた適切な制度及び関係機関の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一時的な居住場所の提供支援をする上で、活用可能な関係機関を理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> <li>2. 一時保護後の居住場所の提供支援をする上で、活用可能な関係機関を理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> <li>3. 居住支援において、活用可能な制度を理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>4. 居住支援を提供する上で必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	相談者の属性を踏まえた一時的な居住場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属性ごとの連携先               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性相談支援センター</li> <li>・ 一時保護所</li> <li>・ 民間シェルター</li> <li>・ 女性自立支援施設</li> <li>・ 母子生活支援施設の緊急保護・一時保護</li> <li>・ 福祉施設（高齢者施設、障害者施設・児童養護施設等）</li> <li>・ 医療機関</li> <li>・ 行政が設置する一時保護専用住宅、公営住宅の一時保護住宅としての利用等</li> </ul> </li> </ul>
10分	一時保護後の居住の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各連携先               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性自立支援施設</li> <li>・ 母子生活支援施設</li> <li>・ ステップハウス</li> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 高齢者福祉施設</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・ グループホーム</li> <li>・ 公営住宅</li> <li>・ 居住支援法人</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅</li> <li>・住み込み（ハローワークに要相談）</li> </ul>
10分	活用可能な制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用可能な制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮あんしん住宅推進事業・</li> <li>・身元保証人確保対策支援事業</li> <li>・DV被害者の公営住宅の入居</li> <li>・住居確保給付金</li> </ul> </li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置申出書</li> </ul>
5分	各支援フローにおいて共通する留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居前に相談者に十分に事前説明をすること <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前見学</li> <li>・共同生活や規則への理解</li> </ul> </li> <li>・理解を得ること、意思決定の尊重の重要性</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】 就労支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	就労支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】 分野別研修①
講義時間	25分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	支援者が、相談者の意思決定やストレスを尊重し、エンパワメントの姿勢をもちつつ支援を行うための具体的な手法を学ぶ。就労に関する支援過程それぞれに応じた適切な制度及び関係機関の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談者が就職活動を開始する前に必要な手続きや活用可能な制度・関連機関を理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>2. 相談者が就職活動を実施する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> <li>3. 就労支援を提供する上で必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	就職活動前の確認事項及び制度・連携機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動前の確認事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労の理想条件（雇用形態、専門的スキルの習得予定等）の意向の確認</li> </ul> </li> <li>・就職活動前の制度・連携機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者等就労支援事業、福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム</li> <li>・ハローワーク、福祉事務所（生活保護・子育て・障がい）、社会福祉協議会、相談支援事業所等</li> </ul> </li> </ul>
10分	就職活動中に活用可能な制度、連携機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度・連携機関等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク、自治体）</li> <li>・職業訓練事業（ハローワーク）</li> <li>・就労継続支援事業（就労支援 A 型、就労支援 B 型）等</li> </ul> </li> </ul>
5分	各支援フローにおいて共通する留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思を確認・尊重し、最善の方法を検討すること</li> <li>・ストレス及びエンパワメントの姿勢 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のストレスに着眼し、相談者の就労までの目標や計画を共に策定することで、エンパワメントに繋げること</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】 分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】 経済的支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	経済的支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】分野別研修①
講義時間	25分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	相談者の経済的支援のための、生活保護の申請や借金の整理等に関する具体的な手法を学ぶ。経済的支援の過程それぞれに応じた適切な制度及び関係機関の知識を習得する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活保護の申請において、必要な手続きや活用可能な制度・関連機関を理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>2. 相談者が抱える借金の整理において、必要な手続きや活用可能な制度・関連機関を理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>3. 経済的支援を提供する上で、活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	生活保護の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーとの連携</li> <li>・生活保護制度の情報提供</li> <li>・生活保護申請の同行支援</li> </ul>
10分	借金の整理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借金の整理の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己破産、個人民事再生手続き、任意整理、特定調停等</li> </ul> </li> <li>・市区の消費者問題の相談窓口の活用</li> <li>・無料弁護士相談や法テラスの活用</li> </ul>
5分	活用可能な制度・連携機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度</li> <li>・生活福祉資金貸付制度</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金</li> <li>・属性ごとの活用可能な制度等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、年金、障害年金、就学援助制度</li> </ul> </li> <li>・家計管理について活用可能な制度等</li> <li>・後見人制度、補佐人制度、地域福祉権利擁護事業等</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】 医療的支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	医療的支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】分野別研修①
講義時間	35分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	相談者の背景にある生活困難等に理解を示しつつ、医療的支援を行うための具体的な手法及び、活用可能な制度や関係機関について学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体的暴力・性的暴力等を受けた相談者を支援する上で、必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>2. 妊産婦を支援する上で、活用可能な制度・関係機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> <li>3. 精神疾患・依存症を抱える相談者を支援する上で、活用可能な関係機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> <li>4. 医療的支援を提供する上で必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	身体的暴力・性的暴力等に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や警察との緊急の連携</li> <li>・第三者行為による医療費の請求</li> <li>・保健師の家庭訪問の必要性</li> </ul>
10分	妊産婦の健康に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師との緊密な連携</li> <li>・活用可能な制度等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦生活援助事業、妊産婦医療費助成制度、入院助産制度等</li> </ul> </li> </ul>
5分	精神疾患・依存症の健康に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療制度、障害福祉サービス等</li> </ul> </li> <li>・専門の医療機関の受診や自助グループの活用</li> </ul>
10分	医療的支援全般における留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者に必要な具体的なケア <ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬管理</li> <li>・歯科・口腔ケア</li> </ul> </li> <li>・相談者の背景を理解した上でのコミュニケーション方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や暴力等の被害や生活困難を生き延びるために健康を害してしまった可能性があるという視点をもつこと</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】 法的支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	居住支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】 分野別研修①
講義時間	35分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	DV 被害者や性暴力、離婚調停に係る法的支援の具体的な手法及び、活用可能な制度や関係機関について学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. DV・ストーカー被害や性暴力等に係る法的支援を提供する上で、活用可能な制度・法規制について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> <li>2. 離婚調停、親権や親子交流に係る法的支援を提供する上で、必要な支援や活用可能な制度・関連機関について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>3. 法的支援を提供する上で、必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>4. 法的支援を提供する上で、活用可能な関連機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	DV・ストーカー被害や性暴力等に係る法的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力防止法の保護命令制度の活用</li> <li>・ストーカー規制法の活用</li> </ul>
10分	離婚調停、親権や親子交流に係る法的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚調停</li> <li>・離婚訴訟</li> </ul> </li> <li>・婚姻費用分担請求の調停申し立て</li> <li>・離婚後の法的解決（子の親権、養育費、親子交流等）の対応</li> </ul>
5分	法的支援全般における留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的支援における同行支援の必要性</li> </ul>
10分	活用可能な連携機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的支援の連携機関等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、司法支援センター（法テラス）、弁護士</li> <li>・地方裁判所、家庭裁判所</li> </ul> </li> <li>・心理的支援の連携機関等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療機関</li> </ul> </li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】 分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】居場所の提供支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	居場所の提供支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】分野別研修①
講義時間	25分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	相談者に適した居場所の提供支援やアウトリーチに係る具体的な手法及び、活用可能な関係機関について学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談者の居場所探しを支援する上で、必要な対応について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>2. 居場所提供支援を実施する上で、必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>3. 居場所提供支援を実施する上で、活用可能な関連機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	相談者の居場所探し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な「安全・安心な居場所」の提供</li> <li>・相談・見守り支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性自立支援施設の退所者支援としての居場所提供</li> </ul> </li> </ul>
10分	居場所の提供支援全般における留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の安全やプライバシーの保護への配慮</li> <li>・アウトリーチ活動の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の提供支援における同行支援の必要性</li> </ul> </li> </ul>
5分	活用可能な連携機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携機関等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者同士の交流の場やサポートグループ</li> </ul> </li> <li>・NPO 法人等民間の支援団体</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)



### 【分野別研修①】 心理的支援

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	心理的支援
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】分野別研修①
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	相談者に寄り添った支援を提供するため、心理的支援特有の手法のみならず、各支援フローにおける必要な心理的支援の具体的な手法及び、活用可能な制度や関係機関について学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 心理的支援を提供する上で、必要なアセスメント・対応について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>2. 心理的支援を提供する上で、必要な配慮、支援について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>3. 心理的支援を提供する上で、活用可能な関連機関について理解し、相談者の状況・特性に合わせた連携を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	心理的状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的・心理的なアセスメントの実施</li> <li>・心理面接・精神科診断の実施、診断結果の情報提供</li> </ul>
10分	各支援フローにおいて共通する留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援員に求められる役割</li> <li>・自尊感情の回復</li> <li>・権利擁護</li> <li>・PTSD等の心理的後遺症への対応</li> </ul>
10分	活用可能な連携機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携機関等</li> <li>・支援機関のサポートグループ</li> <li>・自助グループ</li> <li>・カウンセリングルーム</li> <li>・性暴力被害者支援センター</li> <li>・精神科医療機関</li> <li>・心療内科医療機関</li> <li>・心理カウンセリング機関</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

### 【分野別研修①】 相談者へのアウトリーチ・フォローアップ

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	相談者へのアウトリーチ・フォローアップ
講義形態	オンデマンド	区分	【初任者研修】分野別研修①
講義時間	15分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	困難を抱えた相談者または複合的な困難を抱えた相談者に対するアウトリーチ及びフォローアップについて学び、様々な支援ニーズに寄り添った支援の提供を目指す。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 困難な問題を抱えているものの、支援に届かない相談者へのアウトリーチをする上で、必要な対応について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる。</li> <li>2. 一時保護所や施設から退出した相談者をフォローアップ支援する意義や、必要な対応について理解し、相談者に寄り添った適切な支援を提供することができる</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
7分	アウトリーチにおける民間支援団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱えているものの、支援に届かない方へのアウトリーチの具体的な方法</li> <li>・ 民間支援団体との連携の必要性</li> </ul>
8分	フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所や施設退所後の相談者に対するフォローアップの重要性</li> <li>・ フォローアップの具体的な方法</li> </ul>

修了基準	「【初任者研修】分野別研修①」のうち、オンデマンド形態の講義に係る内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

【分野別研修①】政策間連携演習（初任者）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	政策間連携演習（初任者）
講義形態	対面 (グループワーク)	区分	【初任者研修】分野別研修①（演習）
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	<p>本講義は各都道府県において対面形式で実施し、女性相談支援員同士の対話による関係性構築、及び日頃の支援内容を共有することで、支援に対する新たな気づきの機会を提供することを目的とする。特に各都道府県及び市区の関係機関との具体的かつ実践的な連携方法については、グループワークを通じて学ぶ。</p> <p>また、講義で活用する個別ケースについては各都道府県が、地域の特性等を踏まえ実際のケースに出てくる個人名、支援機関等を匿名にするなどし、事前に用意することとする。個別ケースの内容としては、提供することが多い居住支援や経済的支援、居場所支援、心理的支援を必要とし、複合的な問題を抱える例が望ましい。</p>
到達目標	<p>1. 支援提供時の効果的なアセスメントの実施方法、都道府県及び市区の関係機関との実践的な連携及び調整について学び、実際の支援提供時には複合的な問題に対しても、問題を整理したうえで支援を提供できる。</p>

所要時間	テーマ	内容
10分	(講義) 事前ワークの目的	・事前ワークで課した内容の目的を説明
20分	(グループワーク) 事前ワークの内容共有	・事前ワークの内容共有 ・各グループの発表および振り返りの時間を設ける
15分	(講義) 各都道府県及び各市区の 関係機関との連携	・児童福祉、母子保健等の担当部局、福祉事務所、児童相談所等との具体的な連携及び調整方法 (各地域の特性を踏まえた講義)
45分	(グループワーク) 個別ケースを用いた支援方法 の検討	・各都道府県が用意した個別ケース2件程度を用いた支援方法について、グループワークにて検討し、ロールプレイイン グも実施 ・各グループの発表および振り返り、講師によるスーパービ ジョン・フィードバックの時間を設ける

修了基準	演習への参加を修了基準とする。
備考	(教材作成後記入)

【分野別研修①】地域内連携演習（初任者）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	地域内連携演習（初任者）
講義形態	対面 (グループワーク)	区分	【初任者研修】分野別研修①（演習）
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	<p>本講義は各都道府県において対面形式で実施し、女性相談支援員同士の対話による関係性構築、及び日頃の支援内容を共有することで、支援に対する新たな気づきの機会を提供することを目的とする。特に地域にある福祉以外の支援リソースとの具体的かつ実践的な連携方法についてグループワークを通じて学ぶ。</p> <p>また、講義で活用する個別ケースについては各都道府県が、地域の特性等を踏まえ実際のケースに出てくる個人名、支援機関等を匿名にするなどし、事前に用意することとする。個別ケースの内容としては、提供することが多い居住支援や経済的支援、居場所支援、心理的支援を必要とし、複合的な問題を抱える例が望ましい。</p>
到達目標	<p>1. 支援提供時の効果的なアセスメントの実施方法、福祉分野以外の公的機関、民間団体等との実践的な連携及び調整について学び、実際の支援提供時には複合的な問題に対しても、問題を整理したうえで支援を提供できる。</p>

所要時間	テーマ	内容
10分	(講義) 事前ワークの目的	・事前ワークで課した内容の目的の説明
20分	(グループワーク) 事前ワークの内容共有	・事前ワークの内容共有 ・各グループの発表および振り返りの時間を設ける
15分	(講義) 地域の各支援リソースとの連携	・教育委員会、医療機関、学校、警察、司法関係機関、民間支援団体 等との具体的な連携及び調整方法 (各地域の特性を踏まえた講義)
45分	(グループワーク) 個別ケースを用いた支援方法の検討	・各都道府県が用意した個別ケース2件程度を用いた支援方法について、グループワークにて検討し、ロールプレイイングも実施 ・各グループの発表および振り返り、講師によるスーパービジョン・フィードバックの時間を設ける

修了基準	演習への参加を修了基準とする。
備考	(教材作成後記入)

## 主任女性相談支援員

【分野別研修②】政策間連携演習（主任女性相談支援員）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	政策間連携演習（主任女性相談支援員）
講義形態	対面 (グループワーク)	区分	【主任女性相談支援員研修】分野別研修②（演習）
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	<p>本講義は各都道府県において対面形式で実施し、女性相談支援員同士の対話による関係性構築、及び日頃の支援内容を共有することで、支援に対する新たな気づきの機会を提供することを目的とする。特に各都道府県及び市区の関係機関との具体的かつ実践的な連携方法についてグループワークを通じて学ぶ。</p> <p>また、講義で活用する個別ケースについては各都道府県が、地域の特性等を踏まえ実際のケースに出てくる個人名、支援機関等を匿名にするなどし、事前に用意することとする。個別ケースの内容としては、提供することが多い就労支援や健康・医療支援を必要とし、複合的な問題を抱える例が望ましい。</p>
到達目標	<p>1. 都道府県及び市区の関係機関との連携や調整における主任女性相談支援員としての役割を学び、支援現場で実践することができる。</p>

所要時間	テーマ	内容
10分	(講義) 事前ワークの目的	・事前ワークで課した内容の目的を説明
20分	(グループワーク) 事前ワークの内容共有	・事前ワークの内容共有 ・各グループの発表および振り返りの時間を設ける
15分	(講義) 各都道府県及び各市区の 関係機関との連携	・児童福祉、母子保健等の担当部局、福祉事務所、児童相談所等との具体的な連携及び調整方法 (各地域の特性を踏まえた講義)
45分	(グループワーク) 個別ケースを用いた支援方法 の検討	・各都道府県が用意した個別ケース2件程度を用いた支援方法について、グループワークにて検討し、ロールプレイイン グも実施 ・各グループの発表および振り返り、講師によるスーパービ ジョン・フィードバックの時間を設ける

修了基準	演習への参加を修了基準とする。
備考	(教材作成後記入)

【分野別研修②】地域内連携演習（主任女性相談支援員）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	地域内連携演習（主任女性相談支援員）
講義形態	対面 (グループワーク)	区分	【主任女性相談支援員研修】分野別研修②（演習）
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	<p>本講義は各都道府県において対面形式で実施し、女性相談支援員同士の対話による関係性構築、及び日頃の支援内容を共有することで、支援に対する新たな気づきの機会を提供することを目的とする。特に地域にある福祉以外の支援リソースとの具体的かつ実践的な連携方法についてグループワークを通じて学ぶ。</p> <p>また、講義で活用する個別ケースについては各都道府県が、地域の特性等を踏まえ実際のケースに出てくる個人名、支援機関等を匿名にするなどし、事前に用意することとする。個別ケースの内容としては、提供することが多い就労支援や健康・医療支援を必要とし、複合的な問題を抱える例が望ましい。</p>
到達目標	<p>1. 福祉分野以外の公的機関、民間団体等との連携や調整における主任女性相談支援員としての役割を学び、支援現場で実践することができる。</p>

所要時間	テーマ	内容
10分	(講義) 事前ワークの目的	・事前ワークで課した内容の目的の説明
20分	(グループワーク) 事前ワークの内容共有	・事前ワークの内容共有 ・各グループの発表および振り返りの時間を設ける
15分	(講義) 地域の各支援リソースとの連携	・教育委員会、医療機関、学校、警察、司法関係機関、民間支援団体 等との具体的な連携及び調整方法 (各地域の特性を踏まえた講義)
45分	(グループワーク) 個別ケースを用いた支援方法の検討	・各都道府県が用意した個別ケース2件程度を用いた支援方法について、グループワークにて検討し、ロールプレイイングも実施 ・各グループの発表および振り返り、講師によるスーパービジョン・フィードバックの時間を設ける

修了基準	演習への参加を修了基準とする。
備考	(教材作成後記入)

統括女性相談支援員



## 【組織運営】支援提供における統括女性相談支援員の役割（SV）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	支援提供における統括女性相談支援員の役割（SV）
講義形態	オンデマンド	区分	【統括女性相談支援員研修】組織運営
講義時間	30分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	統括女性相談支援員として、支援提供における役割を学ぶ。また、具体的な業務や、関係機関との連絡調整等に関する具体的な手法について学習する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統括女性相談支援員として、支援提供をする上で、求められている役割を理解する</li> <li>2. 統括女性相談支援員として、SVの適切な実施方法を理解し、他職員の支援提供の質向上を図る</li> <li>3. 統括女性相談支援員として、支援に関する情報を積極的に収集し、職場内で共有することができる。</li> <li>4. 統括女性相談支援員として、関係機関との連絡調整を積極的に実施し、連携を円滑に進めることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
5分	統括女性相談支援員の役割	・支援提供における統括女性相談支援員の役割
15分	SVの実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SVの実施方法</li> <li>・他職員にSVする際の配慮</li> </ul>
10分	情報収集・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援に関する情報収集</li> <li>・職場内での支援に関する情報共有</li> </ul>

修了基準	「【統括女性相談支援】組織運営」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

## 【組織運営】組織マネジメント論

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	組織マネジメント論
講義形態	オンデマンド	区分	【統括女性相談支援員研修】組織運営
講義時間	60分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	マネジメントをする立場である統括女性相談支援員としての役割や行動基準を学ぶ。また、具体的な業務や、組織、業務、人のマネジメントに関する具体的な手法について学習する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統括女性相談支援員として、マネジメントをする上で、求められている役割を理解する</li> <li>2. 統括女性相談支援員として求められているマネジメント業務について理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>3. 組織マネジメントについて、統括女性相談支援員が求められている役割、具体的な方法を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>4. 業務マネジメントについて、統括女性相談支援員が求められている役割、具体的な方法を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>5. スタッフマネジメントについて、統括女性相談支援員が求められている役割、具体的な方法を理解し、実践に活かすことができる。</li> <li>6. 労務管理について、統括女性相談支援員が求められている役割、具体的な方法を理解し、実践に活かすことができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
5分	統括女性相談支援員の役割	・マネジメント層としての統括女性相談支援員の役割
10分	統括女性相談支援員の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標管理、業務進捗管理、チームビルディング、人材育成、メンタルヘルス</li> </ul> </li> <li>・PDCA サイクル</li> </ul>
10分	組織マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織目標の設定、共有</li> <li>・組織体制</li> </ul>
15分	業務マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な業務分担の決定</li> <li>・適切な業務指示</li> <li>・業務の進捗確認方法</li> <li>・業務改善</li> </ul>
15分	スタッフマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の意義</li> <li>・組織理念・仕事の本質の徹底</li> <li>・OJT、Off-JTの活用（PDCAの重視）</li> <li>・他職員の主体性を引き出す方法</li> </ul>

5分	労務管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理とは</li> <li>・労働基準法、労働安全衛生法</li> </ul>
----	------	---

修了基準	「【統括女性相談支援】組織運営」の内容を踏まえたオンライン上での試験において、8割以上の正答率であること。なお、当該試験は繰り返しの受験を可能とする。
備考	(教材作成後記入)

【分野別研修③】政策間連携演習（統括女性相談支援員）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	政策間連携演習（統括女性相談支援員）
講義形態	対面 (グループワーク)	区分	【統括女性相談支援員研修】分野別研修③（演習）
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	<p>本講義は各都道府県において対面形式で実施し、女性相談支援員同士の対話による関係性構築、及び日頃の支援内容を共有することで、支援に対する新たな気づきの機会を提供することを目的とする。特に各都道府県及び市区の関係機関との具体的かつ実践的な連携方法及びスーパービジョンの方法についてグループワークを通じて学ぶ。</p> <p>また、講義で活用する個別ケースについては各都道府県が、地域の特性等を踏まえ実際のケースに出てくる個人名、支援機関等を匿名にするなどし、事前に用意することとする。個別ケースの内容としては、提供することが多い法的支援を必要とし、複合的な問題を抱える例が望ましい。</p>
到達目標	<p>1. スーパービジョンの具体的な方法について学び、都道府県及び市区の関係機関との連携や調整を行い、支援現場においてスーパーバイザーとしての役割を担うことができる。</p>

所要時間	テーマ	内容
10分	(講義) 事前ワークの目的	・事前ワークで課した内容の目的を説明
20分	(グループワーク) 事前ワークの内容共有	・事前ワークの内容共有 ・各グループの発表および振り返りの時間を設ける
15分	(講義) 各都道府県及び各市区の 関係機関との連携	・児童福祉、母子保健等の担当部局、福祉事務所、児童相談所等との具体的な連携及び調整方法 (各地域の特性を踏まえた講義)
45分	(グループワーク) 個別ケースを用いた支援方法 ・スーパービジョンの検討	・各都道府県が用意した個別ケース2件程度を用いた支援方法 ・スーパービジョンについて、グループワークにて検討し、ロールプレイングも実施 ・各グループの発表および振り返り、講師によるスーパービジョン・フィードバックの時間を設ける

修了基準	演習への参加を修了基準とする。
備考	(教材作成後記入)

【分野別研修③】地域内連携演習（統括女性相談支援員）

講義コード	(教材作成後記入)	講義名	地域内連携演習（統括女性相談支援員）
講義形態	対面 (グループワーク)	区分	【統括女性相談支援員研修】分野別研修③（演習）
講義時間	90分	教材名	(教材作成後記入)

講義概要	<p>本講義は各都道府県において対面形式で実施し、女性相談支援員同士の対話による関係性構築、及び日頃の支援内容を共有することで、支援に対する新たな気づきの機会を提供することを目的とする。特に地域にある福祉以外の支援リソースとの具体的かつ実践的な連携方法及びスーパービジョンの方法についてグループワークを通じて学ぶ。</p> <p>また、講義で活用する個別ケースについては各都道府県が、地域の特性等を踏まえ実際のケースに出てくる個人名、支援機関等を匿名にするなどし、事前に用意することとする。個別ケースの内容としては、提供することが多い法的支援を必要とし、複合的な問題を抱える例が望ましい。</p>
到達目標	<p>1. スーパービジョンの具体的な方法について学び、福祉分野以外の公的機関、民間団体等とも連携や調整を行い、スーパーバイザーとしての役割を担うことができる。</p>

所要時間	テーマ	内容
10分	(講義) 事前ワークの目的	・事前ワークで課した内容の目的の説明
20分	(グループワーク) 事前ワークの内容共有	・事前ワークの内容共有 ・各グループの発表および振り返りの時間を設ける
15分	(講義) 地域の各支援リソースとの連携	・教育委員会、医療機関、学校、警察、司法関係機関、民間支援団体 等との具体的な連携及び調整方法 (各地域の特性を踏まえた講義)
45分	(グループワーク) 個別ケースを用いた支援方法・スーパービジョンの検討	・各都道府県が用意した個別ケース2件程度を用いた支援方法・スーパービジョンについて、グループワークにて検討し、ロールプレイングも実施 ・各グループの発表および振り返り、講師によるスーパービジョン・フィードバックの時間を設ける

修了基準	演習への参加を修了基準とする。
備考	(教材作成後記入)



**「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」  
実態把握調査質問紙調査へのご協力をお願い**

この度弊社は厚生労働省「令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」の採択を受け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行。以下「新法」という。）施行に向けた、女性支援事業の実態把握調査を実施することとなりました。

本事業は、国における困難な問題を抱える女性支援の施策検討の基礎資料とするため、全国の女性相談支援員を対象とした調査により、困難な問題を抱える女性への支援提供状況や課題等を把握するものです。

**【本調査の目的】**

女性相談支援員による困難な問題を抱える女性への支援の実態及び新法施行に向けた準備状況等を把握する。

**【調査対象】**

女性相談支援員

**【回答期日】**

**2023年11月24日（金）**までにご回答をお願いいたします。

**【ご回答いただくにあたって】**

本調査結果は、困難な問題を抱える女性への支援の実態を把握し、厚生労働省において今後の施策を検討するための基礎資料として活用されます。

**■ご回答方法■**

調査票（本ファイル）に入力してください。

**■ご提出先■**

調査票（本ファイル）メールに添付し、**2023年11月24日（金）**までに以下の事務局メールアドレスまで送付してください

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp

**【お問い合わせ先】**

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

**調査実施主体**

PwCコンサルティング合同会社  
公共事業部  
担当者：青木佑夏、竹内菜々子、当新卓也



## I. 基本情報

### 1. 所属及び所在地

- Q1. 事業所名  
※福祉事務所の場合は福祉事務所名を記載してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

- Q2. 所属

<選択肢>

- ① 都道府県所轄の福祉事務所
- ② 市区所轄の福祉事務所
- ③ 女性相談支援センター（現・婦人相談所）
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

（「④その他」を選択した場合）その他の所属

--

- Q3. Q2. で「①都道府県所轄の福祉事務所」「②市区所轄の福祉事務所」と回答した方に伺います。  
どのような部署へ配属されていますか。

<選択肢>

- ① 子ども支援関係部署
- ② 生活保護担当部署
- ③ 男女共同参画部署
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

（「④その他」を選択した場合）その他の部署の担当事業

--

Q4. 委嘱元

<選択肢>

- ① 都道府県
- ② 市区

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5. 所属事業所の所在地（都道府県・市区町村）

▼ ○○都道府県、○○市区町村のように入力してください

--

## 2. 勤務経験や保有資格等

Q6. あなたは、女性相談支援員（婦人相談員）として、合計で何年勤務していますか。

<選択肢>

- ① 1年未満
- ② 1年以上3年未満
- ③ 3年以上5年未満
- ④ 5年以上7年未満
- ⑤ 7年以上10年未満
- ⑥ 10年以上

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q7. あなたは、女性相談支援員として、現在の勤務先で何年勤務していますか。

<選択肢>

- ① 1年未満
- ② 1年以上3年未満
- ③ 3年以上5年未満
- ④ 5年以上7年未満
- ⑤ 7年以上10年未満
- ⑥ 10年以上

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q8. あなたは、女性相談支援員として働く前に、次のような福祉分野に勤務したことがありますか。

<選択肢>

- ① 生活困窮者支援分野
- ② 保育・児童福祉分野
- ③ 障害福祉分野
- ④ 高齢者福祉分野
- ⑤ 女性支援分野
- ⑥ ひとり親支援分野
- ⑦ 精神保健福祉分野
- ⑧ その他の福祉分野
- ⑨ 前職や異動前に福祉分野は経験していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

Q9. あなたの現在の役職は何ですか。

<選択肢>

- ① 係員級
- ② 係長級
- ③ 課長補佐級
- ④ 課長級
- ⑤ わからない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q10. あなたの現在の勤務形態は何ですか。

<選択肢>

- ① 常勤
- ② 非常勤

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11. あなたには女性相談支援員以外に、兼務先はありますか。

<選択肢>

- ① ある ⇒ Q11-1. へおすすみください
- ② ない ⇒ Q12. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11-1. Q11. で「①ある」と回答した方に伺います。

兼務先を教えてください。

<選択肢>

- ① 母子・父子自立支援員
- ② 家庭児童相談員
- ③ 生活相談員
- ④ 生活保護面接相談員
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの相談員
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答					

「⑥その他」の兼務先

Q12. 選択肢の中で、あなたが保持している資格を全てお答えください。

<選択肢>

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 社会福祉士    | ⑨ 看護師     |
| ② 精神保健福祉士  | ⑩ 保育士     |
| ③ 社会福祉主事   | ⑪ 学校教諭    |
| ④ 臨床心理士    | ⑫ 介護福祉士   |
| ⑤ 公認心理師    | ⑬ 介護支援専門員 |
| ⑥ 産業カウンセラー | ⑭ ホームヘルパー |
| ⑦ 保健師      | ⑮ その他     |
| ⑧ 助産師      | ⑯ 保有していない |

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

## Ⅱ. 職場環境について

### 1. 人員配置・体制

Q1. 同じ職場（支所）に配属されている女性相談支援員の人数をお答えください。

<選択肢>

- ① 0人（職場内に女性相談支援員は自分のみ） ⇒ Q4. へおすすみください
- ② 1人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ③ 2人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ④ 3人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ⑤ 4人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ⑥ 5人以上 ⇒ Q2. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q2. Q1. で「①0人（職場内に女性相談支援員は自分のみ）」以外の回答した方に伺います。  
同じ職場内の女性相談支援員とは十分に連携できていると思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q3. Q1. で「①0人（職場内に女性相談支援員は自分のみ）」**以外**の回答した方に伺います。

職場における女性相談支援員間の連携について当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 個別のケースについて、ケース検討の会議を開催している
- ② 個別のケースについて、必要に応じて相談・共有する機会がある
- ③ 同一の相談者について協力して対応している
- ④ 女性相談支援員のみ朝礼や集いの機会を持っている
- ⑤ 女性相談支援員の間で連携する上記のような機会はない

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答				

Q4. 女性相談支援員の人員配置・体制について感じる課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 職場の女性相談支援員の人数が少ない
- ② 女性相談支援員の離職率が高い
- ③ 雇用契約期間満了で、後任の女性相談支援員がいない
- ④ 人事異動等で女性相談支援員がすぐ入れ替わる
- ⑤ 専門的知識を持つ女性相談支援員がいない、少ない
- ⑥ 職場内で女性相談支援員同士の交流の機会がない
- ⑦ 新任の女性相談支援員の育成に時間がかかる
- ⑧ 相談できる上司がいない
- ⑨ 契約更新ができるか不確定であり、雇用が安定しない
- ⑩ 業務内容に比べて給与が低い
- ⑪ 所属組織に業務内容が理解されていない
- ⑫ 非常勤雇用であるにもかかわらず、過重な責任を負わされる
- ⑬ 自分の意見が所属機関の支援方針に反映できない
- ⑭ その他 ⇒ **具体的な内容をご記入ください**
- ⑮ 特になし

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答							

「⑭その他」の具体的な内容



## 2. 勤務状況・備品貸与

Q5. 年次有給休暇は取得できていますか。

<選択肢>

- ① 希望通り取得できている ⇒ Q6. へおすすみください
- ② 取得できているが、希望通りでない/不十分である ⇒ Q5-1. へおすすみください
- ③ 全く取得できていない ⇒ Q5-1. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5-1. Q5. で「②取得できているが、希望通りでない/不十分である」「③全く取得できていない」と回答した方に伺います。

理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 有給休暇の付与日数が少ない
- ② 業務量が多いため
- ③ 人員が不足しているため
- ④ 雇用契約への影響が心配だから
- ⑤ 周りに年次有給休暇を取得している人がいないため
- ⑥ 年次有給休暇に対して否定的な上司・同僚があり、取得しにくい雰囲気があるため
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--

Q6. 残業手当はありますか。

<選択肢>

- ① 支給あり（100%）
- ② 支給あり（一部）
- ③ 振替対応
- ④ 残業自体ない
- ⑤ 支給なし
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

「⑥その他」の具体的な内容

Q7. どのような時に、支援員としてバーンアウトしそうな気持ち（仕事の継続に困難を感じる）になることがありますか？

<選択肢>

- ① 職場内で相談できる女性相談支援員がいない時
- ② 職場内で相談できる上司がいない時
- ③ 雇用契約で、職の不安定さを感じた時
- ④ 給与が低い等、経済的な問題を感じた時
- ⑤ 相談者とのコミュニケーションで困難を感じた時
- ⑥ 担当している業務量が過多と感じた時
- ⑦ 労働時間が長時間になった時
- ⑧ 十分な休暇を確保できない時
- ⑨ 担当しているケースで身の危険を感じた時
- ⑩ 担当しているケースで二次受傷をした時
- ⑪ 人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

「⑫その他」の具体的な内容

Q8. 相談者としてバーンアウトしないために、自分自身の心理的ケアとして意識的に行っていることがありますか。

<選択肢>

- ① 職場の他の女性相談支援員に相談する
- ② 職場の女性相談支援員ではない、他の職員に相談する
- ③ 職場外で身近な人に相談する
- ④ 自身で専門家によるカウンセリング等を受けている
- ⑤ 定期的に休暇をとるようにしている
- ⑥ 運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようにしている
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑧ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

「⑦その他」の具体的な内容

### 3. 資格化について

Q9. 女性相談支援員について、女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格化を望みますか。

<選択肢>

- ① はい ⇒ Q10. へおすすみください
- ② いいえ ⇒ Q14. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q10. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格が策定される場合、資格取得に実務経験は必要だと思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格が策定される場合、資格取得のための研修は必要だと思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q12. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格が策定される場合、資格取得のための筆記試験は必要だと思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q13. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相支援員の資格化について、望む理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 支援提供には専門的な知識が必要なため
- ② 自治体において関連分野の職務経験が獲得できると考えるため
- ③ 転職の際に、キャリアアップに繋がると考えるため
- ④ 職場において新任の教育をする余裕がないから
- ⑤ 資格を有する職業として認知度・イメージが向上するから
- ⑥ 資格を有する職業として担い手が増えると思うから
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--

Q14. Q9. で「②いいえ」と回答した方に伺います。

女性相支援員の資格化について、望まない理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 研修受講や勉強をする時間的余裕がないから
- ② 女性相談支援員の担い手が減ると思うから
- ③ 資格よりも実務経験が重要だと考えるから
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答			

「④その他」の具体的な内容

### Ⅲ. 研修受講について

Q1. 職場内（女性相談支援センター、福祉事務所等）で研修を受講したことはありますか。

<選択肢>

- ① ある ⇒ Q1-1. へおすすみください
- ② ない ⇒ Q2 へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q1-1. Q1. で「①ある」と回答した方に伺います。

あなたの職場内で、次のような研修の受講経験はありますか。  
ある場合は、当てはまるものを全てをお答えください。

<選択肢>

- ① 女性支援事業のあり方・課題に関する研修
- ② 女性支援事業、女性相談支援員の歴史的な背景
- ③ 相談者理解に関する研修
- ④ 相談者への支援スキルに関する研修
- ⑤ 他の福祉分野に関する研修
- ⑥ パソコン等の事務スキル向上に関する研修
- ⑦ マネジメントに関する研修
- ⑧ キャリアアップに関する研修
- ⑨ 公文書管理に関する研修
- ⑩ ハラスメントに関する研修
- ⑪ 公務員倫理に関する研修
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											
「⑫その他」の具体的な内容											

Q2. 職場外（厚生労働省、所属自治体以外の自治体、民間機関等）が開催する研修を受講したことはありますか。

<選択肢>

- ① ある ⇒ Q2-1. へおすすみください
- ② ない ⇒ Q3. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q2-1. Q2. で「①ある」と回答した方に伺います。  
職場外での受講経験のある研修は何ですか。

<選択肢>

- ① 女性支援事業のあり方・課題に関する研修
- ② 女性支援事業、女性相談支援員の歴史的な背景
- ③ 相談者理解に関する研修
- ④ 相談者への支援スキルに関する研修
- ⑤ 他の福祉分野に関する研修
- ⑥ パソコン等の事務スキル向上に関する研修
- ⑦ マネジメントに関する研修
- ⑧ キャリアアップに関する研修
- ⑨ 公文書管理に関する研修
- ⑩ ハラスメントに関する研修
- ⑪ 公務員倫理に関する研修
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											
「⑫その他」の具体的な内容											



Q3. 女性相談支援員として支援を行う上で、必要だと感じている研修内容を3つ選んでお答えください。

<選択肢>

- ① 女性支援事業のあり方・課題に関する研修
- ② 女性支援事業、女性相談支援員の歴史的な背景
- ③ 相談者理解に関する研修
- ④ 相談者への支援スキルに関する研修
- ⑤ 他の福祉分野に関する研修
- ⑥ パソコン等の事務スキル向上に関する研修
- ⑦ マネジメントに関する研修
- ⑧ キャリアアップに関する研修
- ⑨ 公文書管理に関する研修
- ⑩ ハラスメントに関する研修
- ⑪ 公務員倫理に関する研修
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

「⑫その他」の具体的な内容

Q4. 研修受講のための時間は十分に確保できると思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う ⇒ Q5. へおすすみください
- ② どちらかと言えばそう思う ⇒ Q5. へおすすみください
- ③ どちらとも言えない ⇒ Q5. へおすすみください
- ④ どちらかと言えばそう思わない ⇒ Q4-1. へおすすみください
- ⑤ そう思わない ⇒ Q4-1. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q4-1. Q4. で「④どちらかと言えばそう思わない」「⑤そう思わない」と回答した方に伺います。

研修受講のための時間確保が難しい理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 業務量が多い
- ② 研修受講日に業務を代替してくれる人員が確保できない
- ③ 上司（職場）の理解がない
- ④ 旅費を職場で出してもらえない
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「⑤その他」の具体的な内容

Q5. 研修には、座学・講義型研修と、グループワーク、ロールプレイングを含む対話・体験型研修があります。今後新たに策定される女性相談支援員向けの研修に対話・体験型研修があるとしたら、参加したいですか。

<選択肢>

- ① そう思う ⇒ Q5-1. へおすすみください
- ② どちらかと言えばそう思う ⇒ Q5-1. へおすすみください
- ③ どちらとも言えない ⇒ Q6. へおすすみください
- ④ どちらかと言えばそう思わない ⇒ Q5-2. へおすすみください
- ⑤ そう思わない ⇒ Q5-2. へおすすみください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5-1. Q5. で「①そう思う」「②どちらかと言えばそう思う」と回答した方に伺います。

対話・体験型研修に参加したい理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 他の女性相談支援員との繋がりを構築したい
- ② 他の女性相談支援員との知見を習得・共有したい
- ③ 幅広い分野における支援方法を習得したい
- ④ 座学で得られない知識や経験を習得したい
- ⑤ モチベーションを向上させたい
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答					

「⑥その他」の具体的な内容

Q5-2. Q5. で「④どちらかと言えばそう思わない」「⑤そう思わない」と回答した方に伺います。

対話・体験型研修への参加したくない理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 業務量が多く、参加が難しい
- ② 体制上、参加が難しい（女性相談支援員が少ない）
- ③ 他の仕事をしていて、参加が難しい
- ④ 座学での研修で十分だと考えている
- ⑤ 今の知識・経験で十分だと考えている
- ⑥ 他者とのコミュニケーションが苦手である
- ⑦ 特に興味ない
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑧その他」の具体的な内容

Q6. 今後新たに策定される女性相談支援員向けの研修に何を望みますか。

<選択肢>

- ① 幅広い福祉分野について知識を習得したい
- ② 特定の相談ニーズに対応するための専門的な知識を習得したい
- ③ 実務にすぐ活用できるようなケースを用いた知識を習得したい
- ④ 社会情勢を反映した最新のテーマに関する知識を習得したい
- ⑤ 面接方法等の実践的な相談支援スキルを向上させたい
- ⑥ 他者・他機関との連携を通じた支援スキルを向上させたい
- ⑦ パソコン等の事務スキルを向上させたい
- ⑧ 女性相談支援員同士のネットワーキングをしたい
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

「⑨その他」の具体的な内容

## IV. 支援提供について

### 1. 支援における課題

- Q1. 昨年度、あなたが担当した相談の実件数（電話相談、来所相談）を教えてください。  
※不明の場合にはおおよその数字を記載ください。

▼ 回答欄に数値を入力してください

電話相談		件
来所相談		件

- Q2. 特に支援が難しいと感じる相談者を<選択肢A>から**3つ**選んでください。  
また、回答した3つそれぞれの相談者への支援における課題を<選択肢B>からお答えください。  
(重複する属性がある場合は、主な属性1つだけお選びください。)

<選択肢A>

- ① 妊産婦
- ② 児童を同伴する女性
- ③ 母子家庭
- ④ 性暴力被害者・性的虐待被害者
- ⑤ 性的搾取被害者
- ⑥ DV被害者・ストーカー被害者
- ⑦ 売買春の経験女性
- ⑧ 外国にルーツを持つ女性
- ⑨ 精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性
- ⑩ 若年女性
- ⑪ 65歳以上の女性

<選択肢B>

- ① 当該相談者の抱える問題・ニーズに対する知識が不足している
- ② 当該相談者への支援経験がない・少ない
- ③ 関係機関・組織との情報共有、連携が十分できない
- ④ 地域に活用できる関係機関・組織がない/知らない
- ⑤ 他の福祉制度の活用ができない
- ⑥ 人員不足により、提供できる支援が限られる
- ⑦ 相談者本人が支援を求めない傾向が強い
- ⑧ 相談者本人とのコミュニケーションが難しい
- ⑨ 早期発見が難しい
- ⑩ 一時保護所や女性自立支援施設の受け入れが難しい
- ⑪ 地域のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑫ 職場のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑬ 言語が違うことによりコミュニケーションが難しい
- ⑭ 出身国の制度・法律が違うことによる困難が生じている（離婚ができないなど）
- ⑮ 生活習慣が違うことによる困難が生じている

※ <選択肢A>  
で⑧と回答した方  
のみ

**特に支援が難しいと感じる相談者①**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者②**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者③**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

Q3. 支援が必要にも関わらず、女性相談支援センター/福祉事務所を活用しない困難な問題を抱える女性がいると思われませんが、その理由はなぜだと思いますか。

<選択肢>

- ① 地域で女性相談支援センターや福祉事務所が相談先として認識されていないから
- ② 女性相談支援センターや福祉事務所の連絡先や住所をHP等で開示していないから
- ③ 女性相談支援センターや福祉事務所が相談を受け付けているの分かりづらいから
- ④ 地域で女性支援事業や関係機関についての理解が広まっておらず、他の福祉機関・施設等から支援依頼が来ないから
- ⑤ 女性相談支援センターや福祉事務所の相談時間が限られており、相談者が活用しにくいから
- ⑥ 相談者が他の福祉制度を利用しているから
- ⑦ 相談者が女性相談支援センターや福祉事務所の利用に積極的でないから
- ⑧ 民間支援団体の支援が充実しているから
- ⑨ 民間支援団体から相談や協力依頼が来ないから
- ⑩ その他 → 具体的な内容をご記入ください
- ⑪ すべての困難な問題を抱える女性は女性相談支援センター/福祉事務所を活用している

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑩その他」の具体的な内容									

## 2. 支援方法ごとの頻度及び難しさ

Q4. それぞれの支援方法について、提供する頻度と提供する上での難しさをお答えください。

<提供する頻度選択肢>

- ① 提供しない
- ② どちらかと言えば提供しない
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えば提供する
- ⑤ よく提供する

<提供する上での難しさ選択肢>

- ① 難しいと感じない
- ② どちらかと言えば難しいと感じない
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えば難しいと感じる
- ⑤ かなり難しいと感じる

支援方法／項目	提供する頻度	提供する上での難しさ
例 提供する頻度が「よく提供する」、提供する上での難しさが「どちらかと言えば難しいと感じる」場合	⑤	④
1 居住支援		
2 就労支援		
3 経済的支援(家計・借金等の金銭問題に関する支援)		
4 健康・医療支援(妊婦含む)		
5 法的支援(離婚問題等、公的な手続きの補助等)		
6 居場所の提供支援(社会的つながり)		
7 心理的支援		
8 その他(自由記述)		
9 その他(自由記述)		
「8 その他」の具体的な内容		
「9 その他」の具体的な内容		



### 3. 市区の女性相談支援員・女性自立支援施設への要望

Q5. 貴女性相談支援センターが所在する都道府県における市区の女性相談支援員に、最も強化してほしい支援業務は何ですか。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 他の福祉制度による支援提供の調整
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑦ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑧ 一時保護退所後の民間団体や他の福祉施設との調整
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5-1. 上記設問で選択した業務以外で、貴女性相談支援センターが所在する市区の女性相談支援員に、より強化してほしい支援業務を2つお選びください。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 他の福祉制度による支援提供の調整
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑦ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑧ 一時保護退所後の民間団体や他の福祉施設との調整
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを2つ選択してください

回答	

Q5-2. (上記設問で選択した各選択肢について)  
選択した業務について、より詳細な業務内容をご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

Q6. (担当地域に女性自立支援施設がある場合)  
女性自立支援施設に、最も強化してほしい支援業務は何ですか。

<選択肢>

- ① 一時保護期間中の施設見学の実施
- ② 女性自立支援施設入所中の支援 (同行支援、手続き関係の支援、自立支援等)
- ③ 女性自立支援施設退所先の調整
- ④ 女性自立支援施設退所後の支援  
(家庭訪問や電話相談等、地域生活を送る上での支援)
- ⑤ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q6-1. **上記設問で選択した業務以外**で、女性自立支援施設に、  
より強化してほしい支援業務を2つお選びください。

<選択肢>

- ① 一時保護期間中の施設見学の実施
- ② 女性自立支援施設入所中の支援 (同行支援、手続き関係の支援、自立支援等)
- ③ 女性自立支援施設退所先の調整
- ④ 女性自立支援施設退所後の支援  
(家庭訪問や電話相談等、地域生活を送る上での支援)
- ⑤ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを2つ選択してください

回答	

Q6-2. (上記設問で選択した各選択肢について)

選択した業務について、より詳細な業務内容をご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください



#### 4. DV被害者等への支援について

Q7. 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題はあると思いますか。

<選択肢>

- ① 思う ⇒ Q8. へおすすみください
- ② 思わない ⇒ Q9. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q8. Q7. で「①思う」と回答した方に伺います。

具体的な課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 地域交流等ができないことにより、利用者の自立支援が制限される
- ② 通所支援ができない
- ③ 女性相談支援センターとして地域に根差した活動が制限される
- ④ 支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない
- ⑤ 支援が必要な相談者の早期発見が難しい
- ⑥ 他機関との連携がしづらい
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--

Q9. 国の政策上、厚労省では「困難を抱える女性」を対象とした支援施策を実施し、内閣府では「DV被害者」を対象とした支援施策を実施しています。  
 所管省庁が異なることにより、女性相談支援員が現場で感じる課題には、どのようなものがありますか。

<選択肢>

- ① 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関がどのような支援をしているのかわからない
- ② 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関との連携が難しい
- ③ 厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい
- ④ その他 → 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ 課題は特にない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「④その他」の具体的な内容

**「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」  
実態把握調査質問紙調査へのご協力をお願い**

この度弊社は厚生労働省「令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」の採択を受け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行。以下「新法」という。）施行に向けた、女性支援事業の実態把握調査を実施することとなりました。

本事業は、国における困難な問題を抱える女性支援の施策検討の基礎資料とするため、全国の女性相談支援員を対象とした調査により、困難な問題を抱える女性への支援提供状況や課題等を把握するものです。

**【本調査の目的】**

女性相談支援員による困難な問題を抱える女性への支援の実態及び新法施行に向けた準備状況等を把握する。

**【調査対象】**

女性相談支援員

**【回答期日】**

**2023年11月24日（金）**までにご回答をお願いいたします。

**【ご回答いただくにあたって】**

本調査結果は、困難な問題を抱える女性への支援の実態を把握し、厚生労働省において今後の施策を検討するための基礎資料として活用されます。

**■ご回答方法■**

調査票（本ファイル）に入力してください。

**■ご提出先■**

調査票（本ファイル）メールに添付し、**2023年11月24日（金）**までに以下の事務局メールアドレスまで送付してください

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp

**【お問い合わせ先】**

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

**調査実施主体**

PwCコンサルティング合同会社  
公共事業部  
担当者：青木佑夏、竹内菜々子、当新卓也

## I. 基本情報

### 1. 所属及び所在地

- Q1. 事業所名  
※福祉事務所の場合は福祉事務所名を記載してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

- Q2. 所属

<選択肢>

- ① 都道府県所轄の福祉事務所
- ② 市区所轄の福祉事務所
- ③ 女性相談支援センター（現・婦人相談所）
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

（「④その他」を選択した場合）その他の所属

--

- Q3. Q2. で「①都道府県所轄の福祉事務所」「②市区所轄の福祉事務所」と回答した方に伺います。  
どのような部署へ配属されていますか。

<選択肢>

- ① 子ども支援関係部署
- ② 生活保護担当部署
- ③ 男女共同参画部署
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

（「④その他」を選択した場合）その他の部署の担当事業

--



Q4. 委嘱元

<選択肢>

- ① 都道府県
- ② 市区

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5. 所属事業所の所在地（都道府県・市区町村）

▼ ○○都道府県、○○市区町村のように入力してください

--

## 2. 勤務経験や保有資格等

Q6. あなたは、女性相談支援員（婦人相談員）として、合計で何年勤務していますか。

<選択肢>

- ① 1年未満
- ② 1年以上3年未満
- ③ 3年以上5年未満
- ④ 5年以上7年未満
- ⑤ 7年以上10年未満
- ⑥ 10年以上

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q7. あなたは、女性相談支援員として、現在の勤務先で何年勤務していますか。

<選択肢>

- ① 1年未満
- ② 1年以上3年未満
- ③ 3年以上5年未満
- ④ 5年以上7年未満
- ⑤ 7年以上10年未満
- ⑥ 10年以上

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q8. あなたは、女性相談支援員として働く前に、次のような福祉分野に勤務したことがありますか。

<選択肢>

- ① 生活困窮者支援分野
- ② 保育・児童福祉分野
- ③ 障害福祉分野
- ④ 高齢者福祉分野
- ⑤ 女性支援分野
- ⑥ ひとり親支援分野
- ⑦ 精神保健福祉分野
- ⑧ その他の福祉分野
- ⑨ 前職や異動前に福祉分野は経験していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

Q9. あなたの現在の役職は何ですか。

<選択肢>

- ① 係員級
- ② 係長級
- ③ 課長補佐級
- ④ 課長級
- ⑤ わからない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q10. あなたの現在の勤務形態は何ですか。

<選択肢>

- ① 常勤
- ② 非常勤

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11. あなたには女性相談支援員以外に、兼務先はありますか。

<選択肢>

- ① ある ⇒ Q11-1. へおすすみください
- ② ない ⇒ Q12. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11-1. Q11. で「①ある」と回答した方に伺います。

兼務先を教えてください。

<選択肢>

- ① 母子・父子自立支援員
- ② 家庭児童相談員
- ③ 生活相談員
- ④ 生活保護面接相談員
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの相談員
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答					

「⑥その他」の兼務先

Q12. 選択肢の中で、あなたが保持している資格を全てお答えください。

<選択肢>

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 社会福祉士    | ⑨ 看護師     |
| ② 精神保健福祉士  | ⑩ 保育士     |
| ③ 社会福祉主事   | ⑪ 学校教諭    |
| ④ 臨床心理士    | ⑫ 介護福祉士   |
| ⑤ 公認心理師    | ⑬ 介護支援専門員 |
| ⑥ 産業カウンセラー | ⑭ ホームヘルパー |
| ⑦ 保健師      | ⑮ その他     |
| ⑧ 助産師      | ⑯ 保有していない |

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

## Ⅱ. 職場環境について

### 1. 人員配置・体制

Q1. 同じ職場（支所）に配属されている女性相談支援員の人数をお答えください。

<選択肢>

- ① 0人（職場内に女性相談支援員は自分のみ） ⇒ Q4. へおすすみください
- ② 1人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ③ 2人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ④ 3人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ⑤ 4人 ⇒ Q2. へおすすみください
- ⑥ 5人以上 ⇒ Q2. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q2. Q1. で「①0人（職場内に女性相談支援員は自分のみ）」以外の回答した方に伺います。  
同じ職場内の女性相談支援員とは十分に連携できていると思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q3. Q1. で「①0人（職場内に女性相談支援員は自分のみ）」**以外**の回答した方に伺います。

職場における女性相談支援員間の連携について当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 個別のケースについて、ケース検討の会議を開催している
- ② 個別のケースについて、必要に応じて相談・共有する機会がある
- ③ 同一の相談者について協力して対応している
- ④ 女性相談支援員のみ朝礼や集いの機会を持っている
- ⑤ 女性相談支援員の間で連携する上記のような機会はない

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答				

Q4. 女性相談支援員の人員配置・体制について感じる課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 職場の女性相談支援員の人数が少ない
- ② 女性相談支援員の離職率が高い
- ③ 雇用契約期間満了で、後任の女性相談支援員がいない
- ④ 人事異動等で女性相談支援員がすぐ入れ替わる
- ⑤ 専門的知識を持つ女性相談支援員がいない、少ない
- ⑥ 職場内で女性相談支援員同士の交流の機会がない
- ⑦ 新任の女性相談支援員の育成に時間がかかる
- ⑧ 相談できる上司がいない
- ⑨ 契約更新ができるか不確定であり、雇用が安定しない
- ⑩ 業務内容に比べて給与が低い
- ⑪ 所属組織に業務内容が理解されていない
- ⑫ 非常勤雇用であるにもかかわらず、過重な責任を負わされる
- ⑬ 自分の意見が所属機関の支援方針に反映できない
- ⑭ その他 ⇒ **具体的な内容をご記入ください**
- ⑮ 特になし

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答							

「⑭その他」の具体的な内容


## 2. 勤務状況・備品貸与

Q5. 年次有給休暇は取得できていますか。

<選択肢>

- ① 希望通り取得できている ⇒ Q6. へおすすみください
- ② 取得できているが、希望通りでない/不十分である ⇒ Q5-1. へおすすみください
- ③ 全く取得できていない ⇒ Q5-1. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5-1. Q5. で「②取得できているが、希望通りでない/不十分である」「③全く取得できていない」と回答した方に伺います。

理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 有給休暇の付与日数が少ない
- ② 業務量が多いため
- ③ 人員が不足しているため
- ④ 雇用契約への影響が心配だから
- ⑤ 周りに年次有給休暇を取得している人がいないため
- ⑥ 年次有給休暇に対して否定的な上司・同僚があり、取得しにくい雰囲気があるため
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--



Q6. 残業手当はありますか。

<選択肢>

- ① 支給あり（100%）
- ② 支給あり（一部）
- ③ 振替対応
- ④ 残業自体ない
- ⑤ 支給なし
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

「⑥その他」の具体的な内容

Q7. どのような時に、支援員としてバーンアウトしそうな気持ち（仕事の継続に困難を感じる）になることがありますか？

<選択肢>

- ① 職場内で相談できる女性相談支援員がいない時
- ② 職場内で相談できる上司がいない時
- ③ 雇用契約で、職の不安定さを感じた時
- ④ 給与が低い等、経済的な問題を感じた時
- ⑤ 相談者とのコミュニケーションで困難を感じた時
- ⑥ 担当している業務量が過多と感じた時
- ⑦ 労働時間が長時間になった時
- ⑧ 十分な休暇を確保できない時
- ⑨ 担当しているケースで身の危険を感じた時
- ⑩ 担当しているケースで二次受傷をした時
- ⑪ 人の命や健康を扱うという職責の重さを感じた時
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

「⑫その他」の具体的な内容

Q8. 相談者としてバーンアウトしないために、自分自身の心理的ケアとして意識的に行っていることがありますか。

<選択肢>

- ① 職場の他の女性相談支援員に相談する
- ② 職場の女性相談支援員ではない、他の職員に相談する
- ③ 職場外で身近な人に相談する
- ④ 自身で専門家によるカウンセリング等を受けている
- ⑤ 定期的に休暇をとるようにしている
- ⑥ 運動や読書等の趣味の時間を意識的に持つようにしている
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑧ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「⑦その他」の具体的な内容

### 3. 資格化について

Q9. 女性相談支援員について、女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格化を望みますか。

<選択肢>

- ① はい ⇒ Q10. へおすすみください
- ② いいえ ⇒ Q14. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q10. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格が策定される場合、資格取得に実務経験は必要だと思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格が策定される場合、資格取得のための研修は必要だと思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q12. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相談支援分野に専門性を持つ新たな資格が策定される場合、資格取得のための筆記試験は必要だと思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q13. Q9. で「①はい」と回答した方に伺います。

女性相支援員の資格化について、望む理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 支援提供には専門的な知識が必要なため
- ② 自治体において関連分野の職務経験が獲得できると考えるため
- ③ 転職の際に、キャリアアップに繋がると考えるため
- ④ 職場において新任の教育をする余裕がないから
- ⑤ 資格を有する職業として認知度・イメージが向上するから
- ⑥ 資格を有する職業として担い手が増えると思うから
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--

Q14. Q9. で「②いいえ」と回答した方に伺います。

女性相支援員の資格化について、望まない理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 研修受講や勉強をする時間的余裕がないから
- ② 女性相談支援員の担い手が減ると思うから
- ③ 資格よりも実務経験が重要だと考えるから
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答			

「④その他」の具体的な内容

### Ⅲ. 研修受講について

Q1. 職場内（女性相談支援センター、福祉事務所等）で研修を受講したことはありますか。

<選択肢>

- ① ある ⇒ Q1-1. へおすすみください
- ② ない ⇒ Q2 へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q1-1. Q1. で「①ある」と回答した方に伺います。

あなたの職場内で、次のような研修の受講経験はありますか。

ある場合は、当てはまるものを全てをお答えください。

<選択肢>

- ① 女性支援事業のあり方・課題に関する研修
- ② 女性支援事業、女性相談支援員の歴史的な背景
- ③ 相談者理解に関する研修
- ④ 相談者への支援スキルに関する研修
- ⑤ 他の福祉分野に関する研修
- ⑥ パソコン等の事務スキル向上に関する研修
- ⑦ マネジメントに関する研修
- ⑧ キャリアアップに関する研修
- ⑨ 公文書管理に関する研修
- ⑩ ハラスメントに関する研修
- ⑪ 公務員倫理に関する研修
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

「⑫その他」の具体的な内容											

Q2. 職場外（厚生労働省、所属自治体以外の自治体、民間機関等）が開催する研修を受講したことはありますか。

<選択肢>

- ① ある ⇒ Q2-1. へおすすみください
- ② ない ⇒ Q3. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q2-1. Q2. で「①ある」と回答した方に伺います。  
職場外での受講経験のある研修は何ですか。

<選択肢>

- ① 女性支援事業のあり方・課題に関する研修
- ② 女性支援事業、女性相談支援員の歴史的な背景
- ③ 相談者理解に関する研修
- ④ 相談者への支援スキルに関する研修
- ⑤ 他の福祉分野に関する研修
- ⑥ パソコン等の事務スキル向上に関する研修
- ⑦ マネジメントに関する研修
- ⑧ キャリアアップに関する研修
- ⑨ 公文書管理に関する研修
- ⑩ ハラスメントに関する研修
- ⑪ 公務員倫理に関する研修
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											
「⑫その他」の具体的な内容											

Q3. 女性相談支援員として支援を行う上で、必要だと感じている研修内容を3つ選んでお答えください。

<選択肢>

- ① 女性支援事業のあり方・課題に関する研修
- ② 女性支援事業、女性相談支援員の歴史的な背景
- ③ 相談者理解に関する研修
- ④ 相談者への支援スキルに関する研修
- ⑤ 他の福祉分野に関する研修
- ⑥ パソコン等の事務スキル向上に関する研修
- ⑦ マネジメントに関する研修
- ⑧ キャリアアップに関する研修
- ⑨ 公文書管理に関する研修
- ⑩ ハラスメントに関する研修
- ⑪ 公務員倫理に関する研修
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

「⑫その他」の具体的な内容

Q4. 研修受講のための時間は十分に確保できると思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う ⇒ Q5. へおすすみください
- ② どちらかと言えばそう思う ⇒ Q5. へおすすみください
- ③ どちらとも言えない ⇒ Q5. へおすすみください
- ④ どちらかと言えばそう思わない ⇒ Q4-1. へおすすみください
- ⑤ そう思わない ⇒ Q4-1. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答



Q4-1. Q4. で「④どちらかと言えばそう思わない」「⑤そう思わない」と回答した方に伺います。

研修受講のための時間確保が難しい理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 業務量が多い
- ② 研修受講日に業務を代替してくれる人員が確保できない
- ③ 上司（職場）の理解がない
- ④ 旅費を職場で出してもらえない
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「⑤その他」の具体的な内容

Q5. 研修には、座学・講義型研修と、グループワーク、ロールプレイングを含む対話・体験型研修があります。今後新たに策定される女性相談支援員向けの研修に対話・体験型研修があるとしたら、参加したいですか。

<選択肢>

- ① そう思う ⇒ Q5-1. へおすすみください
- ② どちらかと言えばそう思う ⇒ Q5-1. へおすすみください
- ③ どちらとも言えない ⇒ Q6. へおすすみください
- ④ どちらかと言えばそう思わない ⇒ Q5-2. へおすすみください
- ⑤ そう思わない ⇒ Q5-2. へおすすみください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5-1. Q5. で「①そう思う」「②どちらかと言えばそう思う」と回答した方に伺います。

対話・体験型研修に参加したい理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 他の女性相談支援員との繋がりを構築したい
- ② 他の女性相談支援員との知見を習得・共有したい
- ③ 幅広い分野における支援方法を習得したい
- ④ 座学で得られない知識や経験を習得したい
- ⑤ モチベーションを向上させたい
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答					

「⑥その他」の具体的な内容

Q5-2. Q5. で「④どちらかと言えばそう思わない」「⑤そう思わない」と回答した方に伺います。

対話・体験型研修への参加したくない理由を教えてください。

<選択肢>

- ① 業務量が多く、参加が難しい
- ② 体制上、参加が難しい（女性相談支援員が少ない）
- ③ 他の仕事をしていて、参加が難しい
- ④ 座学での研修で十分だと考えている
- ⑤ 今の知識・経験で十分だと考えている
- ⑥ 他者とのコミュニケーションが苦手である
- ⑦ 特に興味ない
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑧その他」の具体的な内容

Q6. 今後新たに策定される女性相談支援員向けの研修に何を望みますか。

<選択肢>

- ① 幅広い福祉分野について知識を習得したい
- ② 特定の相談ニーズに対応するための専門的な知識を習得したい
- ③ 実務にすぐ活用できるようなケースを用いた知識を習得したい
- ④ 社会情勢を反映した最新のテーマに関する知識を習得したい
- ⑤ 面接方法等の実践的な相談支援スキルを向上させたい
- ⑥ 他者・他機関との連携を通じた支援スキルを向上させたい
- ⑦ パソコン等の事務スキルを向上させたい
- ⑧ 女性相談支援員同士のネットワーキングをしたい
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

「⑨その他」の具体的な内容

## IV. 支援提供について

### 1. 支援における課題

- Q1. 昨年度、あなたが担当した相談の実件数（電話相談、来所相談）を教えてください。  
※不明の場合にはおおよその数字を記載ください。

▼ 回答欄に数値を入力してください

電話相談		件
来所相談		件

- Q2. 特に支援が難しいと感じる相談者を<選択肢A>から**3つ**選んでください。  
また、回答した3つそれぞれの相談者への支援における課題を<選択肢B>からお答えください。  
(重複する属性がある場合は、主な属性1つだけお選びください。)

<選択肢A>

- ① 妊産婦
- ② 児童を同伴する女性
- ③ 母子家庭
- ④ 性暴力被害者・性的虐待被害者
- ⑤ 性的搾取被害者
- ⑥ DV被害者・ストーカー被害者
- ⑦ 売買春の経験女性
- ⑧ 外国にルーツを持つ女性
- ⑨ 精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性
- ⑩ 若年女性
- ⑪ 65歳以上の女性

<選択肢B>

- ① 当該相談者の抱える問題・ニーズに対する知識が不足している
- ② 当該相談者への支援経験がない・少ない
- ③ 関係機関・組織との情報共有、連携が十分できない
- ④ 地域に活用できる関係機関・組織がない/知らない
- ⑤ 他の福祉制度の活用ができない
- ⑥ 人員不足により、提供できる支援が限られる
- ⑦ 相談者本人が支援を求めない傾向が強い
- ⑧ 相談者本人とのコミュニケーションが難しい
- ⑨ 早期発見が難しい
- ⑩ 一時保護所や女性自立支援施設の受け入れが難しい
- ⑪ 地域のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑫ 職場のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑬ 言語が違うことによりコミュニケーションが難しい
- ⑭ 出身国の制度・法律が違うことによる困難が生じている（離婚ができないなど）
- ⑮ 生活習慣が違うことによる困難が生じている

※ <選択肢A>  
で⑧と回答した方  
のみ

**特に支援が難しいと感じる相談者①**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者②**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者③**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

Q3. 支援が必要にも関わらず、女性相談支援センター/福祉事務所を活用しない困難な問題を抱える女性がいると思われませんが、その理由はなぜだと思いますか。

<選択肢>

- ① 地域で女性相談支援センターや福祉事務所が相談先として認識されていないから
- ② 女性相談支援センターや福祉事務所の連絡先や住所をHP等で開示していないから
- ③ 女性相談支援センターや福祉事務所が相談を受け付けているの分かりづらいから
- ④ 地域で女性支援事業や関係機関についての理解が広まっておらず、他の福祉機関・施設等から支援依頼が来ないから
- ⑤ 女性相談支援センターや福祉事務所の相談時間が限られており、相談者が活用しにくいから
- ⑥ 相談者が他の福祉制度を利用しているから
- ⑦ 相談者が女性相談支援センターや福祉事務所の利用に積極的でないから
- ⑧ 民間支援団体の支援が充実しているから
- ⑨ 民間支援団体から相談や協力依頼が来ないから
- ⑩ その他 → 具体的な内容をご記入ください
- ⑪ すべての困難な問題を抱える女性は女性相談支援センター/福祉事務所を活用している

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑩その他」の具体的な内容									

## 2. 支援方法ごとの頻度及び難しさ

Q4. それぞれの支援方法について、提供する頻度と提供する上での難しさをお答えください。

<提供する頻度選択肢>

- ① 提供しない
- ② どちらかと言えば提供しない
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えば提供する
- ⑤ よく提供する

<提供する上での難しさ選択肢>

- ① 難しいと感じない
- ② どちらかと言えば難しいと感じない
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えば難しいと感じる
- ⑤ かなり難しいと感じる

支援方法／項目	提供する頻度	提供する上での難しさ
例 提供する頻度が「よく提供する」、提供する上での難しさが「どちらかと言えば難しいと感じる」場合	⑤	④
1 居住支援		
2 就労支援		
3 経済的支援(家計・借金等の金銭問題に関する支援)		
4 健康・医療支援(妊婦含む)		
5 法的支援(離婚問題等、公的な手続きの補助等)		
6 居場所の提供支援(社会的つながり)		
7 心理的支援		
8 その他(自由記述)		
9 その他(自由記述)		
「8 その他」の具体的な内容		
「9 その他」の具体的な内容		

### 3. 女性自立支援センターの要望

Q5. 女性相談支援センターに、最も強化してほしい支援業務は何ですか。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 一時保護の積極的な受け入れ
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整
- ⑦ 一時保護期間中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑧ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q5-1. 上記設問で選択した業務以外で、女性相談支援センターに、より強化してほしい支援業務を**2つ**お選びください。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 一時保護の積極的な受け入れ
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整
- ⑦ 一時保護期間中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑧ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

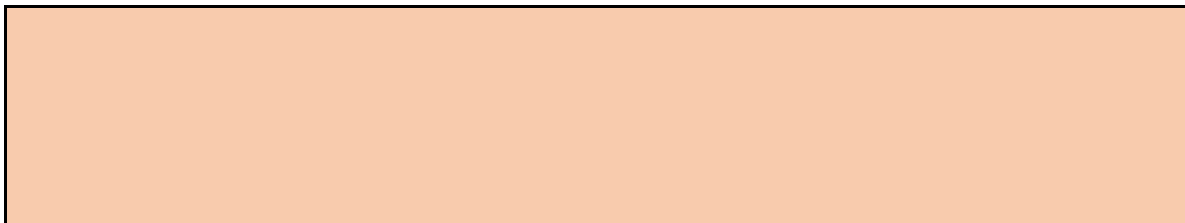
▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを**2つ**選択してください

回答	



Q5-2. (上記設問で選択した各選択肢について)  
選択した業務について、より詳細な業務内容をご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください



#### 4. DV被害者等への支援について

Q6. あなたの職場の所在地域において、DVに関わる相談は、現在どこで受けていますか。

<選択肢>

- ① 女性相談支援センター
- ② 配偶者暴力相談支援センター
- ③ 福祉事務所
- ④ 男女共同参画センター
- ⑤ その他市町村が定めた施設

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

Q7. 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題はあると思いますか。

<選択肢>

- ① 思う ⇒ Q8. へおすすみください
- ② 思わない ⇒ Q9. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q8. Q7. で「①思う」と回答した方に伺います。

具体的な課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 地域交流等ができないことにより、利用者の自立支援が制限される
- ② 通所支援ができない
- ③ 女性相談支援センターとして地域に根差した活動が制限される
- ④ 支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない
- ⑤ 支援が必要な相談者の早期発見が難しい
- ⑥ 他機関との連携がしづらい
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

Q9. 国の政策上、厚労省では「困難を抱える女性」を対象とした支援施策を実施し、内閣府では「DV被害者」を対象とした支援施策を実施しています。

所管省庁が異なることにより、女性相談支援員が現場で感じる課題には、どのようなものがありますか。

<選択肢>

- ① 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関がどのような支援をしているのかわからない
- ② 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関との連携が難しい
- ③ 厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ 課題は特にない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「④その他」の具体的な内容

**「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」  
実態把握調査質問紙調査へのご協力をお願い**

この度弊社は厚生労働省「令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」の採択を受け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行。以下「新法」という。）施行に向けた、女性支援事業の実態把握調査を実施することとなりました。

本事業は、国における困難な問題を抱える女性支援の施策検討の基礎資料とするため、全国の女性相談支援センターを対象とした調査により、困難な問題を抱える女性への支援提供状況や課題等を把握するものです。

**【本調査の目的】**

女性相談支援センターにおける困難な問題を抱える女性への支援の実態及び新法施行に向けた準備状況等を把握する。

**【調査対象】**

女性相談支援センター

**【回答期日】**

**2023年11月24日（金）**までにご回答をお願いいたします。

**【ご回答いただくにあたって】**

本調査結果は、困難な問題を抱える女性への支援の実態を把握し、厚生労働省において今後の施策を検討するための基礎資料として活用されます。

**■ご回答方法■**

調査票（本ファイル）に入力してください。

**■ご提出先■**

調査票（本ファイル）メールに添付し、**2023年11月24日（金）**までに以下の事務局メールアドレスまで送付してください

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp

**【お問い合わせ先】**

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

**調査実施主体**

PwCコンサルティング合同会社  
公共事業部  
担当者：青木佑夏、竹内菜々子、当新卓也

## I. 基本情報

### 1. 女性相談支援センター（現・婦人相談所）の機能や体制

Q1. 事業所名

※福祉事務所の場合は福祉事業所名称を記入してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

Q2. 事業所の所在地（都道府県・市区町村）

▼ ○○都道府県、○○市区町村のように入力してください

Q3. 主管部局

<選択肢>

- ① 児童福祉部門
- ② その他の福祉部門
- ③ 男女共同参画局

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答
<input type="text"/>

Q4. 併設機能

<選択肢>

- ① 一時保護所
- ② 女性自立支援施設（現・婦人保護施設）
- ③ 配偶者暴力相談支援センター
- ④ 福祉事務所
- ⑤ 児童相談所
- ⑥ 障害者更生相談所
- ⑦ 保健所・保健センター
- ⑧ 精神保健福祉センター
- ⑨ 児童相談所一時保護所
- ⑩ 母子生活支援施設
- ⑪ 障害者支援施設
- ⑫ 社会福祉協議会
- ⑬ その他 → 具体的な内容をご記入ください
- ⑭ 該当なし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

「⑬その他」の具体的な内容

Q5. 貴女性相談支援センターは住所を秘匿していますか。

<選択肢>

- ① している
- ② 一部している
- ③ していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答
<input type="checkbox"/>

## Ⅱ. 女性相談支援センター内の職場環境や支援実態

### 1. 女性相談支援センター内の働き方・業務効率化

Q1. 貴女性相談支援センター内のスタッフが働きやすくなるような環境づくり等の取組として、次のうち実施しているものをすべてお答えください。

<選択肢>

(待遇面)

- ① 人事評価制度の導入・活用
- ② 給与額や賞与額の定期的な見直し
- ③ 非常勤雇用職員の無期限の雇用契約への切り替え

(休暇)

- ④ 有給休暇取得のための目標設定
- ⑤ 休暇取得の時期の指定（時季指定）
- ⑥ 長期休暇取得の奨励
- ⑦ 半日単位での有給休暇取得を可能とする

(働き方)

- ⑧ フレックスタイム制の導入・活用
- ⑨ リモートワークを可能にする
- ⑩ 人員の増加
- ⑪ 従業員間の仕事の配分の見直し
- ⑫ 残業時間減少のための目標設定
- ⑬ 託児所の設置

(人間関係)

- ⑭ 同僚との交流会の開催
- ⑮ 上長との定期的な話し合いの場の設置

(その他、特に実施していない)

- ⑯ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑰ 特に実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑯その他」の具体的な内容

--



Q2. 業務効率化のために実施していることをお答えください。

<選択肢>

- ① 業務効率化を目的とした会議の開催
- ② 定期的な業務内容の見直し
- ③ ICT活用（インターネットを活用したスタッフ間の情報連携等）
- ④ ルーティンワークの自動化
- ⑤ ルーティンワークのマニュアル化
- ⑥ ペーパーレス化、デジタル化
- ⑦ データベースの構築
- ⑧ 業務効率化の必要性を感じていない
- ⑨ 業務効率化の必要性を感じているが、特に実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

Q3. 令和2～4年における、貴センターの在籍非常勤職員数と自己都合により辞職した非常勤職員の人数をお答えください。

※在籍職員数：前年度から継続して在籍されている職員数＋当該年度に入社された職員数

▼ 回答欄に数値を入力してください

令和2年	在籍非常勤職員数		名
	非常勤で自己都合による退職者数		名
令和3年	在籍非常勤職員数		名
	非常勤で自己都合による退職者数		名
令和4年	在籍非常勤職員数		名
	非常勤で自己都合による退職者数		名

Q3-1. Q3. で辞職した職員が1名以上と回答した方に伺います。

令和2～4年における、貴センターを自己都合により退職した非常勤職員の退職由について、  
当てはまると考えるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 希望する仕事ではなかったから
- ② 能力・実績が正当に評価されなかったから
- ③ 給与・報酬が少なかったから
- ④ 労働時間が長かった、または休暇が少なかったから
- ⑤ 身体の健康がすぐれなかったから
- ⑥ 精神の健康がすぐれなかったから
- ⑦ 家庭の事情（結婚、出産・育児、介護・看護等）のため
- ⑧ 契約期間が満了したから
- ⑨ 職場内の人間関係のため
- ⑩ 利用者とのトラブルのため
- ⑪ 把握していない
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答										

「⑫その他」の具体的な内容

### Ⅲ. 一時保護の取組

#### 1. 一時保護所の実態

Q1. 一時保護所の定員及び利用者数（年間平均・延べ人数）

※同伴家族は含まない

※計算式：1日の一時保護者数を365日分足し合わせた数/365日

▼ 回答欄に数値を入力してください

定員		名
利用者数		名

Q2. 同伴児童等への支援に必要なスペースとして用意されているものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 授乳スペース
- ② 沐浴スペース
- ③ 保育室
- ④ 子どもの対応可能な保健室
- ⑤ 学習のためのスペース
- ⑥ 室内の遊び場
- ⑦ 屋外の遊び場
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑨ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

「⑧その他」の具体的な内容

--

Q3. 貴保護所では、過去3年間で一時保護所の依頼を断ったことはありますか。

<選択肢>

- ① ある
- ② ない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q4. Q3. で「①ある」と回答した方に伺います。

一時保護の依頼を断った理由について、当てはまるものすべてをお答えください。

<選択肢>

- ① 当該相談者に一時保護の必要はないと判断したため ⇒ Q5. へおすすめください
- ② 当該相談者がセンターの一時保護の方針に合致しなかったため ⇒ Q6. へおすすめください
- ③ 人員不足により、受け入れられなかったため
- ④ 措置費の不足により、受け入れられなかったため
- ⑤ 一時保護所の定員がいっぱいであったため
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

} Q7. へ  
おすすめください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答					

「⑥その他」の具体的な内容

Q5. Q4. で「①当該相談者に一時保護の必要はないと判断したため」と回答した方に伺います。

その理由についてお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

Q6. Q4. で「②当該相談者がセンターの一時保護の方針に合致しなかったため」と回答した方に伺います。  
貴保護所における、一時保護所入所に関する方針として当てはまるものをすべてお選びください。

<選択肢>

- ① 同伴児者が未就学児の場合は受け入れない
- ② 同伴児者が就学年齢以上の男児の場合は受け入れない
- ③ 同判児者が中学生以上の男児の場合は受け入れない
- ④ 同伴者者が中学生以上であれば性別に関わらず受け入れない
- ⑤ 同伴児者が複数人いる場合は受け入れない
- ⑥ 同伴児者または当事者が精神障害により、集団生活が困難な場合は受け入れない
- ⑦ 同伴児者または当事者が知的障害や発達障害により、集団生活が困難な場合は受け入れない
- ⑧ 同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない
- ⑨ 同伴者または当事者が高齢等の理由により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない
- ⑩ 同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、医療的ケア（たんの吸引、導尿等）が必要な場合は受け入れない
- ⑪ 当事者の障害や先天的疾患により、同判児の養育が困難な場合は受け入れない
- ⑫ 当事者により同伴児者への虐待の疑いがある場合は受け入れない
- ⑬ DV被害者以外は受け入れない
- ⑭ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

「⑭その他」の具体的な内容

Q7. 一時保護所における予算（単価）上、配置できる人数が足りていないと感じる職種を最大3つまでお選びください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢を選ばないようお願いいたします。

<選択肢>

- ① 事務員
- ② 主任指導員
- ③ 指導員
- ④ 看護師
- ⑤ 栄養士
- ⑥ 調理員等
- ⑦ 心理療法担当職員
- ⑧ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

Q8. 一時保護所に配置できる職種で、措置単価（国庫補助金の補助基準額）が足りていないと感じる職種を最大3つまでお選びください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢を選ばないようお願いいたします。

<選択肢>

- ① 事務員
- ② 主任指導員
- ③ 指導員
- ④ 看護師
- ⑤ 栄養士
- ⑥ 調理員等
- ⑦ 心理療法担当職員
- ⑧ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

Q9. 一時保護対象者のうち、中長期的な支援が必要な場合は女性自立支援施設への入所措置決定を行う必要があります。  
貴女性相談支援センターで過去、一時保護対象者に入所措置を行わなかった場合があれば、その理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 当該相談者は自立が可能と判断したため ⇒ Q10. へおすすみください
- ② 当該相談者に自立の見込みがなかったため ⇒ IV. 支援における連携について へおすすみください
- ③ 当該相談者が女性自立支援施設の入所方針や基準に合致しなかったため ⇒ Q11. へおすすみください
- ④ 当該相談者の同意が得られなかったため
- ⑤ 他に利用できる制度があったため
- ⑥ 女性自立支援施設との連携不足のため
- ⑦ 女性自立支援施設が地域内にないため
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑨ 一時保護対象者に入所措置を行わなかったことはない

IV. 支援における連携について へおすすみください

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答								

「⑧その他」の具体的な内容

Q10. Q9. で「①当該相談者は自立が可能と判断したため」と回答した方に伺います。  
その内容をご記入ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

Q11. Q9. で「③当該相談者が女性自立支援施設の入所方針や基準に合致しなかったため」と回答した方に伺います。

女性自立支援施設の、入所に関する方針として当てはまるものをすべてお選びください。

<選択肢>

- ① 同伴児者が未就学児の場合は受け入れない
- ② 同伴児者が就学年齢以上の男児の場合は受け入れない
- ③ 同判児者が中学生以上の男児の場合は受け入れない
- ④ 同伴者者が中学生以上であれば性別に関わらず受け入れない
- ⑤ 同伴児者が複数人いる場合は受け入れない
- ⑥ 同伴児者または当事者が精神障害により、集団生活が困難な場合は受け入れない
- ⑦ 同伴児者または当事者が知的障害や発達障害により、集団生活が困難な場合は受け入れない
- ⑧ 同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない
- ⑨ 同伴者または当事者が高齢等の理由により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない
- ⑩ 同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、医療的ケア（たんの吸引、導尿等）が必要な場合は受け入れない
- ⑪ 当事者の障害や先天的疾患により、同判児の養育が困難な場合は受け入れない
- ⑫ 当事者により同伴児者への虐待の疑いがある場合は受け入れない
- ⑬ DV被害者以外は受け入れない
- ⑭ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

「⑭その他」の具体的な内容



#### IV. 支援における連携について

##### 1. 女性相談支援センター内の連携について ※一時保護所を含まない

Q1. 貴女性相談支援センター内では、相談支援を担う職員同士十分に連携できていると思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかといえばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q2. 貴女性相談支援センターにおける、個別ケース検討会議の開催頻度についてお答えください。

※緊急の個別ケース検討会議も含める

<選択肢>

- ① 1週間に1度以上開催している
- ② 2週間に1度以上開催している
- ③ 1か月に1度以上開催している
- ④ 3か月に1度以上開催している
- ⑤ 半年に1度以上開催している
- ⑥ 1年に1度以上開催している
- ⑦ 開催していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q3. 貴女性相談支援センターには、異動により配属された都道府県職員で相談支援をされている職員は何名在籍していますか。

▼ 回答欄に数値を入力してください

	名
--	---

Q4. 貴女性相談支援センターに在籍する都道府県職員で相談支援をされている職員が兼務している、センター以外の事業についてお答えください。

<選択肢>

- ① 生活保護に関わる事業
- ② 生活困窮者支援に関わる事業
- ③ 児童福祉に関わる事業
- ④ 障害福祉に関わる事業
- ⑤ 高齢者福祉に関わる事業
- ⑥ その他の福祉に関わる事業
- ⑦ 福祉に全く関わらない事業
- ⑧ 兼務していない
- ⑨ わからない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答								

## 2. 制度間連携について

Q5. 相談者を支援する上で、連携している他の所管部局についてお答えください。

<選択肢>

- ① 生活保護に関わる部署
- ② 生活困窮者支援に関わる部署
- ③ 児童福祉に関わる部署
- ④ 障害福祉に関わる部署
- ⑤ 高齢者福祉に関わる部署
- ⑥ その他の福祉に関わる部署
- ⑦ 福祉に全く関わらない部署
- ⑧ 特に他部署と連携していない
- ⑨ わからない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答								

Q6. 相談者を支援する上で、他の所管部局との連携は十分に実施できていますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q6-1. Q6. で「④どちらかと言えばそう思わない」または「⑤そう思わない」と回答した方に伺います。

その理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 他の福祉制度に関わる知識が不足している
- ② どの機関や窓口相談すればよいかわからない
- ③ 他制度と調整を行う人材の余裕がない
- ④ 他部局の担当者が積極的ではない
- ⑤ その他 → 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「⑤その他」の具体的な内容

### 3. 女性自立支援施設との連携について

Q7. 女性自立支援施設と、連携は十分に実施できていますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない
- ⑥ 地域に女性自立支援施設がない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q8. 女性自立支援施設への入所調整会議に誰が参加していますか。

<選択肢>

- ① センターの職員
- ② 市区の女性相談支援員
- ③ 女性自立支援施設の職員
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ わからない
- ⑥ 当該会議を開催していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

「④その他」の具体的な内容

--

#### 4. 他機関との担当者レベルでの連携について

Q9. 女性自立支援施設以外の他の福祉機関と、実務者・担当者レベルで情報共有を十分にしていると思いますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q10. 女性自立支援施設以外の他の福祉機関と、実務者・担当者レベルで特定の相談者に関する会議等をどの程度開催していますか。

<選択肢>

- ① 1週間に1度以上開催している
- ② 2週間に1度以上開催している
- ③ 1か月に1度以上開催している
- ④ 3か月に1度以上開催している
- ⑤ 半年に1度以上開催している
- ⑥ 1年に1度以上開催している
- ⑦ 開催していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

## 5. 市区町村の女性相談支援員との連携について

Q11. 貴女性相談支援センターが所在する市区において、女性相談支援員は配置されていますか。

<選択肢>

- ① 配置されている ⇒ Q12. へおすすみください
- ② 配置されていない ⇒ Q13. へおすすみください
- ③ わからない ⇒ Q15. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q12. Q11. で「①配置されている」と回答した方に伺います。

貴女性相談支援センターが所在する市区の女性相談支援員との連携は十分に為されていますか。

<選択肢>

- ① そう思う
- ② どちらかと言えばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそう思わない
- ⑤ そう思わない

Q15. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q13. Q11. で「②配置されていない」と回答した方に伺います。

今後、貴女性相談支援センターが所在する市区に、市区の女性相談支援員の配置は望みますか。

<選択肢>

- ① 望む ⇒ Q14. へおすすみください
- ② どちらかと言えば望む ⇒ Q14. へおすすみください
- ③ どちらとも言えない ⇒ Q15. へおすすみください
- ④ どちらかと言えば望まない ⇒ Q15. へおすすみください
- ⑤ 望まない ⇒ Q15. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q14. Q13. で「①望む」または「②どちらかと言えば望む」と回答した方に伺います。

市区の女性相談支援員に担当してほしい業務をお答えください。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 他の福祉制度による支援提供の調整
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑦ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑧ 一時保護退所後の民間団体や他の福祉施設との調整
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答										

Q15. 貴女性相談支援センターが所在する市区の女性相談支援員との連携に係る課題について、最も該当するものをお答えください。

<選択肢>

- ① 市区町村の女性相談支援員の人員が不足している、またはいない
- ② センター側の人員が不足している
- ③ 連携先の窓口がわからない、定まっていない
- ④ 市区が女性支援の取組に熱心ではない、または理解が十分でない
- ⑤ 市区の支援員との連携は行っていない
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答					

「⑥その他」の具体的な内容



## 6. 民間支援団体との連携について

Q16. 地域にある女性支援に関係する民間支援団体を把握していますか。

<選択肢>

- ① 把握している ⇒ Q17. へおすすみください
- ② 把握していないが、これから把握する予定 ⇒ Q18. へおすすみください
- ③ 把握しておらず、把握する予定もない ⇒ Q19. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q17. Q16. で「①把握している」と回答した方に伺います。

地域の民間支援団体とどのような支援において連携しているかお答えください。

<選択肢>

- ① 居住支援
- ② 就労支援
- ③ 経済的支援(家計・借金等の金銭問題に係る支援)
- ④ 健康・医療支援(妊婦含む)
- ⑤ 法的支援(離婚問題等、公的な手続きの補助等)
- ⑥ 居場所の提供支援(社会的つながり)
- ⑦ 心理的支援
- ⑧ 子育て支援
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 連携していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑨その他」の具体的な内容

--

Q18. Q16. で「①把握している」または「②把握していないが、これから把握する予定」と回答した方に伺います。

どのような手法で把握したか、またはする予定かお答えください。

<選択肢>

- ① 地域にある民間支援団体についての外部委託調査を活用する
- ② 自らインターネット検索する
- ③ 市区の女性相談支援員等の関係者から情報を収集する
- ④ 民間支援団体からの相談等の連絡を受ける
- ⑤ どのような手法で把握すればよいかわからない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答				

Q19. 地域の民間支援団体との連携に係る課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 民間支援団体との連携方法がわからない
- ② 女性相談支援センター側の人員が不足している
- ③ 女性相談支援センターまたは一時保護所の住所を非公開にしているため、連携がしづらい
- ④ 信頼できる民間支援団体がない、わからない
- ⑤ 民間支援団体が協力的でない
- ⑥ 個人情報をごどのように共有すればよいかわからない
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

## 7. 都道府県をまたいだ連携について

Q20. 都道府県をまたいだ女性相談支援センターや女性自立支援施設との連携に係る課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 窓口や担当者が分からない
- ② 他県の支援体制や実態が見えない
- ③ 支援方針等が県によって異なる
- ④ 相談者転居後の支援の引継ぎが難しい
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「⑤その他」の具体的な内容

## V. 支援提供について

### 1. 支援における課題

- Q1. 特に支援が難しいと感じる相談者を<選択肢A>から3つ選んでください。  
また、回答した3つそれぞれの相談者への支援における課題を<選択肢B>からお答えください。  
(重複する属性がある場合は、主な属性1つだけお選びください。)

#### <選択肢A>

- ① 妊産婦
- ② 児童を同伴する女性
- ③ 母子家庭
- ④ 性暴力被害者・性的虐待被害者
- ⑤ 性的搾取被害者
- ⑥ DV被害者・ストーカー被害者
- ⑦ 売買春の経験女性
- ⑧ 外国にルーツを持つ女性
- ⑨ 精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性
- ⑩ 若年女性
- ⑪ 65歳以上の女性

#### <選択肢B>

- ① 当該相談者の抱える問題・ニーズに対する知識が不足している
- ② 当該相談者への支援経験がない・少ない
- ③ 関係機関・組織との情報共有、連携が十分できない
- ④ 地域に活用できる関係機関・組織がない/知らない
- ⑤ 他の福祉制度の活用ができない
- ⑥ 人員不足により、提供できる支援が限られる
- ⑦ 相談者本人が支援を求めない傾向が強い
- ⑧ 相談者本人とのコミュニケーションが難しい
- ⑨ 早期発見が難しい
- ⑩ 一時保護所や女性自立支援施設の受け入れが難しい
- ⑪ 地域のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑫ 職場のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑬ 言語が違うことによりコミュニケーションが難しい
- ⑭ 出身国の制度・法律が違うことによる困難が生じている（離婚ができないなど）
- ⑮ 生活習慣が違うことによる困難が生じている

※ <選択肢A>  
で⑧と回答した方  
のみ

**特に支援が難しいと感じる相談者①**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者②**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者③**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

Q2. 支援が必要にも関わらず、女性相談支援センターを活用しない困難な問題を抱える女性がいると思われませんが、その理由はなぜだと思いますか。

<選択肢>

- ① 地域で女性相談支援センターが相談先として認識されていないから
- ② 女性相談支援センターの連絡先や住所をHP等で開示していないから
- ③ 女性相談支援センターが相談を受け付けているのか分かりづらいから
- ④ 地域で女性支援事業や関係機関についての理解が広まっておらず、他の福祉機関・施設等から支援依頼が来ないから
- ⑤ 女性相談支援センターの相談時間が限られており、相談者が活用しにくいから
- ⑥ 相談者が他の福祉制度を利用しているから
- ⑦ 相談者が女性相談支援センターの利用に積極的でないから
- ⑧ 民間支援団体の支援が充実しているから
- ⑨ 民間支援団体から相談や協力依頼が来ないから
- ⑩ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑪ すべての困難な問題を抱える女性は女性相談支援センター/福祉事務所を活用している

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答										
「⑩その他」の具体的な内容										

Q3. 実施したいと考えているが、現状できていない支援をお答えください。

<選択肢>

- ① 地域交流等の利用者の自立支援
- ② 地域住民との交流等、地域に開いた支援活動
- ③ 通所支援
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ 特になし ⇒ Q5.へおすすみください

} Q4.へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				
「④その他」の具体的な内容				

Q4. Q3. で選択肢①～④と回答した方に伺います。

現状実施できていない理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 具体的な実施方法がわからない、スキルが不足している
- ② 当該業務を担う人手が足りない
- ③ 住所を秘匿する必要があるため支援内容に制限がある
- ④ 関係者が協力的でない
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「⑤その他」の具体的な内容

## 2. 相談支援について

Q5. 貴女性相談支援センターで受け付けている相談方法をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ メール相談
- ④ SNS相談（LINE、X（旧Twitter）、Facebook等）
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「⑤その他」の具体的な内容

Q6. Q5. で回答した相談方法の受付時間について工夫していることをお答えください。

<選択肢>

- ① 夜間対応を実施している
- ② 土日祝日対応を実施している
- ③ 24時間対応を実施している
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

「④その他」の具体的な内容



Q7. Q5. で「②来所相談」と回答した方に伺います。

電話相談の相談者を来所相談に繋げたことはありますか。

<選択肢>

- ① はい ⇒ Q7-1. へおすすみください
- ② いいえ

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q7-1. Q7. で「①はい」と回答した方に伺います。

どのような場合に電話相談の相談者を来所相談に繋げましたか。

<選択肢>

- ① 継続的な支援が必要と判断した場合
- ② 住居の提供が必要と判断した場合
- ③ 緊急性が高いと判断した場合
- ④ 電話では相談者の状況把握が難しいと判断した場合
- ⑤ 相談者が対面によるコミュニケーションや来所相談を希望した場合
- ⑥ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答					
「⑥その他」の具体的な内容					

Q8. Q5. で「②来所相談」と回答した方に伺います。

貴女性相談支援センターでは、来所相談を貴女性相談支援センターの  
本体設置場所とは別の場所で受け付けることはありますか。

<選択肢>

- ① 常にセンターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている ⇒ Q9. へおすすみください
- ② 場合によって、センターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている  
⇒ Q9. へおすすみください
- ③ 常にセンターの本体設置場所で受け付けている（別の場所で受け付けることはない）

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q9. Q8. で「①常にセンターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている」または「②場合によって、センターの本体設置場所とは別の場所で受け付けている」と回答した方に伺います。どのような場合に電話相談の相談者を来所相談に繋げましたか。

<選択肢>

- ① 福祉事務所
- ② センターの支部や支局
- ③ 都道府県の所有施設
- ④ 飲食店等
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「⑤その他」の具体的な内容

### 3. センター内の役割分担について

本セクションの設問では、貴女性相談支援センター内における業務の役割分担の状況についてお伺いいたします。

Q10. 貴女性相談支援センター内で、電話相談を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑨その他」の具体的な内容									

Q11. 貴女性相談支援センター内で、来所相談を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑨その他」の具体的な内容									

Q12. 貴女性相談支援センター内で、相談者のアセスメントを担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑨その他」の具体的な内容									

Q13. 貴女性相談支援センター内で、一時保護の受け入れを判断される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑨その他」の具体的な内容									

Q14. 貴女性相談支援センター内で、一時保護時間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑨その他」の具体的な内容									



Q15. 貴女性相談支援センター内で、一時保護退所後の女性自立支援施設との入所調整を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑨その他」の具体的な内容

Q16. 貴女性相談支援センター内で、一時保護退所後の女性自立支援施設との入所見学の同行を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑨その他」の具体的な内容



Q17. 貴女性相談支援センター内で、一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑨その他」の具体的な内容

Q18. 貴女性相談支援センター内で、一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関（民間シェルター、母子生活支援施設、障害者支援施設等）への保護や入所の調整を担当される方をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援員
- ② 看護師
- ③ 栄養士
- ④ 心理担当職員
- ⑤ 同伴児童担当職員
- ⑥ 事務員
- ⑦ 女性相談支援センター長
- ⑧ 上記以外の相談を担う者
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑩ 当該業務を実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑨その他」の具体的な内容

#### 4. 民間支援団体と連携したい支援内容について

Q19. 民間支援団体との協働を特に望む業務を最大3つまでお答えください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢をご回答しないようお願いいたします。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 一時保護期間の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑤ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑥ 一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関への保護や入所の調整
- ⑦ 広報・啓発活動
- ⑧ 他機関へのスーパーバイズ
- ⑨ 特になし ⇒ Q21. へおすすめください

Q20.へ  
おすすめ  
ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

Q20. Q19. で「⑨特になし」**以外**を選択した方に伺います。

当該業務で民間支援団体との協働を望む理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援センターの資金が不足しており、当該業務を担当可能な人員も不足しているから
- ② 女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方にもリーチができるから
- ③ 地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるから
- ④ その他 ⇒ **具体的な内容をご記入ください**

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

「④その他」の具体的な内容

--

## 5. DV被害者等への支援について

Q21. 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題はあると思いますか。

<選択肢>

- ① 思う ⇒ Q22. へおすすみください
- ② 思わない ⇒ Q23. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q22. Q21. で「①思う」と回答した方に伺います。

具体的な課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 地域交流等ができないことにより、利用者の自立支援が制限される
- ② 通所支援ができない
- ③ 女性相談支援センターとして地域に根差した活動が制限される
- ④ 支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない
- ⑤ 支援が必要な相談者の早期発見が難しい
- ⑥ 他機関との連携がしづらい
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--

Q23. 国の政策上、厚労省では「困難を抱える女性」を対象とした支援施策を実施し、内閣府では「DV被害者」を対象とした支援施策を実施しています。所管省庁が異なることにより、女性相談支援員が現場で感じる課題には、どのようなものがありますか。

<選択肢>

- ① 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関がどのような支援をしているのかわからない
- ② 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関との連携が難しい
- ③ 厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい
- ④ その他 → 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ 課題は特にない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「④その他」の具体的な内容

**「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」  
実態把握調査質問紙調査へのご協力をお願い**

この度弊社は厚生労働省「令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」の採択を受け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行。以下「新法」という。）施行に向けた、女性支援事業の実態把握調査を実施することとなりました。

本事業は、国における困難な問題を抱える女性支援の施策検討の基礎資料とするため、全国の女性自立支援施設を対象とした調査により、困難な問題を抱える女性への支援提供状況や課題等を把握するものです。

**【本調査の目的】**

女性自立支援施設における困難な問題を抱える女性への支援の実態及び新法施行に向けた準備状況等を把握する。

**【調査対象】**

女性自立支援施設

**【回答期日】**

**2023年11月24日（金）**までにご回答をお願いいたします。

**【ご回答いただくにあたって】**

本調査結果は、困難な問題を抱える女性への支援の実態を把握し、厚生労働省において今後の施策を検討するための基礎資料として活用されます。

**■ご回答方法■**

調査票（本ファイル）に入力してください。

**■ご提出先■**

調査票（本ファイル）メールに添付し、**2023年11月24日（金）**までに以下の事務局メールアドレスまで送付してください

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp

**【お問い合わせ先】**

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」事務局 （株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	woman@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

**調査実施主体**

PwCコンサルティング合同会社  
公共事業部  
担当者：青木佑夏、竹内菜々子、当新卓也

## I. 基本情報

### 1. 女性自立支援施設（現・婦人保護施設）の機能や体制

Q1. 施設名

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

Q2. 設置主体

<選択肢>

- ① 都道府県
- ② 社会福祉法人
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答
<input type="text"/>

Q3. 運営主体

<選択肢>

- ① 都道府県
- ② 社会福祉法人
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答
<input type="text"/>

Q4. 施設の所在地（都道府県・市区町村）

▼ ○○都道府県、○○市区町村のように入力してください



Q5. 一時保護委託

<選択肢>

- ① あり
- ② なし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q6. 併設機能

<選択肢>

- ① 一時保護所
- ② 女性相談支援センター（現・婦人相談所）
- ③ 配偶者暴力相談支援センター
- ④ 福祉事務所
- ⑤ 児童相談所
- ⑥ 障害者更生相談所
- ⑦ 障害者更生相談所
- ⑧ 精神保健福祉センター
- ⑨ 児童相談所一時保護所
- ⑩ 母子生活支援施設
- ⑪ 障害者支援施設
- ⑫ 社会福祉協議会
- ⑬ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑭ 該当なし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

「⑬その他」の具体的な内容

**2. 女性自立支援施設の設備 ※併設機能を含まず、本体施設についてのみお答えください**

Q7. 同伴児童等への支援に必要なスペースとして用意されているものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 授乳スペース
- ② 沐浴スペース
- ③ 保育室
- ④ 子どもの対応可能な保健室
- ⑤ 学習のためのスペース
- ⑥ 室内の遊び場
- ⑦ 屋外の遊び場
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑨ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								
「⑧その他」の具体的な内容								

Q8. 入所者の安全の確保を図るため、安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定していますか。

※安全計画： 設備の安全点検、職員等に対する施設内外での活動等における安全に関する指導や研修、訓練等に関わる計画

<選択肢>

- ① 策定している ⇒ Q9. へおすすめください
- ② 策定していないが、今後策定するよう検討中 ⇒ Q11. へおすすめください
- ③ 策定する予定はない ⇒ Q11. へおすすめください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q9. Q8. で「①策定している」と回答した方に伺います。

当該安全計画について職員に周知していますか。

<選択肢>

- ① 周知している
- ② 周知していないが、今後周知するよう検討中
- ③ 周知する予定はない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q10. Q8. で「①策定している」と回答した方に伺います。

当該安全計画に則って、職員に研修や訓練を定期的を実施していますか。

<選択肢>

- ① 実施している
- ② 実施していないが、今後実施するよう検討中
- ③ 実施する予定はない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q11. 貴施設の居室では、入居者一人当たりの床面積を9.9㎡以上確保できていますか。

<選択肢>

- ① 確保できている
- ② 一部確保できている（確保できていない居室もある）
- ③ 確保できていない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q12. 上記の居室の定員は、原則一人となっていますか。

※同伴児童がいる場合、入居者の自立支援を行うために必要な場合を除

<選択肢>

- ① なっている
- ② 一部なっている（定員が複数の居室もある）
- ③ なっていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q13. 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため等の計画（業務継続計画）を策定しているか。

<選択肢>

- ① 策定している
- ② 策定していないが、今後策定するよう検討中
- ③ 策定する予定はない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q14. 業務継続計画について、職員に対し必要な研修や訓練を定期的実施していますか。

<選択肢>

- ① 実施している
- ② 実施していないが、今後実施するよう検討中
- ③ 実施する予定はない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q15. 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため研修や訓練を定期的実施していますか。

<選択肢>

- ① 実施している
- ② 実施していないが、今後実施するよう検討中
- ③ 実施する予定はない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

## Ⅱ. 女性自立支援施設内の職場環境

### 1. 女性自立支援施設内の働き方・業務効率化

Q1. 貴施設内のスタッフが働きやすくなるような環境づくり等の取組として、次のうち実施しているものをすべてお答えください。

<選択肢>

(待遇面)

- ① 人事評価制度の導入・活用
- ② 給与額や賞与額の定期的な見直し
- ③ 非常勤雇用職員の無期限の雇用契約への切り替え

(休暇)

- ④ 有給休暇取得のための目標設定
- ⑤ 休暇取得の時期の指定（時季指定）
- ⑥ 長期休暇取得の奨励
- ⑦ 半日単位での有給休暇取得を可能とする

(働き方)

- ⑧ フレックスタイム制の導入・活用
- ⑨ リモートワークを可能にする
- ⑩ 人員の増加
- ⑪ 従業員間の仕事の配分の見直し
- ⑫ 残業時間減少のための目標設定
- ⑬ 託児所の設置

(人間関係)

- ⑭ 同僚との交流会の開催
- ⑮ 上長との定期的な話し合いの場の設置

(その他、特に実施していない)

- ⑯ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑰ 特に実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

「⑯その他」の具体的な内容

--

Q2. 業務効率化のために実施していることをお答えください。

<選択肢>

- ① 業務効率化を目的とした会議の開催
- ② 定期的な業務内容の見直し
- ③ ICT活用（インターネットを活用したスタッフ間の情報連携等）
- ④ ルーティンワークの自動化
- ⑤ ルーティンワークのマニュアル化
- ⑥ ペーパーレス化、デジタル化
- ⑦ データベースの構築
- ⑧ 業務効率化の必要性を感じていない
- ⑨ 業務効率化の必要性を感じているが、特に実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

Q3. 令和2～4年における、貴施設の在籍非常勤職員数と自己都合により辞職した非常勤職員の人数をお答えください。

※在籍職員数：前年度から継続して在籍されている職員数＋当該年度に入社された職員数

▼ 回答欄に数値を入力してください

令和2年	在籍非常勤職員数		名
	非常勤で自己都合による退職者数		名
令和3年	在籍非常勤職員数		名
	非常勤で自己都合による退職者数		名
令和4年	在籍非常勤職員数		名
	非常勤で自己都合による退職者数		名

Q3-1. Q3. で辞職した職員が1名以上と回答した方に伺います。

令和2～4年における、貴施設を自己都合により退職した非常勤職員の退職由について、  
当てはまると思うものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 希望する仕事ではなかったから
- ② 能力・実績が正当に評価されなかったから
- ③ 給与・報酬が少なかったから
- ④ 労働時間が長かった、または休暇が少なかったから
- ⑤ 身体の健康がすぐれなかったから
- ⑥ 精神の健康がすぐれなかったから
- ⑦ 家庭の事情（結婚、出産・育児、介護・看護等）のため
- ⑧ 契約期間が満了したから
- ⑨ 職場内の人間関係のため
- ⑩ 利用者とのトラブルのため
- ⑪ 把握していない
- ⑫ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答										

「⑫その他」の具体的な内容



### Ⅲ. 定員充足率

#### 1. 定員の充足に係る実態

Q1. 貴施設の定員及び利用者数（年間平均・延べ人数）

※同伴家族は含まない

※計算式：1日の一時保護者数を365日分足し合わせた数/365日

▼ 回答欄に数値を入力してください

定員		名
利用者数		名

Q2. 貴施設における、定員の充足に向けた課題をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援センターから入所に係る依頼が来ない、少ない
- ② 定員充足率がセンター以外に公表されていない
- ③ 措置費の定員1人あたり単価が不足している
- ④ 施設の職員数が不足している
- ⑤ 定員が複数人の居室を個室として利用している
- ⑥ 施設入所にあたっての制限が利用者のニーズと合わない
- ⑦ 課題は特にない
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

「⑧その他」の具体的な内容

--

Q3. 貴施設では、過去3年間で入所の依頼を断ったことはありますか。

<選択肢>

- ① ある
- ② ない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q4. Q3. で「①ある」と回答した方に伺います。

入所の依頼を断った理由について、当てはまるものすべてをお答えください。

<選択肢>

- ① 当該相談者に入所は必要ないと判断したため ⇒ Q5. へおすすみください
  - ② 当該相談者が自施設の入所方針に合致しなかったため ⇒ Q6. へおすすみください
  - ③ 施設の職員数の不足により、受け入れられなかったため
  - ④ 措置費の不足により、受け入れられなかったため
  - ⑤ 一時保護を受けていない相談者からの依頼だったため
  - ⑥ 個室の空きがない
  - ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- } Q7. へ  
おすすみください

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

Q5. Q4. で「①当該相談者に入所は必要ないと判断したため」と回答した方に伺います。

その理由についてお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

Q6. Q4. で「②当該相談者が自施設の入所方針に合致しなかったため」と回答した方に伺います。

貴施設における、施設入所に関する方針として当てはまるものをすべてお選びください。

<選択肢>

- ① 同伴児者が未就学児の場合は受け入れない
- ② 同伴児者が就学年齢以上の男児の場合は受け入れない
- ③ 同判児者が中学生以上の男児の場合は受け入れない
- ④ 同伴者者が中学生以上であれば性別に関わらず受け入れない
- ⑤ 同伴児者が複数人いる場合は受け入れない
- ⑥ 同伴児者または当事者が精神障害により、集団生活が困難な場合は受け入れない
- ⑦ 同伴児者または当事者が知的障害や発達障害により、集団生活が困難な場合は受け入れない
- ⑧ 同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない
- ⑨ 同伴者または当事者が高齢等の理由により、日常生活に介助が必要な場合は受け入れない
- ⑩ 同伴児者または当事者が障害や先天的疾患により、医療的ケア（たんの吸引、導尿等）が必要な場合は受け入れない
- ⑪ 当事者の障害や先天的疾患により、同判児の養育が困難な場合は受け入れない
- ⑫ 当事者により同伴児者への虐待の疑いがある場合は受け入れない
- ⑬ DV被害者以外は受け入れない
- ⑭ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

「⑭その他」の具体的な内容

Q7. 貴施設における予算上、配置できる人数が足りていないと感じる職種を最大3つまでお選びください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢を選ばないようお願いいたします。

<選択肢>

- ① 事務員
- ② 主任指導員
- ③ 指導員
- ④ 看護師
- ⑤ 栄養士
- ⑥ 調理員等
- ⑦ 心理療法担当職員
- ⑧ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

Q8. 貴施設に配置できる職種で、措置単価が足りていないと感じる職種を最大3つまでお選びください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢を選ばないようお願いいたします。

<選択肢>

- ① 事務員
- ② 主任指導員
- ③ 指導員
- ④ 看護師
- ⑤ 栄養士
- ⑥ 調理員等
- ⑦ 心理療法担当職員
- ⑧ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

## IV. 支援提供について

### 1. 支援における課題

- Q1. 特に支援が難しいと感じる相談者を〈選択肢A〉から3つ選んでください。  
また、回答した3つそれぞれの相談者への支援における課題を〈選択肢B〉からお答えください。  
(重複する属性がある場合は、主な属性1つだけお選びください。)

#### 〈選択肢A〉

- ① 妊産婦
- ② 児童を同伴する女性
- ③ 母子家庭
- ④ 性暴力被害者・性的虐待被害者
- ⑤ 性的搾取被害者
- ⑥ DV被害者・ストーカー被害者
- ⑦ 売買春の経験女性
- ⑧ 外国にルーツを持つ女性
- ⑨ 精神疾患や障害（身体・知的・精神）を抱えた女性
- ⑩ 若年女性
- ⑪ 65歳以上の女性

#### 〈選択肢B〉

- ① 当該相談者の抱える問題・ニーズに対する知識が不足している
- ② 当該相談者への支援経験がない・少ない
- ③ 関係機関・組織との情報共有、連携が十分できない
- ④ 地域に活用できる関係機関・組織がない/知らない
- ⑤ 他の福祉制度の活用ができない
- ⑥ 人員不足により、提供できる支援が限られる
- ⑦ 相談者本人が支援を求めない傾向が強い
- ⑧ 相談者本人とのコミュニケーションが難しい
- ⑨ 早期発見が難しい
- ⑩ 一時保護所や女性自立支援施設の受け入れが難しい
- ⑪ 地域のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑫ 職場のルールにより、提供できる支援が限られている
- ⑬ 言語が違うことによりコミュニケーションが難しい
- ⑭ 出身国の制度・法律が違うことによる困難が生じている（離婚ができないなど）
- ⑮ 生活習慣が違うことによる困難が生じている

※ 〈選択肢A〉  
で⑧と回答した方  
のみ

**特に支援が難しいと感じる相談者①**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者②**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

**特に支援が難しいと感じる相談者③**

▼ <選択肢A> からあてはまるものを一つ選択してください

<選択肢A> 回答									

▼ <選択肢B> からあてはまるものを全て選択してください

<選択肢B> 回答									

Q2. 実施したいと考えているが、現状できていない支援をお答えください。

<選択肢>

- ① 地域交流等の利用者の自立支援
- ② 自施設としての地域に根差した活動
- ③ 通所支援
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ 特になし ⇒ Q4. へおすすみください

Q3. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「④その他」の具体的な内容

Q3. Q2. で選択肢①～④と回答した方に伺います。

現状実施できていない理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 具体的な実施方法がわからない、スキルが不足している
- ② 当該業務を担う人手が足りない
- ③ 住所を秘匿する必要があるため支援内容に制限がある
- ④ 関係者が協力的でない
- ⑤ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「⑤その他」の具体的な内容

## 2. 女性相談支援センターへの要望

Q4. 女性相談支援センターに、最も強化してほしい支援業務は何ですか。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 一時保護の積極的な受け入れ
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整
- ⑦ 一時保護期間中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑧ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q4-1. 上記設問で選択した業務以外で、女性相談支援センターに、より強化してほしい支援業務を2つお選びください。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 一時保護の積極的な受け入れ
- ⑤ 一時保護期間中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑥ 一時保護退所後の女性自立支援施設への積極的な入所調整
- ⑦ 一時保護期間中の女性自立支援施設への入所見学の同行
- ⑧ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑨ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑩ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑪ 特になし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを2つ選択してください

回答	



Q4-2. (上記設問で選択した各選択肢について)

選択した業務について、より詳細な業務内容をご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください



### 3. 民間支援団体と連携したい支援内容について

Q5. 民間支援団体との協働を特に望む業務を最大3つまでお答えください。

※「特になし」を選択する場合は、他の選択肢をご回答しないようお願いいたします。

<選択肢>

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 相談者のアセスメント
- ④ 一時保護期間の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑤ 一時保護退所後に地域移行した場合の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑥ 一時保護退所後の女性自立支援施設以外の支援機関への保護や入所の調整
- ⑦ 女性自立相談施設入所中の支援（同行支援、手続き関係の支援、自立支援等）
- ⑧ 女性自立相談施設退所後の支援（家庭訪問、電話相談、訪問支援等）
- ⑨ 広報・啓発活動
- ⑩ 他機関へのスーパーバイズ
- ⑪ 特になし ⇒ Q7. へおすすめください

Q6. へ  
おすすめ  
ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを3つ選択してください

回答		

Q6. Q5. で「⑪特になし」以外と回答した方に伺います。

当該業務で民間支援団体との協働を望む理由をお答えください。

<選択肢>

- ① 女性相談支援センターの資金が不足しており、当該業務を担当可能な人員も不足しているから
- ② 女性相談支援センターに相談に来ることに抵抗を感じる方にもリーチができるから
- ③ 地域巡回等のアウトリーチの取組を始められる、またはより強化できるから
- ④ その他 ⇒ **具体的な内容をご記入ください**

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

「④その他」の具体的な内容

--

#### 4. DV被害者等への支援について

Q7. 女性相談支援センターの所在地を秘匿することによる課題はあると思いますか。

<選択肢>

- ① 思う ⇒ Q8. へおすすみください
- ② 思わない ⇒ Q9. へおすすみください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

Q8. Q7. で「①思う」と回答した方に伺います。

具体的な課題についてお答えください。

<選択肢>

- ① 地域交流等ができないことにより、利用者の自立支援が制限される
- ② 通所支援ができない
- ③ 女性相談支援センターとして地域に根差した活動が制限される
- ④ 支援が必要な相談者が女性相談支援センターにたどり着けない
- ⑤ 支援が必要な相談者の早期発見が難しい
- ⑥ 他機関との連携がしづらい
- ⑦ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

「⑦その他」の具体的な内容

--

Q9. 国の政策上、厚労省では「困難を抱える女性」を対象とした支援施策を実施し、内閣府では「DV被害者」を対象とした支援施策を実施しています。  
 所管省庁が異なることにより、女性相談支援員が現場で感じる課題には、どのようなものがありますか。

<選択肢>

- ① 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関がどのような支援をしているのかわからない
- ② 配偶者暴力相談支援センター等の内閣府所管の機関との連携が難しい
- ③ 厚生労働省、内閣府双方より類似した統計調査の依頼等があり、事務負担が大きい
- ④ その他 → 具体的な内容をご記入ください
- ⑤ 課題は特にない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

「④その他」の具体的な内容

令和5年度困難な問題を抱える女性の在り方等に関する調査研究

発行日：令和6年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社